

研究論集

第10集

特集

シンポジウム

現代中国農民運動の意義
—前近代史からの考察—

2012年12月

河合文化教育研究所

研究論集

第10集

■ ■ 目 次 ■ ■

〔特集〕 シンポジウム「現代中国農民運動の意義—前近代史からの考察—」

はしがき	八 箇 亮 仁	3
現代中国農民運動の特質 —趣旨説明を兼ねて—	谷 川 道 雄	5
中国における国家と民の関係 —「民の父母」を中心として—	高 木 智 見	27
秦漢の郷里三老	馬 彪	63
均田農民の「分」—魏晋南北朝隋唐における農民の社会的生存権について—	葭 森 健 介	75
宋代地方官と民衆 —真徳秀を中心として—	小 林 義 廣	89
13~14世紀中国の郷村社会 —地域社会の指導者と農民の視点から—	小 野 泰	107
清末江南基層社会と包世臣の農政観	大 谷 敏 夫	129
中国の農民運動 —前近代から現代へ—	吉 尾 寛	145

〔特別寄稿〕

谷川道雄編 現代中国農民維権運動の性格をめぐって—中国専門家との交流記録—

前言	谷 川 道 雄	157
現代中国農民維権運動の歴史的的位置	谷 川 道 雄	161
現代農民維権運動の二重性—谷川先生の評論に対する回答	応 星	167
谷川先生の「現代中国農民の維権運動の歴史的的位置」について	周 飛 舟	171
結語	谷 川 道 雄	172

〔研究ノート〕

古代朝鮮半島における仏教と対外関係 —高句麗・百済の仏教銘文を中心に—	赤 羽 奈 津 子	175
-------------------------------------	-----------	-----

特 集

シンポジウム

「現代中国農民運動の意義—前近代史からの考察—」

「内藤湖南研究会」「東アジアの歴史と現代研究会」共同企画

(2012年7月)

はしがき

「東アジアの歴史と現代研究会」主宰 八箇亮仁

この特集は、2012年7月22日に実施された、シンポジウム「現代中国農民運動の意義——前近代史からの考察——」の報告の記録である。シンポジウムは、河合文化教育研究所主催の下、同研究所に所属する「内藤湖南研究会」および「東アジアの歴史と現代研究会」の共同企画として龍谷大学大宮キャンパスで開催された。シンポジウムが二つの研究会の共同企画として実施されたことは、追究したテーマが両研究会の活動経緯と深く結びついていたからである。そこでまず、シンポジウム開催にかかわる両研究会のこの間の活動状況について簡単にふれておきたい。

2010年2月、両研究会にかかわる谷川道雄、中田和宏、田村俊郎は、王国林著『失地農民調査』（2006年）を『土地を奪われゆく農民たち』（河合文化教育研究所）と題して刊行し、それ以降も「東アジアの歴史と現代研究会」の内部研究班として、中国農民研究会を組織し、2012年3月に、共同研究「現代中国農民の維権（権利擁護）運動——中国学界の討論をめぐって——」を『研究論集』（第9集）に発表するなど、一貫して現代中国農民運動の状況把握や研究動向に注目してきた。そして、同共同研究の「総括と展望」では、専制国家と農民の基本的骨格を自立と依存の矛盾的構造として理解するという本シンポジウムが共有する視点を、すでに骨子として示していた。したがって、この視点を各時代に即して検討する作業が要請されることになり、2012年3月、内藤湖南研究会でシンポジウム開催の件が提起され、同研究会

会員を中心とした今回のシンポジウム開催となったのである。

したがって、本シンポジウムは現代の問題に歴史学が正面から向き合うという性格を有しており、各報告も、現実問題から歴史を問い直すというだけでなく、国家と農民の歴史を深めることで現実問題の意味や方向性を模索するという課題を背負ったものであった。そしてこのような作業は、何よりも各報告者にとって今なお重い課題、つまり現実に関わる学問の意味やあり方を問い直すものであったともいえよう。この点に関し、各報告者の真摯な対応を汲み取っていただければありがたい。

さて、このようなシンポジウムであったが、今回のシンポジウムが提起している今一つの学問的現実課題に注意を喚起しておきたい。それは、国家と農民の関係を自立と依存の矛盾的構造として理解するという方法論的視点がどのように位置づけられ、また今後の研究にどのような影響を及ぼすであろうかということである。たとえば農民運動・民衆史研究にあって、それらは一種独自の領域として、また各国史に分節化されて研究される傾向もあるが、今後国家との依存関係も含めてその独自性や多様性を把握する必要が生じてくるのではないだろうか。そしてそれは、従来の民衆史研究や階級史観をも包み込む新たな民衆史構想への切り口を提示することにはならないであろうか。議論が展開されることを希望したい。

シンポジウムを準備するにあたっては、3月20日以降4回の実行委員会議を実施し、また4月28日以降、4回の予備発表会・準備討論を行った。こうして7月22日の当日を迎え、シンポジウムでは、8名の報告者によって、趣旨説明を兼ねた総括的問題提起と古代から清代にいたる農民運動の特質や意義等が発表され、問題整理的な総括を前提に全体討論がなされた。1時間を超える全体討論を含み、5時間に及ぶシンポジウムは盛会裏に終わることができた。

今回のシンポジウム開催にあたり、会場設営・運営等にあたり龍谷大学関係者に大変お世話になった。お礼を申し上げたい。

現代中国農民運動の特質

——趣旨説明を兼ねて——

谷 川 道 雄

I 本シンポジウムの立場

1978年の改革開放政策開始以来30余年、中国は国家主導の下に急激な経済成長の道歩んできたが、今後どこへ向って進んでゆくのであろうか。これは世界の人びとの共通な関心事であり、殊に日本にとっては極めて切実な問題である。

しかし我々中国史研究者においては、中国史の最新の部分である現下の中国を考慮の外に置いて、個々の歴史事象の研究に没頭しているというのが、大方の傾向だと言えないであろうか。勿論個々の研究はそうした形においても可能であるし、現に一定の成果を挙げているわけであるが、もし過去から未来に向って流れてゆく中国史のダイナミズムをトータルにとらえようとするならば、現在進行中の事象をも何らかの研究意識の中に取りこんでゆく必要があるのではないか。

本シンポジウムは、以上のような反省に立って、E. H. Carrのいわゆる「過去と現在との対話」を試みるものである。すなわち現代中国を過去の歴史から読み解き、またそれを通じて逆に歴史研究上の新しい課題を見出すという双方向の作業を実行する。さらに言えば、この作業から中国の行く手をも洞察してみたいと考えるのである。それは我々自身も現代史に参画し、中国史研究者として今日の世界を生きる実感を味わいたいと思うからである。

II 現代中国の基本動向

中国史において、「過去と現在との対話」をいかにして成立させるか。これについてはさまざまな視角があるであろうが、私はここにいま中国がどう動いているか、いかなる課題に直面しているかといった動態的な観点から、そのいとぐちを探ってゆきたいとおもう。そうした地点に立ったとき、現今の中国社会が巨大な政治的、社会的ジレンマを抱えて動いていることが注目される。それはまた却て、未来の中国を形成する契機となるかも知れない。こうした予測の下に、先ずその政治的、社会的ジレンマの実態を観察してみたい。

1978年に中国共産党が改革開放政策を打ち出して以後、中国社会には二つの顕著な傾向が現われた。それは一定の政治的、社会的自由の拡大と市場経済の展開である。これが毛沢東時代の極端な政治統制とそれを基礎づける計画経済への反動であることは、いうまでもない。

人びとはこれによって自由な経済活動が容認されることになったが、鄧小平のいわゆる「先富論」がいみじくも示唆しているように、チャンスを得て富を蓄積した少数の者と、それにあずかれず依然として貧困生活から脱却し得ないばかりかますます窮乏度を深めてゆく大多数の人びととの間に、極端な経済格差を生んだ。とりわけ致富のチャンスを得たのは、職権をもつ官僚たちであった。政府主導による市場経済の導入は、インフラの整備等々の事業を通じて、彼らと市場との結びつきを深め、そこからさまざまな不法な手段で利益を吸い上げる「官商勾結」（官僚と企業の癒着）の風潮が横行した。

これは一般大衆の政治不信を招き、その収奪に対する各種の抗議行動を生み出す心理的背景となった。これも毛沢東時代には見ることでできなかった、時代の新傾向である。この傾向は改革開放政策開始後35年を経た今日に至ってますます増大し、日常化さえして政治不安を引き起こしている。そのために2011年に政府の計上した治安対策費が国防費を1000億元上廻って7000億元に達したと伝えられるが¹⁾、外患よりも内憂の方が深刻となってきている現状がうかがわれるのである。

そうした抗議行動は、主として地方政府（県政府・郷鎮政府）、とくに県政府へ向けられる。政府との集団交渉は往々にして、集会、坐り込み、デモ行進、さらには庁舎を包囲し、乱入して器物を損壊し、あるいは道路封鎖などの実力行使へとエスカレートする。これに対し官側では武装警察を出動させ、場合によっては暴力団を投入して、鎮圧を図る。双方に死傷者が出ることも珍らしくない。数人を逮捕して労働改造処分あるいは収監という措置をとることも常例となっている。

こうした集団的抗議行動は群体性事件とよばれて、政府・学界で強い関心がもたれている。それが反体制運動へと深化し、あるいは社会を動乱にみちびくことを憂えるためである。ともかく、群体性事件は年を追って増加し、今日では1000人以上の規模の紛争が年間27万件以上にのぼるといふ指摘がある²⁾。

しかしこうした群体性事件は、その動機においても、また群集の結集の仕方においても、決して一律ではない。その中には、事件に直接関係のない人びとが、官僚や企業家に対する日頃の鬱憤をはらすために、当事者のもとに集まって来て、大集団にふくれ上ってしまうといったケースも少なくない。群体性事件の分類を行なった于建嶸氏は、この種の事件を「社会泄憤事件」と名づけてその特徴を幾つか挙げている。かねて社会の不公正に不満を抱く人びとが、突発的に起った事件に同調して結集したもので、指導者もなく、往々にして破壊活動に出るといふのである³⁾。

1) 『争鳴』2012年7月号、32頁。『朝日新聞』2011年6月26日（14版）は、治安対策費が国防費を3000億円上廻ったとする。

2) 前註所掲『争鳴』33頁。政府系メディアの発表による。

3) 于建嶸氏は現在中国で発生している群体性事件を、維権抗争事件、社会紛糾、組織的犯罪、社会泄憤事件の4種に分類している（『抗争性政治：中国政治社会学基本問題』人民出版社、2010年、45-48頁）。

于氏がこれと対照的な事件として挙げているのが、維権抗争事件である。それは運動の主体によって農民維権・工人維権・市民維権の3種に類別される⁴⁾。維権とは「維護合法權益」の略で（『現代漢語大詞典』）、法に定められた權益を守ることを意味する。それが単なる一般的権利擁護でない点に運動の中国的特質がうかがわれるのであるが、たとえば工人維権は主として待遇問題に対して、市民維権は市民生活の侵害（例えば政府による拆遷一家屋取りこわし強制移転）に対して起る運動である。ここに我々がとくに注目するのは、農民維権である。

周知の通り、中国の人口の半ば以上は農民で占められている。そのすべてが農業に従事しているとは限らず、2億を超える農民工を始めとして、かなりの部分が非農業部門で生活している。しかし彼らにしても、農業では暮らしてゆけなくなったために非農業に転換したのであって、その身分は依然として農民である。それは都市民籍と農民籍の二元的な戸籍制度によるものであるが、彼らはそこから来るさまざまな差別、不利益を背負っているわけで、それが農民問題の一部を形成している。

この膨大で、しかも深刻な問題を抱えた農民の動向が、中国の前途に深く関わっていることは否定できないであろう。今日の中国政府が農業・農村・農民のいわゆる三農問題を政治の最重要課題として位置づけているのも、政府自身にそうした認識があるためである。こうして我々は、中国農民の動向、とくにその維権活動について、特別の関心を払わざるを得ないのである。

III 農民維権運動の発生と展開

1978年以来、安徽省を始めとする各地の農民は、きびしい農業統制の中で、集団労働制から家族請負制への転換を断行してゆき、それが全国にひろがって、政府もこれを承認せざるを得なくなった。それが「農村土地承包法」として法律化され、ここに人民公社は最終的に解体した。農民はあわせて移転の自由、非農業への転換の自由もかちとった。請負耕作制が始まってから、農民の生産意欲が高まり、農作物の生産量も飛躍的に増大した。80年代になると、農村にも万元戸が出現し、郷鎮企業が発展した。

しかしやがて税費問題という新たな障壁が彼らの前に立ちふさがる。税費とは、農業税及び関連する諸税と各種の費用とを包括した用語である。改革開放政策によって財政制度も自由化され、中央政府へ上納したあとは、地方政府が自由に財政を管理できるようになった。こうして地方政府は種々の項目を立てて任意に税費の徴収を行なうことになる。社会が年々変化して行政費が増大し、農民からの徴収額も急増した。これに拍車をかけたのが、1994年に始まる分税制である⁵⁾。これは税目を中央税と地方税に区分する制度であるが、税目の大部分を中央政府の収入としたの

4) 上掲註。

5) 分税制の内容と意義については、周飛舟『以利為利 財政關係与地方政府行為』上海三聯書店、2012年に詳しい。

で、地方財政の窮迫をもたらした。この頃から市場経済が本格化して経済の重点が大都市部に移ったので、地方経済は停滞し始め、郷鎮企業は倒産が相次ぎ、万元戸も生れなくなった。

こうして地方政府の農民からの税費徴収が苛酷なものになってゆき、農民の生活を破綻に追いこむまでになった。中央は税費徴収を収入の5%以内に抑えるよう指示したが、到底守られるはずはなかった。農民の地方政府に対する抗争は、ここから始まる。

農民たちは地方政府に対して直接に抗議行動を起すほか、政府を相手とする訴訟や上訪活動等々の形態で運動を展開した。そこから、運動集団が組織を結成する動きが、各地で生れた。それらの中で最も先進的な組織を作り上げたのが、湖南省衡陽県農民協会である。それは減負（負担軽減）の陳情のために上訪する、いわゆる減負代表たちが、お互いに地域的ネットワークを作るところから生れたものである。すなわち各村の農民の代表として上訪活動を行なう人びとが、お互いに知り合って、共通の問題を認識し、その解決のために結束してゆく態勢が形づくられたのであった。数年間の準備活動ののち、2003年正式に農民協회를結成した⁶⁾。

この湖南省衡陽県農民協会は全県にまたがる組織であるが、その他の農民維権組織は、1郷鎮の範囲、1村の範囲に止まるものである。例えば、安徽省阜陽県三合鎮の楊雲標の組織した農民維権協会は三合鎮の範囲内の組織であり、江蘇省沐陽県官墩郷の高戦の農民発展協会の活動範囲は、本村のみに限られている⁷⁾。その他も組織化の程度が高くなく、単なるネットワークに止まっているものもある。それはこうした農民維権組織が政府当局によって認定されてい

6) 湖南省衡陽県農民協会については、于建嵘氏の著書・論文の中でしばしば紹介分析されているが、『底層立場』（上海三聯書店、2011年）54頁に、その組織の大体を述べ、註3）所掲の同氏著書60-131頁にその組織の指導原理を分析している。なお拙稿「中国現代農民活動覚書」（河合文化教育研究所『研究論集』第8集、2010年）に于氏の関係論文を紹介している。

7) 前註所掲于建嵘氏『底層立場』（54-55頁）によれば安徽省阜陽県三合鎮の楊雲標が2001年3月に発起した「農民維権協会」は、10数ヶ村の30余名の「上訪減負代表」でまず「農民維権協会籌備委員会」を結成して、「農民維権協会章程」を作成し、「理性維権、文化啓蒙、科学致富」の三大活動内容を決定した。この組織の主要メンバーは200人を超える。責任者の楊雲標は、宣伝活動を通じて村委會の選挙で村委會主任の地位を勝ち取り、村の行政権を掌握した。江蘇省沐陽県官墩郷の高戦は広西師範大学の法学碩士だが、2003年6月全国大学生暑假赴蘇北農村支農団一行40数人の支援の下、中共江蘇沐陽官墩郷官發20号文件による批准を得て、「官墩郷農村發展協会」を結成した。その主旨は、「農民の知識技能を高め、生産の収益を増やし、農民の生活を改善し、農民の合法的權益を守り、農業の現代化を促進する」ことにある。現在の会員数100名以上。各種の規定をつくって農民の政治参加の權利を保障し、村政をコントロールする重要な力となっている。于氏によれば、この「官墩郷農村發展協会」が他の組織と異なってスムーズに官に認可されたのは、高戦ら知識人の領導による組織だったからとしているが、しかしこれもその後の歩みは順調ではなかった。李凡主編『中国基層民主發展報告2004』（知識産權出版社）261頁以下にこの協会の成立経緯とその後の経過を詳述している。それによれば協会員たちは熱心に法律の学習をし、村の生活改善に意欲を燃やしていたが、村党書記と村委會主任の共謀による不正を発見、紛糾の結果、党書記と村主任の改選が行なわれたが、上部機関の策略により協会側は敗北に終わったという。なお高戦は衡陽県農民協회를発起した彭榮俊に戦略的影響を与えた人物である（註6）所掲拙稿参照）。

ないところに大きな原因があるが、しかしともかく農民たちの減負闘争は政治問題となり、2005年、農業税（地方税）全面廃止という結果となった。先の請負耕作制の実現に次いで、農民は第二の勝利をかちとったと言える。

ただ、農業税廃止によって農民への取奪が少なくなったわけではない。上掲の衡陽県農民協会の本拠の存在する渣江鎮においてさえ、費用負担が一向に軽減されてない実情が報告されている⁸⁾。おもうに、地方税である農業税を廃止しても中央財政は少しも困らないが、地方政府にとっては財政の数十パーセントを占める税源を失ない、その分の補填が必要となるのである。

しかしその後農民は税費問題よりもさらに苛酷な問題に迫られることになる。それは土地収用（徴地）問題である。最初沿海部に始まり、ついで内陸部へ広がり、現在では西部方面にまで展開している。李凡氏によれば、2005年に起った全国の群体性事件8万7000件のうち、農村における紛争が約50%を占め、その約50%が土地問題によるものだという。又、いつの時点か明らかでないが、于建嶸氏は農民維権抗争中、土地問題が約65%以上を占めているという⁹⁾。

1992年の鄧小平の南巡講話を契機として、中国の市場経済導入は全面的、本格的段階に入った。海外の資金と技術に中国の低廉な労働力が結びついて、「世界の工場」といわれるまでに成長を遂げた。その成長のために供されたのが、農民の土地である。農民の集団所有地は国策として大量に収用され、地目を国有地に変更してその使用権が企業に転売された。市場経済発展という大義名分の下に、工業用地・住宅団地等々の建設用地となったのである。農民へのわずかな補償金と転売価格との大きな差額を地方政府と開発業者とが分け取りするわけである。それは地方財政にとって不可欠の収入となっていくばかりでなく、これに関わる官僚たちの私腹を肥やす財源となった。土地収用がさまざまな不法な手段を伴って強行されるのは、彼らにとって土地が又とない金の卵だからである。

土地収用は国策であるために、農民には反対する法的根拠がない。「土地管理法」に規定するのは、補償に対する協議権だけである。しかし現実には収用計画の告示義務さえしばしば守られず、告示されても実際の収用がそれと大きく隔たることが少なくない。補償金は極めて僅少で、それさえも大部分が郷・村に留め置かれる。このように農民が土地収用に抵抗できるのは、告示が正確になされたか、実際の収用が告示通りに実施されたか、今後生活でできるだけ補償金が出され、あるいは就職その他の保証がなされるかどうかという、土地収用を前提とした上での交渉に限定される。しかしその限定された条件の下で、生きてゆくための闘争が頻発している。最初は個々に収用に対応していた農民も、官側の委託した開発業者が農地の埋立工

8) 李凡主編『中国基層民主発展報告2006/2007』（知識産権出版社、2007年）385-393頁。

9) 李凡『当代中国的自由民権運動』（巨流図書公司、2011年）96頁。註3）所掲于建嶸『抗争性政治』45頁。

事を強行してくると、村民一致して阻止行動に出ざるを得なくなる。これに対して警察・暴力組織が出動すると、死傷者を出すような事態となるのである¹⁰⁾。

勿論、闘争形態としては、提訴・上訪などの手段もとられるが、行政と司法との癒着状況から公正な裁判は望めず、上訪に至っては、地方政府が極力これを阻止し、強制的につれ戻し、場合によっては市中を引き廻したりすることさえ行なわれる¹¹⁾。それらは地方政府の不正が中央に知られるのを防ぐためである。こうして上訪の成功率は、わずか2%に止まるという¹²⁾。

こうした困難な中で遂行される農民運動をどう性格づけたいであろうか。これについて中国の学界では、1997年から2008年にかけておよそ10年にわたって一連の討論が行なわれた。まず運動の性格について最初の提案を行なったのは、李連江・欧博文（O'Brien）の両氏で、彼らはこれを「依法抗争」と命名した。今日の農民抗争は、従来の納税サボタージュのような個人的な日常抵抗とは異なり、また史上に見る伝統的な暴動方式とも異なる。「法」（国の法律や中央の決定）を武器として地方政府や官僚個人の違法行為に抵抗し、自己の合法的權益を守る闘いである。それは地方政府に対しては政治的抵抗であるが、中央政府に対しては、その決定した「法」を擁護するという意味で、政治参加である。いわば現政治体制を変更することなく、農民の利益を守ってゆくという二面性を具えた運動であるとする。

この「依法抗争」論を継承しつつ、新たに「以法抗争」論を提起したのが于建嶸氏である。于氏は現今の農民維権は「依法抗争」から「以法抗争」へ進化しているという。氏によれば、両者の相違は次の通りである。「依法抗争」は、地方政府との間で生じた問題を上級機関（省・中央）によって解決してもらうのを主眼とする。従って上訪が主要な抗争手段となるが、これに対し「以法抗争」は農民自身が主体となって問題の解決に当るのを主眼とする。従って地方政府との直接対決が主要な抗争手段である。さらに于氏は、1992年以前を農民個々の抵抗、いわゆる「弱者の抵抗」（李・欧二氏の「日常的抵抗」に当る）の時期とし、92～98年を「依法抗争」の時期、そして98年以後「以法抗争」の段階に入ったとして、農民維権運動を時期区分している。尤も、この分期の根拠については、明示していない。1998年は、湖南省衡陽県の減負代表たちがひそかに省都長沙に集合して、第一回全県減負代表会議を開いた年であり、2003年の農民協会結成の基礎がこれによって築かれた。于氏はこれを「以法抗争」開始

10) その実態は王国林『失地農民調査』（新華出版社、2006年、谷川道雄・中田和宏・田村俊郎訳『土地を奪われゆく農民たち——中国農村における官民の闘い』河合文化教育研究所、2010年）に詳しい。

11) 毛里和子・松戸庸子編著『陳情 中国社会の底辺から』（東方書店、2012年）によれば、北京には陳情（上訪）の阻止、陳情者の確保・収容、地元への送還などの業務を代行する民間警備会社さえ存在するという（XIV頁）。

12) 註9）所掲李凡書112頁。なおこの数字は于建嶸氏の率いる中国社会科学院農村發展研究所調査班が2004年に行なった信訪制度調査によるものであるが、当時の上訪者に対するアンケート調査の結果が註3）所掲『抗争性政治』217頁以下に紹介分析されている。

の指標としたと推測されるが¹³⁾、「依法抗争」の起点とする1992年については、詳らかでない。

上級政府を問題解決の主体とせず、農民自身が直接地方政府と対決するという「以法抗争」のスタイルは、維権集団の組織化を必須とする。それによって地方政府に圧力をかけ、政策に変更を迫り、あるいは撤回させる。それは一種の政治参加とすることができる。さらに于氏によれば、「以法抗争」は、明確な政治的信念をもち、「法」に習熟したリーダーたちによって指導され、その基本目標は、資源上の権益の争いから政治的権利の争いへと発展してゆき、それは公共性、普遍性を具えた一種の公民運動として昇化してゆくという。

この「以法抗争」論に異議を唱えたのが、応星・呉毅の両氏である。応氏によれば、于氏の論は一定の価値を予め設定して、維権運動を理想化し、その組織性と政治性を過度に強調している。維権運動は今日でも政治的合法性が得られないことによって苦境に置かれ、組織的にも政治的にも弱体であるとする。そしてこれを率いるリーダーたちの姿勢について、現実論に立った分析を行なった。呉氏の現実論はさらに濃厚で、改革開放以来、郷村は官権力の主導によって利益構造が網のように張りめぐらされており、農民はこの網の下に忍讓を迫られているのが実情であって、于・応両氏が「極権」と「民主」の二項対立を前提にして維権運動を考察しているのは、現状に合致していない。現実の状況はもっと流動的かつ複雑であるとする。

応・呉氏両氏のこの批判に対し于氏が反論を提出して、この論争には一先ず終止符が打たれた¹⁴⁾。

私見によれば三氏の議論にはいずれも説得力に欠ける部分があって、どの立場を正しいとすることもできないが、我々としてはそれぞれの見解の採るべき所を採るという他に方法はないであろう。そうした立場に立って農民維権運動に共通する特徴を挙げてみると、次のように総括できるのではなかろうか。

- (1) 農民維権運動は、農民自身による集団形成にもとづくもので、例えば後述するような民国時代における政党主導の農民協会（農会）などとは性質を異にする。
- (2) 抗争が官の取奪にたいしてただ情念的に燃え上がる（例、泄憤事件）のではなく、「法」に依拠し、それを正当性の根拠として闘われる。
- (3) 上訪などの間接的な闘争形態をとることもあるが、それも所詮は地方政府との抗争に帰するもので、行政訴訟や地方政府への抗議行動などと共に、地方権力との対決が運動の基本である。

農民たちはこうした行動を通じて、その意志や要求を官側に伝達する。官民間の意志伝達の方法が官から民への一方通行しかない現在の中国では、民の側は抗議行動をもって民から官へ

13) 註3) 所掲『抗争性政治』58頁。

14) 以上の論争経過は、谷川道雄・中田和宏・田村俊郎「共同研究：現代中国農民の維権（権利擁護）運動——中国学界の討論をめぐって——」（河合文化教育研究所『研究論集』第9集，2012年）に詳細に紹介している。

のルートを実現する他に方法がないのである。しかしそれは両者間の矛盾を緩和し、両者の決定的な衝突を避ける道でもある。于建嶸氏を始め、農民の維権運動の積極的意義を認めることによって彼らの暴走を避け、社会秩序の安定をはかるべきだという意見が少からずあるのは、そのためである¹⁵⁾。しかし官側は、もし農民の維権組織（例えば農民協会）の合法性を認めた場合、それが反体制勢力に転ずるのをおそれて、そうした意見に耳を傾けず、依然として抑圧政策に出ているというのが、現在の実情のようである¹⁶⁾。そのため、農民維権運動の発展は決して順調とはいいたいが、ともかくもこうした理性的農民運動の出現は、今後の農村社会のあり方を考えてゆく上で、看過できないものがある。

IV 維権運動と農村

農民維権抗争が地方政府との組織的対決を主要な目標とするならば、農村に多くの支持者・同調者を獲得し、結局は農村全体が維権の意志で統一されなければならない。それは農村の変革という問題につながるであろう。

それでは、農民と農村の関係は、これまでどうであったか。中華人民共和国成立後の歴史をたどってみると、土地改革実現後の農村は、個々の小土地所有者の共同体という方向へは向わず、生産手段と労働力の集団化の路線を一气につき進み、ついには人民公社体制に至る。政社合一の人民公社に包摂される農村が、政府権力の強い統制の下に置かれたことはいうまでもない。

人民公社解体後、村民自治を立て前として設けられた村民委員会（以下村委会）も、地方行政の下請機関の体を成していると言っても過言ではない。場合によっては、村民委員会自身が政府の政策に便乗して農民の利益を侵害する機構と化している。このように、農村が真に農民の自治によって運営されるという状況は、これまでかつて実現を見なかったと言ってよい。

農村が農民自身のものになり得て来なかったこの現実に対して、今日の農民運動はどう関わるのであろうか。この問題を、湖南省衡陽県農民協会および広東省陸豊市烏坎村事件の二つの事例を素材として考えてみたい。

湖南省衡陽県農民協会は、先述のように、維権人士である各村の減負代表がネットワークを作ることによって全県的な組織を構成したものである。その会員数およそ3000人とされるが¹⁷⁾、衡陽県の人口からすれば九牛の一毛にすぎない。農民協会が結成された後、組織を拡大

15) 註6) 所掲の于建嶸『底層立場』121頁以下。註6) 所掲拙稿参照。郭正林『中国農村権力結構』（中国社会科学出版社、2005年）、丁雲等編著『当代中国農民政治参与』（知識産権出版社、2011年）175頁、黄曉勇主編『中国民間組織報告（2011-2012）』（社会科学文献出版社、2012年）103-104頁。李麗新・陳冬生主編『当代中国農村政治分析』（中国社会科学出版社、2011年）138頁以下。

16) 前註所掲『当代中国農村政治分析』146頁。なお註6) 所掲拙稿参照。

17) 李凡主編『中国基層民主發展報告2009』（華文出版社、2009年）129頁。

強化し、各村でヘゲモニーを発揮することが大きな課題となる。そのため農民協会では会員の獲得に力を入れるばかりでなく¹⁸⁾、一部のリーダーたちが村委會の委員の選挙に打って出るという拳に出ている¹⁹⁾。要するに、点から線へ、線から面へという運動の進展が必要になって来たのである。しかしそれと同時に、村委會選挙を通じての組織強化は、当局の選挙妨害によって、大きく阻止されている現実がある。

こうした農民協会型と異なり、維権抗争が村ぐるみで展開される場合がある。2011年の広東省陸豊市烏坎村の闘争がその典型である。

烏坎村の事件は、同村の党書記が村委會主任と結託して、村民の集団所有である土地を内密に親族の企業に売り渡していたのが発覚したことに始まる。これを知った村民たちは地方政府に訴えたが受け容れられず、地方政府はかえって警察を出動させてこれを弾圧した。数名の指導者が逮捕され、そのうちの一人が勾留中に異常死したことから、闘争は一気にエスカレートした。村民側は村内にバリケードを築いて立てこもり、官側の侵入に備えた。この間農民工として村外に出ていた若者たちも帰郷して闘争に参加した。とくに彼らがIT技術を駆使して内外のマスコミに状況を伝えたことから世界中の注視的となった。広東省党書記汪洋の意向で官側が一定の譲歩策を示したので、緊迫した情勢はひとまず解消することになった。

これより先、村党書記と村委會主任が村外に逃亡したので、村民側は村務執行のため、村委會の改選を考えたが、官側は承認しなかった。そこで村民側は村民代表の中から理事を選出して「臨時村民代表理事会」を構成し、問題解決の衝に当ることにした。最初官側はこの理事会をも承認しなかったが、結局これを認めることで、紛争の激化を避けようとしたのであった。

年が明けて2012年春、村民側はこの「臨時村民代表理事会」を解散し、村委會の改選を行った。この選挙では党・政府の干渉を一切排除して、完全な村民自治選挙をやり遂げた。上部の不正を介入させないこの選挙を村民たちは「一人一票」と言って喜んだといわれるが、これは「烏坎村模式」とよばれて、上部の干渉・不正に支配されている他の農村に大きな影響を与えた²⁰⁾。

以上の経緯から考えれば、烏坎村では運動の出発点から村ぐるみの形態をとり、それがその後の村民自治選挙を実現させた。村ぐるみの反政府抗争は今日全国各地で多発しているが、すべて烏坎村のような村民自治の構築につながっているかどうかは不明である。むしろ抗争が一過性に終るのが一般的ではなからうか。しかし「烏坎村模式」は、最初から面として生れた運

18) 註6) 所掲拙稿参照。

19) 2005年、湖南省衡陽県渣江鎮の村委會選挙に、農民協会の幹部たちが立候補している。しかし官側の妨害を受けていずれも落選した（李凡主編『中国基層民主發展報告2005』（知識産権出版社、2006年）207-214頁。

20) 以上の烏坎村事件の経過は、日本の新聞各紙および香港誌『動向』2012年1月号、3月号などによった。

動が、さらなる面の強化へと進むコースがあり得ることを示している。勿論、改選のあと村民自身が内部から村委會を支えるのでなければ、新村委會が党・政の執拗な干渉を拒ぎ切れないということもないとは言えない。ここにおいて、面はこれを構成する線さらには点のあり方に規定されてくる。

近年、中国の研究者によってしきりに問題にされているのは、郷村内部における自組織の創出と強化である。自組織とは村民の自主組織のことであるが、地方党・政の指導下に置かれた村委會がその下請機関に終らぬためには、自組織の存在が必須である²¹⁾。村の自組織には、農民維権組織、宗族、農業專業合作社、老人会、婦人会、各種サークルなど雑多なものがあるが²²⁾、これらはそれぞれの仕方で村民の連帯を強め、村への帰属意識を高めるはたらきをもっている。この中でもとくに村委會への影響を強くもつのは、農民維権組織と宗族であろう。前者については先述の通りであるが、政府の公認を受けず、かえって妨害に遭っている。一方宗族は長い伝統の中を生き延び、毛沢東時代の族権抑圧にもかかわらず、今日なお有力に存続している。

宗族が自組織として村政に与える影響は決して無視できないものがある。先述した烏坎村の「臨時村民代表理事会」も、実を言えば宗族組織を基礎に構成されたものであった。具体的に言うと、村民の各姓より1～5人の代表を推薦して村民代表とし、これを母体にして理事会を結成したものだという。村委會が崩壊し、村をまとめてゆく方途を失なった時、村民生活の中に生き続けている宗族制度が唯一確かな拠り所となったのである。

宗族事務の運営組織が理事会とよばれることがある。主として慶弔の行事を行なうので、紅白理事会とも言われる。しかし、この紅白理事会が慶弔の行事だけでなく、村の運営に関わることもある。賀雪峰氏は湖北省大冶県管下の各自然村の宗族理事会が、新農村建設事業の具体的プラン（例えば村内の道路建設など）に自主的に関わった例を紹介し、現代化と伝統との関係について論じている²³⁾。

有力な宗族勢力が村内に跋扈し、村委會を壟断して村民自治の妨げとなる事例もしばしば見られて、これまた識者の批判の対象となる²⁴⁾。他方ではまた、有力な宗族であっても他の宗族と調和をはかっている事実も指摘されている²⁵⁾。このように、宗族の村政に対する関係は正負さまざまであるが、中国の学者たちは、中国社会の現段階と文化の伝統を考慮して、基層社会

21) 自組織の村治における必要性を説いたものに、註15) 所掲丁雲等、李麗新・陳冬生、黃曉勇各氏の諸書の他、戴利朝・楊吉安『農村的基層政權建設』（江蘇大学出版社，2011年）、宋言奇『中国農村環境保護社会自組織研究 以江蘇為例』（科学出版社，2012年）などがある。

22) 註15) 所掲丁雲等書172頁以下に自組織を分類列举している。

23) 賀雪峰『鄉村社会關鍵詞 進入21世紀的中国鄉村素描』（山東人民出版社，2010年）202-215頁。

24) 于建嶸氏は註6) 所掲の『底層立場』65-68頁に、その実態を述べて警告を発している。

25) 『中国農村研究 2011年卷・上』（中国社会科学出版社，2011年）36頁。

の民主的発展過程における宗族の役割に期待を寄せている者が多いという²⁶⁾。血縁を紐帯とする宗族組織の閉鎖性、自利性、保守性等々が、現代の「公民社会」の理念に適合しない面があることは否定できないが、宗族組織の最大の武器は、官側に対して干渉を許さない点にあるだろう。烏坎村抗争ではその自立性を積極的に活かして、村全体の利益擁護に大きな役割を果たしたのであった。

農民の日常生活に関わりの深い地方政府がもはや収奪者でしかなく、中央政府もそれを統制することができない、あるいはかけ声だけでそれを是正することができない、といった状況の下では、農民たちは自分自身の力で問題解決に当ってゆくより他に道はない。それは端的に表現すれば、中国農民の社会的自立の道である。良心的な政府官員や知識人たちの同情はあっても、それはやはり外からの支持にすぎず、それらにも体制上の限界がある。所詮は農民が自らの力で自らの農村を作ってゆくしかないのである。

それこそ中国の「現在」を示すものではないだろうか。とすれば、「過去」はどうであったか。我々はここで考察の視点を歴史に向って転じてゆく必要に迫られる。

V 前近代の農民における自立性

中国では二千数百年来、家族労働による自立小経営が基本であった。農民の中には奴婢や佃客に転落して主家の経営内に包摂されて生きる者も少なくなかったが、全体として言えば、自立農民が支配的であった。ヨーロッパ近代の思想家たちは往々にしてアジアの小経営農民社会を「政治的奴隷制」(モンテスキュー)、「総体的奴隷制」(マルクス)などの用語で表現したが、それは専制国家の支配下における農民をそうとらえたのであって、古典古代のポリス農民との比較の視点がそこにあるように感じられる。比較の視点に立てば、たしかに古典古代の農民は土地所有者たることが市民としての必要条件なのだが、これに対してアジアの農民における土地所有は、専制国家の管理下において、権利としての明確な性格を表し得ない。

ただ比較の視点は事物の特性を照らし出す有効な方法であるが、しかしその一面、相対的な理解という限界を免れ得ない。事物の存在には、それを成り立たせている絶対的な意味がある。中国農民はたしかに専制権力の支配を受け、その免れ難い拘束の下にあったが、しかし彼らが家族労働によって生産し、その収穫によって一家の生命を維持し、子孫を殖やしてゆくというその自立した営みは、専制権力といえどもこれを否定することはできない。専制権力はむしろこの自立した再生産構造に生きる農民を基礎として存立しているのである。

しかし又、農民の自立経営は、さまざまなリスクを背負っていて、決して安定的だとは言えない。天候不順、自然災害、外部からの侵寇掠奪等々たえず襲ってくる災難がその順調な生産活動を妨げ、その生活を危機におとし入れる。こうしたリスクを予防し、あるいはそれによる

26) 註15) 所掲丁雲等書226頁にこのことを指摘する。

損害を保障するのは、国家の役割である。国家の集中した権力による治水・灌漑あるいは国防、治安維持、各種の救済事業などが、国家行政の重要な機能となる。かくして農民は自立経営の一方で、国家権力に依存することを必須とする。

この自立性と依存性とは、相互にからみあって具体的な政治体制を作り上げる。国家の農民に対する保障機能は、農民の提供する生産物や労働力、あるいはその代替物としての貨幣、つまり租税・力役によって遂行される。そしてその租税・力役は農民の自立生活の中から支出されたものである。この幾重にもからみあった自立と依存の構造は、いわゆる編戸齊民体制として政治の中に理念化されるのである。農民と国家とのこうした自立—依存の関係は、このように国家の農民に対する賦課によって実現される。国家行政にたずさわる官吏の給与も、皇帝の絶対的権威を誇示する宮殿の造営費等々も、すべてこの編戸齊民体制を基盤としている。

専制国家は農民に対する管理と収取を貫徹するシステムとして、行政系統の最末端である県から農家一戸一戸に至るまでの組織網を作り上げる。各時代の郷里制・三長制・保甲制・里甲制などがそうであり、これらはいずれも戸を最小単位としてピラミッド式に積み上げたものである。これを郷里制という言葉で総称すれば、郷里制は税役の徴収、治安維持、調停訴訟、教化などを司り、その業務には、同地域の出身者を各級の長に充てて担当させるのが通例である。

これは国政の上から下へのルートであるが、行政に対して全く無権利な農民でも、その末端に位置する自立農民は、何ほどか下から上への意志伝達の方途をもつのではないか。例えば、漢代には父老層の推薦にもとづくと思われるが、郷に郷三老を置いて民の教化を司らせた。その郷三老の中からさらに県三老を選んだが、県三老は県令やその他の属僚たちと地域の行政について商議する権限を有したという。おそらく中央から派遣された県令や長吏たちに地域の実情を伝えて官民間の意志疎通を図ったものであろう。県三老が郷官とされていわば準官僚の地位にあったのは、当時の郷里社会が行政に対して一定の自立性をもっていたことを物語っている。当時の郷里社会は父老—子弟という世代を原理とするいわゆる年齒秩序社会であり、それは先秦時代以来の血縁関係が社会構成原理としてまだ濃厚に存在していたことを示唆している。

しかし、前後両漢400年間はこの血縁原理が異なる原理に取って代られてゆく過程でもある。世代の区別によって構成されていた社会の中に、家族の勢力による区別が生じ（上家—下戸）、それが農村内部に階層関係を作り出した。それを過激に推進したのが土地所有上の不平等関係で、それは土地所有者と無産者との階級関係を造出して、これまで小土地所有者同士の関係として存続してきた農村に大きな変化をもたらした。

ただこの階級関係は財産の有無だけで構成されるものではなく、官歴・学識・人格などの要素がまつわりついて、家格上の区別として帰結して行った。魏晋南北朝時代の貴族制社会は、そのようにして形成された。

当時の貴族階級は、歴代登官の家が名望家として地方に定着したところに起源をもつと言わ

れるが²⁷⁾、ここではこれを豪族名望家と名づけてその社会的役割を分析することにした。

豪族名望家の土地資産は、奴婢・佃客を包容するほか、一般自立農民の救済手段でもあった。すなわち、凶年における食糧・種子の賑恤によって農民の再生産を保障する大きな力となった。農民たちは地域の豪族名望家の恩恵を徳とし、それを精神的な支えとした。豪族名望家はこうした救済事業だけでなく、治安の維持においても中心的な働きをなした。襲撃してくる寇賊に際し、彼らは奴婢・佃客を手勢とし、自立農民たちを組織して郷村を防衛した。これもまた農民生活の維持に必須の行動であった。日常生活においても、教化・調停・農事指導・医療などを行なった例が見られる。

彼らの学識・徳行に対する地域の評価（郷論・郷評）は、九品官人法を通じて彼らに任官資格（郷品）を与えることになる。その中には中央官として出仕する者もあったが、郷里生活を営んだまま、州郡長官の辟召を受けてその属僚をつとめることが少なかった。要するに、郷論に支えられた豪族名望家は、任官非任官を問わず、郷里にあって地方官と対等の資格をもって、官民の間に介在していたと言える。

中央集権権力の衰退したこの時代、国家は豪族名望家の勢力に頼って地方郷村社会を把握する他はなかった。北魏では彼らを宗主として地域民衆を「督護」させた。その家は労役を免除されていた。この点で言えば、彼らも一種の郷官であった。自立農民が直接政府権力ではなく、こうした民間勢力に依存して、天災・人災の中を生きていたというのが、当時の実態であった。

両漢から魏晋南北朝にかけての時代、地方社会の自主性が強く、そのため官と民の間には、三老や豪族名望家が介在して、農村社会の安定に任じた。しかし、北魏から隋唐時代にかけて中央集権体制が再建されてゆくと、それに伴って郷官制は一步一步後退してゆく。まず北魏孝文帝時代に宗主督護制を廃止して三長制を実施した。その後、地方豪族層が三長の地位を求めたというから、三長制にはまだどこか宗主督護的な意味が残っていたのであろう。つぎに隋文帝が郷官制を廃止した。これは地方属僚の辟召制をやめ、すべて中央から派遣するという措置である。これによって豪族名望家とその本郷において地方長官の属僚となることが不可能となった。これによって、下から上へ、つまり地方から中央へ向ってはたらいっていた力は弱まることになった。その反対に上から下への支配系統が強化されることになる。

北魏の三長制は種々の経緯を経て、隋唐の郷里隣保制へ帰結する。さらに郷正の設置については当時賛否両論あったが、結局廃止ということで決着した。集権制強化をより一歩進めたわけだが、しかし唐代前半期にはまだ里正の権威は高く、地域社会の自立性が幾分残っていたとされる²⁸⁾。

要するに、政府と郷村を結ぶものが中唐を境として郷官から郷役（職役）へと変化し、この

27) 内藤湖南『支那近世史』第一章「近世史の意義」。

28) 趙秀玲『中国郷里制度』（社会科学文献出版社、1998年）22頁以下。

体制がその後の全時代を貫徹する²⁹⁾。唐宋変革の一つの特徴が貴族政治から君主独裁政治への変転にあったとすれば、この郷官から郷役へという農民管理システムの変化は、まさしく唐宋変革の一環として理解さるべきであろう。

君主独裁政治の時代になって以後、農民の自立性を補助する民間の力が全く無くなったわけではない。明清時代における郷紳層の一部は、地方政府と農村の中間にあって、両者の関係を調整する役割を果たした。彼ら自身で地方公共事業を推進し、農民の救済に当たった例も少なくない。

以上漢代においては三老、魏晉南北朝においては豪族名望家、明清においては郷紳と、いずれも民間の指導者が官民の間を調整する役割を果たしているが、これらはそれぞれ時代的特色をもつと同時に、一方では時代を越えて共通する性格をもっている。前者について言えば、三老は血縁的あるいは擬制血縁的な長老制度の産物であり、豪族名望家は特定の卓越した家歴によるものであり、郷紳は科挙通過者、すなわち個人のすぐれた教養をバックとしている。時代区分的に言えば、それぞれ古代、中世、近世の各時代の特性を表わしている。しかし三者の共通面からすれば、三者いずれも徳望ある人格の保持者たることを必須条件とする。すなわち農民の側からその指導者的資格が支持されなければならない。さらに、彼らが高い見識を具え、その地方の官と対等の立場で政治に干渉する点も共通している。要するに共通してその知と徳が彼らを地方指導者たらしめているわけである。

こうして見ると、これら地方指導者は、国家による農民管理の補完的存在であるとも言える。国家の地方統制力が未熟なとき、あるいは社会秩序の混乱によって地方に及ばないとき、あるいは地方社会の高度な発達によって政治だけでは十分な管理能力を欠いているとき等々、これらの地方指導者たちが農民の自立生活を保護する役割に任ずるのである。

こうして歴代の農民は、国家および民間の地方指導者に依存することによって、その自立生活を営んできた。しかし以上の地方指導者の出現は、時期的に言えば、漢代、魏晉南北朝、明清時代に特徴的に見られるのであって、隋唐より宋元にかけての時代はどうであったか。これについて確たる解答を持ち合わせないが、ひとつの仮説を提示して、識者の教示を乞いたいとおもう。

まず隋及び唐の前半であるが、この時期は律令制度の完成期である。律令制度は、農民の自立と依存との構造を法として組みこんだものと言える。例えば均田制は、国家が自立農民の土地利用を法によって保障してゆく制度である。その他のさまざまな救済措置も、法制によって規定される。勿論、均田制が現実にとりだけ法的効力を発揮したかは議論の余地があるが、少くとも理念的には、こうした形で編戸齊民制の再建を図るものであった。

唐代後半によると、括戸政策の無効果、両税法への転換という過程を経て、国家が法を以て

29) 前註趙秀玲書25頁。郷官から郷役（職役）へというシェーマは、趙書に限らず、中国学界ではすでに通説となっているらしく思われる。張玉興『唐代県官与地方社会研究』（天津古籍出版社、2009年）234頁、註2）参照。

農民の自立を保障する政策は完全に崩壊した。土地の自由な占有，居住・移転の自由が容認され，農民生活はかつてない社会の流動性の下に置かれることになった。貨幣経済の急速な発展は，土地と労働力の分離に拍車をかけ，地主＝佃戸制が普及した。

隋唐以前における豪族と佃客の関係を考えると，それは人格的な依存関係であったが，地主＝佃戸制は経済的關係が主要な契機となって形成される。佃戸は他人の所有地を耕作していても，経営は自立的に行なうものであり，この点から言えば，佃戸を自立農民の範疇の中に入れても，必ずしも不当ではないであろう。ただその貧困さのために，地主から食糧・種子・家屋などを借りることはあったが，その借料も租の中に加算されて，一層苛酷な経済關係に縛られることになるのである。

貴族制国家唐朝の衰亡，藩鎮勢力の自立化，民衆の大動乱という事態の中で，農民たちは何に頼って生きて行ったのであろうか。傭兵への応募，反乱軍への参加，商工業への転業，いずれも離農した姿である。この大混乱の時期に，民間に農民を庇護する有力者が存在していたかどうかは後考に俟ちたい。しかしたとい個々にそうした例があったにせよ，大勢としては農民は中国史上かつてない不安定な境遇の中に投げ入れられていたとおもわれる。宋王朝が成立したあと，これを担う士大夫官僚たちの政治姿勢を整えることが必須の課題であった。慶暦の土風に見られるように，それが官僚自身によって提唱されたのは，彼らが人民と直接向き合おうとしたことを意味している。王安石の新法は，それを政策として実行しようとしたものと言ってよいだろう。

こうした宋代の政治が理想的に行なわれ，農民の自立生活を十分に保障し得たというわけではないけれども，少なくともその理念は士大夫官僚およびその構成する政府が，農民の生活問題に直接に関わってゆくという点にあった。殊に新法党にはその傾向が強く，そこに国家のあり方をめぐって旧法党との争点が生れたのであった。

いずれにしても，王安石の新法は，徹底した中央集権政治を指向する近世国家の所産であった。唐朝後半以後，家門という半ば血縁的な権威を打ちこわしつつ，歴史はすべてを集権権力に委ねるような仕方で展開してきたのであった。そこではもはや，従来のように長者や豪族が官民の中間に介在する余地は消滅してしまったのである。このことは反面から言えば，内藤湖南が言うように，民衆の地位の向上と対応するのであるが，ここでは詳論を避けたい。

ところで，農民生活の自立と依存という角度から集権政治の深化をそのようにとらえるとなれば，明清時代の郷紳が官民間を仲介したという事実は，これと矛盾しないであろうか。これまで官民間の仲介者として郷紳を三者，豪族名望家と並列に置いて論じてきたが，郷紳と後二者と異なるのは，郷紳は郷官ではないという点である。集権下の郷里制度には郷役が選ばれ，その負担の過重が問題となったが，郷紳は郷官でもなければ原則上郷役でもなく，いわば制度外の存在である。つまり集権体制の貫徹される下にあつて，これを私的な篤志家として補完するものに他ならない。こう考えると，郷紳階級の地方政治介入は，宋以来の集権政治発展の路線の上で理解すべきものではなからうか。

ではこのような郷紳階級は、どのようにして形成されてゆくのであろうか。郷紳についてはすでに膨大な先行研究があるが、ただそれを形成過程においてとらえる研究は、必ずしも十全でなかったように感じられる。郷紳は地方官とも対等に交渉できる紳士身分であり、そしてその経済的基盤は地主的土地所有にあった。さらにそれに加えて、退隠して郷居するという一種隠逸的生活態度を具え、その好むところは文人の趣味であった。思想の枠組みから言えば、当然道学ということになろう。郷紳のこうした属性から考えれば、我々は明清以前に、その前身らしき士大夫の姿を連想することができる。例えば元代、政治から排除された所謂南人が文人として発達した学問・芸術を創造したことはよく知られているが、士大夫層のこうした一種の政治離れ、文人趣味の傾向はすでに南宋時代に見られるという³⁰⁾。

このような傾向は明清官僚にも継承されたであろう。明清官僚が政治的価値を第一義とせず、むしろ文化の創造者・享受者としての人生を志向したことは、内藤湖南が縷々説いているが³¹⁾、要するに唐宋変革以後の1000年の間に成熟した君主独裁政治は、それを担うべき士大夫官僚をかえて疎外してゆく結果となったのである。

郷紳の郷居生活も、士大夫の内面において、中央から地方へと、ある種の価値転換が行なわれた結果ではなかっただろうか。それは彼らが日常故旧たちと交わる世界である。地位や知識や財産を持つ彼らは、当然この世界の指導者の役割に任ずることになった。郷民たちの苦境を知り、これを地方官府に訴える役目でもある。また郷村が必要とする事業を発起し、その先頭に立って実行してゆく立場でもある。

しかしここで以下の点を指摘しておかねばならない。戦後わが国の学界では、郷紳の性格をめぐってはげしい論戦が展開されたが、郷紳の農民指導、農民保護という側面については殆ど注目されなかったように感じられる。それは討論者たちが明清時代の地主＝佃戸制を農奴制生産様式ととらえ、この観点から郷紳を理解したからであった。すなわち郷紳が地主である以上、かれらは佃戸と敵対する関係にあって、決して彼らの指導者・保護者たり得ない存在である。討論者たちが専ら注目したのは郷紳の地主的側面であり、それは編戸齊民を指向する君主独裁体制とどう関わるかということが議論の焦点となったのである³²⁾。

生産関係を単純な階級対立に置き代えて討論を行なった戦後の唯物史観の発想が、この郷紳論に如実に表出されている。その後の明清史研究においてこれを超える視点が生み出されていることは事実である³³⁾。しかしこの郷紳問題を農民との関わりでとらえ直そうという試みは、

30) 内藤湖南『支那近世史』第十六章「蒙古人の統括と支那社会」。

31) 例えば「近代支那の文化生活」(『東洋文化史研究』所収)。

32) 谷川道雄編著『戦後日本の中国史論争』(河合文化教育研究所、1993年)第六章「明清郷紳論」を参照。なおこの項の執筆者檀上寛氏は、戦後の郷紳研究を広く学説史の上に位置づけて詳細に紹介したあと、郷紳層の精神構造にまで問題をひろげて自説を展開している。

33) 例えば森正夫「地域社会の視点——地域社会とリーダー」(『森正夫明清史論集』第3巻)は地主＝佃戸制論・専制国家論の枠組みを超えて社会の基層構造から歴史をトータルにとらえることを提唱した。

その後余り進展していないように感じられる。

それでは、中国の学界における郷紳理解はどうであろうか。70年代以前においては、郷紳は紳権の保持者として人民の階級敵とされた。しかし今日における中国学界の理解は、それとは大いに異なっているように見受けられる。すなわち、郷紳の農民保護者的側面を確実に捕捉しているように感じられるのである。例えば、魏文享氏はつぎのように述べている。「伝統的な郷村社会の権力関係の中で、郷紳は国家と社会の関係を結びつける重要な紐帯であった。彼らは国家権力の延長でもあり、地方自治権の重要な代表でもあった。科举制度が廃止された後、伝統的な功名式の（科举試験合格のキャリアをもつ）郷紳は郷村から消えてゆき、新式の地方エリートがこれにとって代わった」と³⁴⁾。ここにいう新式のエリートとは、基層政府の官員など国家権力の末端に関わる階層で彼らは同時に地主でもある。その素質は劣悪であり、それは国家の郷村管理に直接影響した。つまりいわゆる土豪劣紳と称されるもので、それは教養あり節度をもった郷紳の退場後に登場してきたものであった。

魏氏も指摘しているが、国家行政と郷紳の指導する郷村自治とが二元的に、しかも相互に利害を調節し合って、前近代の地方政治を運営してきたという認識はすでに費孝通に見られるところであり、今日の中国学者の多くがこれに賛意を表しているようである。私もこうした郷紳理解を採りたいとおもうのであるが、それはこれまで説いてきた農民の自立—依存論を有力に支える見解である。

以上述べてきたように、中国農民はその自立経営の必要条件として国家あるいは民間指導者への依存の下で保護されて生きてきた。しかしこの国家による保護—依存の関係は、しばしば収奪—敵対の関係に転化する。というより、両者は表裏一体と言ってもよいかも知れない。なぜなら、国家と農民との関係は、支配者と被支配者、管理者と非管理者という権力的な関係で成り立っているのです。前者による限度を超えた課役徴収が可能となるのである。これを緩和すべく交渉の役に当るのが歴代の民間指導者であるが、それも限界を越えた時、農民は直接暴力を以て国家の非を糾弾する行動に出る。時には民間指導者がこれをリードすることさえまれではない。大動乱ののち新しく誕生する政権は、まさにこの自立と依存の構造を再建することが最重要の事業であった。

V 再び現代へ

1911年の辛亥革命によって、王朝交代というサイクルによる自立と依存の構造の再生産運動は停止することになった。その一つの現われが郷紳階級の退場である。それに代って土豪劣紳

34) 魏文享『国民党、農民与農会 近代中国農会組織研究1924-1949』（中国社会科学出版社、2009年）。于建嵘『岳村政治 転型期中国郷村政治結構的変遷』（商務印書館、2001年）88頁以下にも、同じ趣旨で詳細な郷紳論を展開している。そこでは「功名」をもたなくとも郷紳たり得るとする議論が注目される。それは本稿で宋元時代について推測したこととも相通ずるものがある。

の郷村跋扈を来たすことになるが、それを許したのは、民国時代における農村政策であった。

1920年代前半、ようやく軍閥混戦の時代から近代政党の時代へと移行して行った。新たに誕生した中国共産党も、改組された国民党も、農村を直接に把握することにつとめた。まず農民運動に先鞭をつけたのは共産党員であり、国共合作後は農民協会（農会）が設立されたが、それを推進したのも共産党員であった。農民協会はかなりの発展を見たが、しかし所詮は政党ないし政府主導の組織にすぎない。その弱点が国共分裂後に露呈することになった。国民党は共産党の影響を農村から一掃するために農会を利用した。一方共産党の方は、革命根拠地で土地改革を実行したが、農民協会は各レベルの土地所有者を含んでいるというので、貧農団を新たに組織して土地改革闘争を行なった。このため当初の「すべての権力を農民協会へ」というスローガンと矛盾を来たし、農民協会の存在意義が失われて行った。要するに農民協会（農会）は政党の政治目的に利用され、農民自身の組織という性格を発揮できなかったのである³⁵⁾。

中華人民共和国成立後、農民協会は禁止され、代って初級合作社ついで高級合作社と、労働手段、労働力、土地の集団化が政府主導で進められ、最後に人民公社に結果する。政社合一の人民公社制によって、農民は完全に政治権力に組みこまれることになる。ここに農民の自立経営は完全に消滅したことになる。

農民によって敢行された農戸単位の請負耕作制が人民公社の解体をみちびき、ここに再び自立農民の姿が見られることになった。しかし税費負担の過重や強制的土地収用が、その自立経営を窮地に追いこんで現在に至っていることは、前述の通りである。

人民公社解体後、農村（行政村）には村民委員会が設置され、農民の自主的選挙によって委員を選出する建前とはなっているが、前述したように実情においては地方政府の違法な選挙干渉が後を絶たず、多くの場合村委會は農民の自主組織とは言いがたい状況にある。「村民委員会組織法」の規定通り行なわれた前述の烏坎村選挙が「烏坎村模式」として賞賛を受けたのは、この理念と現実の乖離の大きさを物語っている。村委會は極論するならば、地方政府の農民収奪の一翼と化し、委員自らが農民の利益の侵害者となっているのである。

以上のような状況は、むしろかえって今日の農民問題に対して、確かな方向を示してくれる。これまで述べて来たとおり、中国農民は長期にわたって自立経営を営み、またその保障のために国家や地方指導者たちの庇護を受けてきた。しかし農民にとって、国家や地方指導者たちは農民の上位にあるところの「他者」である。一方、近代国家が人民主権を標榜する以上、農民は国家の主人公でなければならないはずであるが、実情は自らの手でかちとった自立経営が国家権力によって侵害され、生活を極度の困難に陥れられている。とすれば、その行き着つくところは、前近代に幾度となくくりかえされたあの動乱なのであろうか。いま中国の識者がひとしく抱いているのはこの危惧である。年々増加する群体性事件にその予兆を感ずる向きも少なくない。

35) 以上は上掲魏文享氏書による。なお註6) 所掲拙稿に、同書の趣旨を略述している。

しかし時代はもはや前近代ではない。教育を受ける機会の乏しかった中国農民も、一步一步近代的意識を身につけてきたようにおもわれる。彼らが官から受けた損害を上訪に訴えるとき、それは単なる上級政府への陳情ではない。その受けた損害が法に反していることを訴えるのである。これを表現する「維権」の語が、農民運動の現代性を最もよく物語っている。

農民維権運動の現代性は、その運動が自主的に結集した集団によって行なわれることにも現われている。この法意識と集団の自主性がお互いに結びあって、地方政府との対決の姿勢が生れる。湖南省衡陽県の農民協会がその典型であるが、その他の維権組織も多かれ少なかれこうした特質を具えていると考えられる。

現今の農民維権運動についてはさまざまな見方があるが、もしこれを歴史の大局から見るとすれば、過去の農民には見られない新しい性格が具わっていることは、確実に言えるであろう。それはもはやいかなる「他者」にも依存することのできない境涯である。とすれば、彼らは自己自身に依存するしかない。端的に言ってしまうと、それは個々の自立経営が自主的な保障機構をもつということである。それにはまず村が、彼らにとって自主的な活動の空間でなければならない。農民協会などの自組織が郷・県の基層行政に影響力をもつことになれば、それはこの方向での第一歩であろう。そしてその動きは微弱ながらすでに始まっているようである³⁶⁾。近代以前の時代、民間指導者によって担われた役割を、今や個々の農民の連帯によって遂行する情勢になってきたのである。

今日の情況が近代以前と決定的に異なるのは、官民間に権限上の格差はあっても、身分上の格差はないことである。それを端的に物語っているのは、各級の人民代表に対する選挙権であ

36) 世界与中国研究所所長の李凡氏は、2009年の文章の中で次のように報告している。「私の了解によれば、湖南省某県に出現した農民協会は、政府の承認は受けていないけれども、すでに3000人の加入者があり、彼らは県・郷・村の三級に組織を建立して有効な活動を行なっている。この農民協会の出現によって、当地の政治生態環境は変化した。地方政府が思うままに農民をあざむき、農民の利益を侵害する事件は大中に減り、又政府と農民との間で対話を行なって、当地の問題を解決する場面が生れている。このように（政府に）登記されてはいないが、有効な工作を展開する組織の趨勢は、中国農村の多くの地方で出現している。多くの人びとにとって意外なのは、農民の結社が政治の安定に対して、大へんよい役割を果たしていることである（『中国基層民主発展報告2009』華文出版社、2009年）。これは衡陽県農民協会について述べたものであるが、註8）註19）に挙げた状況と比較すると、いくらかの変化があったようである。註15）所掲丁雲等書188頁によれば、陝西省戸県蒼游郷20ヶ村のすべてに公道協会という組織が生れ、村内の紛争を調停し、村務を公開させる役割を果たして、村民の信頼を勝ち得ているということである。又、註6）所掲于建嶸書68頁によれば、于氏の調査した河南省中牟県白沙鎮では「聯戸代表制」を実施している。それは、一軒の家庭から代表1名を出し、10戸で1聯合とする。その10名の家庭代表の中から1名の聯戸代表を推選する。聯戸代表は鎮政府から認定を受け、村組の組長と共に委員会を構成して、村組内の事務万般（財務、耕地請負など）を司り、また監督委員会を設置して村委會の仕事に対して日常的監督を行なう。選挙の公正な実施や、村民教育も聯戸制によって進められる。于氏によれば、この制度を実施して以来、鎮全体に一度も集団上訪事件が発生せず、300人余りの村・組の幹部が1人も不法を犯していないという。これは村政を各戸にまで下ろして、その透明性を徹底し、また村民の参加を促進するものであろう。歴史上の隣保制と逆方向に、下から上へ組織してゆく趣向である。

る。現在それは極めて制限された制度になっており、たまたま農民の中から当選者が出て、その活動には陰に陽に妨害が加わる実情がある。しかし細々としたこの農民の政治参加のルートも、維権運動の圧力によってやがては拡がりを見せてゆくであろう。

しかしそう楽観を許さない事態も一方では進行しつつある。それは中央が2005年に決定した「新農村建設」計画と、2008年に決定した農業の産業化推進計画である。

前者は、「生産発展」（生産の発展）、「生活寛裕」（ゆとりある生活）、「郷風文明」（郷土の文化向上）、「村莊整潔」（整頓された清潔な村）、「管理民主」（民主的管理）の5つのキャッチフレーズの下に、土地と集落の配置・利用を変更しようとするものである。例えば、分散した農家を取りこわして、高層住宅など1箇所に集住させる。それによって生み出された土地の一部を開発に充てる。それらに要する費用は政府や金融機関が負担する。こうして都市と農村の相互協力という形で、農村の改変を推進するのが、新農村建設計画である。計画の実施状況は地域によって多様なすがたを取っているようであるが、「結局は、村を消滅させ、土地を剥奪して都市へ転移する政策」だとする見方がある³⁷⁾。もしそうだとすれば、これは伝統的に形成されて来た農村が消失し、農民自身が土地から追われて「農民上楼」とよばれる未曾有の事態が進行していると言わなければならない。従来農村の貧しさ、文化の乏しさ、不便で不潔な生活等々から、農民たちが都会風の生活にあこがれ、この政策に吸引されてゆく状況も想像できる。もしそうだとすればそれは同情に値するが、農家と菜園と耕地とが一体化した農民の自立生活の風景が市場経済によって一掃されてゆく現実は、史上かつてなかった事態である。

農業の産業化について言えば、政府の推奨しているのは、いわゆる龍頭企業が個々の農家と契約して、生産・加工・販売・輸出と一連の系列の中に引き入れ、農業を完全に市場化することである。小経営農民の市場経済に対する力量の弱さから、龍頭企業の生産計画に依存せざるを得ず、ついには大農場における農業労働者の如き労働形態をよぎなくされるであろう。これもまた、自立農民の転落のすがたである³⁸⁾。

以上近年の二つの政策について、維権農民たちがその本質をいかに理解し、いかに関わっているかについて、私は殆ど知るところがない。一部の識者は、いずれの場合も自組織の介入の必要性を説いているが³⁹⁾、運動の実体については不明である。しかしここまで歴史をたどってきて明らかになったことは、農民の自立性がもはや自己自身の力にたよって支えなければならない時代になって来たということである。それは我々が今後の農民運動の展開をとらえるため

37) 本誌所載拙編「現代中国農民維権運動の性格をめぐって——北京専門家との交流記録」中、周飛舟氏論文。

38) この問題については、註10) 所掲『土地を奪われゆく農民たち』32頁以下参照。

39) 新農村建設計画については、于建嶸氏に「新農村建設需要新的農民組織」註6) 所掲『底層立場』所収) なる一文があり、農業産業化については、陸学芸氏の「会社+農家という経営は賛成だが、農家が共同してつくる協会などがなければ、きちんと制約できない」という発言がある(註10) 所掲『土地を奪われゆく農民たち』38頁)。

に欠くことのできない視点であろう。

乏しい知識を寄せ集めながら、このシンポジウムのために、一つの提案を行なった。同行諸賢の忌憚のない批正を仰ぎたい。

(附録)

本稿で言及した新農村建設に関連して、最近目にしたある文章を紹介し、読者の参考に供したいと思う。

それは、中国の新聞「南風窓」の雑誌記者田楽・陳統奎の連名で発表された「走向消亡の千年古村 消滅に向ってゆく千年の古い村」(『中国郷村発現 2012・春之号』紅旗出版社)という短文である。

江蘇省鎮江市の葛村という村は、千年の歴史を有し、とくに明代から民国にかけての古建築60ヶ所余りを完全に保存している。この村は一村ほとんど解氏で2840人いるが、言い伝えによると、北宋滅亡の時、山東省の兗州から康王趙構に従って南渡してこの地に落ち着き、故郷の村名をそのまま用いて葛村としたのだという。鎮江は魏晉時代にも永嘉の乱で難を逃れて北方から移動してきた諸集団が定住した土地柄である。同じことが千年の後にくりかえされたのである。

この葛村を象徴する建物は解氏の宗祠で、明の景泰年間に創建された。今から550年余り前である。敷地は2,350平米、建築面積は1,580平米あって、鎮江地区では最も古い祠堂である。鎮江市の文化財保護指定になっているが、その木彫、彩色画、石刻など精巧を極め、南京工業大学建築城市規画学院の汪永平教授は、こんなによく保存され、こんなに規模の大きな宗祠は江南では他に例がないと言っている。

1949年以後、解氏宗祠は小学校や村委會の事務室に転用され、一部は製靴工場に貸し出されたが、2007年になって解氏の子孫が修復を始め、修復後は、祠堂の正庁が鎮江市の文化財保護指定を受けた。その修復に当っては鎮江の新区政府が35万円を補助し、またその他の古い村を拆遷した時の古瓦などの資材を提供してくれて、数年経つと、ほぼ元の形に復原された。

葛村には宗祠の他、60戸余りのよく保存された家がある。その壁や屋根等すべて目の醒めるような精巧さである。鎮江新区社会發展局が2010年7月に発行した登録表には、この村の伝統建築など62ヶ所を列挙している。

ところが、この村に突如移転計画が持ち上がった。鎮の幹部が村委會にやってきて會議を召集した。村委會のメンバー、すべての村民小組組長および黨員がみな参加したが、絶対多数の意見は拆遷反対であった。會議はまとまらないまま散会した。しかし村の反対意見は上級の行動を阻止できなかった。鎮側は早くも人を派遣して葛村の家屋面積の測量を行い、拆遷の準備工作に取りかかったのである。

鎮江新区城郷建設局のウェブサイトは、「丁崗鎮葛村提前拆遷項目房屋拆除工程」(丁崗鎮葛村の前倒し拆遷事業のうち家屋取りこわし工事)の入札公告を発表した。この公告の中では、葛村の拆遷工事は、総規模11.97万平米、拆遷戸は548戸と定められているが、葛村全体で580戸足らずの戸数だから、千年の歴史をもつ葛村がこうしてほぼ消えてしまうことになるのである。

古村を取りこわしたあと何を建てるのか。直接利益の関わる葛村の村民たちは何も知らされていない。村民たちはこの問題について、はげしく追及した。「所定の手続きでは、建設事業のプラン、とくに文化財保護地点に関わる事業はウェブサイトやメディアや展示館を通して、社会全体に対して公示するだけでなく、その現地でも30日以上公示して、公衆の意見を徴しなければならないことになっている。しかしこの村の取りこわしが間もなく行なわれるというのに、我々はその企画を目にしたこともなく、取りこわしの公示が貼り出されたこともない。これは明らかに手続上違反ではないか」。多くの村民たちが鎮江新区社会發展局に問い合わせたが、何の返答も得られなかった。

記者(作者)が丁崗鎮政府にゆくと、広報委員の朱翠霞がはっきりと言った。「葛村は必ず拆遷されるが、それが何時なのか、どのように取りこわすのか、取りこわしたあとどうするのかは、私も知らない」。葛村の古い民家が文化財であるかどうか、保護する価値があるかについては、朱翠霞は自分の考えを述べてこう言った。「上級の文物部門の決定がないのに、どうやってそれらが文化財であると言え

ますか」。

先述した南京工大の汪永平教授は、こう言っている。「文化財保護指定でなければ取りこわしてよいという考えは間違っている」。彼の言うには、江蘇省にはいま移動できない文化財が全部で20,000余ヶ所ある。しかし、文化財保護の指定を受けているものは、4,000ヶ所に充たない。また、彼の考えでは、ひとつの古村が残して来たものは、古い家屋・街並み、井戸、樹木などの物質的文化遺産だけではない。人びとが何世代にもわたって形成したものは、生活様式、民俗・方言、手工藝などの非物質的文化遺産も含み、それらが一緒になって郷土中国が今日まで生きてきた社会生態を構成してきたのである。ちなみにこの「郷土中国」の語は費孝通の著書より来ているようである。

葛村の村民たちは自分たちの村に強い愛着心を抱いており、「文物保護委員会」を作って、村中の文物に名称と説明書を付けていた。彼らはその歴史を整理し、前述のように資金を集めて宗祠を修理するなどのことをしていた。その熱愛する葛村がブルドーザーで地ならしされたあと、一体どうなるのか。

記者たちは鎮江新区のウェブサイト「投資指南」欄の中に、その解答を見出した。葛村は拆遷のあと区画整理され、西部は工業と孵化センターに、中部と東部は、工場の建物、居住区、公園等に使用される。数十ヶ所の古建築はその設計図の中では跡形もない。鎮江新区はいま「二つの都市、五つの区、十の開発区」という広大な都市計画を推進しつつあり、葛村はその大開発将棋盤の中の一個の基石になってしまったのである。

2011年1月4日、鎮江新区の管理委員会主任羅洪明は言明した。「今年の拡大面積は50万平米を突破し、常州高新区を追い越すよう頑張る」。

かくて記者は自問する。都市化、現代化はどうしても歴史的文化遺産を犠牲にしなければならないのか。鎮江新区はかつて解氏宗祠の修復を援助し、古い民家などの歴史的文化遺産の調査を行なって、江蘇省歴史文化名村指定の申告を準備していたではないか。それがどうして変ってしまったのだろう。

葛村が結局どうなったか、その結果については、この文章では明らかではない。最後に記者の結んだ言葉が我々の胸を打つ。「どうやってこれら記憶と歴史に満ちた家園を守るか。葛村の命運は一箇の孤例ではない」。

現代中国の事態は、我々中国史研究者にとって決して対岸の火事ではない。中国全土の農村は歴史の宝庫と言ってもよい。それが今、都市化・市場化政策の下で消されてゆこうとしている。その貴重な富をふみにじることによって、政府・官僚・企業家が新たな富を手に入れるのである。勿論その中には、中国以外の人びとも加わっている。

しかし試みに想像するのだが、現在進行している世界経済と中国経済の相互下降がさらに深化して、市場経済の停滞が顕著となった時、古村を破壊して設置した開発区は、果してその目的を追求し続けるであろうか。古村を廃墟として作り上げた新都市が再び廃墟とならない保証があるであろうか。ともかく、自己の歴史を亡ぼすことによって生きてゆこうとする今日の中国（だけではないが）の現実を、歴史研究者はどう考えるべきであろうか。

葛村の人たちは移転させられたあと、どんな暮らしをしているのであろうか。

中国における国家と民の関係

——「民の父母」を中心として——

高木智見

はじめに

かつて夏曾佑は、「中国の教学は孔子を得て立ち、中国の政治は始皇帝の登場を待って行われ、中国の境域は武帝によって確定した」（『中国古代史』225頁、商務印書館、1933年）と述べている。表現はやや異なるが、大きく捉えれば同じ内容の見方を、現代中国の研究者からもしばしば耳にする。たとえば中国の軍事的統一が始皇帝が成し遂げ、政治的統一が劉邦が勝ち取り、思想的統一が武帝が完成した、などというように。

こうした見方は、要するに龍山文化期以来、五千年の歴史を有する中国社会の構造は、春秋から戦国秦漢に至る五〇〇年を経て、一大変革を遂げたのであって、この時機をこそ、中国史上最大の転換点として認識することを要請している。これについては、すでに明末の王夫之が「戦国は、古今一大変革の会なり」（『読通鑑論』叙論四）と述べ、趙翼もまた「蓋し秦漢の間は、天地の一大変局なり」（『廿二史劄記』漢初布衣将相之局）と述べている。

春秋戦国期における変革の状況と歴史的意味を最も明確に説いているのは、杜正勝『編戸齊民』（聯経事業出版公司、1990年）であろう。氏によれば、この時の社会変革のなかで最も大きな現象は、編戸齊民の出現であり、その根本的な原因は、兵源の拡大にあった。すなわち、この時期には氏族的な社会構造のもとにおける血縁制、身分制が崩壊し、伝統的中国王朝の雛形としての中央集権的な国家体制が形成される。それはまた、天子と人民の間で、様々に階層化・分節化していた政治組織に所属する諸侯や卿大夫などの各種身分が消滅し、全ての人民が一人ひとり戸籍に編入され、原則として法的に平等な位置を与えられるという戦国以降の「編戸齊民」体制へと収斂する過程でもある。

編戸齊民が納める租税と提供する労働力とによって、国家が軍隊を組織し、官僚を養い、統治を進めるという体制の確立には、春秋中晩期からおおよそ五百年を要した。それは一方で、編戸齊民が、国家の軍隊組織の主力となり、地方統治機構の把握対象となり、土地所有権の保有者となり、国家の法律保護の対象となり、さらにまた里邑集落の構成員となる、といった諸現象と不可分の関係にあったとする。

しかも杜氏は、自らの編戸齊民論が、春秋から秦漢に至る政治社会の大変動を解釈することとどまらず、秦漢以降二千年の中国社会の構造を、編戸齊民の出現に先行する二千年の封建城邦

社会と対照させ、深層から理解するために有用であると述べる。すなわち如上の編戸齊民を基盤とする体制は、この時以降、清末に至るまでの二千年にわたり継続するが、その間、治国の根本の道は、健全な戸籍制度の維持にあり、それによって把握された齊民こそが、中央政府という巍峨たる構造物を支える土台であり、梁柱であった。二千年の伝統中国の歴史は、結局のところ、中央政府と地方の社会勢力とが国家の基礎である編戸齊民を争奪するなかで進行したとしている。

本稿では、漢の文帝を初めとして、歴代の皇帝や地方官が志向した「民の父母」ならびに「父母官」なる語に着目し、編戸齊民体制下の伝統中国において理想とされ続けた君民関係がいかなるものであったのかを考えてみたい。第一章では、「民の父母」を目指した文帝の執政のあり方を概観しつつ、「民の父母」なる語が持つ意味、ならびに、その歴史的思想的な背景を明らかにする。続く第二章では、漢代には、文帝以外の皇帝が、さらには地方官もまた民の父母を志向していたことを、第三章では、漢以降、明清に至る歴代の皇帝や地方官達もまた、天が自らに与えた使命、職務として「民の父母」「父母官」たらんことを心がけていたことを明らかにする。あわせて毛沢東や現在の基層幹部もまた、こうした伝統的な意識を明瞭に持っていることを指摘する。最後の第四章では、伝統中国の歴代統治者達はなぜ、「民の父母」「父母官」であろうとしたのか、あらねばならなかったのか、について考えることとしたい。

第一章 漢の文帝

本章の課題は、しばしば中国史上有数の名君とされる文帝が、民といかなる関係を結んでいたのかを明らかにすることである。景帝の治世とあわせて文景の治と呼ばれ、伝統中国の二千年を通じて憧憬の対象となったその治世は、当然ながら理想化されるべき国家と民の関係によってもたらされたと考えられるからである。

まず文帝の政治や人となりについて、簡単に触れておきたい。文帝（前202～157年）は、劉邦の第二子であったが、呂氏の専横を経て、いわば番狂わせで即位した。その二三年間の治世を記した『史記』孝文本紀、『漢書』文帝紀には、文帝の行った善政が次から次へと並べ立てられている。年代的に明確なものを順に挙げてみると、即位元年に、犯罪者の家族を連座させる制度を撤廃し、翌二年には、誹謗妖言法を廃し、民が自由に発言することを可能にした。一二年には、関所を廃止して民の通行を自由とし、一三年には、祝詞をあげて皇帝の災禍を他者に移す秘祝の官を廃止し、また肉体刑を廃止して、民に更生する機会を与えている。さらに同じこの年、勸農のために、田租の全免を実行している。その他の善政としては、農業振興策の継続的实施、匈奴をはじめとする周辺民族との和平外交の推進、さらに自ら率先垂範した節約政治などを挙げることができる。

前漢後期の官僚、貢禹は、こうした文帝の執政にのっとるべきことを、主君・元帝に勧めるくぐりて、次のように述べている。

孝文皇帝の時には、廉絮を貴び、貪汙を賤しみ、商人や入り婿、収賄罪に問われた官吏は、すべて官吏となることを禁じた。信賞必罰を貫き、親戚に阿ねらず、罪の明白な者は確実に断罪した。罪の疑い者は民の意向に従って処理し、金銭による贖罪制度は廃止した。そのため命令は執行され、禁令は遵守され、海内は大いに教化されることとなった。裁判で断罪された案件は四百にすぎず、ほとんど刑罰廃止の状態であった（『漢書』貢禹伝）。

要するに、名君・文帝とは、愛民的な徳治政治を実践し、自らを厳しく律した皇帝であったと言うことができよう。この点を確認したうえで注目したいのは、文帝自身が皇帝としての自らの存在を「民の父母」なる語によって表現していることである。すなわち文帝は、匈奴との和親政策を進めるために老上单于（冒頓单于の子）に送った書状の中で、皇帝と民の理想的な関係について次のように述べている。

聖人は、日び新たに過ちを糾^{ただ}し政治を一新して、老いたる者は憩うことができ、幼き者は成長することができ、それぞれが自分の首を保って天寿を全うすることができるようにする。朕と单于はともにこの聖人の道によって、天に従い民をあわれみ、世々代々相い伝え、その状態を永久に継続するならば、天下の人々は、誰一人として喜ばしいことと思わないはずはない……今、天下は大いに治まり、万民は和らぎ楽しみ、朕と单于は、万民の父母となっている……朕と单于はともに些細な事にこだわらず、ともに大道を踏んで、過去の悪事を忘れ去り、長久の計をはかるうではないか。両国の民を一つの家の子女のようにして、万民はもとより、下は魚鱉^{べつ}、上は飛鳥、さらには獣や虫けらなど一切の動物までが、安らかで利益を得、危険な思いをしないようにさせたいものである（『史記』匈奴列伝）。

文帝自身と单于は、ともに民の父母として、日々自己修養の努力を重ねつつ、万民が安心して、その生を遂げることができるようにすること、ひいてはその努力を一切の命あるものに及ぼすことを使命としている、と述べているのである。

果たして遊牧民族としての匈奴が、ここに表現されているような君民関係ならびに世界観をそのまま共有できたのか否かについては、疑問なしとはしない。しかし、漢王朝の皇帝が、軍事的文化的に対峙していた異民族を相手とする外交文書において発言している以上、少なくともそこには、漢なる王朝が理想とする君民関係の本質が明瞭に言語化されていると見るべきである。つまり皇帝たる文帝は、「民の父母」としての自己認識を明確に有し、万民に対して、一家の子女のごとく、その成長を見守らなければならない、と考えていたのである。

文帝は即位元年の詔においても、次のように述べている。

いま春の和やかな時にあたり、草木群生はみなそれぞれの生を楽しんでいる。しかるに吾が百姓の鰥寡孤独窮困の人には死の淵をさまよう者があるにもかかわらず、それを顧み憂える者がいない。こうした事態に立ち至り、民の父母たる自分としては、一体どうすれ

ばよいのか、それ、これに振貸する方法を論ぜよ。

文帝はまた、上述のごとく肉体刑を撤廃しているが、その理由は、肉体刑の存続が「民の父母」たる自分の意に沿わない、ということであった。そもそも文帝による肉体刑の廃止は、ある少女の直訴に起因している。すなわち、罪を犯した一人の官吏が肉体刑に服することになった時、その五番目の娘が、父親は肉体刑が執行されれば、行いを悔い改めて自新する機会を失ってしまう。ついでには自分が官婢となることによって、父の罪を贖いたい、と直訴したのである（『史記』扁鵲倉公列伝）。少女の決意と行動に心を動かされた文帝は、その年に肉体刑を廃止する以下の如き詔を下した。

……今、法律には肉体刑が三種類有る（入れ墨、鼻そぎ、脚ぎり）。にもかかわらず犯罪がやまない原因は、いったいどこにあるのか。それは朕の徳が薄く、教化が明らかではないためではないか。自分はそれを甚はだ愧ずかしく思う。そもそも馴え導くことが充分に行き届かなければ、愚民は罪に陥ることになる。『詩経』に、愷悌^{がいてい}なる君子は、民の父母なり、とあるが、今、人が罪過を犯すことがあれば、教えが不十分なままに刑罰が加えられてしまう。行いを改めて善行を為そうと考えても、実行する術がない。朕はこれを甚はだ憐れに思っている。刑罰によって、人の四肢肉体を断じ、皮膚を刻んで入れ墨をしてしまえば、終身、その傷や痕は癒えない。こうした刑罰は何と痛々しく不徳なことであろうか。民の父母たらんとする思いにかなうはずがない。それ肉体刑を廃止せよ（『漢書』刑法志）。

民が罪過を犯す理由は、結局の所、皇帝である自らの徳が薄く教化が明らかではないからであり、この状態で肉体刑が存続していることは、「民の父母たるの意に称」われないというのである。

以上によって、名君・文帝が理想としたのは、「民の父母」としての皇帝であるということが確かめられた。本章冒頭で略述した文帝の愛民的な徳治政治は、こうした「民の父母」としての自己認識に基づいていたのである。

それでは、文帝が目指した「民の父母」とは、一体いかなる存在なのか。また、この言葉には、いかなる思想的な背景があるのであろうか。

ここで想起すべきは、文帝と同時代の尚書学者・伏生、ならびに詩経学者・韓嬰がともに民の父母としての皇帝像について明確に述べていることである。まず当時、九十歳であったと伝えられる伏生の発言を見てみよう。

聖人は、民の父母である。そもそも母は、子供を生んで、これに食らわせることができる。父は子供を教えて、これを導くことができる。聖王には、それらの全てを行う能力が備わり、民を生み、民を食らわせ、民を教え、民を導くことができる。すなわち城郭を造営して民を居らせ、宮殿居室を建てて民を住まわせ、村や都に学校を造り民を教導する。民のために田土を区画し畝を設けて民の飲食を満足させる。『書経』に、民の父母となり、

以て天下の王と為る、とあるのは、このような意味なのである（『尚書大伝』、『御覽』四〇一人事部四二所引）。

詩経学者・韓嬰もまた、民の父母について発言している。

『詩経』に、愷悌なる君子は、民の父母、とあるが、君子が民の父母になるためには、どうすればよいのか。君子なる者は、立ち居振る舞いは恭しく、行いは正しく、自らは儉約して恩恵をあまねく施す。それ故、不肖者には及ぶことができない。己の財産を使い果たして、民の役にたとうとする。それ故、民は身を尽くして事えることになる。民を篤く愛して奪うことはなく、厚く施して誇ることはない。民に善なる行いが有るのを知れば、心から喜んでこれを楽しむ。逆に民の不善を見れば、驚いてこれを隠し、過誤があっても、すべてを許す。民に授けるには最もよい衣服を以てし、多くの食料を授ける。法律は簡易で従いやすく、民が果たすべき仕事は少なく、容易に成し遂げられる。このようにして、中正公平な民の父母として立つことができるのである。城郭を築いて民を住まわせ、田土を分けて民の生活を成り立たせ、学校を立てて教え、民に親を尊ぶことを知らしめる。親を尊ぶが故に、父の為に三年間、喪に服し、主君の為に三年の喪に服する。以上のようにあることが、『詩経』に見える民の父母の意味である（『韓詩外伝』巻六）。

言うまでもなく伏生は、秦の尚書博士であり、文帝の時に尚書を口授し、かつまた『尚書大伝』の著者ともされる人物である。韓嬰は、文帝の時の詩経博士であり、易にも通じていた。つまり文帝と同時代に、儒家の根本經典である『書経』と『詩経』、『易経』の伝授に大きな役割を果たした二人の学者が、ともに民の父母に関する発言をしているのである。しかも両者が語る内容は基本的に一致しており、民の衣食住についての必要を満たし整え、その上で教育・教化してこそ、民の父母としての君たりうる、ということである。

この点を念頭に置いて、孔子以来の儒家思想を振り返ると、両者の発言は決して彼ら独自のものではなく、儒家が伝統的に懐き続けた君民関係の理想をふまえていることが分かる。以下、儒家の主張を簡単に確認しておきたい。

まず『論語』子路篇によれば、孔子は衛国を訪問して、人口が多いこの国に何かを付け加えるとすれば、第一には「これを富ます」ことであり、そのうえで「これを教えん」と述べた。また『礼記』緇衣篇には、孔子の言葉として、民に君たる者が、「子のごとく以てこれを愛すれば」、民は君に親しむ、あるいは民に長たる者が、「百姓を子愛（子の如く愛するの意）すれば」、民は己を修めることに努める、などがある。同じく『礼記』表記にも、孔子の言葉として、理想政治を行った舜は、「民を子とすること父母の如く」、真心からの愛情を持ち、真に有益な教戒を施した、とある。敢えて本稿の結論を先取りして言えば、この「富ませて教える」「百姓を子愛する」といった孔子の言葉が、伝統中国における統治者を規定し続けることになるのである。

つぎに孟子が主張した井田制もまた、民の父母たる君主が、民を富ませて教える政策の一環

として理解しなければならない。すなわち孟子が、齊の宣王に説いた井田制の大意は次の如くである。

そもそも恒産（安定した資産）が無くとも恒心（一貫した志）を持つことは、士だけに可能であり、民は、恒産が無ければ、恒心を持つことができない。したがって明君は、民に対して父母に孝養を尽くし、妻子を充分食べさせるだけの家産を与え、彼らの生活を安定させた後に、民を導いて善に向かわせる。具体的には、五畝の宅と百畝の田を民に与えて自立させ、戦争などによって農時の作業を妨げなければ、民が飢えることはなくなる。そのうえで村に学校を設けて教えることに心がけ、さらに孝悌の大切さを理解させれば、民は安心して生活できることとなり、ここに民が恒心を持つ理想社会（王道政治）が実現できる、としている（『孟子』梁惠王上篇）。

この井田制について、孟子は梁の恵王にも説いているが、そこでは民に安定した生活を送らせることが「王道の始め」であり、民が餓死するような状態を看過しては、「民の父母」たるべく執政する君主として、存在の意味が無い、と述べている（『孟子』梁惠王上篇）。つまり井田制は、「教える」ための前提として、民の生活を保障する手段なのであり、民の父母たる君主が王道を成し遂げる出発点として位置づけられているのである。

荀子もまた、基本的に孔子や孟子と同様の考え方を唱えている。

民を豊かにせず、民情を養うことはできない。民に教えずに、民の性を治めることはできない。それ故、家ごとに五畝の宅と百畝の田を授けて農業に務めさせ、徼発により農耕の機会を奪わないようにすることが、民を富ませるための方法である。さらに国都に太学を立て、地方に庠序を設け、六礼（冠昏喪祭郷相見）を修めさせ、七教（父子・兄弟・君臣・長幼・朋友・賓客）を明らかにすることが、民を導く方法である。『詩経』に、飲ませ食らわせ、教え導く、とあるが、これによって王たる者の仕事は完成するのである（『荀子』大略篇）。

『詩経』に、愷悌なる君子は、民の父母、とあるように、君主は民の父母であるという説は古くからある。父は子を生むことはできるが、乳を与えて養うことはできない。母は子に乳を与えることはできるが、教誨することはできない。君主は、民を食らわせ、さらに教誨することができるのである（『荀子』礼論）。

以上のように見てくると、文帝が目指した「民の父母」なる語は、君とは民を「富ませて教える」存在である、という孔子以来の儒家が理想とした君民関係を象徴する語であると理解できるのである。

後漢の班固によれば、上古においては、この民を富ませて教えるという理想政治が実現していたという。すなわち『漢書』食貨志上篇の冒頭に、神農氏の世から周代を経て、戦国秦漢にいたる経済と民生の変遷の要が描かれている。そこでは、上古の国家と民の関係について、「殷周の盛は、詩書の述ぶる所にして、要は民を安んじ、富まして之を教えるに在り」、あるい

は「此れ先王，土を制し民を処き，富まして之を教えるの大略なり」の如く，国家が民に対して物質と精神の両面から，これを保護・保全する政策を進めた結果，「食足りて貨通じ，然る後に国実ち民富みて教化なる」という状態が現出したとしている。

『漢書』のこうした記述の意味について，加藤繁氏は次のような肯綮すべき指摘をしている。

発端より茲に至るまでは，上古より周に至る政治の大要を述べたるが，其の基づくところは概ね春秋戦国及び前漢の文献にして，儒家が古に託して其の理想を披瀝したるもの多きに居る。されば此の一段は間々史的事実を包含せりと雖も，主として儒家の政治学説を総合叙述したるものと見るを適當とす。而して其の要旨は文中に引かれたる，孔子の「富まして教ふる」の一語に帰すべく……（『史記平準書・漢書食貨志』岩波文庫，128頁，1942年）。

さらに班固によれば，こうした儒家の理想を最初に実現した皇帝こそ文帝なのである。すなわち『漢書』食貨志上篇後半部分には，殷周の理想社会が周王朝の衰亡とともに崩壊していく過程が描かれ，ついで漢から王莽の時代にかけての農業の荒廃と，それへの対策の歴史が記録されている。こうした歴史過程のなかで，文帝の位置づけは以下の如く際だっている。

殷周の理想社会の崩壊は，秦末から漢初にかけて頂点に達し，その悲惨さは，「人相い食み，死する者半ばに過ぐ」と描写されるまでに至った。しかしその後は，劉邦の統一，恵帝，呂后を経て，次第に回復に向かう。それを承けて帝位についた文帝は，「躬ずから儉節を修め，百姓を安んぜんと思」い，賈誼ならびに鼂錯の献策に基づき，農本主義的政策を大々的に推し進めた。賈誼は，「天下を富安にする」ことを目指し，鼂錯もまた「民おおいに富楽ならん」ことを願った。文帝は，両者の言に従って，籍田を設け，自ら耕作にあたって農業振興を行い，さらに租税の減免などを実施した結果，民は「業を楽しむ」こととなった。つまり『漢書』食貨志によれば，文帝は民の父母としての志を果たし，殷周の理想社会が崩壊した後の数百年にわたる混乱を收拾して，はじめて文景の治と呼ばれる盛世を現出したことになるのである。

以上の如く，中国歴代皇帝の中で，漢の文帝が最初に自らそうあろうと志した民の父母とは，儒家が伝統的に理想とする君主像であり，己を厳しく慎しみ，民の立場に立って民を思いやり，その物質的な生活の充実を図り，その上で教化に努め，社会秩序の安定を達成することを職分とする君主であった。

本章冒頭では，文帝の執政について，「愛民的な徳治政治」なる語で概括した。今，以上の考察を踏まえて改めて文帝の執政を振り返ると，まさしく民の父母の語に違わず，民を富ませて教える政治を実践していたと言える。すなわち農業の振興と和平外交により，民が自らの力で耕して命をつなぐことが可能となる基盤を提供したうえで，文帝自ら率先垂範して身を慎み，教化に励み，民に人としてのあり方を教えたのである。

この点は何よりも，文帝が自らの政策意図を万民に対し直接伝えた詔の内容によって確認することができる。それについて言及するに先立ち，漢代において皇帝の詔は，どのようにして

民に伝えられていたのか、その実態について、最近の汪桂海『漢代官文書制度』（広西教育出版社、1999年）、馬怡「扁書試探」（『簡帛』第一輯、2006年）などの研究を手がかりとして述べておきたい。それらによれば、漢代の詔書や政令は、いわゆる下行文書として、中央から郡国、郡国から県、県から郷亭へと順次伝えられ、最終的には民を一カ所に集め、下級官吏がわかりやすく宣読して、「あまねく陛下の意を諭」（『史記』司馬相如伝）らしめた。その後、詔書の内容を「扁書」の形式によって公示した。扁書とは、詔書を長大な簡策にわかりやすい書体で書き記したうえで、人の移動が多い郷亭、市里、衙門などの建築物の門扉に懸けて公示することである。なお、詔書が長文であったり、内容が特別な場合には、官衙の白壁に直接書きつけるという形式があったことも考古学的に確認されている（『敦煌懸泉月令詔條』中華書局、2001年）。いずれにしても扁書とは、皇帝の詔書を、「高顕なる処」に公示して、「吏卒や民をして尽くこれを誦知せしめ」、官府が基層の吏民に対して詔書や政令を宣布・告諭するための形式であった。皇帝にとって、それは民と直接つながり、自らの存在を具体的に認識せしめる手段であったのである。

文帝が下した詔も、その多くがこのような形で万民に伝えられたと考えられるが、現在『史記』や『漢書』によって約三十条を確認できる。しかも、その多くは勸農の詔と罪己の詔とに二分でき、それらは以下に述べるように、文帝が民を富ませて教える「民の父母」としての君主を目指していた証左となっている。

まず勸農の詔は、民に農耕と養蚕を勧め、また租税を減免するなど、民の物質的な基盤を整えるための命令である。そうした詔において、文帝はしばしば「夫れ農は、天下の本なり」と述べ、自らの農本思想を唱えている。とりわけ一二年三月の詔には、農民の生活を保障しようとする文帝の意図が明確にあらわれている。

民を導く方法は、根本に務めることにある。朕が、自ら天下を率いて耕し勸農に務めるようになってから、今年で十年である。しかし田野の開墾は進まず、凶作によって穀物の収穫が一年間とどこおると、民には飢餓の様子が表れる。これは農業に従う民がなお少なく、官吏も十分に職務に務めないためである。朕が何度も詔書を下し、民に対し歳ごとに農作と植樹を勧めてきたにもかかわらず、その効果が未だあらわれていないのは、官吏が朕の詔を奉って実行せず、民への勸農が不十分であるからである。吾が農民が甚はだ苦しんでいるのに、官吏がこれを顧みずにて、どうして農業を勧めることができるのか。それ、農民に今年の租税の半分を免除せよ。

以上の如く、勸農の詔は、民を物質的に豊かにして食ませようとする文帝の意図を民に伝えるものであった。

次に罪己の詔とは、皇帝が、己の不徳と失政を反省して、民に対してそれらを糾すように求める詔のことである。それが何故に教化につながるのかは後述することとして、まず文帝が罪己の詔を頻発していたことを確認しておきたい。

即位二年目に日食が発生すると、文帝は、次のような詔を下して自らに対する批判・諫言を求めている。

天にかわって民を養治するのが皇帝の職務である。しかし、自分は民を養うことができないばかりか、日食までも招いてしまった。不徳であること甚はだ大きい。この命令が至れば、皆ことごとく朕の過失ならびに知見の及ばざる所を考えて、朕に教え告げるようにせよ。また賢良・方正の士や直言極諫できる者を推挙して、朕の至らぬ点を正すように(大意)。

次に後元年に、凶作に加え、水害、干害、疾病の災いが起こると、「自分は愚にして不明であり、いまだ自らの^{とが}咎を分かっていない。おもうに朕の政治に欠けるところがあり、なおかつ行いにも過ちが有るのであろう」の如く、その解決を方法を広く訊ねる詔を下している。

こうした文帝の罪己の姿勢は、前述の肉体刑廃止の詔にその例を見るように、他の目的のために下される詔においても貫かれていた。たとえば、当時においては、皇帝の災厄を祝詞を挙げて転嫁することが可能であり、逆に祈祷によって皇帝の幸福を実現することも可能であると考えられていた。文帝は、そうした祝詞や祈祷を恣意的利己的に用いることを撤廃する詔を下し、以下の如く述べている。「朕は、不敏不明を以て、久しく天下を撫臨しているが、このことを朕自らはなはだ媿ずかしく思っている」(『史記』封禪書)、と。

些か誇張して言えば、文帝は即位直後の詔から、遺詔にいたるまで、下した大半の詔において罪己の意志を民に対し表明していたのである。すなわち、即位した元年に、帝位の安定化を図るため、世継ぎとして啓(後の景帝)を太子を立てることを臣下が提案すると、「朕はもとより不徳であり、上帝鬼神はいまだ我が祭りをお受けにはなっていない。天下の人民もまた朕に対して満足していない……このような状態であらかじめ太子を立てるということは、朕の不徳を重ねることになる。天下にどう言えばよいのか。これを急ぐなかれ」との詔を下した。臣下がさらに請うと、「……いま有能な人物を選んで太子とせず、必ず我が子を、と言えば、人は朕に対して、賢能有徳の人物を忘れ、子供のことだけを考慮して、天下を憂うことを忘れていと思うであろう。それは朕のはなはだ取らざる所である」と答えたという。さらに、自らの死後に公にされた遺詔においても、「なおかつ朕は不徳にして百姓を助けることができないばかりか、不明であり、常に行いを過ち先帝の遺徳を羞ずかしめんことを畏れている」と述べている。

以上の如く、文帝が下した罪己の詔ならびに罪己の姿勢を明示した詔は、文帝の意志を伝えると同時に民に対する教化政治の手段でもあった。教化政治とは、言うまでもなく『論語』顔淵篇の「君子の徳は風、小人の徳は草」という語に象徴される儒家の理想政治としての「修己治人」のことである。すなわち、儒家の理想政治においては、君子が「己を修め」て人として生きる模範を示せば、民はそれに感化され、自発的に君子に^{なま}倣い模範に近づこうとする。結果として社会の秩序が安定し、「人を治める」ことになる。つまり、すべての民が君子である理

想社会は、道徳人格的により完成された政治的統治者が、己を修めて民を教化することにより実現できる、と考えるのである。

かつて拙稿「修己と治人の間—漢代翕然考」(『名古屋大学東洋史研究報告』35, 2011年)において、漢代では、こうした教化政治が、儒家の単なる空理空論ではなく、現実に機能して一定の効果を挙げていたことを、翕然なる語の意味の考察を通じて明らかにした。そこで獲た結論によれば、漢代においては、統治者の「修己」は、次のような論理で「治人」へつながると考えられていた。

政治的上位者自らが民の模範となるべく、至誠を尽くし、己の利欲に打ち克って、ひたすらに善を追求すれば、その圧倒的な「修己」は、民の心を大きく動かし、感動感銘させ、さらには民自身の内部にも同じ人間として同様の善性が存在することを覚醒させる。民はこの覚醒を契機として、自らに潜在する善性を発動させ、自分自身の不義不正、欲利貪汚と闘い、己に打ち克とうと務める。こうして、統治者が修己、克己の手本を示すことによって、民の修己、克己を可能にし、全成員が過ちを改めて善に向かう理想社会が現出し、平穏な社会秩序が確保されるのである。

文帝のブレインとして、その執政に大きな影響を与えた賈誼も、教化政治の必要性を強調している。

君主が善を為すことができれば、官吏は必らず善を為すことができる。官吏が善を為すことができれば、民も必らず善を為すことができる。それ故、民が不善であるのは、官吏の責任であり、官吏の不善は、君主の過ちである……君主たる者が発する命令は声に相当し、官僚や民がそれを学ぶことは、響きに相当し、体を曲げて君に従うことは、影に相当する……君主がこちらで善に向かえば、あたかも影が形に従うように、すべての民が軽々と調子を合わせ、あちらで善に向かう……聖なる王や君子、さらには政務を行い民を治める者が、日々、自らを戒め慎めば、民もまた日々、自らを戒め慎むことになる。民に先んじて道に従っているからである(『新書』大政上)。

要するに、統治者の修己、克己こそが、教化政治の起点であると考えられたのである。上述の如く、文帝は在位期間を通して日々反省し、自らの欠点を意識し、その改善を願い、ことあるごとに詔勅を下して民に対し素直に己の罪(不徳と失政)を認め、それを糾す方法を指摘するようにと依頼した。文帝はまさに、自身の善に向かう姿勢を示すことによって、民を教化しようとしていたのである。『史記』礼書によれば、文帝は繁雑な儀礼やうわべだけの装飾は治世に何ら益することはないとし、ただ「躬化」、すなわち自ら教化を実践できるか否かだけを考えていた、という。繰り返して言えば、文帝が罪己の詔を頻発したのは、儒家の「修己治人」説の実践なのであった。

文帝の修己治人が、民にどのように受け取られていたのかを窺わせる貴重な記述が残されている。文帝期の官僚、賈山は、国家興亡の道を説いた「至言」なる文章のなかで、文帝の民の

父母としての善政を称えた後に、次のように記している。

私が聞いておりますには、山東の地の官吏が、陛下の詔令を布告しようとするに、民は、その老いさらばえ、病みつかれた者までが、杖を頼りに駆けつけて詔令を聴き、たとえ瞬きするほどの間でも長生きをして、陛下の徳化が成就するあかつきを一目見てみたいと願っている、とのことです（『漢書』賈山伝）。

以上の如き文帝の「富ませて教える」ための努力は、大きな効果を上げた。継続的な農業振興策は、戦乱によって疲弊していた農業を回復させた。すなわち前述の如く、漢初から文帝に至るまでの経済状況は、秦以来の疲弊のため、「斉民は蔵蓋（貯蔵蓄積）無し」（『史記』平準書）とされるように惨憺たる状態であった。しかし、文帝の治世を経ると、驚くべき改善を遂げることになる。その回復ぶりについて、劉向は次のように述べている。

文帝は、戦国以来、とりわけ秦による弊政を改め、刑罰を軽くし民の義務労働も軽減して、民とともに休息した。自らは儉約と節欲に励み、初めて籍田を開いて、親しく勤農し自ら耕やし桑の葉を摘み、民の本である農業に務めた。その結果、即位十余年で、五穀は豊かに実り、百姓は満ち足り、米倉は満杯となって、有り余るほどの備蓄がなされることとなった（『風俗通義』正失篇）。

『史記』平準書にも、同様の記述が見られる。曰く、文帝と景帝の頃までは、水害干害が発生しなければ、民は「人ごとに給し家ごとに足り」、すなわち一人ひとり一軒ごとにそれぞれ衣食住が満ち足りた。穀物貯蔵庫は都鄙を問わず、みな充満して、国の府庫には財貨が有り余っていた。都の銭庫には、巨万の銭が積み重なり、銭貫も朽ちて数えられないほどであった。朝廷の穀物倉には、古い穀物が大量に山積みとなり、庫外にあふれ出たものはそのまま堆積し、腐って食べられない状態であった、と。

こうした衣食住の充実のもと、教化の面においても大きな前進が見られ、民は善に向かって生き方を改めることとなった。『史記』平準書によれば、文帝の政治の結果、一般の民、里門を守る村役、下層の胥吏、さらには上層の官吏も、みな分に応じて満足できる生活をするのができたため、人々は「自愛」して、すなわち自負心を持って法を犯すことをはばかり、正しい行いを尊び、恥辱になることをしりぞけた、という。また前漢末期の剛直廉恥なる官僚、王嘉は、哀帝に対し理想の政治の有りようを説くなかで、文帝の時には教化がうまく行われ、二千石の高官達もまた自らの官職に安んじ楽しみ、それによって上下が互いに相い親しみ、「苟且^{こうしよ}の意」、すなわち、何事もかりそめで一時のぎで済まそうとする意識がなかった、としている（『漢書』王嘉伝）。つまり文帝の教化は、それぞれの官僚をして、職分に応じ、自尊心を以て統治に当たらせることとなったというのである。

要するに、文帝の治世とそれを受け継いだ景帝の治世を通じて、農業は回復し国家は富み、なおかつ教化によって民は純朴となり、官吏は自らの職分を果たし、社会は安定したのである。『漢書』刑法志には、本章で述べた文帝の富ませて教える政治が、社会秩序を安定させた

ことを以下のように記している。

文帝が即位すると、物静かで寡黙な徳により、農業や養蚕を奨励し、田租や賦税を減免した。王侯相将はいずれも漢初以来の功臣であり、うわべを飾ることは少なく実質を重んじた。減び去った秦の政治をにくみ、論議は努めて寛厚に在り、他人の過失を言うことを恥とした。かくして教化は天下に行われ、人をあげつらう風潮はなくなり、官吏は自らの職務に安んじ、民も自らの仕事を楽しむこととなった。富の蓄積は歳ごとに増え、戸口も次第に増え、社会は優しく、法網はゆるやかになった。

班固はまた、文帝本紀を叙述した意図について、『漢書』敘伝下で次の如く述べている。

太宗文帝は厳かにして誠に恭しく、かつまた物静かで寡黙な人となりであり、自らの実践で民を教化し、徳を以て下々を導いた。農民の租税は免除し、罪人の罰は家族に及ぼさず、宮殿を新築することはなく、自らの陵墓は贅を尽くさなかった。その徳は、まさに風の如く、民は応ずること草の如くであった。こうして国は富み刑は減少し、我が漢の道が成就したのである。

以上の如く、戦国期に登場した編戸済民体制は、秦の混乱・崩壊を経て、漢王朝が成立した後、文帝期に至ってようやく安定したのである。春秋中期に始まって五百年近く続いた巨大な社会変動を取束させた漢の文帝は、「民の父母」として、民を養い富ませて教育し、君子に化することを目指し、それを有る程度まで実現したのである。かくて、伝統中国において最初に実現した理想的な君民関係のあり方が、同じ体制のもとにあった二千年にわたり憧憬され続けることになり、統治者は「民の父母」であることが期待されたのである。

第二章 漢代の民の父母

漢代には、前章で見た文帝以外にも、民の父母たらんとする願望を明確な言葉によって表した皇帝や官僚が存在した。本章では、まずそうした皇帝や官僚について述べ、さらに地方官について見ていくこととする。

前漢晩期の元帝は、若い頃から儒学を好み、「号令は温雅にして、古の風烈有り」とされた君主である。永光二年二月の詔において、自分は朝から深夜まで帝位にあることの重大さに戦慄し、常に百姓の困難を思って一度も忘れたことはない。しかるに今、天候の不順によって百姓は離散し、各地で盗賊が発生している。その原因はすべて自らの不明と執政に落度があったためであり、「民の父母」として、かくまで徳が薄くては百姓を撫育することはできないと述べ、大赦令を出している。同年、六月の詔でも、連年の凶作によって万民は苦しみ、互いに救うこともできないでいる。「民の父母」たる自分が、徳を以て天下を覆うことができないため、刑罰に陥る民がおり、このことを甚だ傷ましく感じている。それ天下に赦令を下せ、と述べている。

元帝はまた、太子（後の成帝）が幼い頃から親しくしていた中山王の死に際し、それほど哀

しむ様子を見せないことについて、「人にして慈仁ならずして宗廟を奉り民の父母となるべき者あらんや」（『漢書』史丹伝）と慨嘆している。

後漢の光武帝は、建武元年の即位に際し、壇を設けて天神地祇を祭り、祝文を奉った。その一文は、「皇天上帝、后土神祇は眷顧して命を降し、秀に黎元（万民）を属し、民の父母と為らしむる」から始まり、自分が王莽に対して義兵を起こし、うち続く戦乱を收拾して天下を平定したことは、天の心にかない、民の帰する所となっており、あえて天命を辞退せず、ここに即位する、という内容であった（『後漢書』光武帝本紀上）。祝文に見える、天が自分に万民を委ねて「民の父母」たらしめた、という表現は、文帝以来の理想的な君民関係の継承を宣言している、と理解することができる。

後漢中期の章帝は、人となりは愷悌で、その治世は法令公平にして、民は豊かであったとされる皇帝である。建初五年の詔において、現在の官吏には、良からざる者が多く、喜怒の感情をほしいままに表し、罪もないに事件として取り調べ、無実の者を陥れて自殺させてしまうという事例が、実際の裁判の数より多くなろうとしている。これでは、「民の父母」たるの意に大いに悖ることになる、と述べている。同じく元和三年の詔においても、思うに人に君たる者は、民を視ること父母の如く、民を思つて悲しみ痛む憂いがあり、民に対し真心や和睦の心を教え、匍匐して民の困難を救うこともある、と述べている。

文帝以外の漢の皇帝が、「民の父母」なる語により自らの果たすべき職分を直接表現している例は、以上の数例に過ぎない。しかし、こうした観念は、皇帝のみが持っていたわけではなく、官僚や地方官も、相当、普遍的に抱いていた。それは、当時の官僚達が、主君に対して諫言・直言する場合、しばしば「民の父母」なる語を用いて、皇帝の行動を制限することに成功している、あるいは一定程度有効であったことから分かる。

たとえば、清廉で聞こえた儒者官僚・貢禹は、元帝に対して、奢侈をやめ質素儉約に務め、民の窮状に救いの手をさしのべるべきであるとの意見を呈した時、次のように述べている。

天下の民に多数の餓死者が出ているのは、宮廷や諸官吏が奢侈を極めているからであります。民は餓死しても葬られず、犬や猪の餌食となり、人間同士が相い食むこととなっております。その一方、廐の馬は粟を食らって丸々と太り、精気が有り余って怒気となるため、毎日歩かせて発散させています。王者として命を天に受け、民の父母たる存在であるにもかかわらず、このような状態でよいのでしょうか。天が見ていないわけがありません（『漢書』貢禹伝）。

前漢の儒者官僚・鮑宣も、哀帝に以下のごとく意見している。

天下は皇天の天下であり、陛下は、上は皇天の子、下は黎庶の父母であらせられます。天の為に元元を牧養するにあたっては、これを視ること當に一の如く、尸鳩の詩の心（『詩経』曹風・尸鳩に謡われる尸鳩は、全ての雛を公平に養う心を持つとされる）に合わせられるべきです。今、貧民は菜食すら厭かず、衣服も穴だらけ。父子夫婦すら互いに助け合

うことができず、誠に凄惨のかぎりであります。陛下がお救いにならなければ、彼らはいったい何処を頼りにすればよろしいのでしょうか（『漢書』鮑宣伝）。

後漢時代にも、やはり皇帝に対し、民の父母であることが期待されている。たとえば、和帝期の儒者官僚・魯恭は、即位直後の和帝が命じた匈奴攻撃を諫めるための上疏において、次のように述べている。

万民は、天の生ずる所であり、天が自ら生じたものを愛することは、ちょうど父母がその子を愛するのと同様であります。一つの物でも、本来のあり方を失えば、天の気はそのために変調をきたします。まして人がそうであれば、なおさら狂うこととなります……今は、仁を脩めて義を行い、無為の術をたつとび、民の生活を家ごとに給し人ごとに足らしめて、それぞれの生業に安んじ生産を楽しませるべきです……天の心に順い、出兵は取りやめとしてください（『後漢書』魯恭伝）。

皇帝は天と同じく父母同様の存在として、万民を自らの子として、その生活を保全すべきである、と唱えているのである。

桓帝期に侍中を務めた寇栄は、後漢創業の功臣、寇恂の曾孫である。寇一族は、功臣の子孫として重きをなしていたが、それを妬む勢力の讒言により、一族は窮地に陥る。窮状を桓帝に訴え寛大な扱いを求める上書には、次のような文言があった。

天地は万物に対し生かすことを好み、帝王は万人に慈愛を示します。陛下は、天を統べて万物を治め、諸国の覆いとなり、また民の父母として、慈愛を先にし威武を後にし、かつまた寛容を先にし刑罰を後にされております。それ故、幼児より以上の万民が、みなその徳澤を蒙っているのであります（『後漢書』寇栄列伝）。

寇栄が桓帝に期待したのは、民の父母としての慈愛と寛大を優先する処遇であった。霊帝期の宦官、呂強は、人となりは「清忠にして公に奉じ」、宦官でありながら、濁流宦官に対して批判的であった。霊帝が宦官を諸侯に封じようとする過ちを諫め、次のように述べている。

そもそも天は万民を生じ、君を立ててこれを統治させました。君主の政道が正しきを得れば、民は、父母の如く君を戴き、日月の如く君を仰ぐこととなります。……上位に在る者が、下位に在る者を教化することは、風が草を靡^{なび}かせるようなものであり、上の者が奢侈を去って儉約に努めなければ、下の者は欲利の心をほしいままにする弊害が生じます、と。このように和帝に対し、私心や奢侈を抑制して、忠臣を尊ぶ政治を行い、民の父母として民を喜ばせなければならない、と意見しているのである（『後漢書』宦者列伝）。

こうした諫言や直言、上書がもたらした結果は、それを受けた皇帝の賢愚によって大きく異なるが、少なくとも官僚達が、皇帝とは「民の父母」であらねばならない、と考えていたことは確かである。

以上によって、皇帝自らが民の父母を目指し、また官僚もそれを理想としたことを確認した。一方、漢代の地方官もまた「民の父母」となることを目指した。

漢代における地方官の位置づけは、董仲舒の「今の郡守、県令は、民の師帥にして、流れを承けて化を宣べしむる所なり」（『漢書』董仲舒伝）、あるいは王吉の「聖王、徳を宣べ化を流すには、必らず近きより始む……左右は身を正す所以なり、使う所は徳を宣ぶる所以なり」（『漢書』王吉伝）といった言に象徴されているように、皇帝の恩沢・仁徳・教化を、上から下へと流れるように広く行き渡らせ、民に直接伝えることを職務とすると考えられた。その意味で、皇帝とは、いわば二重写しの関係にあり、皇帝が民の父母を目指すのであれば、地方官もまた当然、そうあらねばならなかったのである。

漢代の地方官が「民の父母」であろうとしたことを示す最もよい例は、元帝期の循吏、召信臣である。召信臣は県長、太守を歴任し、その執政は「民を視ること子の如く」、好んで民のために利を興し、民を富ませることに務めたため、どの赴任地でも稱えられた。自ら阡陌に入して農耕に務め、片時も休まず、また水利をくまなく整備することに務め、大規模に灌漑して耕地面積の増大をはかった。その結果、民は利を得て、畜積に余裕を持つことになった。さらに民が水利を平等に利用する規約を作って、水争いを防ぎ、生活面においても奢侈を禁じ節約を勧め、耕作に努めるように導いた。こうした執政によって、教化が大に行われ、郡中のすべての民が農作業に精励することとなり、「百姓これに帰し、戸口増倍し、盜賊獄訟は衰え止む」ことになった。官吏や民は、信臣のことを心から敬愛して「召父」と呼んだ（『漢書』循吏伝）。『漢書』循吏伝は、召信臣のほか五名の地方官について、任地に行くごとに民を富ませ、離任しても民から慕い続けられ、生前には栄えある名称と呼ばれ、死後には奉祀される。まことに「徳讓の君子の遺風」に近い、としている。この「徳讓の君子」としての地方官こそが、当時の民の立場にたてば、まさに「父母」たる存在なのであった。

このほかにも、地方官に「民の父母」としての役割が期待されていたことを示す例を挙げることができる。たとえば前漢元帝期の官僚、王尊は、安定郡の太守として着任すると、所轄の県に宛て次のような布告を出した。

令長丞尉（県令、県長ならびに補佐官）の諸君は、法を奉って県城を守り、民の父母となつて、強きを抑え弱きを扶け、皇帝の恩沢を民に行き渡らせるために、はなはだ苦勞してきた。本日、私は太守として着任した。願わくば諸君、懸命に努力して身を正し以て下々を率いよ……（『漢書』王尊伝）。

王尊の考えでは、県の統治に当たることは、すなわち「民の父母」になることであった。

さらにまた、宣帝期の酷吏、嚴延年の母親は、郡守の地位にある息子が、仁愛や教化によって民を保全するのではなく、「屠伯」の異名を持つまでに多くの人を処刑することによって、威信を確立してきたことに対し、「豈に民の父母たるの意ならんや」と叱責した。すると嚴延年も、母に対しては罪を認め、何度も頓首して謝ったという（『漢書』酷吏伝）。当時において民から広く期待された郡の太守像は、まさに「民の父母」であり、それは酷吏もまた認めざるをえなかったのである。

後漢初に南陽太守を務めた杜詩は、人となりは節儉であり、清平なる政治を行い、民の徭役を減免した。また、ふいごを利用して農具を鑄造して、耕作の効率を上げ、百姓はこれを便とした。さらに、ため池を整備して、耕地の拡大に努めたため、郡中の家々はすべて豊かで満ち足りることとなった。人々は、数十年前の太守、召信臣になぞらえ、両者を称えて、「前に召父有り、後に杜母有り」と語り伝えた（『後漢書』杜詩伝）。

後漢靈帝期の清廉官僚、司馬直も、「民の父母」としての明確な自己認識を持っていた。中平二年、洛陽南宮が大火災に遭うと、宦官の張讓らは宮殿修築のためとして必要以上の苛斂誅求を行った。ちょうど鉅鹿太守に任じたばかりの司馬直に対しては、清廉との評判を考慮し、減額して三百万銭が求められた。しかし、それでも司馬直は、「民の父母為りて、反って百姓を割剝して以て時の求めに稱うこと、吾は忍びざるなり」と慨嘆した。病気を理由に断ったが許されず、ついに洛陽近くまで赴き上書して、當世の失政、歴史上の敗滅についての訓戒を論じ尽くし、薬を飲んで自殺した（『後漢書』宦者列伝）。

以上、本章では、漢代には、文帝以外の皇帝も民の父母たることを目指し、官僚もまた、そのような皇帝像を理想としていたこと、さらに地方官もまた民の父母たらんと務めたことを明らかにした。

第三章 歴代の民の父母

前章で述べたように、漢代の統治者は、民の父母として、編戸齊民を養い教えることを自らの存在意義であると認めていた。統治者のこうした考えは、その後の伝統中国二千年を通じ、現代まで継続して存在している。本章の課題は、韓喜凱主編『民本』（全六冊、齊魯書社、2000年）、陳生韜輯『政書集成』（中州古籍出版社、1996年）などを手がかりとして、そのような意識の継続的な存在を確認することにある。以下、皇帝と官僚にわけて論じていきたい。

まず三国魏の文帝は、儒学を好み、漢の文帝の教化政治を常に賞賛し、傾倒していた。とくに『太宗論（太宗は漢の文帝の廟号）』なる書物を著わして、漢の文帝は、法三章の教え（殺人、傷害、強盗だけを処罰する以外は不干渉とする劉邦の方針）と愷悌の化（父母たる君主が、民を子として教化する政治）を実行し、民を苦しみの状況から解き放ち自由にした「大人」であるとしている（『三国志』魏書・文帝紀黃初7年）。民の父母たらんとした漢の文帝の真意を理解しており、それこそが傾倒した理由と考えられる。皇帝としての在位は七年と短い。即位前、すなわち魏王であった頃の政治は、次のようであったとされる。

民の痛み苦しみを憐れむことは、傷ついた者に接するかのようであり、懼れる者はこれを寧んじ、労れた者はこれを憩わせ、凍える者は暖め、飢える者は腹を満たし、遠くの者は徳によって来服させ、敵対する者は恩によって降伏させる……（『三国志』魏書・文帝紀延康元年所引『獻帝伝』）。

漢の文帝同様、民の父母としての政治を志向していたことは明らかである。

北魏の孝文帝は、延興四年六月の詔において、犯罪者に対する刑罰が親族に及ぶことを改め、謀反、大逆などの重罪でなければ、罪は本人だけに限ることとした。その理由は「朕は民の父母なり、深く慙悼する所なり」であった（『魏書』巻七上）。北周の武帝もまた、前王朝北齊の暴政によって窮乏している民を救済することを宣言した建徳六年の詔において、「朕は民の父母たりて、職として黎人を養う」と述べている（『周書』武帝紀下）。

唐の太宗は、臣下達が主君の健康を気遣って新たな宮室を造営すべきであるとの提案をした時、かつて同様の提案を受けた漢の文帝が、己一個のために中流の民の家十軒分の財産に相当する浪費はできないとして断った故事を持ち出して、これを辞退した。それは、「朕の徳は漢帝に逮ばず、而して費す所これに過ぎれば、豈に人の父母たるの道ならんや」という、民の父母としての自覚から来るものであった（『貞観政要』儉約）。

五代十国期、後蜀の君主、孟昶^{ちやう}は、州県に文章を発し、執政に当たる地方官は民を虐げてはならない、と教戒した。その文章は、「朕、赤子を念じ」に始まる四字句を二四連ねたものであり、眼目は「爾の俸、爾の禄は、民の膏^{あぶら}、民の脂なり。民の父母たれば、仁慈ならずんばならず」という部分である。その後、宋の太宗は、この九六文字から「爾の俸、爾の禄は、民の膏、民の脂なり。下民は虐げ易きも、上天は欺きがたし」という一六字を抄出し、自ら筆を揮って石碑に刻み、各州県の役所の南に建てた。さらにその後、南宋の紹興年間、高宗が黃庭堅（文人官僚、書家）に命じて書かせ、再度、石碑を州県に建て、官吏の座右の銘とさせた。石碑は元代に至ってもなお存在していたという（洪邁『容齋統筆』巻一・戒石銘、徐元瑞『吏学指南』戒石銘）。

明の太祖朱元璋は、平民皇帝として、稼穡の艱難、民の困窮、官吏の貪冒を知り尽くし、数多くの愛民的な言辞を残している。そうした言辞には、以下の如く「民の父母」としての自覚を明確に読み取ることができる。

民は国の根本であり、徳は統治者の根本である。徳が厚ければ、民は懐き、民が安んずれば、国は安定する。人君に仁厚の徳があれば、民は父母に対するのと同様に人君に帰する。民心が帰すれば、土地や財物を有することになるのは、自然の理である（『明太祖実録』巻四九・洪武三年二月辛酉の条）。

明の永楽帝も、政権奪取の過程における数々の残忍非情な行動とは対照的に、「民の父母」としての自己認識を言葉にしている。

人君の衣食は、ことごとく民が供献したものである。その民が貧窮して衣食が無いのであれば、君として恤れまないではいられない。君は父であり、民は子である。子なる者は孝を、父なる者は慈を尽くすべきであり、それぞれが努力して自己の本分を果たすべきである……（『明太宗実録』巻二九・永楽二年六月乙未の条）。

清の順治帝は、入関後の最初の皇帝として、南明を滅ぼすなど実質的に清王朝の基礎を固めた。中国文化に傾倒した順治帝自らが編纂した『資政要覧』は、古典に見える「修己治人の

方」の中から、とりわけ政事に関わるものを摘録・分類した書物であり、たとえば以下のような記述が見える。

統治者は民を見ること、赤子のようにする。赤子は何か欲しいものが有っても、泣くだけでこれを言葉にすることはできない。父母は心でそれを理解し、授乳や世話に努め、寒暖を見極めることにより、赤子の望みはかなう。民を治めることも、これと同然である……思うに、必ず赤子を保護してこそ、民の父母となることができるのである（『資政要覧』）。

清朝第一の皇帝とされる康熙帝もまた、中国文化に精通し、自らの執政態度について、「未だかつて些かも怠ったことはなく、数十年が一日であるかの如く心身を使い果たしてきた。これを労苦というわずかに二文字で覆い尽くすことはできない」（『聖祖仁皇帝聖訓』巻九）と表現するように、儒家的な「修己治人」を実践した。康熙帝が江南を巡幸した時、ある知県に対して次のように述べている。

知県は民を直接統治する官吏であり、一県の民生の状態と関わりがある。朕はこのたびの巡幸において、この地の百姓が困苦しているのを目の当たりにした。そちは自らを廉潔にして公の仕事に勤め、民を我が子のように愛するべきである。そうでなければ、国法が備わっており、そちは慎まなければならない（『聖祖仁皇帝聖訓』巻四四）。

以上、甚だ簡略ではあるが、唐の太宗、明の太祖、清の康熙帝をはじめとする歴代の名君が、いずれも「民の父母」なる語を明言していることが確認できた。彼らは皇帝として、そうした自己認識を明確に持ち、地方官に対しても、そのような認識を共有して民に接するべきであると命じている。

次に、三国以降における官僚の「民の父母」に関する言説・行動をたどってみたい。まず三国魏の儒者官僚・高堂隆は、主君明帝の奢侈を諫め、また自然災害から民を救うべきであるとして次のように述べている。

国を有し家を有する者は、民の問題を我が身に引きくらべて考え、遙か彼方にまで想像力を及ばせて、民を暖かく養い育てるものです。だからこそ、「愷悌なる君子は民の父母」と称えられるのです。今、民は上下ともども労役に苦しみ、疾病と凶作により、農作に務める者は少なく、飢饉が繰り返し至り、年を越えることもできない状態です。よろしく憐れみを加え、困窮からお救いください（『三国志』魏書巻二五・高堂隆列伝）。

北魏に仕えた文人官僚、甄琛^{けんちん}は、宣武帝が即位した際に、君王のあり方を述べた上書を奉ったが、その冒頭で以下の如く述べている。

王者の職分は、天地と同じく、造化の神と同様に施し与え、時を正し万物を救い、民の父母となることです。それ故、穀物が実らぬ時は、民の為に祈祷・祭祀を行います。天地が恵みをもたらせば、天子はこれに順い、山川が民の生活に支障を来せば、天子はこれを通じます。いやしくも民に利益があるならば、自らを犠牲にすることは吝かではなく、

かりに財貨が集まれば、ただ民の救済にのみこれを用います……古の王者は、世々、民を養い育て、あるいは水火の用い方を教え、あるいは建物を造って居室にすることを教え、あるいは農耕を教えて飢餓を無くし、あるいは着衣の習慣を教えて無衣の弊害を取り除きました。それ故、『詩経』には、「これを教えこれを誨え、これに飲ませこれに食ましむ」と詠われています。いずれも、王が、民を撫育し教え導き、民の利益を求めるために行ったことです（『魏書』甄琛伝）。

隋の文帝期の官僚、辛公義は、刺史として岷州に赴任した。その地には、家族に病人が出る
と伝染を恐れ、父子夫妻であろうと全く看病せず、病人を放置したままにして家を離れるという
悪しき習慣があり、病死者が続出するという状態であった。そこで辛公義は、この状態を改
善するため、病人を州の役所に集め、自らの俸禄で薬物を買ひ、医者を招き、自分もその場に
寝泊まりして治療に当たった。さらに病人の親族を呼び、慈愛を以て病人を看護することの重
要性を説き諭した。その結果、しだいに悪習はなくなり、当地では、辛公義のことを慈母と呼
んだ（『隋書』卷七三）。

唐の徳宗期の官僚、陸贄^しは、君たるべき者の心構えを次のように述べている。

生を願い死を憎むのは、あらゆる動物の本能である。危険を避け安全を求めるのは、生命有るものの本性である。天下を治め百姓を子とする者は、天下の欲を以て自らの欲とし、天下の心を以て自らの心とし、必ず百姓が願う所を遂げさせ、畏れる所を排除し、求める所を与え、家々を安寧にし、人々に持てる力を発揮させねばならない。家が安寧ならば、国も安寧となり、人が持てる力を発揮すれば、君は安泰である。つまり、民の生命を慈しみ、それを万物にまで及ぼすのは、自らが生存する方法なのであり、民に安寧を与え、それを万物に及ぼすのは、自らが安寧を得る方法なのである（「取河中後請罷兵状」、『唐文粹』卷三〇）。

宋代以降の例をあげる前に確認すべきは、宋代以降、「民の父母」なる語があまり用いられなくなる、ということである。それに代わって登場するのは、知府や知県など地方官の別称としての「父母官」なる語である。銭大昕^{しん}は、すでに宋代の詩人・王禹偁^{しやう}が自らの詩に「父母官」なる語を用い、その語に「民間、令を呼びて父母官と為す」との自注を施していることに基づき、父母官なる語が宋初から存在していることを明らかにした。ちなみに銭大昕は、天下に子を愛さぬ父母はいない。しかし、百姓を愛さぬ官吏は存在し、ひどい場合には、自らの権勢にかりて、残暴を恣にしている。かりにも人の心を備えているなら、父母の名に顧みて恥じ悔いることはないであろうか、とも述べ、父母官なる呼称と乖離する実態を指弾している（『十駕齋養新録』卷一六・父母官）。

それはともかく、「父母官」なる語は、宋代から清末、さらには現在に至るまで継続的に用いられ、小説などにも頻出している。たとえば『西遊記』卷一には、「俺夕殺は洪州父母官（オレ様がぶっ殺したのは、洪州の知府だ）」とあり、『水滸伝』一四回には「恐日後父母官問

時、保正也好答応（今後、知県どのがご下問なされた時、あなたも答えやすかろうと存じます）」とある。さらに『儒林外史』冒頭の一回に、「太尊、県父母都親自到門來賀（知府、知県もみな自ら出向いて祝った）」とあり、四回にも「湯父母為人廉靜慈祥、真乃一県之福……前任潘父母做的時節（知県の湯氏は、人となり清廉で慈悲深く、まことに本県の幸いである……前任の知県潘氏が在任の時には）」などとあり、枚挙にいとまがない。なお「民の父母」なる語も時には用いられ、『水滸伝』一三回には、「雖然縣治宰臣官、果是一方民父母（県を治める宰官ではあるが、果たして本当は民の父母である）」と見えている。

以上によって、宋代以降、「父母官」なる語が広く用いられていることを確認した。以下には、統治者が「民の父母」、「父母官」としての意識を持つ意義とその重要性について、宋代以降の官僚や思想家が発言している例を時代順に列挙していきたい。

北宋の徽宗、欽宗期の官僚、楊時は、二程氏に師事し、朱子をその三伝の弟子とするなど宋学の学統上、重要な位置を占める思想家であり、自らの知県としての経験に基づき、次のような言葉を残している。

古において官吏は民に対し、赤子を保つように扱った。民は無知であり、その故を以て常に彼らを寛恕した。民には怒るべき事柄があっても、怒りをぶつける方法がなかった。無知であるため、当然、利害の判断はできない。民に対して利に趨き害を避けることを教えるのは、すべて民を保つ側の責任である（『龜山語録』、張鑑『仁学規範』卷二五所引）。南宋の儒学者、真徳秀は、朱子再伝の弟子として、いわゆる理学の唱道に努めたが、やはり官僚としての経歴に基づき、つぎのような発言をしている

民を撫するには仁を以てする。執政に当たる者は、天地が万物を生む心と父母が赤子を保つ心とを体得する必要がある。毛先ほどの残酷があっても仁ではなく、毛先ほどの怒りや憎しみがあっても仁ではない（『政経』）。

元代の文人官僚、張養浩は、知県、監察御史などを歴任するも、直言によってうとまれ、郷里での隠棲生活に入る。その後、陝西方面で大干魃が起ると、特命を受けて救済にあたったが、過労によって落命する。民はその死を、自らの父母を亡くしたように哀しんだという。知県在任時に著わした『牧民忠告』に、つぎの一文が見えている。

嬰兒は生まれた時、何も分からない。しかし母親には、子供が感情を表す前に、何を欲しがっているのかが分かる。その理由はほかでもなく、母親が真心を持っているからである。真心は愛を生み、愛は智を生む。真心があるからこそ、その愛は至らざるなく、愛があるからこそ、その智は及ばないことはない。官吏と民の関係も、これに異なることがあるだろうか。本当に民を子とする心が有るのであれば、才智が及ばないなどと憂うはずがない（『牧民忠告』心誠愛民智無不及）。

明代の思想家、呂坤は、清廉剛直な官僚として知られ、その著『実政録』『呻吟語』には、二十年以上の官僚生活のなかで持ち続けた民本主義、愛民思想が濃厚に表れている。官吏が持

つべき「民の父母」意識について、以下のように述べている。

まず第一に百姓を愛さなければならない。朝廷は赤子としての百姓を我々官吏に付託し、士民は我々を父母なる名称と呼ぶ。試みに父母が赤子に対し、いかなる心情を抱いているのか見れば、ただちに官として民に臨む道理が分かる。たとえ愚昧にして頑固な者であっても、辛抱強くゆっくりと教化しなければならない。『詩経』に「楽しき君子は民の父母」、「豈弟なる君子は民の父母」とあるが、君子は『詩経』を読んで、執政の道を知ることができるのである。

清代雍正・乾隆年間の官僚、陳宏謀は、各地で知府、布政使などを歴任し、めざましい治績をあげるとともに、歴代の名臣や思想家の政治に関する格言・教訓を集めた『五種遺規』を編集したことで知られる。地方官の心得を列挙した文章の冒頭に、次のように記されている。

朝廷が官吏を設けるのは、本来、民のためであり、官は必ず民を愛してこそ、その職分を尽くしたことになる……百姓が地方官を称して父母と言い、自らのことを子民と称するのは、民間の苦楽に対し、府州県の官員がまるで一家のことにように心遣いをするからである（「申飭官箴檄」、『皇朝經世文編』卷二一所収）。

清代中期の官僚、袁守定は、官界生活のなかで体得した事柄のうち、経史に照らして必ず実行・遵守すべきと判断できるものを筆録して『図民録』全四巻にまとめた。「図民」とは、『国語』魯語に見える「心底より民のことを図れば、知恵の面で及ばぬとしても、必ず目的を果たすことができる」の「民のことを図る」を典拠とする。後述する汪輝祖の著作の粉本ともされるこの書には、随所に「父母官」意識が表れており、そのうちの代表的な記述に、以下の如きがある。

州県の官はほかでもなく、父母である。治める対象はほかでもなく、吾が子である。官と民の関係は、なんと親密であることか。しかし自分は官であると思ひ上がり、民を民としてしか見ないなら、民の父母である意味を失うことになる（「官称父母」）。

民を愛する心を持つのは当然である。さらに慈母が我が子を噢咻する（こまごまと世話をやいて育てる）ように、民の世話をやき育てなければならない。愛民の政治を実行するのは当然である。さらに慈母が我が子を撫摩する（慈しみ可愛がる）ように、民を慈しみ可愛がらねばならない。世話をやき育て、慈しみ可愛がることを意味する「噢咻撫摩」の四文字は、民の上に立つ者にとって最も玩味する必要がある語であり、これを民に用いれば、民との関係はとりわけ親密となる（「噢咻撫摩」）。

『書経』康誥に、赤子を保んずるように接すれば、民は安んじ治まる、とあるが、この保という文字を最も味わうべきである。民は本来、自立することはできず、我々がこれを保んずることを必要としている……『孟子』梁惠王上篇によれば、民を保んずれば直ちに天下の王となることも可能なのであり、官吏が所轄する小さな領域を治められないはずがない（「保民宜民」）。

清代中期の人、汪輝祖は、幕客としての三十年以上の経験に基づき、地方政治に携わる者の心得・秘訣を書き記した『佐治薬言』、『学治臆説』の著者として知られる。幕客とは、明清期、知県知府などの地方官僚の身近において、その訴訟処理・徴税・文書起草などの具体的実務を支えた実務官僚のことである。上掲二書の冒頭には、いずれも「尽心」なる表題の文章が配されており、前者では幕客が補佐としての職務に真心を尽くすべきこと、後者では以下の如く、地方官自らが父母官として真心を尽くすべきことを説いている。

執政に当たる者は、知県、知州と名のる以上、必ずや一県、一州のすべての事柄を知悉している必要がある。一つでも知らないことがあれば、心を尽くして治めようととも考えても、不可能である。彼らは、治められる者から父母官と呼ばれるが、百姓の事に対し、父母が儿女を思いやるように、細々と行き届いた心遣いをしなければ、結局、官の職務を果たせず、自らの心に悖ることにもなる（『学治臆説』 尽心）。

以上に挙げた諸例は、こうした史料には全く不案内な門外漢が、手近な研究や索引を頼りとして、簡単に調査した結果に過ぎない。また残念ながら、こうした諸観念が、漢代以降の歴史や思想における全体的な展開といかなる関係にあるのか、といった点を十分に考慮したうえで議論するには至っていない。しかし少なくとも、こうした作業によって、漢の文帝以来の君民関係についての理想が、伝統中国を通じて継続的に存在してきたことを確認できた。すなわち、統治者たる者は父母として、子としての民を養い育て、富ませ教えなければならない、と考え続けられてきたのである。

なお滋賀秀三氏が、中国の法文化の特色に関して、次のような発言をされていることは、本章で述べた内容についての力強い傍証とすることができる。

中国における訴訟の原型を探るならば、それは親が子の非行を叱り兄弟喧嘩を仲なおりさせるといふ家庭の営みのうちに求められるであろう。為政者を父母、人民を赤子になぞらえることは古くからの中国の伝統であった。知州知県は事実また「父母官」「親民官」と呼ばれたのである。それは一地方の秩序と福祉の総世話人たることを意味する。知州知県の荷なう司法業務とはさような世話の一部面として人民に対して施されるものであった。これを父母官型訴訟と名づけて見たい（「中国法文化の考察」、『続・清代中国の法と裁判』創文社、20頁、2009年）。

こうして宋代以降の「民の父母」、「父母官」に関する記載を通観したうえで、毛沢東の文章を見てみると、やはり同様の意識を指摘することができる。たとえば、次の文章には、父母官の語こそ用いられていないが、その意識が極めて明確に表れている。

我々が、ただ人民を戦争に動員するだけで、ほかの活動を少しもやらないとしたら、敵にうち勝つという目的を果たすことができるだろうか。もちろんできない。我々が勝とうと思うなら、どうしてもそのほかに多くの活動をしなければならない。農民の土地闘争を指導して土地を農民に分けること、農民の労働意欲を高めて農業の生産を増やすこと、労

働者の利益を保障すること、協同組合を作ること、対外貿易を発展させること、大衆の衣服の問題、食事の問題、家の問題、たきぎや米や油や塩の問題、病気や衛生の問題、婚姻の問題を解決すること、要するに、大衆の生活のすべての実際問題は、みな我々が気を配らなければならない問題である。我々が、こうした問題に気を配り、それを解決し、大衆の要求を満たしたならば、我々は本当に大衆の生活の組織者となるし、大衆は本当に我々のまわりに集まってきて、我々を心から支持するようになる。……我々は、土地、労働の問題から薪や米や油や塩の問題まで、大衆の生活の問題に深く気を配らなければならない。婦人達はスキ、マグワの使い方を習いたがっているが、誰に教えさせたらよいだろうか。子供達は勉強したいといっているが、小学校を作っただろうか。むかいの木の橋は狭すぎて通行人が落ちるかもしれないから、なおす必要があるのではないだろうか。たぐさんの人がおできができたり病気になったりしているが、なんとか方法はないだろうか。こうした大衆の生活上のすべての問題を自分の議事日程にのぼせなければならない。そして討議し、決定し、実行し、点検しなければならない。広範な大衆に、我々は彼らの利益を代表するものであり、彼らと息がかよいついてあるということを理解させなければならない……我々は、革命戦争の指導者、組織者であるとともに、大衆の生活の指導者、組織者でもある。革命戦争を組織すること、大衆の生活を改善すること、これが我々の二大任務である（「関心群衆生活、注意工作方法」『毛沢東選集』巻一所収）。

以上、漢の文帝以降、二十世紀に至るまで一貫して、中国の統治者が「民の父母」「父母官」であることを理想とし、また自認していることを確認することができた。

極めて興味深いことに、現在の中国に目を向けると、地方の基層幹部が同様の自己認識を持っていることを認めることができる。ここでは、李昌平『我向總理説実話』（光明日報出版社、2002年初版、陝西人民出版社、2008年再刊。『中国農村崩壊』NHK出版、2004年は、全二七章のうち一五章までの邦訳）に基づいて述べてみたい。

李氏は、中南経済大学経済学修士を取得の後、一九八三年から一七年間、故郷・湖北省の農村において郷の党書記や県の農村工作部副部長などを務めた。一九九九年一二月、湖北省監利県棋盤郷の党書記に就任後、農村と農民の悲惨を極める状況を目の当たりにして、国務院総理・朱鎔基に直訴状を出す。すると国務院が正面から取りあげ、調査班を棋盤郷に派遣することとなり、腐敗した幹部達は驚愕し、大混乱の事態となる。しかし最終的には、事態收拾のため、李氏自身がやむなく辞職する。こうした過程を直書したのが、上掲の書である。

李氏の大胆かつセンセーショナルな行動に対しては、「党に対する無限の忠誠」、「老百姓に対する心よりの同情」を示すものであり、党の「好幹部」、人民の「好兒子」たるに恥じない、といった賞讃の声が伝えられた（同書二三章）。しかし特筆すべきは、氏自らが自分のことを、「民の父母」と表現していることである。

こうしたこと（農民が李氏に窮状を訴え、救って欲しいと哀願すること）に一つ二つ出

くわしたとしても、援助の手を差し伸べることをしなかったら、生涯心に咎めることになる。ところが、農民の父母の官たるこの私は（而我，農民的父母官），何度地獄に落ちなければならないことであろう。農村での一七年間を振り返ると、農民のためによいことをすることあまりにも少なく、悪いことは少なからずした。農民に対して、私には罪がある（訳書19頁）。

二つには、農村のインフラ設備が整っていないことだ。……農民は幹部になんとかしろといい、幹部がこれらの仕事をしなければ、父母の官たるおまえがやらねば誰がやるのだと責めたてる。ところが私にはカネがなくて、どうしようもないのだ。父母の官など、つとまるものではない（可我手中没钱办不成事，這個父母官不好当）（訳書130頁）。

なおかつ重要なことは、李氏は、単に古くから慣用されているこの語を以て自称したのではなく、心情的に自ら父母官であろうとした、ということである。すなわち上掲書二五章「揮不掉心中的農民情結意識（ぬぐいきれない農民としてのこだわり）」において、友人が作成した詩「我們一直没有放棄（我々はずっとあきらめない）」に託して、父母官として常に民と一体であることを願う自らの心情を明らかにしている。いささか長いが以下に訳出してみる。

每一次傾聽的聲音	聞き取ったすべての声
每一双握過的手	交わしたすべての握手
每一條走過的街道	歩いたすべての街角
每一座凝望的村莊	見つめ続けたすべての村々
都沒有忘記	その全てを忘れない
都留在心里	全てが心に刻まれている
每一聲呼喊都有回應	呼びかければ、必ず応答があり
每一次關注都讓我們感動	観察するたびに感動させられる
每一種鞭策都是力量	励ましの言葉はすべて力になる
也許我們的聲音有些啞啞	我々の声が小さかったのかも知れない
所以你不會聽見	だからあなたには聞こえなかったのだろう
也許我們的臂膀有些酸痛	我々の腕が疲れていたのかも知れない
而你正需要扶持	あなたが支えを必要とした時に
那麼請你也開口	そうであれば、どうかそう言ってください
因為你的聲音就是我們的聲音	あなたの声は、我々の声だから
請你也伸出手	あなたも手を差し伸べてください
因為你的力量就是我們的力量	あなたの力は、我々の力だから
每一時擊響鍵盤	キーボードを叩く時
每一時端起相機	カメラを構える時
我們都和你在一起	常に我々全員はあなた達と一緒に

中国における国家と民の関係

因為你的善良	あなたが善良だから
我們一直没有放棄	我々はずっとあきらめない
因為你的堅韌	あなたがねばり強いから
我們一直没有放棄	我々はずっとあきらめない
因為你的痛苦	あなたが苦しんでいるから
我們一直没有放棄	我々はずっとあきらめない
因為你的希望	あなたが希望を棄てないから
我們一直没有放棄	我々はずっとあきらめない
因為生命像鮮花一樣美好	生命は花のように美しく
愛像陽光一樣動人	愛は陽光のように感動的だから
因為真實像岩石一樣堅固	真實は巖のように固く確かで
良知像野草一樣勁生	智慧は野草の如く踏まれても出つづけるから
我們一直没有放棄	我々はずっとあきらめない
一年就這樣過去了	一年がこうして過ぎ去り
一個世紀就這樣過去了	百年もこうして過ぎ去った
如果未來	もし未來においても
我們還能回答一直没有放棄	やはり、我々はずっとあきらめないと言い続けるなら
那麼現在	もしそうならば、さあ今
就請你和我們一起努力	我々と一緒に努力しよう
明天就是新世紀	あしたこそが新たな世紀となるのだ

この詩には、李氏のように、率先努力して、時には生命の危険までも冒して、農民の生活を改善しようと励む基層幹部の、すなわち、まさに現代の父母官の心情が吐露されている。李氏はかつて、柘木郷の党委員会書記を務めた時、就任四日目に開かれた幹部群衆大会において、千人にのぼる各級の幹部を前に、以下のような、三つの「として」の原則を遵守することを求めた。

人民を自分の父母兄弟姉妹として扱うように。人民の金は、彼らの血と汗の結晶として使うように。人民の事を自分自身の事として処理するように（上掲書231頁）。

すべての幹部が、民を家族のように扱い、民と一体化すべきことを求めているのである。

以上によって李氏が、基層幹部としての自らを「民の父母」たることを願っていることが確認できた。

第四章 なぜ民の父母なのか

前章までに、名君・漢の文帝が目指したのは「民の父母」としての皇帝であったこと、それは儒家思想が伝統的に理想とした君主像であること、さらにまた漢代の他の皇帝や官僚をはじめ

め、それ以後の伝統中国を通して現在に至るまで求められ続けてきた統治者像であることを明らかにした。別言すれば、文帝は中国史上、最初に民の父母であることを実践しようとした統治者であったのである。

それでは何故、統治者は「民の父母」であり、「父母官」であろうとしたのか。何故君主は民に対して父母であらねばならないのか。この問題が当然浮かび上がってくる。

そこで今一度、原点である漢代の史料に立ち返ると、『漢書』刑法志冒頭に以下の如き極めて示唆的な記載があることに気づかされる。

そもそも人間は、天地の形状に似て（頭が円いのは天、足が四角なのは地に似る）、仁義礼智信という五常の性を備え、聰明精粹にして、生物の中で最も優秀な存在である。しかし、その爪や歯は、欲望を十分に満たすほど鋭利ではなく、走る力は危険から逃れざるほど速くはない。寒暑を防ぐにたる毛や羽もない。それ故、必ずあらゆる物を利用して、生命をつなぐことを実現する。知恵を使って、肉体の力には頼らない。これこそ人間が貴い理由である。

したがって、人間は互いに仁愛の心を持つことがなければ、集団を形成することはできない。集団が形成できなければ、万物に勝ることはできず、万物に勝ることができなければ、生命をつなぐために必要な物が不足する。集団を形成して必要な物が不足すれば、争う心が起きることになる。このとき、上古の聖人が、ひとり敢然として他者に先んじて敬讓博愛の徳を実行すると、民衆は心から喜んでこれに従った。民衆が従った結果として「群」(qun)、すなわち集団を形成することになった。それ故、その人物を「君」(jun)と呼ぶ。民衆はその人物に帰し、そのもとに往(wang)く。それ故、その人物を王(wang)と呼ぶ。

『尚書』洪範に、天子は民の父母と作り、天下の王となる、とある。聖人は、よく似たものを取り上げて、名称を正しく定める。君主のことを「民の父母」と呼ぶのは、王道の根本が仁愛徳讓であることを示しているのである。愛は、敬をともなって敗れず、徳は威をともなって久しく立つ。それ故、礼を制して敬を崇び、刑を作って威を明らかにしたのである。

要するに、身体能力の劣る人間は、知力を用い、共同体（集団）を形成することによってしか、自然の中で生存を維持できない。その際、共同体を形成する契機になるのは、争いの心を抑え、人に先んじて仁愛を施すことができる聖人である。民衆は、そのような聖人に喜んで従い、そのもとに帰往して、共同体を形成する。かくて人は、その聖人を君と呼び、また王とも呼ぶ。このような君王と民衆の関係は、家における父母と子の関係そのままである。それ故、君主を民の父母と呼ぶのは、君主による統治の根本が父母の仁愛にほかならないことを示している、というのである。共同体形成の要としての仁愛徳讓は、父母の子に対する仁愛徳讓と同じものと考えられているのである。

「君」と「王」のそれぞれを、いわゆる音訓により、「群」、「往」として理解する例は、戦国末から漢代にかけて相当広く見られる。それは、『漢書』刑法志の記述が普遍的な考え方であったことを物語っている。たとえば『荀子』王制篇には、以下のようにある。

君とは、よく人を群せしめることができる存在である。その方法が当を得ていれば、万物はすべて、その宜しきを得、六畜もすべて成長することができ、生命有るものはすべて、その生命を全うすることができる。

今一度繰り返せば、君とは本来、民衆を群する能力、すなわち共同体形成の要としての仁愛徳讓の持ち主を意味し、王とは民衆が帰属する対象になりうる存在を指した。逆に言えば、民は民だけでは存立できず、常に父母の如く仁愛徳讓を発揮して共同体を形成し、民の生存を担保することができる君を必要とするのである。

以上の如く、人が群するにあたっては、民の父母としての仁愛徳讓が必要であることが理解できた。しかし当然ながら、仁愛徳讓は、共同体の形成時に一度発揮されさえすれば、事足れり、というわけではない。成立した共同体を存続させるため、君なる存在は、民を不断に富ませ教えて理想社会の実現に向けて努力しなければならない。

言うまでもなく、民を富ませて教化する作業が、一朝一夕で実現することは有り得ず、じっくりと時間をかけて行わねばならない。時間の必要性は、民を富ませることにも当然認められるが、とりわけ教化することにおいて顕著である。

上述の如く教化とは、統治者自らが率先垂範して君子に至るべく修己し、その姿勢によって全ての民を感化して君子になるように導く政治である。しかし重要なことは、統治者によって覚醒させられることが不可欠の契機であるとはいえ、民が己を修めて善に向かうのは、民自身に備わる能動性、主体性によらなければならない。これについて、たとえば武帝期の東方朔は、「民が過てばこれを正して、民の力で善性を得させる。寛大に扱って、民の力で宜しきを求めさせる。推し量って想像して、民の力で追求させる。思うに聖人の教化とは、このようであり、民が自得することを願っているのである。民が自らの力で善性を得るならば、教化は速やかにして広範に行われる」（『漢書』東方朔伝）と述べている。

すなわち、民は自らの力で自らを変えるのであって、そのためには時間を要し、統治者は待たねばならない。この点について、やはり文帝期の詩経学者、韓嬰が次のように述べている。

繭は、糸になる可能性を秘めているが、女工の作業がなければ糸にはならない。卵は雛になる性質を持っているが、親鳥が時間をかけてあたためなくては、雛とはならない。本来、人の性は善であるが、明王聖主がこれを扶け面倒を見て、正道に導き入れることがなければ、君子となることはできない（『韓詩外伝』巻五）。

董仲舒もまた、同じことを述べている。

中民（普通の民）の性は、繭や卵のようなものである。卵は、暖めること二十日を待つて、はじめて雛となる。繭は熱湯のなかで繰る作業を行い、はじめて糸となる。人の性も

また漸進的な教化を待って、善とすることができる。人の善は、教化の成果として、獲得されるものであって、本性として自然に備わっているわけではない（『春秋繁露』実性）。

天は民を生み、民の性には善になる素質が備わっているが、そのままでは善になることはできない。それ故に、民のために王を立て、民を善にならしめたのである。これが天意である。民は、天からいまだ善にはなっていない性を賦与されたのであり、退いて王から素質を完成させるための教えを受けるのである。王は、天意をうけて、民の性を完成させることを以て自らの職務とする（『春秋繁露』深察名号）。

そもそも教育とは時間をかけて行うものであるということは、儒家思想の共通認識であった。ここで儒家の教育思想を全面的に考察することはできないが、たとえば孔子は、「どうすれば良い、どうすれば良いと自分に問いかけない者を、導くことはできない（これを如何せん、これを如何せんと言わざる者は、吾はこれを如何ともするなし）」（衛霊公篇）と述べ、また、「理解できない自分に腹を立てるような学生でなければ、ヒントを与えない。分かりませんと率直に質問するような学生でなければ、指導しない（憤せざれば啓せず、悻せざれば発さず）」（述而篇）とも述べている。すなわち、学ぶ者にとって最も必要なことは、自分自身が仁を体得したい、知りたい、分かりたいという覚悟を持つことである。内発的な自覚、いわば「発心」をこそ、一切の出発点としている。当然ながら、自覚なるものが、外側から与えられるはずはなく、内に生ずるのを待つしかない。だからこそ孔子自ら「人に^{おし}誨えて倦まず」（述而篇）と述べ、「循循然として、善く人を誘う」（子罕篇）という段階的・反復的な教育法をとったのである。

したがって、『論語』子路篇に、「もし聖人の徳を備えた王者が統治すれば、必ず三〇年で教化が完成して仁なる社会になる（如し王者有れば、必ず世にして後に仁ならん）」、あるいは「善人が統治する期間が百年になれば、やはり残暴なる人を教化して善に導き、死刑を用いることがなくなる（善人、邦を為むること百年なれば、亦た以て残に勝ち殺を去るべし）」とあるように、孔子によれば、理想社会の出現には少なくとも三十年、あるいは百年の間、待つ必要がある。これを踏まえる『漢書』刑法志は、理想社会実現のために、王者で三十年、善人で百年の時間を要することが、「国を為むる者の程式（法則）」であるとしている。

孟子もまた、「待つ」必要性を強調する。性善の立場に立つ孟子によれば、学ぶ者が求めるものは、すでに自らの中に備わっており、自分自身がそれを求めなければ得ることはできない（いわゆる四端説）。しかも「人は常に過ちを犯して、その後改めることができ、心に苦しみ悩んだ後に発憤し、それが顔色や言葉に表れるようになってから、道理に達する」（告子下）の如く、試練の期間を経て、求めるものを得ることができる。孟子は、これを「君子は其のこれを自得せんことを欲するなり」（離婁下）と述べている。

それ故、孟子の教育思想においても、教える者の為すべきは、やはり本人が求めようと志し、さらに、その志を自分自身の力で遂げるようにさせることである。だからこそ堯は日々民

に対し、「勞つて懐け、正して直くし、輔けて翼け、民に自得せしめ」たとあるように、民自身の力で民が自立するように助けたのである（滕文公上）。また君子の道を教える方法の第一に、「時雨のこれを化するが如く」教える方法（尽心上）、すなわち必要な時に降る慈雨のようにじっくりと熟成せしめる方法をあげていることも、待つ必要性を唱えているのである。

このように儒家の教育思想において、教える側は仁愛の心を持ち、教えられる者の可能性を信じ、啓発して意識を高めさせ、順序よく段階を踏んで教え、その成長変化を忍耐強く見守って待たなければならない。即効性のある法律や刑罰のように外側からの強制によってではなく、教えられる者が、内面の覚醒と自発によって、自ら成長変化することが期待されているのであり、そのためには、根気よく待つ必要があり、時間がかかる。現実世界において、真にこのような教育を実行できるのは父母以外にはあり得ない。ここに民を富まして教える君が、父母でなければならなかった理由があるのである。親が子供の漸進的な成長を気長に見守るように、君主は民が着実に成長して君子となることを望んだのである。

以上によれば、漢の文帝以来の伝統中国の統治者が、二千年を通じて、民にとっての「父母」たらんとした根本的な理由は、彼らが儒家思想に基づく教化政治を行い、自らが修己を躬行実践すれば、すべての民が富み君子であるような理想社会を実現できると信じ続けてきたからにほかならない。

おわりに

前章までに、伝統中国歴代の皇帝や官僚、地方官が、儒家思想における理想の統治者、すなわち民を富ませて教える「民の父母」「父母官」となることを志向してきたことを明らかにした。しかし当然ながら、理想を持つことと、実際に修己治人を実践して民の父母であることの間には、極めて大きな距離がある。やはり漢代に立ち返って考えると、統治者が理想を追求することの困難が、すでに明確に指摘されている。たとえば、『漢書』景十三王伝の賛に、次のような記述が見える。

昔、魯の哀公は、「自分は、深宮の中で生まれ、婦人の手で育てられたため、これまでに憂うことも、懼れることも経験したことがない」と言ったという。何という正直な言葉ではないか。このような人間が危機に陥り破滅することを回避しようと考えても、それは不可能である。そのため古人は、宴会や安逸を以て鳩毒ちんどくとみなし、徳が無くて富貴であれば、これを不幸と言ったのである。漢が興ってから平帝に至るまでに、諸侯王の数は百を以て数えるが、その大半は驕淫であり道を失っている。放恣の中に沈溺し、権勢ある地位にあることが、そうさせたのである。普通の庶民でも、習い染まった環境から離れることは難しい。まして哀公のような階層の人々は、なおさら難しい。そのような中、河間献王は、大雅かつ卓爾として並ぶ者がいないという人物に近い（『漢書』景十三王伝賛）。

ここで称揚されている河間献王とは、景帝の子にして、河間の地に封じられた劉徳のことで

ある。周知のごとく、この人物は先秦の古書を収集し、古文経の伝授において大きな役割を果たした。その河間献王は、残された言辞からすれば、まさに民の父母たることを志向した統治者であった。たとえば『説苑』建本篇に、次のようにある。

河間献王が言うには、管子には、「倉廩実てば、礼節を知り、衣食足れば、榮辱を知る（米倉が満ち衣食が足りてこそ、人間らしい生き方と価値判断を知る）」とある。そもそも穀物なるものは、国家が繁栄し、男女が麗しくあり、礼義が行われ、人心が安んずるための大もとである。『尚書』は、天が与える五つの福のなかで、富を第一に位置づけている。子貢が、政治の政について尋ねると、孔子は、民を富ませよ、富ませた後に教えよ、と述べている。これが治国の本である。

ここに引用される孔子の「富ませて教える」は、本稿で述べた「民の父母」たる統治者の政治の核心であり、それを以て治国の本であるとする河間献王が、民の父母を志向していたことは間違いない。残念ながら、この人物が、河間国においていかなる政治をしたのかについては、具体的な史料は残されていない。しかし『漢書』によれば、河間献王は、何時いかなる時も儒家思想から外れた行いはせず、その死後には、「身は端しく行いは治まり、温仁恭儉にして、篤く敬して下を愛し、明知深察にして、鰥寡に恵たり」と評価された、とある。こうした記載からすれば、河間献王は、民の父母としての政治を、かなりの程度まで実現していたと考えてよい。しかしながら、上引の賛によれば、百を以て数える諸侯王のなかで、河間献王は、唯一の例外的な存在でしかない。すなわち、宮廷の奥深くにおいて全てが満たされた生活する統治者にとって、修己、克己を実践して、自らが脳裏で思い描く民の父母となり、教化政治を実践することは、極めて困難なことなのである。

また、王吉や貢禹といった漢代きっての清廉官僚の伝を集めた『漢書』巻七二の賛に、「清節の士は尊ばれるが、その多くは、おおむね我が身を修めることはできても、他者を修めることはできない」とあるように、民の父母たる者が努めるべき「修己」と「治人」のうち、自らだけを修める「修己」は、比較的多くの士が実践することができる。しかし、他者の善性を覚醒させるほどの影響力をもつ「修己」、すなわち「治人」を可能にする修己は、実行することが困難であるというのである。

何度も述べているように、修己治人とは、統治者が、内面的な自覚を持って自らを律し、理想の人格者である君子となることを目指し、その姿勢によって民を感化して、民もまた君子たることを目指すように導くことである。前述の如く、漢代においては、修己治人による教化政治が理想とされ、それがある程度まで実現していた。しかし、その一方で、修己治人を言葉どおりに実践することは、極めて困難であると当の漢代人が認めているのである。

畢竟、生身の人間の大半は、弱い存在でしかない。理想の実現に向けての自覚と克己を、不断に維持し続けることができる統治者は極めて少数であった。『中庸』に「立派な人格者が存在すれば政治は立派に行われ、立派な人が亡くなれば、その政治も終わることになる（其の人

存すれば、則ち其の政挙がり、其の人亡べば、則ち其の政息む）」とあるのは、まさに、この点を指しているのである。

二千年を隔てた現在も、民の父母たることは、困難を極める。それについては、現代の民の父母である李昌平氏が率直に告白している。氏は時の國務院総理に告発の手紙を出すという自らの突出した行為が、常日頃、自分自身を厳しく律することによって可能になったとして以下の如き自己分析をしている。まず幹部層と腐敗について、次のように述べる。

目下、一般的な状況において、腐敗分子が権力を握っている場所では、腐敗であれ、反腐敗であれ、いずれも一種の手段と化している。すなわち、一つの組織において、大多数の人間が腐敗しているときに、少数の人間がそのなかで生存を図ろうとするならば、必ず周囲にあわせて、ともに腐敗する必要がある。このような状況にあつては、腐敗は組織の中で生き残るための手段になるのである。かりに誰かが上部の人間と一致することができないとなると、上部はただ思うがままに、紀律委員会あるいは検察院を派遣して調査させるだけで、党内から必ず一人の腐敗分子をつまみ出すことになるのである。かくて反腐敗は、実際には腐敗分子が、自らと異なる人士を排斥するための手段と化するのである（上掲書256頁）。

このような風潮の中で、告発の手紙を出すに当たり、李氏は朝から晩まで、自分が党委員会書記を勤めた四箇所の任地における過誤を点検して、収監されねばならないような過ちを犯していないか否かを確認した。その結果、親族の誰一人であれ、「お上の飯」で食っていけるように世話をしていない。不正蓄財がない。国家から福利住宅をもらう恩恵にあずかっていない。銀行通帳に四万円を超える残高がない。大規模な建設事業には、一度も直接関わったことはなく、一切、公開入札で発注した。過去の任地はいずれも「郷」と呼ばれる場所で、「鎮」で書記になったことは一度もない。どの任地も、監利県内で最もやりにくい場所で、その処理を任されたのであるが、任地ごとに、常に民心に従い、人々の篤い支持を得ることができたのである。

以上のように李氏は、自らが腐敗とは無縁であること、すなわち実状を告発する危険に持ち応えうる基盤を有することを確認した後、はじめて総理宛に手紙を出すことができたのである（上掲書256～257頁）。

このほか、李氏は現在の基層幹部に課せられている厳しい要求について述べている。

農民の負担を減らすカギは、大なたをふるって機構と人員を精選することである。すなわち各層の指導幹部の子女・親戚、自分の取り巻きからまずメスを入れるべきである。彼らが率先して自己の利益を犠牲にすることがなければ、既得権を得ている階層が自分たちの利益を手放すはずが無いばかりか、逆に既得権をさらに強化しようとする事さえあり得るのである（上掲書214頁）。

よい指導者とは、上の指導者を怖がらず、下の群衆を恐れず、同僚や周囲の人々をも恐

れない指導者のことである。上の指導者を怖がるのは、凡庸な役人、同僚を怖がるのは愚鈍な役人、群衆を恐れるのは貪欲な役人である。私はこれら三者のいずれをも恐れないという原則によって、自分を点検し、また自分の部下をも点検したのである（上掲書218頁）。

現実の経済、政治、社会生活の領域では、是非善悪より、利害を優先するのが、永遠に主流の見方のようなものである。同様に、個人や少数の利害を、集団や民衆のそれより重んずるのが、やはり主流の見方であるようである。役人の世界でこうした価値観が大手を奮うならば、一般社会に、どのような語るべき価値基準や原則があり得るであろうか。そのような社会に公正、道徳、良知といったものが存在しうるであろうか（上掲書246頁）。

現代の民の父母を自称する李氏によれば、基層幹部には、このような修己が求められているのである。しかし言うまでもなく、その実践は極めて困難である。本書には、李氏以外にも、父母官たろうとして結局挫折することになった何人かの基層幹部が登場する。それぞれの挫折の顛末は、現在の中国において父母官であり続けることが、いかに困難であるのかを示している。ここでは三つの事例を引用しておきたい。

事例1 私（李氏）はY書記と、それほど知り合いではない。彼が監利県に来た最初の一、二年は、幹部と民衆の声をよく聞き、仕事にも熱心で、幹部と民衆の大きな支持を得ていた（民の父母たりえていた）。私が彼に言いたいのは以下の点である。経済の実質的な育成を重視せず、長期的な目標を立てず、持続的發展を重視せず、監利県で長期間勤めていくつもりはなく、短期的な政策が多く、監利県の長期的な利益を見据えていないことに失望している（己一個の既得権を守り保身するようになった。訳書254頁）。……目下のY書記は、一九九六年に監利県に代理県長として転任してきた頃に比べれば、全くの別人である。一九九六年、Y書記は監利県は来るや、テレビに登場して、オフィスの玄関と家の玄関はつねに農民、労働者、幹部に開いている、県長が解決できる問題は絶対に回避しない、などと言明していたものである。一時期、Y県長「Y青天」などと呼ばれて全県の民衆に敬われ、支持されていた。この出来事は、当時の党県委員会書記をすこぶる動揺させた。ところが二年も経たないうちに、Y書記の住宅とオフィスには「鉄の門」が取り付けられ、夜も居場所定まらず、ときには秘書でさえ居場所を知らなかった（訳書278頁）。

事例2 龍湾村の元の支部書記で、省の模範労働者であった張秋波は、汚職問題で留置所に入れられた。しかし彼は悪い人物ではなく、支部書記を十四年間やったが、家は赤貧しようが如しであった。村と個人に欠損を出したのは、中国農業のマクロ政策をしっかりと把握しないままに、猪突猛進した結果であった。昔の龍湾村は監利県の赤旗であり、昔の張秋波は監利県のひとかどの人物であった……（精米加工場を設立して大成功すると）、さまざまな栄誉と花束が張秋波を手招きした。銀行も張秋波を訪ね、その栄誉を一層高めた。

党委員会書記も龍灣村に駐在し、龍灣村を全県の模範に育てようとした。このときの張秋波は、思いもよらない事態に舞い上がってしまい、当時としては正しくとも、今日から見れば誤った致命的な二つの政策を決定してしまった……（その後、農業構造改革という名目のもと過剰な投資を進めていったが、自然災害、国の食糧政策の変化、起死回生を図っての無謀な投資などにより、最終的には村の財務を大混乱させた結果に終わる）。張秋波は村の支部書記として在任すること十四年、一度としてまともな服を着たことが無く、女房は彼とともに泥まみれになって働いたが、金のネックレス一本、買ってもらったことがなかった。張秋波はいまでも十数年前に建てたおんぼろ家に住み、家のテレビは相変わらず白黒で、二人の息子を学校に上げる申請費すら払えないでいる。張秋波に対して、私は慚愧の念でいっぱいだった。私個人が彼に申し訳ないことをしたからではなく、我々の猫の目農業政策が彼をだめにしたと思うからである。モデルケースを作りたがる政治業績主義が彼をだめにしたのだ。私から見れば、彼こそまさしく共産黨員だ。投獄された否かにかかわらず、ひたすら人民のことを考え、人民の利益を自分よりも高く位置づけていた。これこそ黨員幹部のあるべき品質なのだ（訳書284～288頁）。

事例3 安徽省利辛県县委书记、夏一松は、真っ直ぐな性格で、書記就任直後から利辛県の腐敗墮落した風気と正面から闘い様々な問題を引き起こした。その風気とは、何事であれ、手続きを踏んで物事を進めるという習慣がないこと。公共事業の資金運用は、施行単位、主管部門、県幹部の調整にかかっていること。県の政界にはいくつかの派閥が存在し、利益集団を形成して、互いに牽制するとともに、対外的には協力すること。外来の役人は彼らに嫌われないようにしないと、居続けられないが、うまく気を使えば、金は自動的に送られてくる、といったことである。

夏一松は、一切の礼金、賄賂を拒絶して、その総額は六〇万元に達した。また「群衆を念頭に置き、制度と手続きに照らして事を処理し、業績を挙げさえすれば、群衆は支持する。利辛県の風気が正しくなれば、群衆は自信を持ち、希望も持てる」という信条に即して、一連の新たな規定を導入した。すなわち、郷鎮幹部は一週間のうち、六日間は勤務先の郷鎮に居なければならない。すべての公共工事は公開入札による。幹部の人事は制度に照らして進め、実績を挙げた者を抜擢する、などである。実際に有能で群衆の支持もある若い幹部を抜擢して、重要なポストにつけた。

一連の改革は、大きな反感を招き、誹謗中傷など様々な嫌がらせが行われ、さらに脅迫恫喝がなされ、身辺に危険が及び、護衛をつけることになる。このような事態になると、夏一松は、利辛県にドロを塗り、県の安定を揺るがす存在として、多くの人間が距離を取るようになり始め、誰も近づかなくなる。ついに書記の職務を一八〇日間つとめた後、「出世」の辞令を受け取らされて、利辛県を離れることとなる（上掲書195～211頁）。

李昌平氏は、夏一松を心から尊敬しているとし、一方で安徽省の指導者達の苦衷も理解でき

るとする。そのうえで、李氏自身が辞職という選択をしたことについては、「明智」であったとしながらも、次のように反省している。

このように私の選択が間違いではなかったと考えても、そのことによって私が棋盤郷の人民、監利県の人民、中国の農民に対して抱く慚愧の念を軽減することにはならない。なぜ私は、棋盤の農民と一緒に立ち上がって闘うことができないのか。それは自分が闘いを立派に指揮できる人間ではなく、それを恐れているからである。なぜ党中央、國務院と一緒に立ち上がり、土政策、土皇帝と闘争できないのか、それは私が立派な戦士ではなく、自己の利益を考えるからである。私が辞職したのは、秋の樹木から一枚の葉が落ちたのと似ている。しかし、葉は根本に落ちるが、私は風に吹かれてさまようことになった。辞職は、私の一生の痛みとして残ることになるであろう（上掲書211頁）。

李氏を含む以上の諸事例において、民の父母たらんとした幹部が最終的に挫折した理由は、様々である。すなわち、自らの欲利に負けて墮落した、自然災害や国家の政策への配慮が不足し経済的な損失を招いた、あまりに突出した理想主義のために排除された、自己の利益を考慮した、などである。しかし、どの事例からでも、民の父母であり続けることが極めて困難であるということを読み取ることができる。

最後に、本稿で述べたことを踏まえて、「民の父母」「父母官」の将来について若干の見通しを述べておきたい。そのためには現在の中国が、五千年の中国史の中でいかなる位置にあるのか再確認する必要がある。戦国時代に登場し、漢の文帝期に定着した編戸齊民体制は、清朝と命運を同じくして、すでに百年以上前に崩壊している。以来、政治と社会は、ゆるやかにではあるが西欧型のシステムへと移行しつつある。これと歩調を合わせるように、中国社会を数千年間、連綿と規定し続けてきた社会組織である宗族もまた、求心力を弱めて形骸化の方向に向かっている。さらに科挙制度の廃止、学校教育の普及、人権意識の浸透、一人子政策の影響などにより、儒学思想もまた秩序規範の要としての機能を果たすことができなくなっている。また農業中心の比較的単純な社会から、都市化・工業化の進んだ複雑な社会へと移行し、農業の位置が相対的に低下している。なおかつ近年のグローバル化・情報化により、中国はもはや屹立する中華世界ではなくなり、まさに全球の一部として存立・協調することが求められている。

このような状況において、政治的指導者が、「民の父母」「父母官」として儒家思想に基づく勸農政策と修己治人によって、生産力を向上させ、その生活を保障したうえで、教化・教育しつつ、万人が君子となる理想社会の実現を目指すという考え方は、明らかに時代にそぐはない。

とは言え、二千年以上継続した体制が一挙に刷新されることはない。今後もしばらく農村部では、父母官としての基層幹部が農民を導き富ませ、「人ごとに給し家ごとに足る」ように生活を安定化させることが求められるであろう。

儒家の修己治人についても、全く時代錯誤とは言えない。ある意味では、今こそ幹部が先頭にたつて自らを律して欲利に打ち克ち、腐敗を拒絶して他者の手本となる必要があるのではなからうか。すなわち執政にあたる幹部個人の倫理意識において、儒家思想には今なお十分に機能しうる面があると思われる。

その例として、李氏の著書に登場する湖北省党委員会副書記の王生鉄氏を挙げることができる。李氏の告発が取り上げられた後、湖北省は対応の一環として、王氏などの省幹部を監利県へ派遣し調査させた。その際、王氏は「率先して農家に住み込み、農民と一緒に生活し、一緒に労働し、工作組は農民からは針一本取らないという厳格な規律を定めた」。こうした王氏の行動は、農民から「毛主席時代のよい作風を持ってきた」とたたえられたという。

この王氏について、李昌平氏は次のように記している。

王生鉄書記が農家に住みつくと、省・市・県の工作隊のメンバーはその夜のうちに郷の部署から農家に移動した。王書記が率先して弁当を食べれば、郷、区、村の幹部は“食費”で清算する者はいなくなった。王書記が農民の畑仕事を手伝えば、他の幹部の革靴とネクタイ姿が見えなくなった。トップは旗印であり、トップは鏡である。如何なる制度であろうと、最高責任者が実行しなければ、その制度は飾りにすぎない。最高責任者が率先して実行すれば、その制度はただちに鋭い剣となる……世界で自分の利益を犠牲にする勇氣のある人だけが、社会を前進させることができる。世界で民衆に監督される権力だけが安全な権力である。どんな方法により、公正無私な人を最高責任者の地位に据えるのか、どんな方法で最高責任者の権力を民衆の監督下に置くのか。この二つの問題は、依然としてわが党が真剣に検討すべき重大問題である（訳書176～177頁）。

王氏が、儒家思想を意識したうえで、率先垂範して己を厳格に律したか否かについては、不明である。しかし、本稿で述べた漢の文帝以来の民の父母の執政を念頭におく時、王氏の「己を修める」行動は明らかに「人を治める」結果を導いている。王氏に感化された基層幹部達もまた、果たして真に覚醒して自らの力で善に向かうようになったのか、それとも、その場限りのスタンドプレイを行ったのかは、やはり定かではない。しかし「最高責任者が率先して実行すれば、その制度はただちに鋭い剣となる」という李氏の言葉は、当面の中国社会が最も必要とする幹部のあり方を明示している。この言葉はまた、李氏が意識しているか否かは分からないが、『論語』に見える「統治者であるあなた自身が身を正して民を率いれば、一体誰が不正のまままでいられましょう（子、帥いるに正を以てすれば、孰か敢えて正しからざらん）」（顔淵篇）、あるいは「統治者自らが身を正しくすれば、命令を下さずして政治は行われる（其の身正しければ、令せずして行わる）」（子路篇）という修己治人説そのままである。

しかし上述の如く、李昌平氏自らを含め、現代の民の父母は、結局のところ挫折している。この事実は、もはや中国の民は「親離れ」をして、自分自身だけで立ち上がる時、すなわち「父母」の教化を待って、覚醒した後に君子になるのではなく、民自らが主体的に自覚して君

子になる時が来ていることを示している。今回のシンポジウムにより確認されたように、宋代以降、民の自立は緩やかではあるが着実に進んできているのである。

秦漢の郷里三老

馬 彪

はじめに

『後漢書』爰延列伝に「人は但だ畜夫を聞くのみにして、郡と県とを知らず（人但聞畜夫、不知郡県）。」とあるように、漢代における庶民、特に農民は、日頃県や郡の官吏を知らず、郷里の「畜夫」という郷官の中で誰が信頼できるか、誰が悪い人間かということしか分からなかった。

これが秦漢代に普遍的な民間社会の実情だろうと考える。ここで、先秦代の「民畜夫」を前身とする秦漢代の「郷三老」を中心として、またその父老との関係を通じて、秦漢帝国官僚制の創始期における農民と地方官の関係を考えてみたい。

1 「教」を司る「民畜夫」から「三老」へ

「畜夫」は、先秦時代には、「律」を司る、「吏畜夫」と、「教」を司る「民畜夫」とがあり、『管子』君臣に、

吏畜夫任事，人（民）畜夫任教。教在百姓，論在不撓，賞在信誠，体之以君臣，其誠也以守戰。如此，則人（民）畜夫之事究矣。吏畜夫尽有訾程事律，論法辟・衡權・斗斛・文劾，不以私論，而以事為正。如此，則吏畜夫之事究矣。人（民）畜夫成教，吏畜夫成律之後，則雖有敦憲忠信者不得善也。而戲豫怠傲者不得敗也。如此，則人君之事究矣。

とある。

『管子』に著される内容は戦国時代のことであり、当時の畜夫は「吏畜夫」と「人（民）畜夫」に分かれている。「吏畜夫」は「律」を成し、「有訾程事律，論法辟・衡權・斗斛」などを司り、「民畜夫」は「教」を成し、「教在百姓，論在不撓，賞在信誠，体之以君臣，其誠也以守戰」などを司る。

「教」を司る民畜夫は、秦代に「三老」と呼ばれ始め、『漢書』百官公卿表に、

大率十里一亭，亭有長。十亭一鄉，鄉有三老，有秩，畜夫，游徼。三老掌教化。畜夫職聽訟，収賦稅。游徼徼循禁賊盜。県大率方百里，其民稠則減，稀則曠，郷，亭亦如之，皆秦制也。

とある。

「秦制」における「三老」は「教化を掌る」役であるので、戦国時代の東方国に見られる

「教」を司る民嗇夫は秦国での「三老」に相当するといえよう。

しかし、戦国時代の秦国では法治主義によってもっぱら「吏嗇夫」のみを任用したのだろう。戦国末の睡虎地秦簡に「嗇夫」という官名は、百例以上見られるが、それらの殆どは、「律」を司る吏嗇夫だといえる。

睡虎地秦律「田律」に、

百姓居田舎者毋敢酤酒，田嗇夫，部佐謹禁御之，有不從令者有罪。

百姓の田舎に居る者は敢て酒をうりかいすること毋れ。田[・]嗇[・]夫[・]部[・]佐は謹んで之を禁御せよ，令に従わざるものあらば罪有らん。

とある。

睡虎地秦律「司空律」に、

葆子以上居贖刑以上到贖死，居於官府，皆勿將司。所弗問而久繫（繫）之，大嗇夫，丞及官嗇夫有罪。

葆子以上のものは贖刑以上贖死に到るに居し，官府に居すも，皆將司すこと勿く，問はざる所なるも而して久しく之を繋ぎおけ。大[・]嗇[・]夫[・]丞及び官[・]嗇[・]夫の有罪にす。

とある。

秦制を承けた、漢代も「郷三老」「県三老」を設け、「教化」の役を担わせた。

『漢書』高帝紀に漢の高祖二年、

挙民年五十以上，有脩行，能帥衆為善，置以為三老，郷一人。挾郷三老一人為県三老，與県令丞尉以事相教，復勿繇戍。

民の年五十以上，脩行ありよく衆をひきいて善を為す者を挙げ，置きて以て三老と為す。郷に一人。郷三老一人を挾びて県三老と為す。県令・丞尉と與に事を以て相に教え，復して繇戍すること勿れ。

とある。

漢代の「三老」となる条件は三つあり，1つは「年五十以上」という年輩の者であること，1つは「脩行有り」という道徳ある者であること，1つは「能く衆を帥いて善を為す」というリーダーとなる行政能力があることである。しかも，選挙によりえられる段取りがある。民による「三老」の推薦は自然村における宗族単位によってえられるのであろうか。この問題について論ずるのは，次の一節で論ずる。

2 郷里の空間構造と郷三老の設置

郷里の空間構造から郷官と里吏と農民との三者の関係を確認しておきたい。秦漢時代の農民は、「伍」「什」「里」「郷」という行政単位に所属する「編戸」であるが，実際に住む場所の空間は，「聚」（『論衡』書虚）という自然聚落であり，「一年にして，居す所は聚となる（一年而所居成聚）」（『史記』五帝本紀）というように一族や複数族が一定の時間に住んでできた聚落

秦漢の郷里三老

である。前漢馬王堆漢墓に出土した駐軍圖（実際には県・道行政地図）には周囲500里範囲内の聚里の空間分布や戸数や廷までの距離が記されている（図1）。

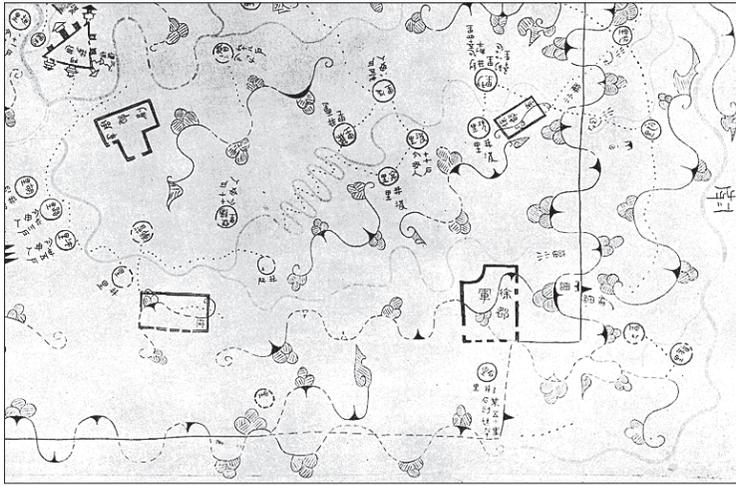


図1 馬王堆漢墓出土の駐軍圖 「馬王堆三号漢墓出土駐軍圖整理簡報」『文物』1976年第1期より

地図に山・川・駐屯地・集落とそれらの名前が記されている。地図に記す山・川・駐屯名以外、四十九の地名の中に「某里」という呼び名は四十個あり、例えば「延里」「利里」「福里」「合里」「故菑里」「石里」「弇里」「龍里」「胡里」などである。「某里」の注釋文に戸数が書いている。最も少ない「十二戸」から最も多い「百八戸」までである。または住民の有無や某地までの距離等が記されている。「今毋人」や「到廷五十四里」「到乘五十里」等（である）。

69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	編
主	突	谷	多	故	利	龍	龍	延	如	龍	龍	合	故	故	故	深	菑	平	第
里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	書
□	□	條	袍	□	故	句	利	數	蕃	延	如	福	龍	合	故	故	深	菑	釋
里	里	圍	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	文

85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	編
里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	第
里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	書
里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	釋
里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	文

図2 馬王堆漢墓駐軍圖にみえる「里」 「馬王堆三号漢墓出土駐軍圖整理簡報」『文物』1976年第1期より

それによって、郷の中に、里という自然村¹⁾がどれほど分散していたかわかる。それほど分散していた「里の農民を管理（戸籍・徭役・土地分配・税収など）するために、里の中に、「里正」「什長」「伍長」を設けたのだという理由もわかる。郷官はこれらの里吏を通じ、分散している農民を管理していた。

自然村に対する管理は従来の氏族共同体のルールによって行なわれたと思われる。漢の高祖は、村の「民」によって「郷三老」を「挙」げることにしたがその「三老」となるための年輩と道徳という二つの基準について、その根拠を探してみると、以下の二点を指摘することができる。

1) 古代中国の敬老の風習と「三老」

先秦時代の「老人」とは、七十歳以上の人である。

『礼記』に、

人生まれて十年を幼と曰う。学ぶ。二十を弱と曰う。冠す。三十を壯と曰う。室有り。四十を強と曰う。而うして仕う。五十を艾と曰う。官政に服す。六十を耆と曰う。指使す。

七十を老と曰う。而うして伝う。八十九十を耄と曰う。耄とは罪有りと雖も、刑を加えず。百年を期と曰う。頤う。

とある。

周代と漢代では敬老は孝道教育の重要な一環であった。

周代に「七十以上、上所養也」（『漢書』食貨志）とし、七十歳以上が国家の扶養義務の対象となる。戦国において武霊王のとき「国三老年八十、月致其礼」（『史記』趙世家）とした。

漢代は秦代と違い、漢文帝元年（前179）三月詔に、

年八十已上、賜米人月一石・肉二十斤・酒五斗。其九十已上、又賜帛人二疋、絮三斤。（『漢書』文帝紀）

全国八十歳以上の老人、一人月毎に米1石・肉20斤・酒5斗。九十歳ならさらに帛2匹・絮3斤。

とあり、又武帝建元元年（前140）に、

赦天下、賜民爵一級。年八十復二算、九十復甲卒。（『漢書』武帝紀）

天下を大赦し、民爵一級を賜い。八十歳以上なら其家二人の算賦を免除、九十歳以上其家族の徭役を免除。

とある。

1) 漢代における自然村についての研究は詳しく池田雄一氏「漢代における里と自然村について」（東方学, 38, 1969年）、「中国古代における聚落形態について」（中大文学部紀要, 61, 1971年）、「馬王堆古地図と漢代の村」（歴史と地理, 242, 1975年）、「中国古代聚落の展開」（『地域と民衆』青木書店, 1981年）など参照。

又、前漢の木簡にみる養老制がある。

武威「王杖」簡は木片を麻ひもで綴じた木簡であり、前漢末の勅書で皇帝が七十歳以上の高齢者に王杖を与えるなどの手厚い養老制度を公布している。

また庶民を教化（孝道）する目的で肉・酒の給付や馳道の通行許可などをおこなった。

2) 先秦時代に中央と地方の「三老制」

周王朝における「三老五更」の職位

周王朝は「三老五更」の職位を設け、天子が父兄の礼を以て彼らを養った。『礼記』文王世子の鄭玄注に、

三老五更各一人也。皆年老更事致仕者也，天子以父兄養之，示天下之孝悌也。

三老五更各一人なり，皆定年になった経験豊富な年輩者であり，天子が父兄の礼をもって養った長老のこと。天下に孝悌の手本として示された。

とある。

『礼記』礼運に「故宗祝在廟，三公在朝，三老在学」とあり「所以教諸侯子弟也」とある。三老はもともと貴族の学校で教えている者だとみられる（後に「教化」の役に当る）。定年してから就く「三老」は官僚の位でなく，今日でもよくある「顧問」のような名誉職のポストであり，彼らは正式な官吏ではなくても，「三老」の職位は，人徳を持つ者であり，民に信頼される一方，執政者も彼らの政治参与を認めた。

地方郷里における「三老」の形成

『管子』度地に「三老，里有司，伍長」という郷里の官吏の行政ポストが記され、『墨子』號令に「吏卒民無符節，而擅入里巷官府，吏・三老守閭者失苛心（止），皆断」とある。

悪三老の例もあり，魏文侯時，西門豹為令「三老，廷掾常歲賦斂百姓」（『史記』滑稽列伝）の話は，三老の権威がいかに強大であったかという悪例である。

つまり，先秦時代に三老制が成立した理由は，「天下に孝悌の手本として示す」敬老の伝統によるものであり，その系統はだいたい中央の名誉職と地方の行政ポストの二系統である。

秦代は法律一色の人身支配によって王朝を統治して，教化をつかさどる「三老」を事実上無視した（民間人は三老を以て師となすことをやめ，「民以吏為師」となった）。

古くからの三老の名誉系統と行政系統とも事実上中断して，結果としては官と民の仲介を失い，従来の基層社会の運営機能がなくなったので，民意が伝わらなくなった。

民間社会に伝統的な権威をもつ秦の三老は反乱を支持した。陳勝は「号令して三老・豪傑を召す。與に皆来り会し事を計る。」とあり，三老・豪傑皆曰く，「將軍，無道を伐ち，暴秦を誅し，功宜しく王と為るべし」と。（『史記』陳涉世家）民意を代表した三老が直接造反者を支えると，「陳涉乃ち立ちて王と為り，号して張楚と為す」と。

このような時代背景によって漢高祖二年に「民」に年輩かつ道徳がある者を選出した「郷三老」と「県三老」は，孝道を推奨する方針は変わらない一方，構造的には新しい漢朝が誕生し

た際に、周王朝のような前朝の元老が存在しないので、先秦時代のような朝廷の名誉職の顧問役をやめ（のちに王莽は朝廷に「三老」の位を設け、ついに三老の名誉系統も復活した²⁾）、行政系統の「三老制」のみ継続した。しかし、実際には前漢成帝時代の尹湾漢簡により「県三老」と「郷三老」とも政府の給料をもらわない名誉職であることがわかった。

秦時代における郷の数はよくわからないが、漢時代になると、その数はだいたいわかっている。前漢1587県（道、国）に6623郷があり、県毎に4-5郷が（後漢には県毎に3-4郷）ある。大郷には約70里、1里当り30-50戸があり、小郷には約20-40里、1里あたり20-30戸であり、民間には「伍」がなくなって血縁関係の「戸」単位が復活した。

秦代の「郷」という行政単位は「部」ともいい、龍崗秦簡に「取傳書郷部裨官」とある。郷長官の職名はよくわからないが、「郷主」「部主」という呼び方があるようである。睡虎地秦簡「封診式」に「丞某告某郷主」とあり、龍崗秦簡に「部主者各二甲，令・丞・令史各一甲」とある。秦時代に行政組織は「郷」の下に「里」，「里」の下に「伍」（五人一単位）を設け、それは事実上、人間の血縁的な自然単位である「戸」を抹殺している。戸籍はあるが家族成員は軍人のようにみな「伍人」と呼ばれ、今日の法人のようなものとなっていた。

谷川道雄氏は「民衆が自律的に取り結ぶ一切の共同体的関係は否定され、人びとは個に分解された単子的存在として、君主権の直接支配を受けることを要求される」とした³⁾。

漢王朝時代になると秦のやり方に反して、「三老」は「民」に推薦されて倫理道徳を教える役となった。具体的な選挙方法はまだ検討する余地があるかもしれないが、その「民」はやはり馬王堆地図に示す「里」という自然村落の氏族民であるのは違いない。また、『漢書』文帝紀に文帝十二年、「及問民所不便安，而以戸口率置三老孝悌力田常員，令各率其意以道民焉。」ということにより、高帝の「置以為三老，郷一人」と言っても、まだ「常員」ではなかったことがわかる。

つまり、「民」に推薦された「三老」は氏族共同体の代表として郷や県の基層政府に存在していた名誉ポストであるといえよう。

3 三老の「非吏」性格とその「比者」役

三老の性格について、『史記』平準書に、

非吏比者三老北辺騎士，輜車以一算。

とある。

この史料についての解釈は、古来以下のように二つに分ける⁴⁾。

2) 『漢書』王莽伝上に「居攝元年正月，莽祀上帝於南郊，迎春於東郊，行大射礼於明堂，養三老五更，成礼而去。」とある。

3) 谷川道雄『中国の中世と共同体』国書刊行会1976年9月初版，1989年11月再版，p. 72。

4) 詳しい解釈は牟菴松氏「漢代三老：『非吏而得与吏比』的地方社会領袖」、『文史哲』2006年6期を参照。

A 非吏比者三老・北辺騎士，輜車以一算。（『史記』裴駟『集解』に引く如淳の説）
吏ではなくそれに並ぶ者の三老・北辺騎士は輜車を以て一算なり。

B 非吏比者・三老・北辺騎士，輜車以一算。（『漢書』注釋の顔師古説）
吏ではない者・三老・北辺騎士は輜車を以て一算なり。

A説とB説の共通点は、いずれも「非吏」を「吏ではない者」と解釈することである。相異点は2つある。

一つは、「比」についての解釈はA説は「と並ぶ」という意味で読み取るが、B説は「例」という意味で解釈することである。

もう一つは、A説は「吏ではない者」の中に「三老」を含めるが、B説は含めないことである。

そこで、「三老」は、一体「非吏」か、そうではないかという問題が生じて、それに関する議論も長い間解決していなかった。しかし、1993年尹湾漢墓木牘の発見によってその問題はほぼ解決したといえる。なぜならば、尹湾漢簡牘『東海郡吏員簿』の記す郷官には、「郷有秩」「郷嗇夫」「遊徼」「郷佐」があるが「三老」はない。このことから三老が「非吏」という身分であったことを実証できる⁵⁾。『吏員簿』の記す郷官に「三老」がないことにより「三老」は官僚系統以外の存在であることを証明できる。それだけではなく、『吏員簿』にはない「三老」は『集簿』にみられ、しかも以下の形で「吏員」と並べて、しかも「吏員」より先に載せられている。

県三老卅八人，郷三老百七十人，孝弟力田各百廿人，凡五百六十八人，【集簿】1号
A-5

吏員二千二百三人，大守一人，丞一人，卒史九人，属五人，書佐十人，嗇夫一人，凡廿
七人，【集簿】1号A-6

したがって、少なくとも二つの点が明らかになったと言える。

1つ目は、名簿に普通の吏員より先に登録されていることから、「三老」の方がより尊敬されていたと考えられることである。

2つ目は、「非吏比者」という「三老」は、吏員数に入っていないが吏の役割に当たる者だと考えればよいということである。すなわち「長吏と職に参かる（与長吏参職）」（東観漢記）というように長吏の職にもかかわったのである。やはり、如淳のいうに「非吏而得與吏比者」（吏に非ず而して吏と比べうる者）（『史記』裴駟『集解』に引く）である。

このような「非吏比者」という三老の役割について、これまでの先行研究は多数があるので、詳しく分析する必要はないと思うが、以下のようにまとめたい。

5) 詳しい考証は朱紹侯「尹湾漢墓簡牘」解決了漢代官制中幾個疑難問題，『許昌師專學報』1999年1期（『朱紹侯文集』河南大学出版社，2005年に収録）を参考。

1) 民を教化する役

三老「掌教化」という役割は、本当に『漢書』百官公卿表にいう「秦制」として秦代にも働いたかどうかを実証することはできないが、漢代には、『漢書』文帝紀に「又曰：『孝悌，天下之大順也。力田，為生之本也。三老，衆民之師也。廉吏，民之表也。朕甚嘉此二三大夫之行』」とあるように、秦の「以吏為師」に対して漢王朝は民を教化することを強調するうちに、「三老，衆民之師」の役を一層發揮したことは史料によって確認できる。例えば、「有遵奉教化者，擢為鄉三老」（『後漢書』循吏列伝）というように、「三老」と選ばれた人間は「遵奉教化者」である。「三老」の教化役に関する史料は、「三老掌教化。凡有孝子順孫，貞女義婦，讓財救患，及学士為民法式者，皆扁表其門，以興善行。」（『統漢書』百官志）とある。

2) 政を議論する役

「三老」は「非吏」という顧問の身分，しかも普通の吏員より尊敬されるので，彼らは官吏のようにすべてのことを自分の上司にしか報告できないということはなく，直接に中央朝廷に意見を提出できる特権がある。例えば、『漢書』高帝紀に高祖二年三月に「新城三老董公遮說漢王曰：『臣聞『順德者昌，逆德者亡』，『兵出無名，事故不成』。故曰：『明其為賊，敵乃可服。』項羽為無道，放殺其主，天下之賊也。夫仁不以勇，義不以力，三軍之衆為之素服，以告之諸侯，為此東伐，四海之内莫不仰德。此三王之舉也。』」とある。この提案によって漢高祖と楚霸王の項羽との戦いが始まったとはいえないが，基層社会の三老は直接に皇帝に意見を述べる事ができたということを証明できる。

戦争の時代だけではなく，漢の武帝時代の一例も有名なことである。征和二年（B.C.91），宮中の巫蠱事件が発生，太子が亡命し，「上怒甚，群下憂懼，不知所出」というとき，壺関三老茂上書曰く，

「臣聞父者猶天，母者猶地，子猶萬物也。故天平地安，陰陽和調，物乃茂成。父慈母愛室家之中，子乃孝順。陰陽不和則萬物夭傷，父子不和則室家喪亡。故父不父則子不子，君不君則臣不臣，雖有粟，吾豈得而食諸！昔者虞舜，孝之至也，而不中於瞽叟。孝已被謗，伯奇放流，骨肉至親，父子相疑。何者？積毀之所生也。由是觀之，子無不孝，而父有不察。今皇太子為漢適嗣，承萬世之業，体祖宗之重，親則皇帝之宗子也。」（『漢書』武五子伝）
壺関三老の令狐茂が孝道によって武帝の「父子相疑」を戒めたことがある。

3) 民を代表する役

「三老」が民意を代表したかどうかについての議論は少なくないが，筆者は秦漢代における乱の時に，農民などの造反者はよく「三老」に頼っていたことを注目すべきであると考え。よく知られる例をあげてみると，前述のように，秦末に陳勝・呉広らが造反したことにより乱が始まり，彼らが陳県を攻撃したとき，

陳勝自立為將軍，呉広為都尉。（中略）攻陳，陳守令皆不在，獨守丞與戰譙門中。弗勝，守丞死，乃入拋陳。數日，号令召三老・豪傑與皆來會計事。三老・豪傑皆曰：『將軍身被

堅執銳，伐無道，誅暴秦，復立楚国之社稷，功宜為王。」陳涉乃立為王，号为張楚。（『史記』陳涉世家）

とある。

ここでわかることは少なくとも、秦末の農民反乱のとき、地方の「三老」は郡守・県令・守丞と違い、地元の代表として政府と対立し、造反者を支えたことである。

新莽末、赤眉の乱が発生したときにも、

四方皆以飢寒窮愁起為盜賊，稍稍群聚，常思歲熟得歸郷里。衆雖萬數，宣稱巨人・従事・三老・祭酒，不敢略有城邑，転掠求食，日闕而已。（『漢書』王莽伝）

とある。

顔師古の注に「宣読曰但。言不為大号。」とあり、胡三省の注に「三老・従事・卒史皆郡県史也。崇等起于民伍，所識止此耳。」（『資治通鑑』漢紀「地皇三年四月」條）

とある。

造反した農民の「所識」には「三老」とその属吏しか知らないことが考えられるが、それ以上に彼らは自ら良吏となりたいがために悪吏と対立し、そして彼らが目指している良吏とは「三老」しかイメージできないのだと考えられるだろう。

また、当時の朝鮮半島における東夷族にも似たような事例がある。

東沃沮在高句麗蓋馬大山之東，濱大海而居。（中略）夷狄更相攻伐，唯不耐濊侯至今猶置功曹・主簿諸曹，皆濊民作之。沃沮諸邑落渠帥，皆自称三老，則故渠国之制也。（『三国志』東夷伝）

少数民族にも「三老」と「自称」すれば、人民から信頼されるリーダー的な存在となれることがわかっていた。

これらの史料はいずれも「三老」なら農民にとって分かりやすく、信頼できる良いリーダーと認められるという例である。つまり当時の農民が政府の官僚と一線を引いて自家製の官名としていたのが「三老」である。もちろん、それは農民の「所識」が狭いからだという面があるかもしれないが、なぜ身に近い有秩・畜夫・游徼・三老のなかに、「掌教化」「有脩行」「老師」の性格がある「三老」を選んだのかという問題が生じる。また、民は乱の時代だけではなく平和の時代にも、「三老」を自分たちの代表だと認めていたことはまちがいないだろう。

つまり、三老は隣里同士の間、紛争（財産争い・親孝行問題など）を防ぎ、またトラブルが発生すれば、刑事裁判を行わないように最大限に調整を図る存在だった。すべての民法事件を法律に任せた秦代のやり方を反省して、漢代初期から郷三老を置いた。郷三老は「脩行有」る年輩者であり、しかも「里正」「什長」「伍長」と同じく地元の民から推挙されたので、他の有秩・畜夫・游徼などの郡県に任命された郷官より、農民の信頼を高く得られていた。官と民との両側からいうと、官僚側からの「三老」は普通の「吏員」より一層尊敬すべき名誉顧問という役割でありながら、人民側からの「三老」は普通の「吏員」より一層信頼できる、最も身

近いリーダーであったというのが筆者の結論である⁶⁾。

4 父老から三老になる信頼性

そして、地元の出身で脩行有る人柄であるという以外に、農民が三老を信頼したもう一つの理由は、彼らの殆どが父老から選ばれたからであろう。

秦漢時代における自然聚落には、血縁関係の氏族共同体の性格がまだ色濃く存在していた。前漢代に「劉聚」「秦聚」、後漢代に「唐聚」「褚氏聚」があり、行政単位の「里」の名にも「高里」「楊里」「蔡里」「龐氏里」「杜里」(居延漢簡)などがあり、みな名前のおり氏族共同体の聚落である。

国家構造は郡県システムになっていても、農民の生活様式はそれほど変わっていなかったもので、宗族長としての父老は依然として絶対的な存在だった。そのことを示す史料が数多く存在しているが、最も注目すべきは前漢後期から、政府が「里父老」を設けたことである。

前漢宣帝期の潁川郡太守の黃霸は、

為条教，置父老師帥伍長，班行之於民間，勸以為善防姦之意。(『漢書』循吏伝)

条教を為り，父老・師帥・伍長を置き，これを民間に班ち行ない，勸むるに善を為し姦を防ぐの意を以てす。

とある。

居延漢簡にも「里父老」は賦錢を徴収し、有秩に渡す例(合校：985：合45.1A)があり、後漢章帝(A.D.77)の時、侍廷里に父老を選出する儻という組織が存在したことは、「侍廷里父老儻買田約束石券」(河南偃師出土・章帝(A.D.77))で実証できる。

それは後漢の里父老の職の負担を軽減するために土地を共同で売買する約束を定めた石券であり、内容によって国家の法律だけではなく、里父老の下で郷里社会の秩序が、民間の約束で維持されていたことがわかる。

これらはいずれも里父老が民間社会を率いるリーダー的な存在であったことを示す史料である。漢代、父老の条件は「其の耆老の高徳有る者を選び、名づけて父老と曰ふ(選其耆老有高徳者，名曰父老)」とし、それは全く三老を選ぶ条件と同じであるから「父老は三老に比す(父老比三老)」ともいった(『春秋公羊伝』何休注)。

では、このような「父老」は「三老」との関係、いったいどのような存在であろうか。ここ

6) 三老の性格についてこれまで大変有意義な研究は数多くがあり、例えば吉書時氏に三老は「具有民間代表的性質」(『略論漢代的三老』『北京師範大学学報』1983年6期)とある。嚴耕望氏に「郷里民官率民参政者」「県三老近于県参議長，郷三老近于各郷選出之郷参議員」(『秦漢地方行政制度』上海古籍出版社2007年，p. 245)とある。朱绍侯氏に県郷三老は「荣誉頭銜」(「尹湾漢墓簡牘」解決了漢代官制中幾個疑難問題』『許昌師專学報』1999年1期)とある。牟發松氏に漢代三老は「地方社会領袖」(「漢代三老：『非吏而得与吏比』的地方社会領袖』『文史哲』2006年6期)とある。

で、父老は郷里における役割についてまとめながら論じたい。

1) 社祭を主催する父老

社祭とは土神の祭りである。周代には「封土立社，示有土尊」（白虎通）とあって、氏族は自分の領地でその土地の神を祭った。

当時は公社と私社ともあり、「旧制二十五家為一社（公社），而民或十家五家共為一社，是私社。」（『漢書』五行志の臣瓚注）とある。

秦代の社祭ははっきりしてないが，出土した秦簡に家や里の祭祀が記されている。陳勝の乱では社狐（社神）を利用したことがある。

漢代の里社祭を主催する者は誰であったか，漢代高祖十年の令に「民，里社各自財以祠」（『史記』封禪書）とある。里居民の私費で開催する社祭なので，私社だろう。

社祭を主催する者は「令縣郷里皆掃社（中略）里正，父老三人以上，祝一人，皆齋。」（『春秋繁露』止雨）とあり，里正，父老，祝であった。漢初の宰相の陳平は「少為社下宰」（『陳留風俗伝』），「少時家貧，好讀書（中略）萬里中社，平為宰，分肉甚均。里父老曰「善，陳孺子之為宰。」平曰「嗟乎，使平得宰天下，亦如此肉矣。」」（『漢書』張陳王周伝）とある。

先秦～秦漢の時期，「里父老」は社祭を主催する役目の一つであり，そのような身分によって郷里共同体における教化役を果たした。

2) 議政する父老

『史記』滑稽列伝に「褚先生曰」という補足史料がある。それは，

戦国時代，「魏文侯時，西門豹為鄴令。豹往到鄴，會長老，問之民所疾苦。長老曰「苦為河伯娶婦，以故貧。」豹問其故，對曰「鄴三老・廷掾常歲賦斂百姓，收取其錢得數百萬，用其二三十萬為河伯娶婦，與祝巫共分其餘錢持婦。」として西門豹いうに「至為河伯娶婦時，願三老・巫祝・父老送女河上，幸來告語之，吾亦往送女。」と皆「諾。」という。

ついに巫祝・三老・吏を罰した。その後「發民鑿十二渠，引河水灌民田，田皆溉。當其時，民治渠少煩苦，不欲也。豹曰：「民可以樂成，不可與慮始。今父老子弟雖患苦我，然百歲後期令父老子孫思我言。」」となった。

先秦時代に「父老」は庶民の代表とされたが，制度の面で参政は「三老」しか認められなかった。つまり，その時代，「父老」は最初，「苦為河伯娶婦」と訴え，後に「治渠少煩苦，不欲也」としたことから，議政はできるが参政権は持っていなかった。

武帝期，秦以來の「十二渠」の橋が馳道をしばしば遮るために，鄴県の地方官が渠を改道しようとしたことがある。「鄴民人父老不肯聽長吏，以為西門君所為也，賢君之法式不可更也。長吏終聽置之」とあり，「民人父老」の反対によって実現しなかった。

この史料によってわかることは，

「廷掾」は官僚であり，「三老」は庶民と官僚の仲介であり，「父老」は庶民の代表である。三者の間に官一民相互の対立と依存の関係があり，三老の調整役がよく働いていない

場合は父老が議政の役をつとめる。

しかし、父老は同じ議政の役であっても先秦時代には廷掾や県令に無視されたが、漢代の長吏には認められていたことに注目すべきである。

3) 自治体「俚」の父老職

後漢代の父老の職の負担を軽減するために土地を共同で売買する約束を定めた石券が河南省偃師県で発見された。その内容は、章帝（A.D.77）のとき侍廷里の父老を選出する俚という組織の二十五人が集まって、つぎの約束をしたというものである。

61500銭を集めて82畝の土地を購入し、父老の職に当たった者には客田という耕地を貸し出し、それによって収穫物を得ることができる。土地購入に供出する金銭のない者は、自分の耕地を直接父老に差し出す。

後漢時代には里の民衆を指導する父老職が里中のある程度の有産階層の間に任されていた実態がここにみえる⁷⁾。「三老」が誕生する基盤となる「父老」層が後漢時代に有産階層に変身したことは、そのときの時代特徴であり、「三老」の役も以前の村民代表から豪族の代表となったのではないかとおもわれるが、これは今後検討すべき課題である。

おわりに

要するに、当時の国家側に立ってみると、三老制の設置は、政府の政策の一環（秦の「郷三老」から漢初期に「県三老」を加え、武帝以降に「里父老」を設ける）として行なわれた。秦の官僚制は法律に基づいていたために、三老は機能していない教化機能を補完する目的がある。漢代は秦と違い、官僚系統以外の民間組織を認めていたことは注目すべきことだろう。

一方、当時の農民側からみると、三老とはむしろ自分の信頼できる父老から選抜された賢人であり、身近に感じる唯一のカリスマ的な存在として尊敬していた。三老は官と民と両方からの信頼を受けた存在として、中国古代の最終段階にあたる秦漢期で、重要な役割を果たした。

「三老」の変遷についていうと、先秦・秦漢・中世という時代の変化によって、「三老」の性格にはいろいろ変化があったが、道徳性と民間性という性格は一貫した共通性であろう。道徳性と民間性の二者の中で、民間性がなければ道徳性を失うであろう。

もちろん、古代中国官僚制度が実施され始めた秦漢民間社会に、三老によって官—民関係を結んだ原理が、後の時代にはどうなっていったかを追究するのは、今後の課題である。

7) 張金光氏「有関東漢侍廷里父老俚的幾個問題」（『史学月刊』2003年10期）を参照。

均田農民の「分」

——魏晉南北朝隋唐における農民の社会的生存権について——

葭 森 健 介

はじめに

このシンポジウムの報告を行うに当たり、まず現代農民運動、特に維権農民運動を歴史を通してどう見るかという課題について考えてみたい。

現代農民運動における「維権」意識の特徴はどこにあるのか？ 運動の背景には、農民が農地として耕作した土地を不法に奪われて行く「失地」問題がある。これに抵抗する農民は単に土地の所有権（財産処分権）を求めているのではない。「年寄り土地を売って生活ができるとしても、若い者はどうやって生きてゆくのか？」という農民の主張には、土地所有が農民が農民として生きるために必要不可欠なものという意識が反映されていると推測される¹⁾。とするならば、こうした農民の意識がどの様にして形成されていったのかを歴史的に、特に報告を担当する魏晉南北朝隋唐史の立場から考えてみる事が求められていると認識している。

本報告では魏晉南北朝隋唐期の農民と土地の関わりについて、農民の生活を成り立たせる「分」の思想、国家の土地政策等を分析したい。こうした考察を通じ現代の農民運動の歴史的意味が見えてくるのではないかと思う。

一 漢及び魏晉南北朝時代の失地農民問題

農民が土地を奪われるという状況は現代だけの問題ではない。農民が耕作地を失い、生活が圧迫されるという状況は前漢の武帝期には既に発生していた。『史記』平準書には前漢武帝即位の数年後には民間で財をためた「兼并豪党の徒」が「郷曲に武断」するという事態が起こっていたと記されている²⁾。また、鼂錯は同時期に五口の家では賦役の負担が重く、それが原因で土地を売り、農民が窮乏し、商人が土地を兼并するという状況が生じたと指摘する³⁾。こう

1) 王国林『土地を奪われゆく農民たち——中国農村における官民の闘い』129-130頁（谷川道雄監訳、中田和宏、田村俊郎訳、2010年 河合文化教育研究所刊、原著『失地農民調査』新華出版社、2006年）。

2) 「当此之時（前漢武帝即位の後数年後）、網疏而民富、役財驕溢、或至兼并豪党之徒、以武断於郷曲。宗室有土公卿大夫以下、争于奢侈、室廬輿服僭于上、無限度。」（『史記』卷30平準書）。

3) 「今農夫五口之家、其服役者不下二人、其能耕者不過百畝、百畝之收不過百石。……勤苦如此、尚復被水旱之災、急政暴賦、賦斂不時、朝令而暮改。当具有者半賣而売、於是賣田宅鬻子孫以償責者矣。……此商人所以兼并農人、農人所以流亡者也。」（『漢書』卷24上食貨志上）。

した「兼併豪党之徒」「商人」による土地の農民の土地の侵奪は小農民を基本とし、このシンポジウムで馬彪氏が指摘した父老によって維持されてきた漢代の農村の秩序の根本を脅かすものであった。従って、政府としてはこれを抑制し、農民を保護せねばならない。

しかし、前漢代を通じ「豪党」による土地の兼併に歯止めはかからず、王莽が政権を奪い取った紀元1世紀の初めには、「豪民侵陵，分田劫假」の状況が生み出されていた。これに対し、王莽は土地所有額、奴僕の数に上限を設け、土地の売買を禁止するという王田制を打ち出す⁴⁾。しかし、王田制も失敗に終わり、後漢以降いわゆる豪族の兼併は一層進み、豪族の経済力による農村支配は強まって行く。後漢の末期、仲長統は『昌言』で、「清潔の士」が窮地に追い込まれ、「財力」を持った「豪人」が多くの土地、家畜や豪華な屋敷を所有し、さらには千単位の数人の奴婢を抱え、商業活動にも手を出すようになったと言う⁵⁾。また、崔寔は『政論』で「上家」は巨億の資産や諸侯に匹敵する土地を所有し、賄賂で政治を乱し、「剣客」を養って周辺の農民を威圧し、郷村を支配するようになると述べる⁶⁾。仲長統は豪族の郷村支配の状況を「乱世」「大難」といい、崔寔もこの事態を打開するために貧しい農民を人口の少ない土地に徙民し、土地を開拓させるべきと提案する。川勝義雄はこれを豪族の領土化傾向とよび、そこから漢から魏晉への歴史の胎動が始まったとする⁷⁾。

この事態は結局、父老—子弟の関係で成り立っていた漢代の里の社会構造を根底から揺るがすことになる。追い込まれた農民が加わって起こった黄巾の乱の結果、漢王朝は滅亡への途をたどることになった。黄巾の乱に始まるいわゆる『三国志』の時代、及びそれに続く魏晉南北朝には、豪族から土地を奪われた農民達の生活を如何に安定させるかという課題が顕著になってくる。ある意味で、魏晉南北朝時代においても失地農民問題をどのように解決するかは最大の政治課題であったということも出来よう。当時においてこの失地農民問題を引き起こしたのは「豪族」による土地「兼併」であった。では魏晉南北朝時代、この農民問題に対し、どのよ

4) 「下令曰、漢氏減輕田租，三十而稅一，常有更賦，罷癘咸出，而豪民侵陵，分田劫假，厥名三十，實什稅五也，富者驕而為邪，貧者窮而為姦，俱陷於辜，刑用不錯，今更名天下田曰王田，奴婢曰私屬，皆不得売買，其男口不滿八，而田過一井者，分余田與九族鄉党。」(『漢書』卷24上食貨志上)、「漢氏減輕田租，三十而稅一，常有更賦，罷癘咸出，而豪民侵陵，分田劫假，厥名三十稅一，實什稅五也，父子夫婦終年耕芸，所得不足以自存。故富者犬馬余菽粟，驕而為邪，貧者不厭糟糠，窮而為姦，俱陷於辜，刑用不錯。予前在大麓，始令天下公田口井，時則有嘉禾之祥，遭反虜逆賊且止。今更名天下田曰王田，奴婢曰私屬，皆不得売買。其男口不盈八，而田過一井者，分余田予九族鄰里鄉党。故無田，今當受田者，如制度」(『漢書』卷99王莽伝)。

5) 「漢興以來，相與同為編戶齊民，而以財力相君長者，世無數焉。而清潔之士，徒自苦於茨棘之間，無所益損於風俗也。豪人之室，連棟數百，膏田滿野，奴婢千羣，徒附萬計船車賈販，周於四方，廢居積貯，滿於都城。琦賂寶貨，巨室不能容。馬牛羊豕，山谷不能受。」(『後漢書』列伝39引仲長統『昌言』理亂編)。

6) 「上家巨億之貨，斥地侔封君之土，行苞苴以亂執政，養劍客以威黔首，……故下戶踣蹙，無所跣足，乃父子低首，奴事富人，躬帥妻孥，為之服役。」(『通典』卷1引崔寔『政論』)。

7) 川勝義雄『六朝貴族制社会の研究』岩波書店，1982年。

うな解決策がとられたのであろうか。

谷川道雄、川勝義雄はこうした豪強の領主化傾向を批判的に受けとめ、自己抑制し、郷里社会の安定をはかった知識人層の中から名望家が生まれ、それが貴族制社会の成立に繋がったとする⁸⁾。確かに豪族中にも土地兼併の手段として使われた債務関係をなくすため、その関係文書を焼却したりして、農民の生活を守ろうとした顧颉之のような豪族もいた⁹⁾。

しかし、土地兼併の抑制が豪族個人の経済倫理のレベルにとどまるのでは、根本的な解決には至らない。実際、豪族による土地兼併の抑制は、当時の政権にとってその存立基盤を安定させるために欠くことのできない重要政策でもあった。曹操は袁氏を滅ぼし、冀州を支配下に収める。その際、袁氏が審配等の配下の豪強の兼併を許し、下民に租賦を負担させ、窮乏に追い込んだことを教訓に、賦税額の基準を定め、余分な賦税の徴発、二重取りを禁じた¹⁰⁾。また、西晋滅亡後、建康に東晋を興した元帝は、豪強を抑え、「孤独」を恵み、農業を振興するよう地方官に対して詔書を出している¹¹⁾。さらに、京口（鎮江）の軍団を率いてクーデターを起こし、東晋の実権を掌握した劉裕は、多くの奴客を抱え、山林藪沢を占有し「京口の蠹」となっていた刁氏の資産を没収し、編戸に分け与え、彼らを救済した¹²⁾。さらに、豪強が山林藪沢を押さえ、農民がそこから薪や魚を採取する際に私的に税をとることに対して、こうした行為を全面的に禁止する¹³⁾。劉裕はこれらの豪強の抑制策を積極的に推進することにより、禪讓革命の準備を整えていった¹⁴⁾。魏晋南朝では王朝交替、政権の確立過程で豪強を抑制し民生を安定させようという政策が取られた。

ただ、従来の研究では、このような国家による豪強抑制政策は、自営小農民を創出するための

8) 川勝義雄『六朝貴族制社会の研究』岩波書店、1982年、谷川道雄『隋唐帝国形成史論』筑摩書房1971年、『中国中世社会と共同体』国書刊行会、1976年。

9) 「〈顧〉颉之家門雍睦，為州鄉所重。五子約，緝，綽，績，緄。綽私財甚豐，鄉里士庶多負其責，颉之每禁之不能止。及後為吳郡，誘綽曰，我常不許汝出責，定思貧薄亦不可居，民間與汝交関有幾許不盡，及我在郡，為汝督之，將來豈可得，凡諸券書皆何在，綽大喜，悉出諸文券一大廚與颉之，颉之悉焚燒，宣語遠近，負三郎責，皆不須還，凡券書悉燒之矣。」（『宋書』卷81顧颉之の伝）。

10) 「魏書載公令曰，有国有家者，不患寡而患不均，不患貧而患不安。袁氏之治也，使豪彊擅恣，親戚兼并，下民貧弱，代出租賦，銜鬻家財，不足応命，審配宗族，至乃蔵匿罪人，為逋逃主。欲望百姓親附，甲兵彊盛，豈可得邪！其收田租畝四升，戸出絹二匹，綿二斤而已，他不得擅興發。郡国守相明檢察之，無令彊民有所隠蔵，而弱民兼賦也。」（『三国志』卷1武帝紀注引『魏書』）。

11) 「〈太興元年〉秋七月戊申，詔曰，王室多故，姦凶肆暴，皇綱弛墜，顛覆大猷。朕以不徳，統承洪緒，夙夜憂危，思改其弊。二千石令長當祗奉旧憲，正身明法，抑齊豪強，存恤孤独，隠実戸口，勸課農桑。州牧刺史当互相檢察，不得顧私虧公。」（『晋書』卷6元帝紀）。

12) 「刁氏素殷富，奴客縦横，固吝山沢，為京口之蠹。〈劉〉裕散其資蓄，令百姓称力而取之，弥日不盡。時天下饑弊，編戸頼之以濟焉。」（『宋書』卷2武帝紀中）。

13) 「先是〈義熙九年〉山湖川沢，皆為豪強所専，小民薪採漁釣，皆責税直，至是禁断之。〈この後に義熙土断の上奏文が続く〉」（『宋書』卷2武帝紀中）。

14) 拙稿「晋宋革命と江南社会」『史林』63-2、1980年。

政策¹⁵⁾,あるいは国家と大土地所有者との農民の争奪を背景とした政策と見られてきた¹⁶⁾。しかし、ここで述べたように曹操,司馬叡,劉裕等が豪強の兼併を抑制し,民生の安定をはかり,このことを政権確立の過程における重要な施策と認識していたことからしても,当時の土地政策を国家の財政の観点からのみ考察することには疑問が残る。

二 漢魏六朝の土地問題と農民の「分」

魏晋南朝で行われていた豪族抑制政策は一つの制度として定着した恒久的な制度ではなかった。すなわち,その時々に行われた土地兼併や山林藪沢の占有の禁止と農民を圧迫する豪族の摘発にすぎなかった。これに対し,豪族の土地の兼併を抑え,自営農民を創出しようとした政策を制度として定着させたのが北魏の均田制である。均田制は相州刺史として農業を振興し,農民を「残掠」していた豪強の李波一族を捕らえ肅清するなど豪族抑制策に熱心であった李安世が発案したものである¹⁷⁾。

李安世は民が飢えに苦しみ故郷を離れて流浪し,その一方で豪族が土地を占有しているという状況の中で,均田制を立案する。彼はこの原因を労働力と土地との対応の不均衡にあると考える。すなわち,井田制以来の中国の土地制度の基本は土地所有額(田萊之数)に限度額をもうけ,利用されない耕作地が生まれないように(使土不曠功),農民の労働力を遊ばせない(民罔游力)ようにした。そうすることで,有力な家(雄擅之家)であっても豊かな土地を独り占めにすることのないようにした(不獨膏腴之美)。李安世は当時においてこの政策を実現するに当たって,労働力(力)に応じた個別の農民が所有すべき土地所有額を「頃畝之分」として規定することが基本であると考えた。その上で,労働力(力)と土地(業)の対応関係をふまえた基準を作り,農民に対して労働力に応じた土地を所有させることを提案する。つまり「力(労働力)と業(生産手段)相い称う(バランスをとる)」ことで,すべての農民に生活の基盤となる土地を「均」しく与えることを提案する。これが均田制の基本理念であり,それによってまじめに働く農民(守分の士)が豪強の侵凌を免れ,「頃畝之分」を耕作し,生計を立てうるというのである¹⁸⁾。

15) 堀敏一『均田制の研究』岩波書店,1975年。

16) 越智重明『魏晋南朝の貴族制』研文出版,1982年,唐長孺『魏晋南北朝隋唐史三論』武漢大学出版社,1993年。

17) 「出為安平將軍,相州刺史,假節,趙郡公,敦勸農桑,禁斷淫祀。西門豹,史起,有功於民者,為之修飾廟堂。表薦広平宋翻,陽平路恃慶,皆為朝廷善士。初,広平人李波,宗族強盛,殘掠生民。前刺史薛道親往討之,波率其宗族拒戰,大破軍。遂為逋逃之藪,公私成患。百姓為之語曰,李波小妹字雍容,褰裙逐馬如卷蓬,左射右射必彗双。婦女尚如此,男子那可逢。安世設方略誘波及諸子姪三十余人,斬于鄴市,境内肅然。以病免。」(『魏書』卷92李安世伝)。

18) 「時民困飢流散,豪右多有占奪,安世乃上疏曰,臣聞量地画野,經国大式,邑地相參,致治之本。井稅之興,其来日久,田萊之数,制之以限。蓋欲使土不曠功,民罔游力。雄擅之家,不獨膏腴之美。單陋之夫,亦有頃畝之分。所以恤彼貧微,抑茲貪欲,同富約之不均,一齊民於令分芸有準,力業相称編戶。

均田制では農民は労働力（力）に応じた土地（業）を耕作する権利（分）が保証されている。そもそも土地という農業生産のための基本的な生産手段を奪われた農民には自立した生活は不可能である。国家が生産に必要な土地の所有を保証する（資生之利）ことによって農民の生活も安定する。農民もこうした国家の政策に依存することによって、生産活動を行い、自立的に生活を送ることができる。これこそ魏晋南北朝隋唐時代の土地政策の集大成と言うべきであろう。彼の上奏から読み取れるのは、国家の税収の確保のためというより農民の耕作権の保証、生活の安定を図ることに重点を置いて均田制を立案していたと言う点であり、均田制を考える上でもこの点を重視すべきではあるまいか。

谷川道雄は均田制が李安世のような豪族共同体の理念を体現した士大夫によって発想されたことに注目する¹⁹⁾。この基本になっているのが「分」という思想である。渡辺信一郎はこの「分」の発想の原点を漢代に求めている賀昌群の見解をふまえ、「分」の概念について一步踏み込んだ考察をおこなった²⁰⁾。渡辺は王田制に関する『漢書』食貨志の「豪民侵陵，分田劫仮」という文章の解釈を再検討する²¹⁾。そもそも顔師古はこの豪民による「分田劫仮」を土地を持っていない貧民が富人の田を借りて耕作し、富人がその土地の税を強制的に取り立てると解釈した²²⁾。多くの研究者もまたこの顔師古の解釈に沿って、「分田劫仮」の意味を富人による土地の貸し付けと五割に及ぶ小作料を取奪と理解してきた。

これに対し賀昌群はこの記事の「分田」を均田制の「口分田」に結びつけてとらえ、農民に「計口授田」された土地と解釈する。渡辺はこの見解をさらに発展させ、「分田」を「公田」「官田」に対する土地、つまり個人が耕作をするために私有を許された土地とする。すなわち「分田劫仮」とは小農民が国家に税を納める義務を持つことにより所有を許された「分田」を豪民が侵凌し、勝手に課税している状態を表すものと解釈する。

渡辺の「分」を農民の土地に対する耕作の権利と納税の義務という解釈は李安世の均田制の上奏文の「分」を理解する上でも有効である。しかし、渡辺も含め、ほとんどの研究者は国家の財政政策の面により重点を置いて研究を進め、農民の耕作権という点についての研究は多く

……愚謂今雖桑井難復，宜更均量，審其徑術，細民獲資生之利，豪右靡余地之盈。則無私之沢，乃播均於兆庶，如阜如山，可有積於比戸矣。又所争之田，宜限年断，事久難明，悉属今主。然後虚妄之民，絶望於覬覦。守分之土，永免於凌奪矣。高祖深納之，後均田之制起於此矣。」（『魏書』卷92李安世伝）。

19) 谷川道雄「均田制の理念と大土地所有」『東洋史研究』25-4, 1967年。

20) 渡辺信一郎「分田攷」『中国史像の再構成』文理閣所収1983年（『中国古代社会論』青木書店，1986年再録），賀昌群『漢唐間封建的国有土地所有形式与均田制』上海人民出版社，1964年。

21) 「下令曰，漢氏減輕田租，三十而稅一，常有更賦，罷癘咸出，而豪民侵陵，分田劫仮，厥名三十，實什稅五也，富者驕而為邪，貧者窮而為姦，俱陷於辜，刑用不錯，今更名天下田曰王田，奴婢曰私属，皆不得売買，其男口不滿八，而田過一井者，分余田与九族郷党。」（『漢書』卷24上食貨志上）。

22) 「師古曰，分田，謂貧者無田而取富人田耕種，共分其所收也，仮亦謂貧人賃富人之田也，劫者，富人劫奪其稅，侵欺之也。」（『漢書』卷24上食貨志上注）。

ない。これは創生期の玉井是博の均田制研究において既に見られる傾向である²³⁾。玉井は李安世の上奏を労働力と土地の対応関係と指摘しつつも、最大の関心は国家の経済にあったと述べた。玉井以後の日本の均田制研究はその流れを受け、ほとんどが国家財政研究との関わりで議論されてきたと言ってもよい。

しかし、李安世の上奏文を見る限り、彼の均田制実現の目的は税収の増加にあるのではない。むしろ農民が農民としての「分」を果たすことのできる社会的生存権を保証する所に主眼がある。

三 魏晋南北朝における「分」についての再検討

実際に国家が農民に土地を与えるというのはどういう意味を持つのか、はたして、税収の増加を目指して行われた政策であるのかどうか、もう一度資料に立ち返って考えてみたい。確かに、曹魏において軍糧の不足を行うために屯田が立てられ、給田されたということもあった²⁴⁾。こうした屯田制策の多くは諸葛亮が関中盆地で行った屯田にも見られるように、兵士を自活させることにより、軍糧を安定的に確保するためであったことも事実である²⁵⁾。

しかし、西晋の武帝の末年、淮南相となった劉頌は「豪強兼併し、孤貧は業を失う」という状況の中で「功を計り分を受け」させている²⁶⁾。梁末の侯景の乱の後「百姓皆本業を棄て、羣聚盜を為す」という事態が起こる中、臨川の周迪は郷里で郷人を募って挙兵し、臨川に割拠する。その時周迪は人々に「田疇を分給」して耕作させ、民は仕事に励み、それぞれが蓄えを得るようになった。政治や強化にも努め、周辺の郡の人たちも彼を頼ったという²⁷⁾。また孝文帝の後を継ぎ漢化路線を進める宣武帝の景明年間に六鎮等の北辺では干ばつが続き、人々が困窮していた。この地の巡撫を命じられた源懐は当地の実情を踏まえ、以下の様に上表する。ただでさえ耕作に適した土地がないにもかかわらず、肥えた土地（腴美）は主将参僚等の上級の軍人が独占し、痩せて荒れ果てた土地（瘠土荒疇）が一般人民（百姓）に分給されている。これ

23) 玉井是博「唐時代の土地問題管見」『史学雑誌』33-8・9・10, 1922年（『支那社会経済史研究』岩波書店1942年再録）。

24) 「魏武故事載令曰、故陳留太守東臧、天性忠能……後大軍糧乏、得東阿以繼、臧之功也、及破黃巾定許、得賊資業、當興立屯田、時議者皆言當計牛輸穀、佃科以定、施行後、臧白以為僦牛輸穀、大收不增穀、有水旱災除、大不便。反覆來說……臧猶自信、據計画還白、執分田之術。孤乃然之、使為屯田都尉、施設田業、其時歲則大收、後遂因此大田、豐足軍用、摧滅羣逆、克定天下、以隆王室。」（『三国志』卷16任峻伝注）。

25) 「亮每患糧不繼、使己志不申、是以分兵屯田、為久駐之基。耕者雜於渭濱居民之間、而百姓安堵、軍無私焉」（『三国志』卷35諸葛亮伝）。

26) 「除淮南相。在官嚴整、甚有政績、旧修芍陂、年用數萬人、豪強兼併、孤貧失業、頌使大小勦力、計功受分、百姓歌其平惠。」（『晋書』卷46劉頌伝）。福原啓郎は劉頌が淮南相となったのは太康10年以降のことではないかと推測している（『魏晋政治社会史研究』京都大学出版会、2012年、46頁）。

27) 「初、侯景之乱也、百姓皆棄本業、羣聚為盜、唯迪所部、独不侵擾、並分給田疇、督其耕作、民下肆業、各有贏儲、政教嚴明、徵斂必至、余郡乏絶者、皆仰以取給。」（『陳書』卷30周迪伝）。

を改め土地の配分は貧しいものを優先し豊かな者を後回し（先貧後富）にすべきだと述べる²⁸⁾。時代や地域も異なるものの、これらの給田記事は社会が混乱する中での農民救済策として実施されているのであって、決して税糧の確保や増収のために行われたのではない。

そもそも、李安世は土地の所有は労働力（力）を基準に公平（均）であるべきとの基本認識を持っていた。この発想は北魏に限ったことではない。梁武帝の最盛期に当たる大同七年に国家の管理下に置かれることになった土地については貧民に「分給」せよという詔が出される。その中で「皆其の能くする所を量りて以って田分を受けしむ」べきであるとの基本方針が示され、「豪家富室」の公田占拠を抑制しようという方針が述べられている²⁹⁾。また呉を滅ぼし三国を統一するに当たり最大の功績を挙げた杜預は、拠点としていた襄陽に戻ると、天下が泰平を謳歌する中、気を緩めることなく、民生の安定に苦心し、当地の人々から「杜父」と慕われた。彼は学校を建て教化に努めると共に、軍の訓練を続け、周辺の山夷を平定、農業を振興し、人々の生活基盤を整える。そして、農業振興のため淇洧諸水の灌漑によって農地を開いた際、「疆を分かち石に刊み、定分有らしめ」、その結果「公私は利を同じくし、衆庶はこれに頼」ったという。杜預は農民に土地を配分する際には農民の「定分」を重視したのである³⁰⁾。また、李安世が「地を量り野を画るは経国の大式」という言葉を書き出しとして、均田制を提案したのに対し、東晋の中期、土断の実施を提案した范甯も「古は土を分かち境を割ち以て百姓の心を益す」と言う言葉から土断の実施の必要性を説き起こす。すなわち、均田にしても土断にしてもその土地政策の実施に当たっては、土地をいかに公平に農民に分配するのが最も重要という考えがある³¹⁾。

そもそも「分」にはそれぞれの能力、必要に応じて物や役割を配分し、それによって生活を営ませるという意味もある。西晋に「清白異行」の士として知られ、西晋の末に宗族や周辺住人を率いて禹山、林慮山に塙壁を築き、八王の乱、永嘉の乱の混乱から人々を守った庾袞にも労働力と課せられる仕事の内容を対応させようという「力業相称」の発想がうかがえる。彼は

28) 「(源) 懷又表曰、景明以来、北蕃連年災旱、高原陸野、不任營殖、唯有水田、少可菑畝、然主將參僚、專擅腴美、瘠土荒疇給百姓、因此困弊、日月滋甚、諸鎮水田、請依地令分給細民、先貧後富、若分付不平、令一人怨訟者、鎮將已下連署之官、各奪一時之祿、四人已上奪祿一周。」(『魏書』卷41源懷伝)。

29) 「(大同七年十一月) 又詔曰、用天之道、分地之利、蓋先聖之格訓也、凡是田桑廢宅沒入者、公創之外、悉以分給貧民、皆使量其所能以受田分、如聞頃者、豪家富室、多占取公田、貴佃僦稅、以与貧民、傷時害政、為蠹已甚、自今公田悉不得假与豪家、已假者特聽不追。其若富室給貧民種糧共營作者、不在禁例。」(『梁書』卷3武帝紀下)。

30) 「又修邵信臣遺跡、激用淇洧諸水以浸原田万余頃、分疆刊石、使有定分、公私同利、衆庶頼之、号曰杜父。」(『晋書』卷34杜預伝)。

31) 「甯又陳時政曰、古者分土割境、以益百姓之心、聖王作制、籍無黃白之別、昔中原喪乱、流寓江左、庶有旋反之期、故許其挾注本郡。自爾漸久、人安其業、丘壘墳柏、皆已成行、雖無本邦之名、而有安土之實、今宜正其封疆、以土断人戸、明考課之科、修閭伍之法。」(『晋書』卷45范甯伝)。

飢饉に際して、村人と山に入り橡の実を拾うに当たり、「夷嶮を分かち、長幼を序し」た³²⁾。また、陳朝の成立に寄与した元勳の呉明徹は、侯景が建康を陥落させ、梁朝が大混乱に陥っているとき、自分の家に蓄えられていた粟麦三千余石を「口を計り平分」し、多くの人々に頼られた。呉明徹も各家の生存に必要な食料の「分」を考慮し、食料を支給したのである³³⁾。

この様に農民には労働力に応じた「分」によって所有する土地を決めたり、各家の家族数によってその家が必要とする食料の「分」をはかって食料を配ったり、年令による労働力の「分」に応じて、作業を割り当てたりするということは、魏晉南北朝を通じてみられる。つまり「分」という発想には生活に必要な食料、土地を需要や労働力をふまえ対応させようとする考え方が根底にある。おそらく「頃畝之分」「力業相称」という考え方は李安世一個人の発想でなく、魏晉南北朝を通じ農地の分配や混乱期の農民の救済時に普遍的に現れた発想であったと思われる。

こうした「分」の考え方の根底には、諸子百家の時代から培われてきた、「士農工商」という四民「分業」の「分」という思想もあったと思われる。後漢の黄香は延光元年（122年）に魏郡太守となった時、中央の役人がその地の農地を所有し、数千斛の収穫を得ている状況を問題視する。そこで「田令は商者は農せず、王制は仕者は耕やさず」という『礼記』王制の典拠を引き、これらの土地を当地の農民に分け与えて耕作させた³⁴⁾。また、司馬炎が魏から禪譲を受け、皇帝に即位した直後、司馬炎から政治方針について諮問された傅玄は太学における士の教育と農業の振興の重要性を説く。その中で「先王は士農工商を分かち以て国をおさめ事を制す」という基本を述べ、農業にたずさわる人がいて三年の蓄えがあるのだから、「農を貴び商を賤しむ」ことが「事業の要務」であると説く³⁵⁾。すなわち、農民が安定した生活を送り、その生産により士を養うという四民分業を成り立たせるために農民には労働力に応じた土地の分配が必要と考えられるのである。とすれば、李安世にも農民はこの四民「分業」の中で農民としての社会的生存権が保証され、その代わり農業生産によって社会的役割を果たす義務を持つという思想があったのではないだろうか。つまり、農民はその労働力に相応する土地を持つこ

32) 「歳大饑、藜羹不糝、門人欲進其飯者、而衰每曰已食、莫敢為設、及麦熟、穫者已畢、而採摶尚多、衰乃引其羣子以退、曰待其間、及其摶也、不曲行、不旁掇、跪而把之、則亦大獲、又与邑人入山拾橡、分夷嶮、序長幼、推易居難、礼無違者。」(『晋書』卷88、庾袁伝)。

33) 「及侯景寇京師、天下大乱、明徹有粟麦三千余斛、而隣里饑饉、乃白諸兄曰、当今草窃、人不凶久、柰何有此而不与郷家共之、於是計口平分、同其豊儉、羣盜聞而避焉、頼以存者甚衆。」(『陳書』卷9 呉明徹伝)。

34) 「延光元年、遷魏郡太守、郡旧有内外園田、常与人分種、收穀歲數千斛、(黄)香曰、田令商者不農、王制仕者不耕、伐冰食祿之人、不与百姓爭利、乃悉以賦人、課令耕種。」(『後漢書』伝70上黄香伝)。

35) 「臣聞先王分士農工商以經国制事、各一其業而殊其務……農以豊其食、工以足其器、商賈以通其貨、故雖天下之大、兆庶之衆、無有一人游手、分数之法、周備如此、漢魏不定其分……農工之業多廢、或逐淫利而離其事……游手多而親農者少、工器不盡其宜、臣以為……尊儒尚学、貴農賤商、此皆事業之要務也……為政之要、計人而置官、分人而授事、士農工商之分不可斯須廢也。」(『晋書』卷47 傅玄伝)。

とは、自らの生活をはかると同時に農民として生産活動を通じ社会を支えるという役割を担う、これが農民としての職「分」ということになる。

以上の考察をふまえるならば、「分」という発想で、土地を労働力に応じ、「均」しく分配するという均田制の理念は、様々な意味で農業のあるべき姿、農業生産の安定を重視する古くからの「分」の思想をふまえたものであるとも言えよう。しかしそれは、漢代を通じて進行した豪族の土地兼併によって起こった失地農民の発生という事態を経て一層深化したと言える。すなわち豪族の兼併による農民の窮乏に直面し、彼等の耕作権を守り、彼等の生活の立て直しを最優先課題とする考え方が深まり、具体性を帯びていったといえるだろう。それがどのように次の時代に展開していったのか、農民の生活保護という観点から、隋唐の律令制下の均田農民の生活や社会的生存権についてもさらに見てゆく必要がある様に思われる。均田制が李安世の上奏の様に、農民の耕作権の保証という観点から発案されたのであれば当然こうした理念が均田制の実際の運用にも反映されているはずである。

均田制では労働力（生産力）に応じて土地（生産手段）が支給されていたことは従来の研究でも一般的にいわれてきた。『魏書』の食貨志の給田規定では、北魏で施行された均田制においてはその労働生産力をふまえ、男女による差、奴婢、耕牛に対する受田額の差が明記されている。また、農民が授田される場所は住居に近いところから始め、同じ条件の場合は貧しい者が優先される³⁶⁾。このことは、均田制が農民の生活実態を考慮し、それに応じた給田方法が採られていたことを示すものであろう。この方針はさらに唐代へと受け継がれる。『大唐六典』三、尚書戸部、戸部尚書の条に記される給田規定では、実施の際に配慮される事項として土地の肥瘦、人口の稠密度（寛狭）、性別（男女）、身体の障害（篤疾殘疾）、職業等があげられ、その区別によって給田額に差をつけることが細かく書かれている。さらには、口分田を受ける際の優先順位、すなわち納税対象者から納税しない者へ（先課後不課）、貧しい者から豊かな者へ（先貧後富）、土地のないものからあるものへ（先無後少）という順序も細かく規定される³⁷⁾。仁井田陞はこの

36) 「(大和)九年、下詔均給天下民田、諸男夫十五以上、婦人二十畝、奴婢依良、丁牛一頭受田三十畝、限四牛、……進丁受田者恒從所近。若同時俱受、先貧後富。」(『魏書』卷110食貨志)。

37) 「弁天下之四人、使各專其業、凡習学文武者為士、肆力耕桑者為農、巧作貿易者為工、屠沽興販者為商、(工商皆為家專其業、以求科者、其織紉組紃之類非也)工商之家、不得預於士、食祿之人、不得奪下人之利、凡天下之田、五尺為步、二百四十步為畝、百畝為頃、度其肥瘠寛狭、以居其人。凡給田之制有差、丁男中男以一頃、(中男年十八已上者亦依丁男給)老男篤疾殘疾以四十畝、寡妻妾以三十畝、若為戸者、則減丁之半、凡田分為二等、一曰永業、一曰口分、丁之田、二為永業、八為口分、凡道士給田三十畝、女冠二十畝、僧尼亦如之、凡官戸受田減百姓口分之半、凡天下百姓給園宅地者、良口三人已上給一畝、三口加一畝、賤口五人給一畝、五口加一畝、其口分永業不與焉(若京城及州縣郭下園宅不在此例)、凡給口分田、皆從便近、居城之人、本縣無田者、則隔縣給授。凡心收授之田、皆起十月、畢十二月、凡授田、先課後不課、先貧後富、先無後少、凡州縣界內所部、受田悉足者、為寛郷、不足者為狭郷、凡官人受永業田。」(『大唐六典』卷3尚書戸部戸部尚書の条)。

文を『唐令拾遺』の中で開元七年令の趣意を示した文と推定している³⁸⁾。その文章の中では四民の分業の精神と士と工商の分について記し、その上で給田の規定を述べており、唐代においても均田制が四民分業に於ける農民の「分」を踏まえた制度であるという理念が生きている。また、『大唐六典』の給田規定にも労働力と土地との対応（力業相称）という、李安世が均田制に込めた意図も十分に反映されているように思われる。

制度が整備されていても、その制度が実効性を持たないと意味をなさない。均田制が豪族の土地の侵奪から農民を守るものであれば、農民が土地を豪族に奪われて行くことのないように均田制の下でどのような措置がとられていたのかについても見ておく必要がある。事実、唐律では口分田の売買は禁止されている³⁹⁾。また、官にあるものが土地を侵奪することも禁じている⁴⁰⁾。さらに土地所有額が規定を超えた場合の罰則も決められている⁴¹⁾。農民を保護しようという律令の条文はそのほかには見当たらないものの、上記の条文からも、土地売買、公権力を利用した土地の集積を禁じ、必要以上の土地所有を認めないことで、農民が土地を失うことを防止しようとしたことは断片的にうかがえる。しかし、豪族の大土地所有を抑制しようとした均田制が実施されても、結局、唐詩の李紳の「憫農」に描かれるように農民の苦しみは続いていたと思われる⁴²⁾。

一般には新興地主層の台頭と共に均田農民が没落、新しく発展してきた荘園の中に吸収され、均田制が崩壊し、兩税制が誕生したといわれる。どの様にして新興の地主層が土地を集積していったのかは管見の限り、資料からも従来の研究からも具体的につかむことは出来なかった。しかし、豪族という、自営農民の土地所有の脅威がなくなったとはいえ、農民は新たな脅威に直面していたと思われる。こうした常に土地を奪われる危険をはらんでいた農民はこの苦しみに対しどのように対応していたのであろうか。果たして、現代の維権農民運動のように、自らの苦衷を訴え、運動を起こすことができたのであろうか。そこで、最後に唐代以前の民衆運動がどうして起こったのかについて見ておきたい。

38) 仁井田陞『唐令拾遺』東大出版会復刻版、610頁、1964年。

39) 「諸売口分田者、一畝笞十、二十畝加一等、罪止杖一百、地還本主、財没不追。」(唐律戸婚律)。「諸妄認公私田、若盜質売者、一畝以下笞五十、五畝加一等、過杖一百、十畝加一等、罪止徒二年。」(唐律戸婚律)。

40) 「諸在官侵奪私田者、一畝以下杖六十、三畝加一等、過杖一百、五畝加一等、罪止徒二年半。」(唐律戸婚律)。

41) 「諸占田過限者、一畝笞十、十畝加一等、過杖六十、二十畝加一等、罪止徒一年、若於寬閑之處者、不坐」(唐律戸婚律)。

42) 「春種一粒粟、秋成万顆子、四海無閒田、農夫猶餓死、鋤禾日當午、汗滴禾下土、誰知盤中餐、粒粒皆辛苦。」(李紳 憫農)。

四 六朝隋唐時代の民衆反乱

六朝隋唐時代にも民衆運動（民衆反乱）は起こっていた。特に王朝末期には必ずと言ってよいほど民衆反乱が起こり、その結果王朝が滅び、王朝革命が繰り返される。前漢武帝の時代に豪族が登場し、彼等が農民の土地を奪っていったことが唐代まで続く最大の社会問題だったとすれば、この時代に土地を奪われた農民による豪族に対する大規模な民衆反乱が起こっていたとして不思議はない。では唐代以前の民衆反乱は実際にこういった原因で起こった農民の反乱だったのであろうか。この疑問を確かめるために、唐代以前に起こった主要な農民運動の原因と指導者を表にしてみた⁴³⁾。

反乱名	時代	原因（資料番号）	指導者
陳勝・呉広	秦末	徭役 発閭左適戍漁陽九百人……会天大雨，道不通，度失期，失期法皆斬。（『史記』卷48陳涉世家）	屯長
赤眉	新	飢饉 青徐大饑，寇賊蜂起，群盜引衆從崇……初崇等以困窮為寇。（『後漢書』列1劉盆子伝）	自称三老
緑林（新市・平林）	新	飢饉・苛税 国張六筦，税山澤，妨奪民之利，連年久旱，百姓飢窮，故為盜賊。（『漢書』卷99王莽伝）	梟吏
黄巾	後漢末	政治の乱れ，徭役 党錮久積，人情多怨。（『後漢書』列57）。四方疲於賦役，多叛者。（『後漢書』志13五行志）	宗教教団教祖
張昌・石冰	西晋末	軍役 会壬午詔書發武勇以赴益土，号曰壬午兵，……及此調發，人咸不樂西征，昌党因之誑惑，……諸流人及避戍役者多往從之。（『晋書』卷100張昌伝）	梟吏
孫恩	東晋末	徭役（軍役） 發東土諸郡免奴為客者，号曰樂属，移置京師，以充兵役，東土囂然，人不堪命，天下苦之。（『晋書』卷64司馬元顕伝）	宗教教団教祖豪族
唐禹之	南斉	徭役 啓上籍被却者悉充遠戍，百姓嗟怨，或逃亡避戍，富陽人唐禹之因此聚党為乱。（『南斉書』卷44沈文季伝）	風水師
竇建徳	隋末	飢饉・徭役 山東大水，人多流散……山東大饑……發百万之衆以伐遼東……今水潦為災，而主上不恤，親駕臨遼，加以往歲西征，瘡痍未復，百姓疲弊，累年之役，行者不歸，今重發兵，易可揺動。（『旧唐書』卷54竇建徳伝）	豪族？
袁晁	唐	徭役 民疲於賦斂者多歸之。（『資治通鑑』卷222）	草賊

43) 拙稿「民衆運動から見る中国史の特質——唐代以前」（『民衆反乱と中華世界——新しい中国史像の構築に向けて』汲古書院，2012年）。

裴甫	唐	官僚の腐敗 時二浙久安，人不習戰，甲兵朽鈍，見卒不滿三百，鄭祗德更募新卒以益之，軍吏受賂，率皆得孱弱者。（『資治通鑑』卷250）	草賊
龐勛	唐末	軍役 分八百人別戍桂州，初約三年一代，……戍桂州者已六年，……以軍帑空虛，發兵所費頗多，請更留戍卒一年……戍卒聞之怒……殺都將王仲甫，推糧科判官龐勛為主，劫庫兵北還。（『資治通鑑』卷251）	軍人
黄巢	唐末	飢饉・徭役 自懿宗以來奢侈日甚，用兵不息，賦斂愈急，關東連年水旱，州縣不以實聞，上下相蒙，百姓流殍，無所控訴，相聚為盜，所在蜂起。（『資治通鑑』卷252）	塩商

この表で見られるとおり，唐代以前の民衆運動の原因の多くが徭役や税負担に対する反発である。特に饑饉が起こったときにその矛盾が爆発した。その一方で土地に絡む問題に起因する農民運動は起こっていない。したがって，民衆反乱の矛先は土地を占有している豪族に対してでなく，政府に向けられる。その上，こうした民衆反乱を指導するのは漢代では郷吏であり，後には県吏や豪族もその中に加わってくる。豪族は反乱の怒りの矛先になるのではなく，むしろ指導者として国家に対峙しているのである。また，民衆反乱には南北朝以降には運送や商業に関わる者も出てきており，農民反乱とのみ規定することは出来なくなってきている。つまり，唐代以前においては生活に困窮した貧民，土地を失った農民がみずから指導者となって，土地を侵奪している豪族に対して反乱を起こすという事態はほとんど起こっていなかったとみてよからう⁴⁴⁾。

すなわち，唐代以前に起こった民衆反乱は土地を奪われた農民が自ら声を上げ，反乱に立ち上がるというものでなかった。むしろ一般の農民はその地の有力者に依存し，彼らと共に，徭役負担の軽減，飢饉の救済を求めて政府に対して立ち上がるしかなかったと思われる。本シンポジウムで小林義廣が述べるように農民が自ら不満を口にし，その声に地方官が耳を傾けるといふ状況は唐宋変革を経た宋代以降に生じてくる新たな動きととらえられよう。

結びに代えて——「分」と農民運動

唐代以前においても農民が土地を奪われるという失地問題は存在した。それは漢代に父老によって維持されていた郷里秩序を経済力で覆そうとする豪族によって引き起こされた。

土地を失った農民は農地を耕作し，収穫し，生活するという農民本来の自立性を奪われる。魏晉南朝の各政権は豪族の土地の兼併を抑え，農民の生活を守ろうとした。中には，実際に農民への給田を行った地方官もいた。こうした動きを制度として定着させたのが北魏の均田制であったと考えられる。均田制は農民に労働力（力）に応じた土地（業）を所有させ，農民とし

44) 前掲拙稿。

均田農民の「分」

での生きる権利（分）を保証せんとする意図を持った李安世により発案された。

従来、国家による給田政策の多くは、税収の確保のためという視点から研究されてきた。しかし、「分」という観点に注目し、資料を再検討するならば、違った姿が浮かび上がってくる。すなわち、多くの給田政策も農民が農民として農業生産にいそしみ自立的に生きつつ、社会に貢献するという、「土農工商」という「分業」の中で発想される「分」の思想がその背景にある。この「分」とは農民の社会的生存権とでもいえるものであろう。

ただし、唐代以前ではこの「分」は農民が自ら自覚し、主張するというものではなかった。これらの思想は豪族の土地兼併に危機感を覚えた官僚、特に地方官経験者を中心する人たちの下で展開されてきた。均田制はまさにこうした官僚の一人李安世によって発案されたものといえよう。そして隋唐においては「分」の思想を背景に国家の制度として定着した農民保護策の均田制に依存することによって農民も自立的な生活を維持することができたと考えられる。

土地を単なる財産としてでなく、農民の「分」、生活の糧として所有を保証されるべきものという観念が、現代中国の農民運動の土地への意識、すなわち「年寄り土地を売って生活ができるとしても、若い者はどうやって生きてゆくのか？」という発想へとつながっていったのではないか。後漢から魏晋南北朝隋唐という時代は、豪族の土地兼併という失地問題が深刻化の中で、農民の社会的生存権としての農民の「分」という思想が深化し、均田制を生み出した時代といえよう。しかし、農民自身がそうした「分」という意識を踏まえ、為政者に要求を突きつけるまでには、さらに長い時間が必要だったように思われる。

宋代地方官と民衆

——真徳秀を中心として——

小林 義 廣

はじめに

小論は、宋代の地方官が民衆をどのように導こうとしたのかという観点から、宋代の民衆の生きた姿を垣間見ることが目的とする。その場合、北宋後半期に入って、地方官によって管下の民衆に向けて善導を目的として布告された布告文、とくに「諭俗文」を題材に取り上げて検討を加えたい。諭俗文は、次節でも触れるように、現存数が20余りと少ないけれども、それらを見ると、布告を下した地方官が、管下の民衆を善導する上で、いかなる問題が地域社会にあるかを示していて興味深い。確かに、かなりの諭俗文は定式化された表現がなされているが、それはそれで宋代の全土を通じた共通の問題意識の現れであると捉えられよう。

小論が真徳秀（1178～1235）を主に取り上げるのは、ほぼ3つの理由からである。第一は、「諭俗文」を含む真徳秀の布告文は、彼の文集『西山先生真文忠公文集』巻40に纏まって載っているが、全部で3つという数量は個人としては比較的多い部類に属するだけでなく、それぞれの「諭俗文」の内容が豊富な点を挙げられよう。第二に、それらの「諭俗文」が地方官時代に同僚に向けて布告された文章や、農業振興を目的として布告された「勸農文」などの他の布告文と密接に関連して、そこに地方官として民衆にどのように向き合おうとしているか、要するに地方官として在り方の全体像を窺い知ることができるからである¹⁾。第三に、「福州諭俗文」

1) 以下に、『西山先生真文忠公文集』巻40「文」に載る布告文を示しておく。「泉州科挙論士文」「勸学文」（潭州＝湖南省長沙市）「譚（潭）州諭同官咨目」「潭州諭俗文」「勸立義廩文」（潭州）「諭賊文為招司作」（潭州？）「浦城（福建省浦城県）諭保甲文」「再守泉州勸論文」「泉州勸孝文」「諭州県官僚」（泉州）「福州諭俗文」「福州勸農文」「泉州勸農文」「勸農文」（泉州）「隆興（江西省南昌市）勸農文」「勸農文」（潭州）「再守泉州勸農文」。真徳秀が、布告文を布告した地方官時代は次のとおりであるが、このことは、劉克莊「西山先生真文忠公行状」『後村先生大全集』巻168（『劉克莊集箋校』巻168，中華書局，2011年，第14冊，6497～6557頁），魏了翁「參知政事資政殿學士致仕真公神道碑」『鶴山先生大全集』巻69，『宋史』巻437「真徳秀」伝，清・真采『西山真文忠公年譜』（宋人年譜叢刊，四川大学出版社，2003年，第11冊）に依拠している。なお，小論が引用する『西山先生真文忠公文集』は四部叢刊本である。

嘉定9年（1216）～嘉定12年（1219）知泉州

嘉定12年（1219）知隆興府（翌，嘉定13年，母親呉氏の死去で離任）

嘉定15年（1222）服闋，知潭州

紹定5年（1232）知泉州

紹定6年（1233）知福州

に端的に示されているように、福建路は彼の郷里として特別の想いがあり²⁾、それだけに民衆の在り方に全力で立ち向かおうとする姿勢が現れており、さらに福州における経験と認識は、同地域に北宋中期に赴任してきた蔡襄（1012～1067）との比較・対照が可能である点を挙げられる。

一 「諭俗文」とは何か

「諭俗文」とは何か。その点に関して、私は、これまで関連する論文などで言及してきており、ここでは小論に必要な範囲内に叙述を限定しておこう³⁾。

「諭俗文」は、守令などの地方官が民衆教化を目的として布告した文章である。歴代の王朝は、民衆教化を支配の一環として重視してきた。ことに民衆と直接に接触する機会の多い県の長官には、「親民官」として民衆教化の役割が割り当てられてきた。たとえば、唐代でも「県令は風化を導き、冤滞を察し、獄訟を聴くを掌る（県令掌導風化，察冤滞，聴獄訟）」とあって（『新唐書』巻49下「県令」）、県の長官である県令は裁判処理と同時に教化をも重要な職掌としていることが知られる⁴⁾。しかしながら、守令などの地方官が教化の手段として、教化の内容を文章にして布告する行為は宋代になってから盛んになったと思われる。

「諭俗文」は、「勸諭文」や「示俗文」などとも称せられる。その上、宋代では、「諭俗文」の他に、多種多様な布告文が民衆に向けて地方官によって出されている。たとえば、「勸学文（学問の勧め）」「勸孝文（親孝行の勧め）」「曉諭詞訟文（訴訟沙汰の抑制の勧め）」「勸諭救荒文（災害救済の勧めと具体的方策）」などで、それらは南宋時期に盛行するが、これらの布告文の中で「諭俗文」と深く関わるのは、農業振興を主な目的とする「勸農文」である。それというのも、「勸農文」は農業に必要な技術や経営といった実際的な側面を記すだけでなく、その肝心の農業生産活動を阻害する多様な要因を除去するために、民衆の生活のあり方まで降り立って指導しようとしたのであり、そこには「勸善」の側面を含み込んでいるからである。「諭俗文」と「勸農文」のいずれも、大部分は宋人の文集中、とくに公用文書を所収する「公移」や「文」という項目の下に互いに近接して載っているが、「勸農文」が100例近く現存するのに対して、「諭俗文」は20余りと現存量が極めて少ない⁵⁾。

2) 「福州諭俗文」に、「当職以本路之人，為本路之帥，其視八州，皆如鄉党，其待百姓，一如子弟」とある。

3) 拙稿「宋代の『諭俗文』」（宋代史研究会編『宋代の政治と社会』汲古書院，1988年）、拙訳註書『宋代地方官の民衆善導論』（知泉書館，2009年）『琴堂諭俗編』解説。

4) 『旧唐書』巻44「県令」には、「京畿及天下諸県令之職，皆掌導揚風化，撫字黎甿，敦四人之業，崇五土之利，養鰥寡，恤孤窮，審察冤屈，躬親獄訟，務知百姓之疾苦」とあって、その職掌がより詳しく記されているが、「風化」が最初に来ていることに注意したい。なお、『大唐六典』巻30「京畿畿県天下諸県官吏」の記述は、『旧唐書』と同じい。

5) 勸農文に関しては宮澤知之「南宋勸農論」（中国史研究会編『中国史像の再構成——国家と農民』文理閣，1983年）、「諭俗文」については、前掲拙稿「宋代の『諭俗文』」を参照。

それでは、「諭俗文」は、どの時期に布告されたのであろうか。これは必ずしも一定していない。なぜなら、その文章の性格からして、着任するに当たっての施政方針として提示される場合や、着任してある程度の時間が経過して、任地の問題状況を把握するに至って布告する場合などがあったからである。これに対して、「勸農文」は、勸農が詔勅によって毎年春に行うことが定められ、農耕の開始される2月に布告されていた⁶⁾。

布告の対象は誰なのだろうか。これを佃戸だとする見解もあるけれども⁷⁾、「諭俗文」の文章内容からみて郷村に住む民衆一般だと考えられよう。第一に、「諭俗文」の中には、多くの場合、「爾百姓（爾ら百姓）」「爾民（爾ら民）」という呼びかけの対象を示す語句がみられるが、これは文脈からみて佃戸という特定の対象だけを指すとは到底考えられず、佃戸をも含めて郷村の民衆一般を示すと見た方が自然だと考えられるからである。第二に、「諭俗文」の中に、『孝経』庶人章を踏まえているものがあることも、この推測を傍証してくれよう⁸⁾。『孝経』は、周知のように、天子・諸侯・卿大夫・士・庶民のそれぞれの身分に応じた孝の実践を説いており、その中で、庶人章は庶民における孝のあり方を述べている⁹⁾。要するに、「諭俗文」の対象は官僚身分をもたなければ、地主でも佃戸でも、あるいは自作農であっても少しもかまわないのである。

「諭俗文」はどのようにして民衆に周知されたのであろうか。一般的に言って、布告文は、その内容を周知徹底させねばならぬのだから、掲示するにせよ、宣告するにせよ、人びとが集まり人目に付くところでなければならぬ。したがって、司前（役所の前）・市曹（さかりば）^{つうく}・通衢（おおどおり）がその場所として好んで選択されたのは十分に納得されよう。「諭俗文」の掲示場所がそれと知られるものも、事情は同様であったようであるが、変わったところでは郷村内の寺観や店舗に張り出したり、挙げ句には掲示では事足りぬと考えたのか、榜示の内容を印刷して回覧する場合もあったらしい¹⁰⁾。

6) たとえば、『建炎以来繫年要録』巻179、紹興28年正月戊子の条に、「殿中侍御史葉義問言、州県毎歳出郊勸農、置酒宴会、其实擾人、乞罷置酒之礼、自今止許守令出郊、仍以中春某日、不得因而飲酒、従之」とある。なお、守令が勸農を職掌としていたことは、『宋史』巻167〈職官志〉「府州軍監」に、「諸府置知府事一人、州・軍・監亦如之、掌總理郡制、宣布条教、導民以善而糾其姦慝、歳時勸課農桑、旌別孝悌云々」とあり、また同書同巻〈職官志〉「県令」に、「掌総治民政・勸課農桑、平決獄訟、有徳沢禁令、則宣布于治境」とあることによって知られる。

7) 福田立子「宋代義荘小稿——明州樓氏を中心として——」（『史艸』13、1972年）。

8) たとえば、真徳秀『西山先生真文忠公文集』巻40「福州諭俗文」に、「聖經有言、用天之道、因地之利、謹身節用、以養父母」とあり、李元弼『作邑自箴』巻9「勸諭編」にも、「先聖有言、謹身節用、以養父母、庶人之孝也」とある。

9) 宇都宮清吉「孝経庶人章によせて」（同氏著『中国古代中世史研究』創文社、1977年）。

10) たとえば、『作邑自箴』巻6「勸諭民庶勝」題名下の夾注に、「鎮市中并外鎮步逐・郷村店舎多処、各張一本、更作小字刊板、遇有者宿到県、給与令広也」とある。これと関わって、王朝の意志を地方に伝える方法と経路の問題は、久保田和男「宋朝における地方への赦書の伝達について」（『史摘』33、2011年）が取り上げている。

それでは、宋代において、地方官による「諭俗文」はいつ頃から開始されたのだろうか。後世に及ぼした影響からすると、その嚆矢は、北宋の陳襄（1017～1080）が皇祐年間（1049～1053）に台州仙居県（浙江省仙居県）の知事のときに布告した「勸諭文」であろう。陳襄の「勸諭文」は、南宋に入ると、朱熹によって推奨され、紹熙元年（1190）、朱熹が漳州（福建省漳州市）の知事のとき、それに注釈をつけて管下の民衆に榜示された。この、朱熹の行為は陳襄の「勸諭文」の古典化に決定的な役割を果たしたと考えられる。朱熹に私淑し道学派の流れを汲む真徳秀は、民衆教化にとって諭告文を布告する重要性を説いたくだりに、

昔、密学陳公襄の仙居の宰と為るや、民に教うるに、父は義にして母は慈、兄は友にして弟は恭なるを以てす。而して人、焉に化服す（昔密学陳公襄為仙居宰、教民以父義母慈兄友弟恭、而人化服焉）。

と述べ、真徳秀の時期になると、「諭俗文」の古典として、陳襄の「勸諭文」が当然視されていることを窺えるのである。

ところで、陳襄の「勸諭文」に少し遅れて、嘉祐年間（1056～1063）、書家としても著名な蔡襄は、福州の知事として当地の風俗を改善しようとして、その論点を五つに纏めて布告している（『福州五戒文』『端明集』巻34）。そして、政和七年（1117）の自序を付す李元弼の『作邑自箴』の巻六と巻九には「諭俗文」の雛形が載っている。周知のように、『作邑自箴』は、宋代における官僚の心構えを記すいわゆる官箴の書の代表である。とすれば、現存する「諭俗文」の大半は南宋時代のものであるけれども、その布告自体は北宋の中頃に始まっており、しかも北宋末までには地方官の行うべき重要な業務の一環となっていたといえよう。南宋時期には、先に挙げたように、朱熹や真徳秀らの道学派における民衆教化の重要な手段の一つとなり、それは社会に次第に浸透していった。

こうした諭俗文の中でも、委曲を尽くした内容で群を抜くのは、鄭至道の「諭俗篇」とその続編である彭仲剛の「諭俗続編」である。両者ともに、『嘉定赤城志』巻37「風土門」に載っており、いずれも台州（浙江省臨海県）管下の知県であったときに布告された。ちなみに、鄭至道は元祐2・3年（1087・1088）に天台県（浙江省天台県）の知事であり、彭仲剛は淳熙4年から7年（1177～1180）に臨海県（浙江省臨海県）の知事であった。この2編は、南宋も終わり近い景定2年（1261）、台州臨海県出身の応俊によって、更に多くの史実を盛り込んで増補され、上下2巻の『琴堂諭俗編』（四庫全書珍本初集）として纏め上げられ上梓された。もっとも、現行本は下巻の末尾に元人の左祥が増入した「交友」という項目を含んでいる¹¹⁾。

小論が取り上げる真徳秀の諭俗文は、これら鄭至道・彭仲剛・応俊ほどではないけれども、他の諭俗文と比較して内容が豊富な文章であるばかりでなく、同じ場所で布告した勸農文や勸学文、勸孝文、そして属僚に対する布告文も関係するものとして一緒に載っており、真徳秀の

11) 拙訳註書『宋代地方官の民衆善導論』（知泉書館、2009年）111～121頁参照。

地方統治の考え方をすることに好都合である。

二 諭俗文の内容と構成

諭俗文が布告されねばならぬ理由とは何か。それを直截に語るのは、鄭至道「諭俗篇」の序文であり、そこに次のように述べている。

予、官に至りてより、爾ら百姓を觀るに、日に以て争訟し、来たりて庭に至る。その間、理に違^{たが}い徳に逆^{もと}ること多し。不孝不悌にして、宗族を凌犯し、怨みを鄰里に結ぶ。以て婚姻の際に至りては、苟合〔いいかげんな気持ちで結婚する〕を事とすること多く、殊に恩義無し。五服の親、問うに服紀を以てすれば、全然知らず。浮浪盜販の人、日に益^{おお}す衆きを加う（予自至官、觀爾百姓、日以争訟、来至於庭、其間多違理逆徳、不孝不悌、凌犯宗族、結怨鄰里、以至婚姻之際、多事苟合、殊無恩義、五服之親、問以服紀、全然不知、浮浪盜販之人、日益加衆）。

これによると、訴訟の多発に象徴されるような、郷村に暮らす人びとの様ざまな関係の間に生起する揉め事が何よりも大きな問題として指摘されている。その上、安易な婚姻、服喪規定に対する無知がもたらす諸問題と、無為徒食の人や泥棒の増加が混乱に拍車を加えていた。諭俗文の中には、変わったところでは、病気になったときに、巫覡^{ふげき}のお祈りに頼らずに医薬による療養をせよという内容の諭告を含むものもある¹²⁾。

ともあれ、鄭至道「諭俗篇」序文の指摘は、多少の字句の出入りはあっても、他の諭俗文にも共通するし、勸農文にも通底している。とりわけ、こうした様ざまな問題状況の中で、地方官にとって頭痛の種であったのは、上記の引用文にも見られるように、「争訟」「詞訟」「健訟」などと称される訴訟の盛行であった。彭仲剛「諭俗統編」の「戒忿争」及びこの項目に対する応俊の統編は、怒りに任せて近隣と問題を起し、果ては訴訟に持ち込んだ結果、自分の精神と財産を費消させるだけでなく、役所の胥吏に食い物にされ、挙げ句の果てに生業と財産を失い、禍を近親にまで及ぼすことを示して（応俊は抽象論的に戒めるだけでなく訴訟で多くを失った史実を示して）、訴訟沙汰を起ささないように教え諭している¹³⁾。そして、こうした地方における訴訟の多発に対する注意の喚起は、『作邑自箴』『州県提綱』『昼簾緒論』などといった、宋代の地方官の心得を説く、いわゆる官箴書にも見出せる。民衆の中には、訴訟沙汰を起すことで利益を獲得するプロの訴訟請負人もいて、それが訴訟の多発に拍車をかけていた。

12) たとえば、張栻「(静江府) 諭俗文」(『南軒集』卷15)に、「訪聞、愚民無知、病不服薬、妄聴師巫淫祀悖禱、因循至死、反謂祈祷未至、曾不之悔云々」とある。

13) 彭仲剛『統諭俗五篇』「戒忿争」の最後の部分に、「比之忿鬪争競、喪心費財、伺候公庭、俯仰胥吏、拘繫囹圄、荒廢本業、以至亡身及親、破家蕩産者、不亦優乎」とあり、応俊の統編の当該箇所の冒頭には、「人心有所忿者、必有所争、有所争者、必有所損、忿而争鬪損其身、忿而争訟損其財、此君子所以鑑易之損而懲忿也」とある。

そのために、ほとんどの官箴書は、訴訟の処理方法に多くの紙幅を割き、地方官の治政にとって訴訟の扱いが如何に重要なかを語っている¹⁴⁾。

訴訟が多発する原因は、何であろうか。それを端的に示すのが、鄭至道「論俗篇」の「宗族とは仲良く（睦宗族）」という項目の最後近くにある言辞である。それには、

我は富みて族は貧しければ、則ち田を耕し地を佃^かり、荷車もて負担するの役は、皆な其の族人なり。豈に尊長を扱ばんや。財以て之を養うに足れば、斯れ之を役す（我富而族貧、則耕田佃地、荷車負担之役、皆其族人、豈扱尊長也、財足以養之、斯役之矣）。

とあって、一族内でも貧富の差が拡大して、そうした財産の有無が年齒秩序を超えて幅をきかすような現実を背景としていた。そして、この現実は一族内ばかりでなく、同じく鄭至道「論俗篇」の「兄弟とは仲良く（愛兄弟）」の項に、「兄弟と叔姪の不和は、皆な財を争うことの不平に由る（兄弟叔姪之不和、皆由争財之不平）」とあるように、一族の中でも、もっと身近な兄弟や、伯叔父と姪とのそれぞれの間にも存在していた。

しかしながら、このような身近な兄弟や一族にも貧富の格差が増大し、財産をめぐって骨肉の間にも訴訟沙汰に到るような状況は、宋代になって変化した大きな社会情勢に基づく。つまり鄭至道のような地方官の伝統的価値観に由来する嘆きは別にして、骨肉間の紛争を白日の下に晒して、あからさまに利害を自己主張できるほどに、宋代になって民衆の発言力が増加したこと、言い換えると、民衆の主体性の向上ということを指摘できるのではなかろうか。このことと関連して、官箴書においては、守令は確かに訴訟の多発を抑制するよう説かれているのであるが、それは民衆の訴えを全て無視してよいということを保つことも意味しなかった。官箴書は、民衆の逸脱行為の処罰を厳正にし、訴訟内容に騙されないためにも、犯罪当事者や訴訟当事者の主張していることを子細に聞く必要を求めている。そして注目すべきは、『州県提綱』に、県城のような都会ではなく、そこから離れた「山野」に住むような「良善之民」は、官府の権威や胥吏の役人面した脅しに、充分に自分の訴えを主張できないかも知れないので、守令は、顔を穏やかにして（「和顔」）、「愚民」の主張に真摯に耳を傾けるべきだと注意を喚起して

14) 一例だけを挙げると、李元弼『作邑自箴』巻6「勸諭民庶勝」に、「所在多存無図之輩，并得替公人之類，或規求財物，或誇逞兇狡，教唆良民，論訴不干己事，或借詞写状，煩乱公私，県司不住察探追捉，到官必無輕恕」とある。なお、宋代の官箴書に関しては多くの論著があるが、ここでは代表的なものを挙げるに止める。赤城隆治「南宋の訴訟について——『健訟』と地方官」（『史潮』新16号，1985年），古林森廣「宋代の官箴書について」「南宋の官箴書『州県提綱』について」（同氏著『中国宋代の社会と経済』（国書刊行会，1995年），劉馨琚「県衙在地方獄訟制度中的角色」「県衙的『獄訟』与官民的生活」（同氏著『明鏡高懸——南宋県衙的獄訟』台湾・五南圖書出版有限公司，2005年），今泉牧子「宋代の県令の一側面——南宋の判語を手がかりに——」（『東洋学報』87-1，2005年），佐竹靖彦「官箴と地方行政——『作邑自箴』の理解を中心に——」「『作邑自箴』の研究——その基礎的再構成——」（同氏著『宋代史の基礎的研究』朋友書店，2007年），梁庚堯「從宋代的官箴書看『名公書判清明集』の性質」（武建国・林文勛等編『永久的思念——李誕教授逝世周年紀念文集』昆明・雲南大学出版社，2011年）。

いる点である¹⁵⁾。ここには、主体性を帯び始めた民衆の主張に真摯に耳を傾けようとする志向性を看取できるのではなかろうか。

「諭俗文」は、こうした利害の対立する郷村社会に秩序をもたらそうとしていた。それは、たとえば陳襄が同じ台州仙居県の知事をしていたときに、「諭俗文」と密接に関連して布告した「勸学文」の、次のような言辞に端的に示されているように思われる。

故に一子の学を為せば、則ち父母は養い有り。一弟の学を為せば、則ち兄弟は愛有り。一家の学を為せば、則ち宗族は和睦せり。一郷の学を為せば、則ち閭里は康寧たり。一邑の学を為せば、則ち風俗は美厚たり（故一子為学、則父母有養、一弟為学、則有兄弟有愛、一家為学、則宗族和睦、一郷為学、則閭里康寧、一邑為学、風俗美厚）。

ここには、個人を起点とした家族・宗族・郷党・県という同心円的に拡大してゆく秩序意識があり、それは鄭至道の「諭俗篇」の説諭項目が「孝父母」「友（愛）兄弟」「睦宗族」「恤鄰里」というように続いていることにも表れている。そして、これは「勸農文」にも見出される意識であり¹⁶⁾、『大学』の八条目の「修身・齐家・治国・平天下」という、やはり個人の修養を起点として、やがては天下の安寧に至る秩序意識と極めて似通っている。

三 真徳秀の諭俗文

これまで論じてきた点に関して、真徳秀はどのような見方をしていたのだろうか。既述のように、『西山先生真文忠公文集』巻40「文」には、「潭州諭俗文」「再守泉州勸論文」「福州諭俗文」と題する3つの諭俗文が載っている¹⁷⁾。それに関連して、この「文」には勸農文、勸孝文、勸学文、あるいは属僚や士人に向けた布告文も載っていて、それらを併せて読めば真徳秀の地方統治に対する考え方を窺い知れる。また、これらの多くは『学界類編』にも収められ、その中の、地方官としての心得の部分は、元・無名氏撰『居家必用事類』に王邁（1185～1248）や劉宣（1233～1288）の言辞とともに政治に関する箴言として記録され（丙集巻5「仕宦」）、加えて明代の彭韶によって『真西山政訓』として纏められ、それは宋代の官箴の一つに数えられている。これらの事実は、真徳秀の地方政治に対する向き合い方が模範的なものとして、後世に認知されていったことを示していよう。

文集に載っている順序に従って、各「諭俗文」の内容を簡単に紹介しよう。「潭州諭俗文」は、母親の呉氏の服喪が明けた嘉定15年（1222）、45歳のとき、潭州（湖南省長沙市）に赴任

15) 『州県提綱』巻2「通愚民之情」に、「健訟之民、朝夕出入官府、詞熟而語順、雖曉曉独辯、庭下走吏、莫敢誰何、良善之民、生居山野、入城市而駭、入官府而怵、其理雖同、其心戰惕、未必能通、若又縱走吏輩訶過之、則終於泯默受罪矣、凡聽訟之際、察其愚朴、平昔未至官府者、須引近案、和顔而問、仍禁走吏勿得訶過、庶幾其情可通」とある。

16) 宮澤前掲論文、231頁。ただし、宮澤氏は、当該論文の中で勸農文の秩序意識を取り出すとき、「宗族」「県」を意識的か無意識的か除外し、家・郷隣・国家としている。

17) 註1)を参照。

して、それほど経っていない時点で、民衆に人倫道德の要点を3つに纏めて提示したものである¹⁸⁾。

第一点目は、親子・兄弟とは仲良くということである。だが、実際は、親の健在中に戸籍を別にして財産分けするだけでなく、親が病気になっても面倒を見ずに放っておいたり、親が亡くなっても時宜に応じた埋葬を行わないという情況が世上に広くみられた。兄弟の間でさえも、些細な口喧嘩や、小さな利害をめぐる争い、訴訟沙汰にまで発展していた。こうした現状を真徳秀は嘆くだけでなく、一方では親不孝を改心し兄弟不和を解消した具体的史実を示して、「孝悌」こそが人倫の根本であると教諭している。2つ目は、宗族や近隣との好誼の必要性を、これも史実を提示しながら説いている。3つ目は、地方において官と民は双方とも苦楽を共にする存在であり、そのためには官が不法に民衆に迷惑をかけないようにする一方では、民衆も不法行為を行ったり、不合理な理屈を並べ立てて訴訟を起こさないようにすべきだと論ず。そして、民衆の不法行為や訴訟沙汰に対する関心の深さを反映して、その「非法之事」と「無理之訟」の具体例が夾注に示されている。

「再守泉州勸諭文」も、紹定5年(1232)に泉州に赴任して間もなく布告されたらしい¹⁹⁾。赴任早々の布告は、恐らく、当地が2度目であり、前回は嘉定9年(1216)から嘉定12年(1219)まで知事を務めて、市舶司の徴税改革や海賊討伐に実績を挙げた場所であって²⁰⁾、泉州の実状を知っているという自信を背景にしているかも知れない²¹⁾。しかし、その内容は「潭州諭俗文」や「福州諭俗文」に比べると短文で具体例に乏しく、それだけに定式化された文章という印象を拭えない。ただ、この「勸諭文」は、直ぐ後に「泉州勸孝文」と題する論告文が続き、それは「勸諭文」の「孝敬」の部分だけを取り出して論告文に仕立て上げているので²²⁾、親孝行を

18) この諭俗文の最初のところに、「顧此邦風俗、初未詳知」とあり、また諭俗の具体的内容を示した後には、全体の締めくくりを述べたところに、「故於到任之初」とあることによって知られる。なお、母親呉氏の死去とその喪明けに関しては、前掲劉克莊「西山先生真文忠公行状」・魏了翁「參知政事資政殿學士致仕真公神道碑」・清・真采『西山真文忠公年譜』などに依拠している。

19) この勸諭文の冒頭に、「太守將至、郡人歡迎、自慚薄德、莫副民望、視事之始、合有教条、不憚諄諄、為爾開說」とある。なお、泉州赴任は、前掲魏了翁「參知政事資政殿學士致仕真公神道碑」によると、紹定5年8月である。

20) 最初の泉州知事の在任時における実績については、前掲の劉克莊「西山先生真文忠公行状」に少し丁寧に記されている。

21) 前掲劉克莊「西山先生真文忠公行状」に、「明年、除徽猷閣待制知泉州、再辭不允、迎者塞洛陽橋、深村百歲之老亦扶杖而出、城中歡聲動地、公曰、太守去此十四五年矣、雖泉山一草一木、亦時入思、再叨郡寄、衰病本不能出、念泉人相愛之深、黽勉此來、欲為此邦興利除害、復還樂土之旧而已」とあることは、それを裏書きしていると思われる。

22) 「泉州勸孝文」の冒頭に、「當職昨以三事論民、首及孝悌」とあり、それは「再守泉州勸諭文」に、「凡為人子孝敬是先、其次友愛、(中略)其次族屬、(中略)其次鄉鄰、(中略)以上四事、人道大端」とあるのを受けている。もっとも、「勸諭文」では三事ではなく、論告は四事としている。四事とは、この勸諭文の文脈からすると、父母・兄弟・宗族・郷鄰を指すが、また四事を受けて、「家家孝友、人人雍和」とも言い換えているので、郷鄰以外のどれかを一緒にして、全体で三事にしたのであろう。

勸諭する部分は「勸孝文」に尽くされているとみることもできる。「勸孝文」は、かなり長い文章なので、それを含めると、「再守泉州勸諭文」も、委曲を尽くした論俗文といえよう。

ともあれ、「再守泉州勸諭文」の内容に立ち返ると、最初に父母に対する孝敬、兄弟の協和、宗族（「族属」）や近隣（「郷鄰」）との好誼の大切さを説いている。その上に立って、とりわけ妄りに訴訟を起こして、近隣のものが仇同士になって、果ては破産まで追い込まれる状況を強く戒め、取引に際して公平さを心掛け、債務に慎重さを求め、更には過度な飲酒や賭博などをせずに真面目な態度で生活すべきだと説いている。

福州知事の任命それ自体は、紹定6年（1233）であるが、実際の赴任は翌端平元年（1234）正月のことらしい²³。「福州論俗文」の布告時期は不明ながら、文中に「福州に到りてより、一意講求して、賦輸^{はなは}の太だ重き者は、首ず蠲減を議す云々」とあることからすると、赴任して一定の時間が経ってから布告したと推定される。この論俗文では、民衆は自分を大事にして過誤を少なくし、生業に精励することを説くとともに（「宜愛身寡過、務本著業」）、何よりも怒りに任せて訴訟（「健訟」）を興すことを戒めている。そのため、『論語』顔淵篇の「一朝に忿りに其の身を忘れて以て其の親に及ぶは、惑いに非らずや（一時の怒りにわが身を忘れたうえ、近親まで巻きぞえにするのは、迷いじゃなかろうか）」という文章を引き、更に夾注にそれを少し詳しく解説しているように、一時の激情にかられて訴訟に至ってしまえば、悲惨な結末を迎えることを示して²⁴、訴訟沙汰やその根本原因の諍いの無いようにと諭している。

真徳秀の3つの「論俗文」を通してみると、前節で考察した他の論俗文と同様に、郷村に暮らす人びとの間に些細な利害や感情の行き違いによって対立が生まれ、訴訟にまで発展する様子が生き生きと描かれている。そして、親子・兄弟・宗族・近隣の良い関係を力説していることに示されるように、真徳秀も個人を起点として同心円的に広がってゆく秩序意識をもっていたし、それを何よりも大切な事柄と捉えていた。「再守泉州勸諭文」に、親子・兄弟・宗族・近隣それぞれの関係の大切さを説きながら、「以上四事は、人道の大端なり、凡そ爾ら良民、首ず当に加勉すべし」と述べているのは、その端的な例証といえよう。

23) 前掲劉克莊「西山先生真文忠公行状」に、「会故相死、上始親政、除頭諫閣待制知福州・福建按撫使、（中略）以端平元年正月赴鎮」とあり、『宋史』巻437真徳秀伝にも、「彌遠薨、上親政、以頭諫閣待制知福州」とある。『宋史』巻41理宗本紀によると、「故相」すなわち史彌遠が亡くなったのは、紹定6年10月であり、真徳秀の知福州への任命は、それ以降となる。魏了翁「參知政事資政殿學士致仕真公神道碑」は、この転任を紹定6年10月と明瞭に記している。なお、前掲清・真采『西山真文忠公年譜』は福州知事への任命を紹定5年に、実際の赴任を翌紹定6年正月に繫年しているが、「福州論俗文」に紹定6年11月の詔勅を引いており、この繫年は明らかな誤りである。今は劉克莊の行状と魏了翁の神道碑という同時代人の記述、それに『宋史』真徳秀伝の記事に依拠しておく。

24) 「福州論俗文」は「一朝之忿、亡其身以及其親、非惑歟」とあるが、『論語』顔淵篇は、「一朝之忿、忘其身以及其親、非惑与」に作る。読みと現代日本語訳は、岩波文庫本（金谷治訳註、1963年、168頁）によっている。夾注には、「言人一時忿怒、不能忍耐、生出事来、喪身害命、累及父母、乃惑之人所為也」とある。

それでは、真徳秀の「諭俗文」が他のそれと比べて特徴的な点は、何であろうか。それは「誠」の強調であろう。「潭州諭俗文」に、諭俗の内容を具体的に述べた後に、「故に任に到るの初め、誠心・実意を以て、諄諄と告諭す」とあり、「再守泉州勸諭文」と連動した「泉州勸孝文」に、深刻な親の病気に肉体の一部を切り裂いて病気の親に食べさせる行為を、経典に悖る行為だと一応の否定をしながらも、「然るに其の孝心誠に切にして、実に嘉すべき有り」と述べているのである。真徳秀の「誠」の強調は、後節で再び取り上げるけれども、地方官の心得に関する彼の布告文や官箴類にも見られる。

とはいえ、「誠」の強調は、真徳秀に限られたことではなく、南宋時期における士人・士大夫の思潮を代表するものだと思う。たとえば、病気の父親や母親に自分の肉体の一部を混ぜて食べさせる、いわゆる割股の習慣に対する士大夫たちの眼差しも、それが始まった唐代中期から北宋中期までは、『孝経』『開宗明義』章に記す「身体髮膚、之を父母に受く、敢えて毀傷せざるは孝の始めなり」の教えに悖る行為として批判的であったが、北宋中期以後、ことに南宋になって道学が次第に社会に浸透してゆくに従って、「誠」という観点から肯定的な論調に変化していつているのである²⁵⁾。

四 福建社会と真徳秀

真徳秀の「諭俗文」は、上述の、どこにでも共通するような側面だけではなく、その地域に特有な問題点をも取り上げている。とくに、福建は、わざわざ「当職は本路の人を以て本路の帥と為る。其の八州を視ること、皆な郷党の如し。其の百姓を待つこと、一に子弟の如し（当職以本路之人為本路之帥、其視八州、皆如郷党、其待つ百姓、一如子弟）」（『福州諭俗文』16a）と自ら述べているように、濃厚な地元意識をもって治政に対応している。「諭俗文」のみならず、福建での布告文を併せて、真徳秀が当地の社会をどのように見ていたかを検討してみよう。

真徳秀は、泉州には、既述のように、嘉定9年（1216）39歳のときと、紹定5年（1232）55歳のときに赴任しており、福州には、2度目の泉州知事の後に、端平元年（1234）正月に赴任している。ちなみに、この年、いわゆる端平の更化が始まると、輿望を担って、4月に権戸部尚書に任命された。翌年3月8日には参知政事として廟堂に立つが、そのとき既に重い病気に罹っており、5月2日、致仕したその夜に病死する。享年、58²⁶⁾。本来、頑健な身体であったが、晩年に至って仕事と著述に健康を損ねた結果であった²⁷⁾。

25) 拙稿「宋代の割股の風習と士大夫」（『名古屋大学東洋史研究報告』19, 1995年）。『大学』における「誠」の強調は、島田虔次『『大学・中庸』解説』中国古典選6, 『大学・中庸』（朝日新聞社・朝日文庫, 1978年）参照。

26) 劉克莊「西山先生真文忠公行状」、魏了翁「参知政事資政殿学士致仕真公神道碑」。

27) 劉克莊「西山先生真文忠公行状」に、「公気体素強、然平日勤勞、不能自逸、非窮理著書、即憂念世事、晚守泉福、劬悴滋甚、触暑趨召、道中刊修衍義、雖閉戸服藥、拳筆流汗、不以為疲、（中略）得疾之日、猶对客至暮、二鼓後風眩忽作、（中略）属疾兩月、日常冠帶起坐、易簪猶神爽不乱」とある。

福建特有の特色に言及するものとして、泉州に2度目に赴任したときに発布された「泉州勸孝文」がある。これは、前節でも言及したように、同時期に発布された「勸論文」を引き継ぎながら、「勸論文」の「孝敬」の部分だけを取り出して1つの論告文に仕立て上げたものである。「勸孝文」は、その内容から前半と後半とに分けられるが、前半は孝行な子供と不孝な子供の事例を掲げながら孝養の大切さを論告している。とくに、その大部分において、病気の親の療養に、子供が自分の肉体の一部を切り裂いて食べさせる、いわゆる「割股」の是非が語られている。真徳秀は、その気持ちは理解できるにしても（「其孝心誠切、実有可嘉」）、子供が肉体を傷つけることによって、逆に親に心配をかけてしまい、全面的には賛成できないと述べ、むしろ療養に必要な薬や医者の手だてを講ずべきだと主張している。後半は仏式による葬儀と祖先供養（「葬祭二事」）をめぐる問題点を指摘している。つまり、多額の費用を使って葬儀や追薦（善）供養を行っている富者に対しては、それは儀礼に悖っていると批判し、他方、貧者が貧しさのあまり埋葬地を確保できずに遺体を火葬することには、親子の恩愛の情に背くと反対の意志を強く表明している。

真徳秀は、追薦供養を不要とする理由として次のように語る。古の賢人が言っているように、極楽（「天堂」）や地獄というものが存在しないならば、話はそれで終わりであるが、かりに極楽や地獄があるとすれば、最初から立派な人は極楽に行き、悪人は地獄に行くことに決まっているはずである²⁸⁾。この理屈からすると、亡くなった親を極楽に入れようと僧尼に布施をしたり、追薦供養をしたりすることは明らかに無益である。また、葬儀に御馳走と酒を揃えて会葬者に振る舞う行為は、悲嘆にくれるべきときに、却って宴会を開いて楽しむ結果となり、「非礼」も甚だしい。他方、肉体を火に投ずる行為は、古来から罪人に施す刑罰であり、それをまだ身体のみくもりの残っている親の遺体に施すのは、心に痛みを覚えないだろうかというのである。

幸福を求め災害を避けるために、仏事に多額の資金を費やしてかえって財産を失ってしまうことに対する警告は、李元弼『作邑自箴』巻6「勸諭民庶勝」とそれを簡略化した巻9「勸諭勝」にも見出せる。その上、火葬批判は、いわゆる道学の流れを汲む儒家の仏教批判の定番であった²⁹⁾。つまり、仏事や火葬に対する警告は「論俗文」布告の恒例の内容のようにみえるが、真徳秀の「泉州勸孝文」が特異な点は、この論告文の最後に近い部分に「此の州は素より仏国と称す」とあるように、泉州が仏教の盛んな地域であるとの認識に基づき、泉州という地域性を念頭に置いて議論を展開しているからである。

28) この話は、唐・李肇『唐国史補』巻上に初出し、その後、司馬光『司馬氏書儀』巻5〈喪儀一〉「魂帛」や、この『司馬氏書儀』を引く俞文彪『吹劍録外集』や『琴堂論俗編』上巻「正喪服」の応俊統編にも載っていて、宋代において、かなり有名な話であった。

29) 中国における火葬をめぐる議論については、宮崎市定「中国火葬考」（『塚本博士頌寿記念仏教史学論集』1961年、『宮崎市定全集』巻17、岩波書店、1993年、『中国文明論集』岩波文庫、1995年）参照。

実は、こうした批判は、蔡襄が北宋時代に2度にわたる福州知事の在任時に、「福州五戒文」「教民十事」「戒山頭齋会」と題する論告文を發布して、僧尼に対する布施や酒食を伴う葬儀を批判していたことと軌を一にする。やはり、福州や泉州が仏教の盛んな地域であったことが、こうした批判を加速させたことは想像に難くない³⁰⁾。

五 真徳秀ら地方官の統治の心得

真徳秀は、民衆を善導しようとする論告文を發布する一方で、実際の行政にあたる地方官や属僚に向けても、地方統治の心得を教え諭す論告文を公布している³¹⁾。それが潭州知事時代に布告された「潭州諭同官咨目」であり、加えて二度目の泉州知事時代に州県の属僚に向けて布告した「諭州県官僚」である。両者は「泉州勸孝文」と一緒に明刻本『名公書判清明集』の巻頭を飾っており（「泉州勸孝文」は、「勸諭事件於後」となっており、「潭州諭同官咨目」は、「咨目呈兩通判及職曹官」と題している）、このことは、真徳秀の論告文が、まさに「名公」として地方統治の模範的な在り方を示しているものと考えられていたといえよう。

「潭州諭同官咨目」と「諭州県官僚」は、布告された場所は異なるが、真徳秀は、いずれも地方官の在り方を示す一連のものとして捉えていた。それは、「諭州県官僚」の冒頭に、「某、さきごろ かたじ 昨者、かたじ 切けなくも長沙を帥い、嘗て四事を以て同僚を諭勉す云々」とあることによって明らかである。「潭州諭同官咨目」は、最初に守令にとって政治の基本は教化にあると述べて（「蓋聞為政之本、風化是先」）、「孝悌」と「友愛」行為の著しい者、すなわち宗族と「協和」し、郷党の救済に尽力した者を、その実態を調査して真実ならば褒賞を与えることと、裁判に当たっても「名分」を正して「風俗を厚くする」こととこそが肝要だと説く。そして、「今、其の本俗に因りて、之を善にみち 迪びかんと欲し、已に文を為りて諭告す」とあるように、この属僚に向けた文章は「諭俗文」と明らかに連続した布告文であることが明示されている。そうした前提を踏まえて、民衆のために行うべき「四事」と取り除くべき「十害」とを列挙する。「四事」とは、廉潔・撫民・公心・勤勉であり、「十害」は、不公平な裁判をすること・訴えを充分に聴取しないこと・狂獄に延々と拘留すること・残酷な刑罰を適用すること・妄りに民衆を召喚すること・密告を奨励すること・税金の督促が重複すること・罰金によって金品を巻き上げること・胥吏を郷村に派遣すること・役所に必要な物資を低価格によって買い上げること、であ

30) 拙稿「蔡襄の論告文」（『名古屋大学東洋史研究報告』29、2005年）参照。なお、蔡襄は、2度、福州の知事となっている。一度目は、慶暦5年（1045）4月から慶暦7年11月、二度目は、至和3年（1056）8月から嘉祐3年（1058）5月までである（劉琳『蔡襄年譜』（『宋人年譜叢刊』第3冊、四川大学出版社、2003年））。

31) 泉州知事や潭州知事など地方官時代の真徳秀については、祠廟との関わりを小島毅氏や梅村尚樹氏が論じている（小島毅「牧民官の祈り——真徳秀の場合」『史学雑誌』100-11、1991年、同『中国近世における礼の言説』「第四章 真徳秀の祈り」東京大学出版会、1996年、梅村尚樹「宋代地方官の着任儀礼——官学との関わりを中心に」『東洋学報』93-3、2011年）。

る。

「潭州論同官咨目」の「四事」も、夾注によって各項目の意味内容が分かるが、この「四事」を引き継いだ「諭州県官僚」では、それぞれの項目がもう少し具体性をもって丁寧に語られている。真徳秀の他の文章を視ると、一般的に言って、豪民・巨室は利益を貪り、郷村社会に害毒を流す者が多いという認識をもっていたが³²⁾、この文章において、とくに泉州は、貿易で物資が有り余る場所だけに、豪民・巨室が自分たちに有利に事が運ぶように、訴訟を起し、そこでは勝つためには金銭を惜しまないので、よほどしっかりと自分を持っていない官僚は汚辱にまみれてしまうという懸念を示している（「蓋泉之為州，蛮舶萃焉，犀珠宝貨，視者興羨，而豪民鉅室，有所訟愬，志在求勝，不吝揮金，苟非好修自愛之士，未有不為所汚染者」）。泉州の特殊事情を踏まえて、属僚に特段の注意を喚起したものと思われる。

ところで、こうした廉潔・撫民・公心・勤勉の心得は、北宋・李元弼『作邑自箴』、南宋・無名撰『州県提綱』、南宋・胡太初『昼簾緒論』といった、いわゆる官箴書にも、地方官にとって大事な態度として説かれており、いわば地方官心得の定番となっている³³⁾。しかし、真徳秀の独特な点は、3節の終わりでも触れた心的態度の強調である。それは、泉州に再建された倪思（1174～1220）の祠廟をめぐる記述に端的に窺える³⁴⁾。真徳秀によると、倪思は泉州知事としては1年余りしか在任していなかったにもかかわらず、民衆の「心」にその治績が刻みつけられており（「公之政留于泉者，其迹有幾，而心之在人，則愈久而常存」）、それ故にこそ、一度はその祠廟が火災にあっても3年ほどで再建されたというのである。このように倪思祠廟の再建経過を辿りながら、地方官が一般的に保持べき心得として、次のような論点を展開している。良い政治を心掛けるならば、民衆もそれに答えて守令を親と同様に慕ってくれるが、その逆ならば仇のように守令に憎しみを示す。これは「天理之公」であって、決して「私情」ではない、と（「故於為政之善者，愛之若親，於其不善者疾之若讐，此天理之公，而非人情之私也」）。また、同様の主旨は、別の文章にも示されている。紹定3年（1230）、撫州樂安県（江西省樂安県）の庁舎は、寇盜によって焼き討ちされたが、程なく在地の有志によって再建されたことをめぐって、真徳秀は守令が持すべき治政態度を次のように論じる。先儒が指摘するように、偽りの無いこと（「無妄」）を「誠」といい、それが何よりも大切だが、次善としては欺

32) 『西山先生真文忠公文集』巻25「上饒県善濟橋記」に、「嗚呼，世習媮薄，夫人以浚利自營，豪宗右族，巧漁橫獵，其不為州里大蠹者鮮矣」とある。宋代における巨室・豪民と官僚の攻防は、大澤正昭編『主張する〈愚民〉たち』角川書店、1996年、梁庚堯「豪横与長者：南宋官戸与士人居郷の両種形象」『新史学』4-4、1993年、同氏著『宋代社会経済史論集』下、台湾・允晨文化実業股份有限公司、1997年所収）に詳論されている。

33) 官箴書の中味とその意味については、前掲の古林森廣「宋代の官箴書について」、佐竹靖彦「官箴と地方行政——『作邑自箴』の理解を中心に——」「『作邑自箴』の研究——その基礎的再構成——」に詳論されている。

34) 『西山先生真文忠公文集』巻25「重建太守倪公祠記」。

かないことが大事であって、民衆を欺かない政治を心掛ければ、民衆も守令を欺くことをしない、これこそ私（真徳秀）が強く望む政治の在り方である、と³⁵⁾。そもそも、劉克莊の手になる真徳秀の行状に指摘されているように、彼は学問の根本に「誠敬」を置いており³⁶⁾、民衆に対する地方官の心構えとして偽りのない「誠」の気持ちで対応すべきだという主張は、その実践といえよう。真徳秀の、守令が「誠」を民衆に示せば、民衆も「誠」を守令に示して応えてくれるという主張には、「誠」という心的態度を媒介して、お互いの関係性を主体的に持ちうるという信念が示されていると思われ、そこには民衆が一方的に支配される立場に置かれるのではなく、主体性をもって地方官の政治を見つめる民衆の眼差しを受け止めようとする真徳秀の姿勢を窺えるのではなからうか。そして、その信念と姿勢は、既述の、『州県提綱』において、守令が山野に住む「良善之民」の主張に対して、とりわけ真摯に耳を傾けるべきだと論じたことと通底する志向性を看取できよう。

六 地方官と民衆の接点

このような勤勉かつ公正な気持ちで民衆に対するとして、そして真徳秀の場合は、加えて「誠」の心的態度をもって民衆に対するとして、それでは守令の意志を具体的にどのように民衆に伝えてゆくのだろうか。言うまでもなく、守令が一軒一軒を訪ね歩いて民衆を諭せない道理であり、当然、その意志は布告文の掲示などを通じてなされる。

とはいえ、民衆は識字能力があるとは限らないので、教養と学識を有する士人や父老が地方官の意図を無学な民衆に知らせるため、それらの榜文の内容を読み聞かせることが要請されていた。士人・父老の役割に対するこうした期待は、「勸農文」に端的に見られる。一例を挙げよう。朱熹が紹熙三年（1192）に布告した「漳州勸農文」の末尾に次のようにある³⁷⁾。

右、今、編を出し、散行し（布告し）曉諭するの外、更に父老に請うに、各の此の意を以て、郷閭を勸率し、子弟を教戒し、務めて通曉せしめ、違犯を致す^{なか}母らしめんことを（右今出編散行曉諭外、更請父老、各以此意勸率郷閭、教戒子弟、務令通曉、毋致違犯）。

小論が主題として扱ってきた真徳秀の「福州勸農文」にも、「咨、汝ら父老、我が為に開諭し、民の善心を興し、俗を淳古に還せ（咨、汝父老為我開諭、興民善心、還俗淳古）」とあって、守令の意志を民衆に説き聞かせる役割を父老に求めている。そして「再守泉州勸農文」には、「此の章（『孝経』庶人章——引用者）凡そ二十一字、今、小本に^{きざ}鏤む。爾ら父老を煩わ

35) 『西山先生真文忠公文集』巻25「楽安県治記」。なお、文中の「無妄者誠、而不欺其次也」は、『二程遺書』巻6（『二程集』中華書局、1981年、第1冊92頁）を踏まえており、この言葉は、『近思録』巻1にも採録されている。

36) 劉克莊『後村先生大全集』巻168「西山先生真文忠公行状」に、「公之学本於誠敬、因孟子夜氣之作、而知旦昼所為、其本在夜、故操存之功於夜尤嚴、必齋必肅、如臨君師、作夜氣箴焉」とある。

37) 『晦庵先生朱文公文集』巻100「漳州」勸農文。

して、郷民に散与し、其の朝朝に誦念し、字字に奉行するを勧めしむ（此章凡二十一字、今鏤小本、煩爾父老、散与郷民、勸其朝朝誦念、字字奉行）」とあり、そこには父老を通して、勤労を奨励する『孝経』庶人章の印刷物の頒布が期待されているだけでなく、その『孝経』庶人章の内容を周知徹底させるためにも、父老が毎朝、それを民衆に読み聞かせるべきだとしている。

「諭俗文」にも、「勸農文」と同じように、こうした郷村社会における「士人」「父老」の指導的な役割に言及する場合があった。たとえば、淳熙2年（1175）3月に、張栻が静江府（広西壮族自治区桂林市）知事として諭告した「諭俗文」の最後の部分に³⁸⁾、

右の上件の事理、並な郷民に仰せて、反復思念し、^{たが}通相に告諭せよ。父老・長上は子弟を教諭し、共に遵依を行い、以て風俗を善くせよ。或いは法を犯し後悔するに致りては追ひ難し。各の仰せて知悉せよ（右上件事理、並仰郷民、反復思念、通相告諭、父老長上、教諭子弟、共行遵依、以善風俗、或致犯法後悔難追、各仰知悉）。

とあり、ここには士人は出てこないけれども、父老・長上といった郷村の長老格の人々に民衆の指導を委ねている。真徳秀の「諭俗文」の一節も、同様のことを十分に窺わせてくれよう。たとえば、「福州諭俗文」に、

此の榜到る日、所在の耆老・仁賢、宜しく開説を為し、之をして通曉せしめ、宜しく勸勉を為し、之をして興起せしむれば、今自り以往、家家は礼義ありて、人人は忠孝にして、七閩の俗を變じて、鄒魯の郷と為らん（此榜到日、所在耆老仁賢、宜為開説、使之通曉、宜為勸勉、使之興起、自今以往、家家礼義、人人忠孝、變七閩之俗、為鄒魯之郷）。

とあって、「士人」や「父老」が解説を交えて榜文を読み聞かせることを通じて、地域社会の人びとが道徳的に教化されることを期待されているのである。

「潭州諭俗文」にも、不孝不悌の行い有る者に対して、「郷里の父老」が太守の意図を体して説諭を加えることが求められ、宗族と郷里の人びとが互いに助け合うために、「老成顕徳の士」が人びとを指導するように望まれ、民衆が不法行為や訴訟沙汰を起こさないように「父老」が民衆を説き聞かせるように期待されている。さらには、こうした太守の願いを記した「諭俗文」を、学問のない民衆一般にまで周知徹底させるために、「郷曲の善士」が分かりやすい言葉にかみ砕いて、民衆に諭告の内容を解説するように求めている。「再守泉州勸諭文」にも、太守の勸善の意図を民衆に伝えるために、「^{きがい}耆艾老成」が大きな役割を果たすように期待されている（「耆艾老成、宜推此意、誨爾子弟、及其郷人」）。ついでながら、真徳秀が潭州の知事であった時期、以後、酒税の徴収をしないことになり、それを^{ことば}言祝ぐ歌を作成して「父老」と

38) 前掲張栻「(静江府)諭俗文」。なお、淳熙2年3月に静江府で、この諭俗文を諭告したという記述は、胡宗楙『張宣公年譜』(宋人年譜叢刊、四川大学出版社、2003年、第10冊)に依拠している。

詠唱しようとした³⁹⁾。「父老」が、地方政治の一翼を担う存在に位置づけられていたといえよう。

このように士人・父老を郷村社会の指導層と位置づけるのは、「論俗文」「勸農文」だけでなく、「勸学文」などにもみられる現象である。たとえば、前掲、陳襄「仙居勸学文」の最後には、「今汝父老帰告、而速令来学、(中略)汝父老亟其聽予言」とあるように、知県の陳襄の民衆に対する学問の勧誘は、直接に民衆に働きかけた訳でなく、「父老」という存在を通して間接的になされている。そもそも、この「勸学文」は、「咨^あ、汝ら邑の父老」で始まっており、この文章に対する南宋の李兼の跋文によると、論告は、皇祐2年(1050)正月に「父老」が役所を訪れた際に、陳襄がその門人に宣読させたものである。このことは、士人・父老が単に教養と学識があるからというだけでなく、彼らが郷村社会の指導層として民衆を指導する役割をも期待されていたことを意味するのではなかろうか。

宋代社会における父老の役割に関しては柳田節子氏に専論があつて⁴⁰⁾、秦漢以来明清に至るまで一貫して存在していた「父老」の役割を、宋朝権力も放って置くことがなかったとして、その実態・諸側面を明らかにしている。「論俗文」は、こうした父老の実際の姿を示す具体的史料といえよう。

結 語

小論は、宋代の地方官が管下の民衆に向けて布告した「論俗文」を手がかりに、民衆の生きた姿を捉えようとしてきた。とりわけ真徳秀の「論俗文」を中心に取り上げてきた。彼の「論俗文」を取り上げた理由は、その内容が豊富で、個人として数量の多い部類に属するだけでなく、それらの「論俗文」と密接に関連する布告文も多く残されているからである。そのことは、要するに、彼の「論俗文」とそれに関連する布告文とを併せて分析することによって、宋代の士大夫が、地方官として民衆に如何に向き合おうとしていたかを、より具体的に窺え得るように思われるのである。

「論俗文」は、地方官が管下の民衆に向けて勸善を目的として下した布告文である。そこからは、郷村社会に住む人びとの間に、財産をめぐる訴訟の多発に象徴されるような、深刻な対立・抗争が恒常的に存在する姿を看取できる。地方官は、こうした宋代になって大きく変化した社会情勢に対応して、それに対する危機感を「論俗文」に表明していたのである。とはいえ、そうした対立と紛争という、一見すると郷村社会の混乱状況の中に、骨肉間の紛争をさえ白日の下に晒して、あからさまに自己の利害を主張できるようになった民衆の発言力の向上を

39) 『西山先生真文忠公文集』巻33「潭州復税酒頌」に、「嘉定十六年五月戊辰、有詔復潭州税酒法、守臣某拜手作頌、以紀其实、俾邦人父老咏歌於無窮」とあつて、その後四字句の頌詞が続く。

40) 柳田節子「宋代の父老——宋朝専制権力の農民支配に関連して——」(『東洋学報』81-3, 1999年、同氏著『宋代庶民の女たち』汲古書院、2003年、217頁)。

見て取ることも、あながち無理な推論とはいえないように思われる。

それでは、そうした混乱状態をどのように沈静化してゆこうとしたのだろうか。「論俗文」は、その具体的な解決策の方向性を提示していた。無論、牧民官として民衆と接する機会の多い守令ではあるけれども、訴訟の処理などを別にすれば、守令が一般の民衆と直接に対峙するわけではない。その管轄下の州県の統治を成功させる鍵は、管下に住む民衆と守令の間に介在する士人・僧道・父老を如何に上手に取り込むかにあり、彼らを取り込むことを通じて、あるべき秩序（個人を起点とした家族・宗族・郷党・県という同心円的に拡大してゆく秩序構造）を達成できると認識されていた。民衆は、士人・僧道・父老を媒介して掌握され、かくして一定の秩序の下に統合されると考えられていたのである。ただ、注目すべきは、こうした媒介項を通じてではあるけれども、真徳秀における「誠」の強調に見られるように、前代までと異なって、宋代の守令は民衆の「心」の在り方にまで降りたって、統治を貫徹させようとしていた。この「誠」の強調は、実は宋学が浸透してゆくこの時代の民衆観を反映している。そして、そこには民衆の心までを掌握しようとした意図を反映しているとともに、他方では民衆の意見を地方統治に反映させようとした点に端的に見られるように、民衆は「誠」を有する主体として存在することを前提にした民衆像を地方官が思い描いていたことも、もう一つの事実として浮かび上がってくるのではなかろうか。要するに、支配の客体としての民衆も、一定の自立性を向上させており、地方官もそうした民衆を眼前に据えた統治を実行しなければならなかった時代性を窺えると思われる。

13～14世紀中国の郷村社会

——地域社会の指導者と農民の視点から——

小 野 泰

要 約

13～14世紀は、王朝が二度交替し郷村社会も変容した。農民と国家は相依存する関係であり、両者を繋ぐ存在が地域の指導者である。就中、処士や義士等の存在に着目する。彼等が義であり公正である限り指導者と認められ、そこに自立の芽が生じた。元朝は江南に依存しつつ中国を支配、特に富民対策をその柱に据えた。明朝もこれを継いだが、制度の整備が進むと自立の芽はすばみ、郷村社会では次第に胥吏と郷紳の影響が浸透していった。

一 元代史・明代史の理解

まず、本シンポジウム発表の「13～14世紀中国の郷村社会—地域社会の指導者と農民の視点から—」とのタイトルに即して、①地域社会の指導者について考える。漢代は三老、六朝時代は豪族、明清時代（特に明代後半以降）は郷紳と呼ばれる人々が、大体これに当たると思われる。②そこで、史料の間に浮かび上がってくる農民の姿にも触れていこうと考える¹⁾。では、唐宋変革を挟んで、五代・宋・元はどうか。おおよそ、南宋時代から元代にかけて、読書人階級が成立したと言われている。内藤湖南は、「唐宋変革」という考え方を、最初に唱えたことで有名である。【史料】には、はじめに湖南の『支那近世史』・『支那論』の関連部分を載せた。歴史を考える際の実質的な時代区分論と共に、同時に彼は「父老」や「郷团自治」という中国社会を考察するキーワードを設定して考察した。新聞記者時代の明治34年、『大阪朝日新聞』の論説「清国改革難」ではじめて体系的に使っている。

1) 各時代の地域指導者に関しては、本シンポジウムの谷川道雄、馬彪、葭森健介、大谷敏夫の各論文をそれぞれ参照のこと（敬称略。以下同じ）。また、地方官の視点からは、同じく小林義廣論文を参照のこと。尚、森正夫「中国前近代史研究における地域社会の視点」（『名古屋大学文学部論叢』83 史学28, 1982年）、『中国士大夫階級と地域社会との関係についての総合的研究』（昭和57年度科研費総合研究（A）研究成果報告書、昭和58年3月、研究代表 谷川道雄、1983年）は、こうした問題意識の先駆的な成果であり、今一度その成果に耳を傾けるべきであろう。

【史料】内藤湖南（1866～1934）は中国の基層社会を動かす社会組織に関して『支那近世史』²⁾に、しかしともかく、君主の位置は貴族時代よりも甚だ安全となり、……宋以後の歴史がその然るを証明する。もつとも元代のみは頗る異例があり、弑逆廃立もあつた。……蒙古の文化は、支那の同時代に比較すると甚しく後れて、却て支那の上古時代と同程度であるのに、支那を征服せるがために、突然に近世的の国家組織の上に君臨したのであるから、その帝室には依然として貴族政治の形骸が遺つて居り、民政の方のみが近代色彩になつたから、一種の矛盾した状態を現はしたのである。（第一章 近世史の意義 君主の位置の変化：『全集』⑩ p. 350）

と捉えている。そして、蒙古の支那統一が、蒙古の支那統一 → 「支那の社会上に著しい変化を起こした」 → 「五代の頃より貴族政治が崩壊、大体人民の平等を認めるようになって来た」 → そこへ「腕力を主とせる貴族政治を直ちに支那に応用＝封建を繰り返した形」と述べている。

社会経済については、「元来、農業国である支那の制では、租税は土地・戸口が基本」、「相当の税率があり、無暗に搾り取れぬ」 → 「忽必烈に信任された阿合馬は西域の回教徒出身」、「隊商の租税を基礎とし、請負制で一纏めに徴収」した＝「人民の頭割が幾らになるうがその土地の負担率が幾らであろうが纏めてこの土地より幾らの収入があればよい」 → 「阿合馬は怨嗟的となり、暗殺」、「しかしこの徴税法は、便利なため改まらず」 → 「盧世榮・桑哥も踏襲」 → 「これが癖になり、支那では租税の台帳は作るが、それに頓着なく請負制度で徴収する方法が明清まで残つた」と述べ、阿合馬^{アフマッド}により、西域の隊商向けに用いられていた請負制が元朝全域に用いられ、彼の暗殺後も便利なため改まらず、明清まで残つたとする。今日の中国でも、地方での租税の請負制は、しばしば問題とされている。（第十五章 大元国の制度 貴族の土地人民自由処分 請負制度の徴税法：『全集』⑩ p. 503～505：概略）

次に、知識人の消長について、以下のように述べる。すなわち、「元では、科挙が行われぬ方が多かった（仁宗の時代と順帝の末年に漸く行われた）」 → 「學術文芸に対する名誉心を満足させるために、私設の試験組織が出来た」 → 「南方では、書画の愛玩・庭園を立派にするなど、風流文雅の風が流行」、「江蘇・浙江を中心に読書人階級は支那文化を維持」 → 「南宋時代からの継続＝道学者連が南宋の時に偽学として排斥」、「官にも就き得ず、民間に屏息」、「民間で講学するのも『万世の爲めに太平を開く』もの」、「妄りに官に就かないことが名誉」、「元代になり、南人は殆ど大官には用いられなかったので、自分達の社会を作り、文化を互いに楽しむ」 → 「宋元に亘り二百年間続く」 → 「一種の読書人階級が成立し、それが明清にまで及ぶ」

2) 大正7・8・9・14（1918/19/20/25）年の講義、昭和22年（1947年）出版、弘文堂（『内藤湖南全集』第10巻。以下『全集』⑩等と略記）。尚、「概括的唐宋時代観」大正11（1922）年、後『東洋文化史研究』昭和11年弘文堂に収録（『全集』⑧ p. 111～119は、湖南が唐宋変革論を唱えた最も初期のものとしてされる）。最近では、『内藤湖南 東洋文化史』（中公クラシックス122、礪波護・責任編集、2004年中央公論新社）にも収録。

美意が全く崩れたのである。殊に近代の制度としては、何人でも其の生れた地方に於て官吏となることを許されない、必ず自分の生れた以外の地方で官吏をしなければならぬと云ふことになつて居る。渡りもの、官吏の常として、其の任期の間だけ首尾能く勤めて、租税を滞りなく納め、或いは盜賊も出ないと云うやうなことで済めば宜いとしたのであつて、地方の人民の利害休戚と云ふやうなものは念頭に置かないのである。

④……（其弊害が積り積つて來て、地方官の徵税權を利用して、耗羨・陋規などにより附加税や手数料を徴収して蓄財に励む、そして都合良く胥吏や幕賓といった下働きの機関を利用する：筆者）……

⑤……地方の人民に取て總ての民政上必要なこと、例えば救貧事業とか、育嬰の事とか、學校の事とか、總ての事を皆自治團體の力で爲ると云ふことになつて來た。……

⑥詰まる所今來の支那は大きな一つの國とは云ふけれども、小さい地方自治團體が一つ一つの區畫を成して居つて、それ丈が生命あり、體統ある團體であるが、其の上に之に向つて何等の利害の觀念をも有たない所の知縣以上の幾階級かの官吏が、税を取る爲に入代り立代り來て居ると云ふに過ぎない。（引用中の①～⑥は、筆者）（『全集』⑤ p. 367～369）

同「自叙」では、

①支那の国民性は何物を犠牲にしても平和を求める。兵乱の際などには桀驁なる棍徒の横行をも見、良民の代表たる父老（この語の使用されたことも古いのであるが）は屏息して居るが、少し事態が穏かになると、父老の歡心を得ざれば、継続した統治は出来ぬのである。

②……此の父老取攬といふことは、其の法制の美惡を問はず、人格の正邪を論ぜず、支那に於ける成功の秘訣である。悪人でも悪法でも、此の秘訣を得れば、必ず成功する、況んや改革論とか、政治上の主義とかいふことの如き、成功の要素としては、父老取攬の前には、何の力もないのである。革命党は此の秘訣の鍵を握ることを知らないので失敗した。目下袁世凱が知県試験に旧読書人のみを採用するなどは、頗る此の秘訣を心得ているのである。……

③支那に於て生命あり、體統ある団体は、郷党宗族以上には出でぬ。此の最高団体の代表者は、即ち父老である。……（引用中の①～③は、筆者）（『全集』⑤ p. 296～297）

と、中国地域社会の特色を、見事に分析している。

ジャーナリスト時代の湖南による「中国觀察」の到達点は、「清国改革難」である。この論説は、明治34（1901）年の9月14日～29日まで、計十二回に亘つた連載で、これにより、当時湖南が抱いていた中国（同時代としては清国）に対する観方がほぼ理解できる。全体で三つの柱からなっている。内容を要約すると、表題に徴して清国が改革する道筋は、「單純なる自強策の失敗には懲りたはずで、改革を欲する場合はまず変法によらなければならない」、と述べ、清国が改革主義の正路に向かう現状を認めつつも、「“弊害の三大端”すなわち“政事・産業・社会”の改革難がその前途に横たわる。」と述べる。最初の「改革難」たる政事上の最大の弊害は、“胥吏”の介在と跳梁にあることや、“中飽”の弊、次の産業の改革難に横たわる職

業観や公共心の稀薄の弊、最後の社会上の改革難の上に横たわる郷党・郷団自治の重さを、的確に指摘している⁴⁾。「清国改革難」(一)～(十二)、『大阪朝日新聞』明治34(1901)年9月14日～29日(『全集』④p. 283～304)

従来、元代史は征服王朝による異民族支配、明代史は漢民族による伝統社会の復活という側面から語られてきたが、最近では、実態に即して即して元明の継続という面に重点が移っている。これについては植松正や檀上寛の研究を参照されたい⁵⁾。

先行研究のうち、有高巖「元代の農民生活に就て」では、

- ①……元代の農民は中原でも江南でも王公駙馬や官吏將校や一般資本家等に散々に搾取され、その上戦争と天災に悩まされて殆ど生活に光明を認めなかった……。
- ②……併し乍ら斯く観じ来れば元代農民の大多数は生活に何等の光明をも認め得なかった様であるが必ずしもさうではない。例へば農村内の自治組織は宋代に藍田呂氏郷約朱子全

4) この項に関しては、小野泰「言論人内藤湖南の中国観察」(『研究論集』第5集 特集・内藤湖南研究、河合文化教育研究所、2008年2月)を参照されたい。また、『研究論集』第9集に、山田伸吾の「内藤湖南の『近世(近代)』論における「元王朝」の意義」(河合文化教育研究所、2012年3月)があり、併せて参照されたい。

5) 元代史研究の現状について、植松正は『元代江南政治社会史研究』(汲古書院、1997年)の中で、以下のように概括している。従来の元代史は、モンゴル人によって、ひたすら搾取されたイメージであり、中国の伝統文化からはずれた特異な時代とされてきた。それらの代表的な研究としては、①羽田亨「元朝の漢文明に対する態度」1928＝「元朝一代を通じてすべての方面に蒙古主義を貫徹しようとし漢文明に対しても、敢てこれを尊重し模倣する態度を執らなかつた」、②有高巖「元代の農民生活について」1931＝「元代の農民は殆ど空前の圧迫搾取をうけた」→“簡明な表現の明快さと、定式化故の諸矛盾をただの一点に押し込めてしまう危惧がある。今後は実際の等身大の歴史として、再評価すべきである(植松氏の見解)。”こうした研究の先駆として、③安部健夫「元時代の包銀制の考究」1954＝(江南に対する租税政策について)「モンゴル政権の江南に対する態度には、なんだかハレ物にさわるような過度の慎重さがみられる」、④愛宕松男「元の中国支配と漢民族社会」1970＝「江南支配の脆弱性」(南宋体制のまま推移)、⑤宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構」1954＝「中国近世における官僚・胥吏・民間での法律についての知識や学問の普及が指摘されている」、などがある。すなわち「宋代史・明代史との不連続がみられ、公正で積極的な評価」が必要だと述べられている。大きくは、『南北朝状態』の解消と明清の統一帝国時代を準備した、しかし『妥協の産物』でもある時代」との概括がなされている。(序章)

明代史研究の現状について、檀上寛は「初期明帝国体制論」(岩波講座『世界歴史』11中央ユーラシアの統合、1997年)で、「(大意)杉山正明氏や現代中国の研究は、朱元璋による明の成立が、元(モンゴル)の世界性・近代性を否定し、反動的な専制主義を打ち立てた、とマイナスの評価をしている。また、明は伝統文化の復活を唱えているが、実際にはモンゴルの要素が強い」と指摘しつつ、ここから逆に明代史研究の積極的意義を認めるべきだと主張がなされている。更に檀上は、クビライの盛時を朱元璋が評価していることを述べる。そして、里甲制の創出、新たに里老人—里長戸—甲首戸の身分秩序を設定、里老人は高年有徳の里の精神的指導者、裁判・治安維持、里長は地主出身、税糧徴収という構造を組み立て、官僚身分の秩序化をはかり、「土」身分を確立したことを強調する。これは、儒教主義とは本質的に異なり、実は徳の秩序ではなく、“甲首→里長→里老人→生員→監生→挙人→進士→官僚”という統制の秩序を築き上げたことを主張する。内政面での元から明への継続性を重視した研究が重要だと強調する。

書七四などにより余程發達の機運に向つてゐたのであるが、元初には世祖の至元二十八年制定の詳細なる勸農社事理十五款があつて、各郷村の人家約五十を以て一社を組織し社長を置いて社内の勸農、互助、義倉、社学の設立などを董督励行せしめることとし、元典章二三、戸部九、立社。その制はほぼ元末まで行はれ、……元代にこの自治組織特別に發展したのは、蓋し大に注目に値することである。（『桑原博士還曆記念東洋史論叢』弘文堂書房、1931年）（①・②の数字は筆者）

と、深い考察を示しつつも、概ね元代の特殊性を強調する記述になっている。

二 郷村制の概略と問題点⁶⁾

【関連年表】

元代

1234年	金を減ぼす…華北の領有	自治自衛組織＝鋤社
	*包銀制と科差	
1261年	中統元年…勸農官の設置、62年〃二年…大司農司の設置	
64年	〃四年…司農司の設置（各地に）	
1269年	至元六年…農桑条目制定	
1270年	〃七年…司農司の再設置、社規の制定（社制の実施）	
1276年	臨安の陥落	
1279年	南宋の滅亡（厓山の戦い）	
	*元代江南での義行の実例	
	至元・大徳間…夏椿による救済と公共事業援助	[松江・華亭県]
	至元・大徳・延祐の頃…周頤による義行	[松江・華亭県]
	至正年間…陳国栄による陰均堰の修築	[温州・平陽県]
	愈元瑞の救済（年代不明）	[泉州・莆田県]
1368年	洪武元年…明の建国	
	四年…糧長設置	
	十四年…里甲制の実施	
	三十一年…『教民榜文』の制定	

この時代の郷村制は以下のような特徴がある。社会層と地域支配の問題に関して、①元になると、道学者（朱子の学統）が次第に力を得ていたが、仕官せずに、あるいは出来ずに、地域

6) 主要な参考文献には、以下のようなものがある。

①元・明の戸等制と郷村制

和田清編『支那地方自治發達史』汲古書院、1939年→1975年

柳田節子『宋元郷村制の研究』創文社、1986年

松本善海『中国村落制度の史的研究』岩波書店、1977年

伊藤正彦『宋元郷村社会史論』汲古書院、2010年

②社制から里甲制へ

小林義廣「宋代の『論俗文』」（『宋代の政治と社会』第3集、汲古書院、1988年

柳田節子「宋代の父老—宋朝専制権力の農民支配に関連して—」東洋学報81-3、1999年

井ノ崎隆興「元代『社制』の政治的研究」東洋史研究15-1、1956年

岡本敬二「元代の社制と郷村」歴史教育16-9、1965年

三木聰「明代里老人制の再検討」海南史学30、1992年

中島楽章「元代社制の成立と展開」九州大学東洋史論集29、2001年

で暮らすことが、江南で顕著な傾向となった。②金・元治下の華北では、科挙の実施・採用はかなり少なくなった。一方で、混乱や戦乱に対処するため、自衛的・自治的な郷村組織が形成された。金代の鋤社などがそれである。元もこれらの組織を利用して、世祖フビライの中統・至元年間に勸農官・司農司などを設置した。そして、新たに社制の実施をみる。【史料1】・【関連年表】参照。）

③ついで、旧南宋下の江南にも社制を実施する。また、上記の官司を通じて、更に地方官を通じて勸農を行わせ、同時に農書（『農桑輯要』）を全国に頒行した。④社制は、本来勸農が主たる目的だが、実際には、勸農・徴税・教化・治安維持などの多岐に亘る任務をおおわれている。また、社長は、社衆による推薦で選ばれ、もともと勸農と教化を掌っていた。しかし、後には、郷村の職役たる里正・主首とかなり重なった任務が割り当てられるようになった。

【史料1】『元史』巻93，食貨志一 農桑⁷⁾

農桑，王政之本也。太祖起朔方，其俗不待蠶而衣，不待耕而食，初無所事焉。世祖即位之初，首詔天下，國以民爲本，民以衣食爲本，衣食以農桑爲本。於是頒『農桑輯要』之書於民，俾民崇本抑末。其睿見英識，與古先帝王無異，豈遼，金所能比哉。

中統元年，命各路宣撫司擇通曉農事者，充隨處勸農官。二年，立勸農司，以陳遼・崔斌等八人爲使。

二年八月丁未，以姚樞爲大司農。……初立勸農司，以陳遼・崔斌，……爲濱棣・平陽，……勸農使。（『元史』巻4，世祖本紀）

至元七年，立司農司，以左丞張文謙爲卿。司農司之設，專掌農桑水利。仍分布勸農官及知水利者，巡行郡邑，察舉勤惰。所在牧民長官提點農事，歲終第其成否，轉申司農司及戸部，秩滿之日，註於解由，戸部照之，以爲殿最。又命提刑按察司加體察焉。其法可謂至矣。

是年，又頒農桑之制一十四條，條多不能盡載，載其所可法者。縣邑所屬村疇，凡五十家立一社，擇高年曉農事者一人爲之長。增至百家者，別設長一員。不及五十家者，與近村合爲一社。地遠人稀，不能相合，各自爲社者聽。其合爲社者，仍擇數村之中，立社長官司長以教督農民爲事。凡種田者，立牌櫪於田側，書某社某人於其上，社長以時點視勸誡。不率教者，籍其姓名，以授提點官責之。其有不敬父兄及兇惡者，亦然。仍大書其所犯於門，俟其改過自新乃毀，如終歲不改，罰其代充本社夫役。社中有疾病兇喪之家不能耕種者，衆爲合力助之。一社之中災病多者，兩社助之。凡爲長者，復其身，郡縣官不得以社長與科差事。

7) 「社規」については、和田清編『中国地方自治発達史』1975年、汲古書院（初版1939年、原題は『支那地方自治発達史』）の附録 p. 231～235 に所収。

農桑之術，以備旱暵爲先。凡河渠之利，委本處正官一員，以時浚治。或民力不足者，提舉河渠官相其輕重，官爲導之。地高水不能上者，命造水車。貧不能造者，官具材木給之。俟秋成之後，驗使水之家，俾均輸其直。田無水者鑿井，井深不能得水者，聽種區田。其有水田者，不必區種。仍以區田之法，散諸農民。種植之制，每丁歲種桑棗二十株。土性不宜者，聽種榆柳等，其數亦如之。種雜果者，每丁十株，皆以生成爲數，願多種者聽。其無地及有疾者不與。所在官司申報不實者，罪之。仍令各社布種苜蓿，以防饑年。近水之家，又許鑿池養魚並鵝鴨之數，及種蒔蓮藕，雞頭，菱角，蒲葦等，以助衣食。凡荒閑之地，悉以付民，先給貧者，次及余戶。每年十月，令州縣正官一員，巡視境內，有蟲蝗遺子之地，多方設法除之。其用心周悉若此，亦仁矣哉。

『同書』卷96 食貨四 入粟補官之制

元初未嘗舉行。天歷三年，內外郡縣亢旱爲災，於是用太師答剌罕等言，舉而行之。凡江南，陝西，河南等處定爲三等，令其富實民戶依例出米，無米者折納價鈔。……旌表門閭。……夫入粟補官，雖非先王之政，然荒割之余，民賴其助者多矣，故特識於篇末而不敢略雲。

以下は、社制についての岡本敬二氏の整理である。（「元代の社制と郷村」歴史教育16-9, 1965年）

イ、州県所属の郷村において、そこに居住するすべての人戸を、大体五十家を一単位として社を組織させた。この際なるべく自然村を利用し、地域性を十分考慮に入れた。この意味において社は戸数を単位としながらも、実は従来からの村落を基礎にした地縁集団であった。

ロ、高年で農事に通曉しており、人々の心服する者を社内から推薦せしめて社長とし、社の革率に任せしめた。社長に対して社内の人々を社衆，人家を社戸と呼んだ。

ハ、社長は勸農を責務とし、社衆の勤惰の状を点検して、勤勉な者には優恤をほどこし、怠惰な者には教戒を加えた。

ニ、社が勸農のためにとくに重要とした事項は次のようである。

- a. 社内の田地には、道のへりに「某社某人の地段」と書いた立札を立て、勤惰の状がよくわかるようにした。
- b. 穀類のみでなく、桑・棗や果実の栽培，沼地でも蓮根・菱角などを作って衣食の助けとした。
- c. 養魚・養鵝鴨なども行った。
- d. 水利の開発，灌漑設備の共同建設などに努力した。
- e. 荒地の開拓に努め，たとえ所有者の明らかな土地でも，荒廃しているものは，期日を限って開墾させた。
- f. 蝗害の予防などに留意した。

ホ、各社に学校を設立，農閑期に社戸の子弟を入学させて教育した。

へ、各社ごとに義倉を設立し、豊年には規定の粟を収貯させ、凶作に備えた。

ト、社内に病患凶喪の家があると、社衆をして相互に援助させた。

チ、婚姻・家財・田宅・債負の訴訟で法律に抵触しないものは、社長の諭解（調停仲裁）を許した。

→ 要約すると、A勸農、B郷学、C義倉の三項目に分類できる。

→ しかし、次第に徴税・治安維持・裁判に干与させられていく。

三 13～14世紀の地域指導者と農民

上に述べた郷村制度を踏まえて、史料上に現れた地域指導者の姿をたどることが今回の目的である。同時に、そこに垣間見える農民の姿も一緒に追うことが次の目的であり、一見受け身だが篤実な農民の姿、たくましい農民の姿を見いだそうと思う。

ただし、ここには前提が2つある。1つめ。まず、知識人によって書かれている（つまり農民自身の記録ではない）という点。2つめ。次に、墓誌銘や顕彰文の類が多く、誇張や褒誉の意図が入っている点、書き手の分析が本来必要だという点である。

これらを踏まえて、『元史』、地方志、『文集』などから、処士・義士などの墓誌銘を中心に抽出して分析する作業が必要となる。今回は、中国の最近の研究から、蘇力著『元代地方精英与基層社会—以江南地区为中心』に出てくる人物を取り上げる。

そこで、まず蘇力著『元代地方精英与基層社会—以江南地区为中心』【李治安主編：基層社会与国家権力研究叢書】（天津古籍出版社、2009年7月）の概要を紹介する。

章立ては、

第一章：地方精英与地方政治、第二章：地方精英与公共設施興造

第三章：賑荒与恤貧—地方精英社会責任的体現、第四章：地方精英与地方教育

第五章：地方精英与宗族、第六章：耆老与元代社会

となっている。

次に、本稿と特に関係のある部分について、幾つかピックアップしてみる。

第一章。(p. 40～47) 地方官は、平均3年程度で考が満つれば他地へ遷転する。そのため、風土人情・民俗掌故を知悉した当地の人士に諮詢する。そして地方官は民情風物を知り、民間の利病を掌握し、施政を円滑なものにする。この接触を通じて、精英達は一定の発言力を得る、同時に様々な社会的地位も得る。この例として、元末の松江府の人、周顕が郷人を束ねて、徴税が円滑に行われた事例を記載している（後述）。その後、水災時も県・府が災傷の状況を彼に諮問したこと、胥吏の弊も受けなかったことなどを紹介する。（貢師泰『玩齋集』巻10、「義士周光遠墓誌銘」による）

第三章。(p. 120～129) (1) 官方の賑災活動、(2) 政府主導の民間からの賑災—入粟補官・勸分一、(3) 精英主導の賑災に分けて概観する。具体例としては、(ア) 莆田処士俞元瑞

……施予を好み、乏絶の人に賑し、家を顧みなかった事例、「歳飢、鸞田市粟賑其里人。至熟、里人償之、處士不受。」(蘇伯衡『蘇平伯文集』卷12,「竹坡処士俞元瑞墓誌銘」), (イ) 華亭周顯……適々歳荒に遭った事例,「民大飢,君盡出積粟賑其郷人,活數千人。法当補官,竟辞不受。」(貢師泰『玩齋集』卷10,「義士周光遠墓誌銘」), (ウ) 温州路平陽州金舟郷善士, 陳國英……至正初, 陰均堰(蓄水と防潮の機能)の修築(出水に遭ったが完工した)事例,「隱居而好義,凡遇事有益于人者必奮力勇為之其惠沢及人甚衆。」という人となりで,率先して陰均堰の修築に当たり,完工に貢献した(陳高『不繫舟漁集』卷10,「美陳國英修堰詩序」, 民国『平陽県志』卷64,「陳君惠沢記」),を挙げている。著者は,(3)の精英主導の賑災が持つ特徴として,①災害に対し,応急と迅速な対応,②有効で,長期に亘ること,③きめ細かな賑恤ができること,④仁愛(受)や業報・陰徳等の宗教信仰~人的結びつきで,官方よりすぐれる~を挙げている。一方で,現実面として,①民変を避ける,②農村労働力を安定,③宗族利益の保障等に有効であり,いわば妥協の産物であった点も鋭く指摘している。尚,地方精英の民衆に対する日常的な救済(周済)にも触れ,①喪葬への資助,②借貸手段による貧窮救済,③宗族の救済等の行動にも言及している。

第六章。(p. 230~p. 231) 耆老の役割については,(ア) 潘応武・任仁発が,吳淞江水利を修治した際,当地の耆老を訪問し,水利の事宜を諮詢した事例「十年前潮水往来,近年湮塞,浅狭普通,此四处若不及早修浚,淫雨再作,旧病復至。」(『任仁発水利集』卷3 → 明・張国維撰『吳中水利全書』卷22, 議元・潘応武言決放湖水), (イ) 張告忠が永年令(広平路・永年県: 河北大名)に到任,下車の初めに耆老を召した事例,「治民之道,在乎敦耕桑,崇庠序,廣儲蓄而已。農桑勸則無寒飢之苦,学校興則知礼讓之方,儲蓄廣則亡水旱之虞矣。」(蘇天爵『滋溪文稿』卷15,「亜中大夫山東道宣慰副使致仕張公墓誌銘」)

を挙げている。

この著書の特徴を挙げると,①元代の社会史・政治史を扱った画期的研究であることは言うまでもない。②ただし,日本の研究とのズレもある。日本の研究で主流である,農民支配の分析が不十分であることがまず指摘できる。③次に,社制等,元朝の郷村・農民制度には深くは触れず,テーマの通り,精英(地域指導者,エリート)の役割を評価している。ここでは,農民と精英,元朝と精英といった相互協調の視点はあまりない。④また,耆老(父老)の位置づけを,そのまま精英と等値してよいのかという疑問点も残った。

以下,具体的に元代の地域指導者に関する【史料】の【史料2-1~6】を載せた。

こうした義行は,人のためであると共に,自分のためでもあったと考えられていた。一方,農民の側から見ると,自分たちの生命・財産を安堵してくれるものとして,地域の指導者達との一種の共同体的連帯感が形作られていった。はじめに,浙江省温州路平陽州の林君の例を考察する。

【史料2-1】(『蘇平伯文集』卷12,「敏齋処士林君碣銘」)

温州路平陽州人林均翁，輕財好施，元末兵亂。「民被其毒尤甚，類皆乏食不能存。」頼君發粟而飽者七十餘家。嘗有佃人夫婦肩田粗來入，視其粟大半傷於火，問之，對曰，旬日前家失火，蓋藏一空，僅餘此爾。」君聞之惻然，遂義捐其租，加賑恤焉。

ここでは、田主と佃戸の關係が興味深く描かれている。「曾て佃人夫婦が田租を担いでやって来た。其の粟（粃）は大半火事で焼けただれている。聞いてみると、十日前に失火し、藏の中は殆ど失われ、僅かに此の粃だけが残った。林君は此を聞き、租を除いて新たに粃を持たせてやった。とある。林君の行為は、仁義の心からでたもので、両者の租佃關係が記され、来年の両者の利益を守るために、租を除き、賑恤を加えたのだろう。

次は、施しを好んだ王府君（士偉）の例である。地域社会での典型的な名望家である。

【史料2-2】（『蘇平伯文集』卷12，「王府君墓誌銘」）

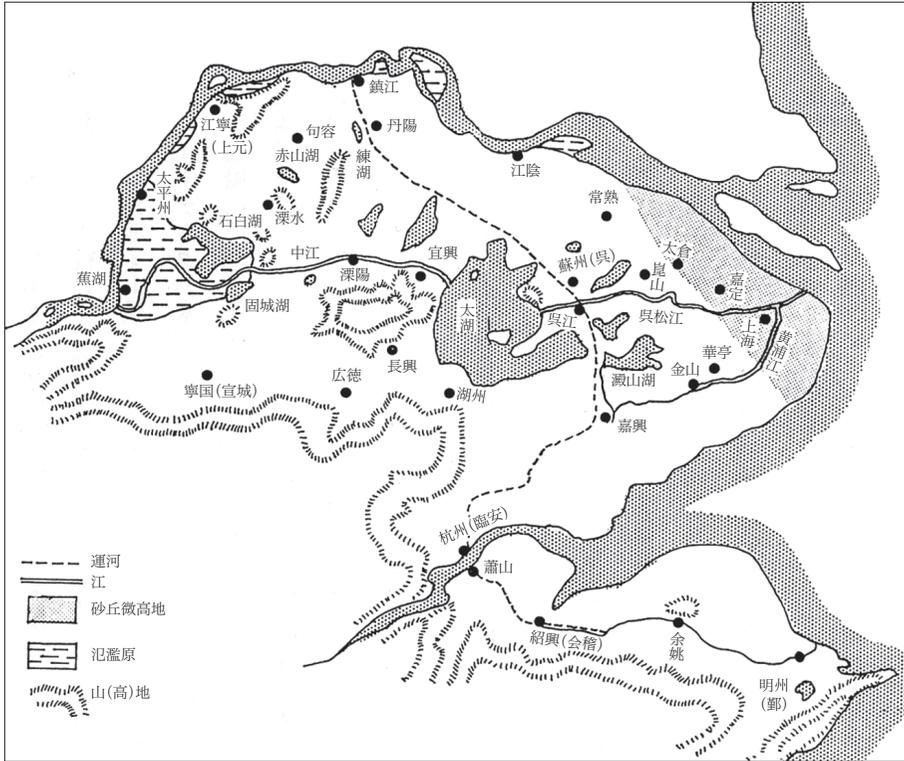
王氏爲婺著姓。宋理宗世，……自義烏之鳳林遷浦江之深溪。……府君諱士偉，字誠之，……性好施與。歲祲，輒白兄曰，「夫財積之非難，積而能散爲難。今年饑，在地人擾當賑恤，況鄰里宗族乎。」乃發廩賑之，凡疾病而不足於藥糜，死喪而不克棺斂者，往往資以財帛。

さて、松江府の周頤の例を少し詳しく考察する。【地図1】参照されたい。

周氏は世々江蘇省松江府華亭県の干山に居し、曾祖父・祖父・父と、いずれも仕えなかった、とある。経史を涉獵したが、神仙・道士の学も好んでいる。凡そ、9つのエピソードからなっている。

【史料2-3】「義士周光遠墓誌銘」（貢師泰『玩齋集』卷十）

1. 周君諱顯，字光遠，世居華亭之干山。曾祖楫，祖恕，父文仲，皆不仕。君少負奇氣，美風度，涉獵經史，間喜神僊道士之學。遊龍虎山，禮天師，因給事其府。久之，慨然曰，「吾以孤身遠去父母，將誰養乎。」遂謝歸。踰年而丁父憂，哀毀骨立，葬祭有禮，三年不與燕樂。鄉里咸稱，「周氏有子矣。」君既終喪，益自樹立，養母孫氏尤謹。君所居里歲輸官租四萬石，其民困於重斂。前多負逋慢期。君具爲約，遂無敢後者。縣令柴君詣府白事，張侯顧問曰，「汝何以使民皆信從耶。」令曰，「此縣民周光遠教我也。」
2. 會大水，侯患吏雜署災狀，無所徵驗，密語君具報，盡得虛實。部使者復驗信，侯益貴之。
3. 其秋，民大飢，君盡出積粟賑其鄉人，活數千人。法當補官，竟辭不就。
4. 兩浙鹽運司更定各場鹽戶，運使張士瞻至府，聞君名，召至幕下，與計事，差次下上，無不合意。
5. 延祐初，詔遣平章章閏經理江浙江田土，令行急趣，使者悉召諸有田家詣庭下，盛氣臨之，人人皆駭懼失色，莫敢仰視。君徐進曰，「明公不欺，孰敢欺公。願少假辭色，使得自盡，則民信，田無不實矣。」使者雖悍暴，亦嘖嘖稱善不已。
6. 江南創行包銀法，省檄已下府。君謂銀非土產，一受命則民困極矣，率父老擁使者泣



(注) この地図は、京大東南アジア研究センターのシンポジウム（昭和54年度）で高谷好一教授が作成された地図を参照して砂丘微高地、氾濫原・山（高地）をいれた。また中江は水経注図を参照した。

【地図1】 江南デルタ地帯 長瀬守『宋元水利史研究』国書刊行会、1983年

拜。使者感動，爲白相府，會詔罷而止。朝廷購銅爲佛像，府將分科，吏並緣爲市，君復率市民力爭之，亦得免。

7. 吳松江故道塞，水溢諸郡，詔所司開浚，御史臺分官督視。僉事范君素知君才，請問方略。君取方尺紙爲圖，指畫形勢甚悉。畢事，御史舉酒勞曰，「是役也，爾與有力焉。」
8. 先是，府監守性緩急不同，少忤，即推案上馬去。會宣撫使行郡，有奸民投間，各爲給狀，訴二侯受賄不法事，下嘉興守杜侯覆治。君曰，「父母有過，子當力諫。今侯以論政不合，使姦民迎合詆誣，而吾徒坐視不顧，設不幸中計，奈何。」遂趨二侯，備論所以，皆感悟，痛自責，相好如初。杜侯聞之，亦抵奸民罪。
9. 君平居如無能者，及聞義，則奮不顧。事長姊恂恂惟謹。弟昌先君十三年卒，撫其孤如己子。交朋友，接嫗族，御奴隸，內外各愜其意。鄉里子弟有失學者，則聘名師教之，故人皆彬彬興於禮讓。或有小過，更相勸曰，「周君聞之，得無不我直宜乎。」於是義聲日起，而上下翕然稱譽不絕口矣。君嘗以捕蝗跌涉得軟脚病，往往而劇。泰定二年十二月廿一日，竟以是疾卒，享年四十八。明年某月日，葬于居山之北麓。（史料中の番号は筆者）

1. この地の4万石の官租を、期日に遅れずに農民に約させ、納めさせたこと。此により、知県と知府に認められた。
2. 偶々大水で、知府張侯は吏が粗雑な水災実情報告をするのを懼れ、ひそかに周君に依頼して詳細に虚実を得た。部使者（肅政廉訪使）の調べでも事実と信用された。
3. その秋、民が大いに飢え、周君は蓄えた粟を郷人に賑して数千人が助かった。入粟補官という制度の適用を受けず、官は辞退した。（【史料1】『元史』巻96、食貨の部分）
4. 両浙塩運司が、塩戸の負担等級を更定した。運使張士瞻は、周君の名を聞き、幕下に召し計事に与らせ、上下の順序をつけたところ、総べて意に適った。
5. 延祐の初め、詔して平章の章閭を遣わして江浙の田土を測量させた。いわゆる延祐の經理である。命令は急で、章閭の使者は悉く有田の家を役所に集めて居丈高に臨んだ。人々は、皆恐れを成して色を失ったが、この時周君が徐に進んで言った。「明公は欺かず、誰か敢えて公を欺かん。願わくば少し顔かたちをゆるめられよ。各自に任せれば、則ち民は官を信じて田は実を申告するでしょう。」と。使者は乱暴者だったが、大声でしきりと周君を誉めたたえた。
6. 新規課税への反対である。まず包銀制の導入に対しては、父老を率いて使者を遮って泣いて拜んだ。使者は感動して中央に建白した。偶々詔があり、導入は中止された。次に、銅の納入割り当てが下りてきて、胥吏が準備を進めていた。周君は市民を率いて力めて之と争い、復た割り当てを免れた。
7. 呉松江の故道が塞がり、水が周辺諸郡に溢れた。そこで、詔して江南諸道行御史台に開浚を担わせ、分官に督視させ、肅政廉訪使も僉事范君を派遣した。范君は素より周君の才覚を知っていたので、方略を質問した。周君は一尺四方の紙を取り出し、地図に見立てた。その上に指で地形を書いたところ、甚だ詳しいものであった。工事が終わった後、御史は酒を勧めて「爾の力が大きく与っている。」と労をねぎらった。
8. 是より先、松江府長官の達魯花赤と知府はよく対立しており、意見が合わないと、すぐに机を敲いて馬に乗って去っていた。偶々宣撫使がこの地を巡行しており、奸民が両者の間隙に乗じて、双方が賄賂を受け取り、不法を為していると、訴状で誣告した。そこで、宣撫使は隣の嘉興府の知府杜侯にこの件を下して再調査させた。これに対し周君は、「父母に過ちが有れば、子が力めて諫めるべきである。今二人の議論・政策が合わず、姦民が之に迎合してそしったり誣告したりしている。私がこれを坐視して顧みなければ、民の日常が不幸になるではないか。」と言って、二侯に掛け合い、論陣を張ったところ、両者共に悟って自責したので、初めのように関係が修復された。杜侯はこれを聞いて、奸民を罪にあてた。
9. 周君の平常は寧ろ目立たないが、義を聞けば則ち大いに働く、交友を重んじ、姻族の捌き方がよく、郷里の貧しい子弟には優れた教師をつけてやるなど、郷里の人を感化し、義士

と言われた。蝗を捕らえていて足の病にかかり、泰定二年（1325）、48歳で死んだ。

「義士」と称される周顛の行動は、主に3つに分けられる。(1) 先ず、日常・災害時の行動です。1・3・9がこれに当たる。(2) 次に、地方官（守令）の諮問に応える場合である。2・4・7がこれに当たり。(3) 三つ目に、父老を率いての直接請願である。6がこれに当たる。5もその変形であろう。(4) さらに、特殊な例だろうが、「父母官」の諍いが結局民に災いをもたらすことを恐れ、積極的に仲裁に入ろうとしたものである。

同じく松江府の夏椿・夏濬の例を考察してみる。

夏椿は華亭県の人で、その先は、湖州長興県の人であった。

【史料2-4】（正徳『松江府志』巻30、人物四、節義）

1. 夏椿字壽之、其先湖州長興人。兄杞、宋景定間、爲華亭典押、率衆附元。署軍中長、因占籍華亭。椿早孤事兄如父。兄卒、喪葬無違禮語、輒泣下。
2. 至元丁亥、歲侵、椿出粟賤價以糶。庚寅、復侵、賤糶猶不給、則設粥於僧寺以待餓者。
3. 大徳丁未、旱。明年大饑、鄰境民、攜持老幼歸夏氏。椿闢廬舍、具饘藥、視其羸壯而食飲之生、則贖之、歸死者、給棺以瘞而書其姓名邑里以俟、來收骨者、凡施錫若干緡米若干石、全活者口若干人。有司以聞旌其門曰義士。
4. 自府城距海僅百里、凡橋梁徑術孤老所廬、椿悉爲繕治。
5. 每朔望飯囚徒、與善藥庾死者與之棺即其居。
6. 創義塾以訓鄉之子弟。割上田五百畝、以資之。（史料中の番号は筆者）

1. 南宋末の景定年間（1260～64）華亭の典押（胥吏；県吏の長）であった。やがて、衆を率いて元に帰附した。その功により、軍中の長に任ぜられ、華亭に定住するようになった。
 2. 至元丁亥（24；1287）、凶年で、椿は粟を出して穀価を下げ、糶（うりよね）とした。庚寅（27；1290）また凶年で、糶（うりよね）。だけでは足りずに、僧寺で粥を炊き、飢えたものに振る舞った。
 3. 大徳丁未（11；1307）は早で、翌年は大飢饉であった。隣境の民が老若手を携えて夏氏の下にやってきました。椿は屋敷を開放して粥と薬を施した。元気な者には餞別を渡し、死者は棺に入れて姓名と居住地を書いて葬り、取骨に来た者には銭と米を持って帰らせた。多くの命が生き長らえ、官からその一門を旌し、義士と言った。
 4. 府城は海を距てること僅か百里、凡そ橋梁・あぜ道・孤老の庵は椿が悉く繕い治めた。
 5. 毎月朔日と望日には、囚徒に食を振る舞い、薬を与え、死者には棺を与えた。
 6. また、家に義塾を創り、郷の子弟を教え、上田500畝を割いてその維持資金とした。
- 夏濬は椿の孫である。

【史料2-5】元故處士夏君墓誌銘（貢師泰『玩齋集』巻十）

7. 華亭夏處士，諱濬，字景深。其先自彬以上居湖州之長興。彬生杞與椿，始占籍爲邑人。至元丙子，天兵南下，游軍徇郡邑，急擊華亭。杞能率衆內附，以功署其邑宰。而椿遂不復仕，居家治生產，以志行自高。急人之難，如扞頭目。
- 創義塾，教鄉人子弟。出見津梁道路有不治，輒治之。歲庚寅，丙午之飢，出粟活人甚衆。事聞，旌其門曰，「義士」。義士生兩浙都轉運鹽使司玉泉場監運世澤，涉獵經史，個儻負才。初爲嘉興澈浦稅使，征商有法。轉杭州獄丞，多平反。處士寔監運子也。……中略……幼機悟異常兒。稍長，讀書通大義，不事章句。居常慨然曰，「士生天壤間，能行己惠人足矣，亦何必居官爲政哉。」
- 於是深自刻厲，課童樹桑種果，力耕作，謹儲蓄，久而家益饒。衣止大帛，食無兼味，朝作暮息，未嘗一日侈然自放。見粒米寸帛棄道上，輒蹙額不樂，遇斷梗浮莖，即親持以歸。鴨鷄羊豕之畜，賓祭不妄殺。其存心愛物如此。而好善樂施，雖累千金，弗靳也。
8. 至正丙戌，郡城火，延胤居宅，處士抱神主祭器去。因輒嘆，「先祖以義名門，今將營居室，顧里中纍纍露處，於情獨能己乎。」乃亟發廩，以濟災者。復曰，「義塾，先志所存，尤不可後也。」更即故址，大作新之。……中略……
9. 立義莊以贍父母妻三族，月給米鈔，歲給布帛，冠婚喪祭，助各有差。人有病者，施以善藥。死無斂者，櫛而歸之。
10. 郡環水皆橋梁，多處土創，大者費鉅萬。若渠堰，道路，官寺，與凡役於公上者，亦無不力先之。
11. 處士天性孝友，……中略……兄某卒，撫其子若孫猶己出。奉幼姑甚謹厚，匿橐以嫁之。居家嚴，遇子孫不少假顏色。與人交無妄言，久而益敬。晚頗好浮屠學，創萬竹山房，居禪衲，爲方外交。（史料中の番号は筆者）
7. 「士は天壤の間に生まれ、己を良くし、人に恵めば足りる。どうして仕官して政を為す必要があるか。」と常々言っていた。日々農業に力め、物を大切にし、命をいとおしんだ。また施しの際、費用は惜しまなかった。
8. 至正丙戌（6；1346）、郡城で火事があり、夏氏の居宅も延焼した。夏濬は神棚と位牌を持って逃げた。そしてすぐに、「先祖は義門とされている。人々が焼け出されて苦しんでいるのに、情に於いてどうして一身のことだけを考えていられようか。」と嘆き、そして速やかに倉を開いて被災者を救った。また、「義塾は先祖が志した所である。後回しにしてはいけない。」と言って、直ちに之を新築した。
9. 義莊を立てて、父母妻の三族を支援し、病人には薬を施し、死者で引き取り手のない物は棺に入れて埋葬した。
10. 郡は水が取り囲み、橋梁は濬の創るものが多く、巨万を費やし、渠・堰・道路・官寺など、公の工役にはいつも率先して加わった。

11. 天性孝友を重んじ、一族を厳しく温かく見守った。人には妄言はせず、皆から敬われ、晩年には、仏教に傾倒した。

次に、温州路平陽州の陳国英について考察する。

【史料2-6】美陳国英修堰詩序（陳高『不繫舟漁集』卷十）

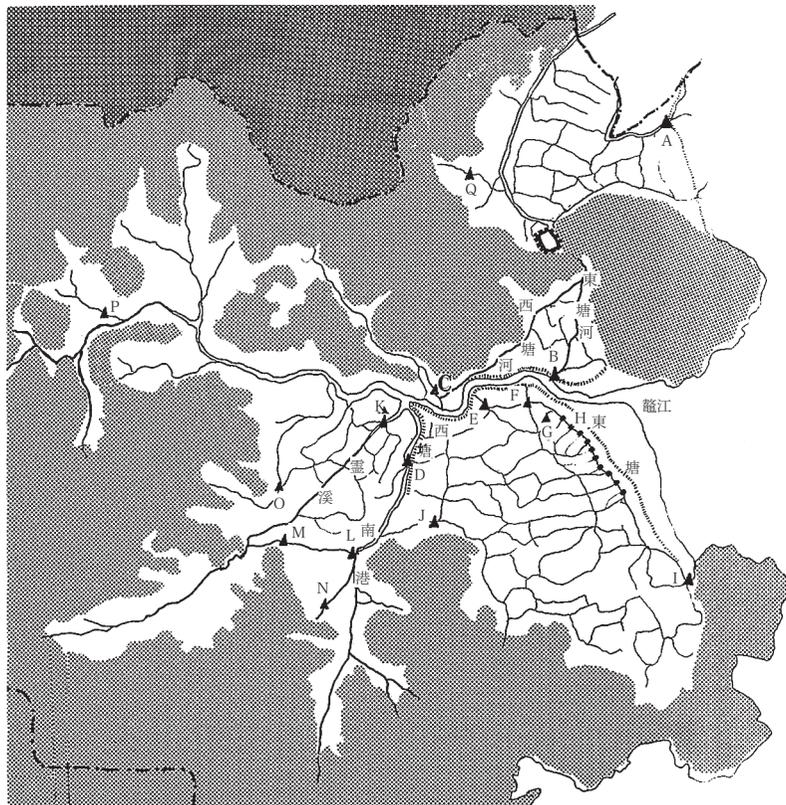
温之平陽，濱海爲州。州之南爲長港，港之南有田四萬餘頃，皆膏腴也。當山斷處，津渠通潮汐所往來，並海之鄉田不可稼。宋嘉定中，鄉人林君居雅始爲堰八十丈于津流入海之衝，外障海潮，內蓄清流，數鄉之人，或賴其利。元至正三年，堰懷，屢修治，弗克完，農氏失業，歲以薦饑。越五年，岳侯伯仁來知是州，將召民致其役。州人陳君國英素有好義名，聞之奮然，以爲己任。乃率衆趨事，散財募工，晨夜戮力，勞之逾時，堰成而尋復壞。衆且縮手，君獨勞心殫慮，百計作治，至于不遑寐食，不避風雨，靡怠益勤，竟獲偉功，舊規克復。于是鄉之父老咸曰，「其自今歲且有望，吾無患饑矣。陳君之惠，其可忘哉。」而文士遂相率爲詩，以稱道之。予既美陳味君之勞，而嘉吾鄉之蒙其利澤也，故爲序之，而系以歌曰……

本田治氏の論文「宋元時代温州平陽県の開発と移住」（佐藤博士退官記念『中国水利史論叢』国書刊行会，1983年）でも紹介されており，【地図2】の右端に当たるIの場所が，この地の基幹的な水利施設陰均斗門である。陳国英の一族は，福建からの移住民で，平陽州（県）の開発は，福建からの移民が非常に多いことが知られている。ここは，そうした有力者が，水利施設の維持改修を担った典型的な例である。

これらのうち，ここでは，周顛が在地の代表として，赴任してきた地方官と渡り合ったり，あるいは地方官からの諮問に答える様が描かれ，地方統治の要の存在として深い信頼を寄せられていたことが分かる。と同時に，周顛は，税の納入期限を守るよう，郷村の農民と約束を交わし，農民たちも今度は約束を守り，期限内に納税したことが強調されている。施政への協力と引き替えに，一定の減額を要求したことも想定できる。

両者を比べると，夏椿や夏濬の一族では，周顛の時のように，地方官の諮問に応えたり，父老を率いて直接請願をするなど，地方政治に直接間接に関わる様子が史料からはあまり見られない。陳国英も同様である。賑恤救済とともに，社会資本の整備に深く携わったタイプのものである。この部分は最後に問題とする。

これらの義行には，（1）災害・飢饉時のいわゆる荒政の場合と，（2）日常的な行為（周済）の場合とに，大きく分類することが出来る。前者は，地方官による社倉や義倉を通じての賑恤・救済や政府による本格的な災害支援が，その前段としてある。後者は，衣料・葉・炊き出しなど，また葬儀の援助などの行動が挙げられる。いずれも，公的な支援を補うものとして，大きな期待が寄せられ，また成果を挙げている。



A. 沙塘斗門 B. 江口斗門 C. 上河埭 D. 黃浦埭 E. 新斗門 F. 下澇斗門
G. 樓浦斗門 H. 第1～10碓 I. 陰均斗門 J. 石鏡斗門 K. 蕭家渡斗門
L. 樓石斗門 M. 渡龍斗門 N. 象山斗門 O. 扈山斗門 P. 朱官堰

【地図2】 平陽県水利略図 本田治「宋元時代温州平陽県の開発と移住」
(佐藤博士退官記念『中国水利史論叢』国書刊行会, 1984年)

四 むすび

元末から、明初の里甲制・里老人制へと、どのように継続あるいは独自の発展を遂げるのか、この課題を考察するためには、長期的な展望が大切である。【史料3】は、『明史』食貨志のうち、農政の概略を記した部分である。

【史料3】『明史』卷77, 志第53 食貨一

戸口田制屯田莊田

太祖籍天下戸口, 置戸帖・戸籍, 具書名・歳・居地。籍上戸部, 帖給之民。……洪武十四年詔天下編賦役黃冊, 以一百十戸爲一里, 推丁糧多者十戸爲長, 餘百戸爲十甲, 甲凡十人。歳役里長一人, 甲首一人, 董一里一甲之事。先後以丁糧多寡爲序, 凡十年一周, 日排年。在城曰坊, 近城曰廂, 郷都曰里。里編爲冊, 冊首總爲一圖。鰥寡孤獨不任役者, 附十甲後爲畸零。僧道給度牒, 有田者編冊如民科, 無田者亦爲畸零。每十年有司更定其冊, 以丁糧増減而升降之。冊凡四。一上戸部, 其三則布政司, 府, 縣各存一焉。上戸部者, 冊面

黃紙，故謂之黃冊。……凡戶三等：曰民，曰軍，曰匠。民有儒，有醫，有陰陽。……里設老人，選年高爲眾所服者，導民善，平鄉里爭訟。……明土田之制，凡二等，曰官田，曰民田。初，官田皆宋，元時入官田地。厥後有還官田，沒官田，斷入官田，學田，皇莊，牧馬草場，城隍需苜蓿地，牲地，園陵墳地，公占隙地，諸王，公主，勳戚，大臣，內監，寺觀賜乞莊田，百官職田，邊臣養廉田，軍，民，商屯田，通謂之官田。其餘爲民田。

元季喪亂，版籍多亡，田賦無准。明太祖即帝位，遣周鑄等百六十四人，核浙西田畝，定其賦稅。復命戶部核實天下土田。而兩浙富民畏避徭役，大率以田產寄他戶，謂之鐵腳詭寄。洪武二十年命國子生武淳等分行州縣，隨糧定區。區設糧長四人，量度田畝方圓，次以字型大小，悉書主名及田之丈尺，編類爲冊，狀如魚鱗，號曰魚鱗圖冊。先是，詔天下編黃冊，以戶爲主，詳具舊管，新收，開除，實在之數爲四柱式。而魚鱗圖冊以土田爲主，諸原阪，墳衍，下隰，沃瘠，沙鹵之別畢具。魚鱗冊爲經，土田之訟質焉。黃冊爲緯，賦役之法定焉。凡質賣田土，備書稅糧科則，官爲籍記之，毋令產去稅存以爲民害。又以中原田多蕪，命省臣議，計民授田。設司農司，開治河南，掌其事。臨濠之田，驗其丁力，計畝給之，毋許兼併。北方近城地多不治，召民耕，人給十五畝，蔬地二畝，免租三年。

凡田以近郭爲上地，迤遠爲中地，下地。五尺爲步，步二百四十爲畝，畝百爲頃。太祖仍元里社制，河北諸州縣土著者以社分里甲，遷民分屯之地以屯分里甲。社民先占畝廣，屯民新占畝狹，故屯地謂之小畝，社地謂之廣畝。至宣德間，墾荒田永不起科及洿下斥鹵無糧者，皆核入賦額，數溢於舊。有司乃以大畝當小畝以符舊額，有數畝當一畝者。步尺參差不一，人得以意贏縮，土地不均，未有如北方者。

また、【史料4-1～4】は、それぞれ明初の土地經理、富民厚遇策、糧長の設置、賦役黄冊・里甲制の整備に関する史料である。

【史料4-1】（『明太祖實録』卷27）1368年

洪武元年，正月甲申。詔遣周鑄等一百六十四人，往浙西核實田畝。謂中書省臣曰，「兵革之餘，郡縣版籍多亡。田賦之制不能無增損，徵斂失中，則百姓怨咨。今欲經理，以清其源，無使過制以病吾民。夫善政在於養民，養民在於寬賦。今遣周鑄等往諸府縣核實田畝，定其賦，此外無令有所妄擾。」

【史料4-2】（『明太祖實録』卷49）1370年

三年，二月庚午。……上曰，「富民多豪強，故元時，此輩欺凌小民，武斷鄉曲，人受其害。宜召之來，朕將勉諭之。」至是，諸郡富民至入見。上諭之曰，「汝居田里，安享富稅者，汝知之乎。古人有言，『民生有欲，無主乃亂。』使天下一日無主，則強凌弱，衆暴寡，富者不得自安，貧者不能自存矣。今朕爲尔主，立法定制，使富者得以保其富，貧者得以全其生。尔等循分守法，能守法制能保身矣。毋凌弱，毋吞貧，毋虐小，毋欺老，孝敬父母，和睦親

族，周給貧乏，遜順鄉里。如此則爲良民，若效昔之所爲，非良民矣。」衆皆頓首謝。於是賜酒食而遣之。

【史料4-3】『明太祖實録』卷68) 1371年

四年，九月丁丑。上以郡縣吏每遇徵收賦稅，輒侵漁於民。乃命戶部令有司料民土田，以萬石爲率，其中土田多者爲糧長，督其鄉賦稅。且謂廷臣曰，「此以良民治良民，必無侵漁之患矣。」

【史料4-4】『明太祖實録』卷135) 1381年

是月（十四年正月），命天下郡縣，編賦役黃冊。其法以一百一十戸爲里，一里之中推丁糧多者十人爲之長。餘百戸爲十甲，甲凡十人。歲役里長一人甲首十人，管攝一里之事。……大きな傾向として，義行などの自発的な契機が減退し，公・天下の秩序回復が，反元＝中華の回復に収斂されていったこと，明朝の成立後，儒学の徳目“孝・順”などがより前面に出され，本来地域の人士が社会政策を担っていたものが，中央すなわち皇帝が富民の支配を柱に据え，郷村の末端まで緻密に支配する体制へと変貌したと考えられる。具体的には，里甲制・（糧長）・里老人制が，新しい明朝の郷村支配体制になった。これが，洪武年間後半の「教民榜文」に結実する⁸⁾。

その後，税糧や徭役の負担増，税の銀納化などにより，里甲制が維持困難になる。これに代わり，郷約・保甲制を柱とした新たな秩序，すなわち郷紳を中心とした地域秩序が明末から一般的になる。ここでは，監生・挙人も優免特権を獲得し，一種の社会的身分としての郷紳が，地域社会の指導者として登場してくる事になる。

元代の，特に江南統治は，この地を円滑に支配するため，南人の協力を必要とした。有名な社制等の形式的制度とは異なり，周頭以下の存在が重要となったであろう。そこで，依存と協力の関係が欠かせないものとなり，「義士」を顕彰し，旌表する必要があった⁹⁾。

しかし，その後はこうした公権と対等に渡り合える存在は出てこなかった。明代16世紀の前半に編まれた正徳『松江府志』では，周頭の名は不載録で，清の18世紀末～19世紀前半に編まれた嘉慶『松江府志』では載録されている点を考察すると，地域の郷紳の先駆的な姿＝真の義士として評価され復活したのではないだろうか。農民たちも，こうして自分達の声を代弁

8) 「教民榜文」については，和田清編『中国地方自治発達史』1975年，汲古書院（初版1939年。原題は『支那地方自治発達史』）の附録p. 239～48に所収。尚，伊藤正彦『宋元郷村社会史論』（汲古書院，2010年）には，同文の書き下し文と詳細な解説を載せている。

9) 檀上寛の「義門鄭氏と元末の社会」（『東洋学報』63-3・4，1982年），「元・明交替の理念と現実——義門鄭氏を手掛りとして——」（『史林』65-2，1982年）は，富民を考察の対象としており，示唆に富む。いずれも，『明朝専制支配の史的構造』汲古書院，1995年に収録。ここで，檀上は，元末の富民を，①私利追求型，②権力志向型，③郷村維持型の3つに分類している。明朝は，③に基盤を置く王朝国家の建設を目指していたとする。尚，夙に森正夫は明末の郷紳を，①発財陸官型と，②経世民型とに分類している。前掲註1）参照。

してくれる地域指導者やそれに応えようとする地方官、当局者に依存し、またそれを利用しながら自立への芽を育んだのではないだろうか。農民たちは、税負担が少々重くても、約束が守られる、あるいは税の負担が公正・公平であると感じた時は、愚直なまでに納税の責務を果たそうとしたようである。明初、里甲制・里老人制の確立をみたが、ここでは読書人的な特徴を持った糧長の存在が注目されている。こうした明初体制の崩壊には、銀の流通や賦役制度の変化など、多くの要因が指摘されている。郷約・保甲制を伴ったいわゆる郷紳制の本格的な展開と、農民たちとの関係をどう展望するかは今後の課題である。そこで、今後は以下の諸点を柱に検討していきたいと考えている¹⁰⁾。

- ①元朝・明朝の農民政策を通史的・連続的な観点からまとめる。
- ②核としての士大夫（精英）について、理念と実態の整理を行う。
- ③基層としての農民の主體的な側面を考察する。
- ④共同体・郷党社会の再評価を行い、現代の農民問題につながる視点を探る。

いくつかの問題点

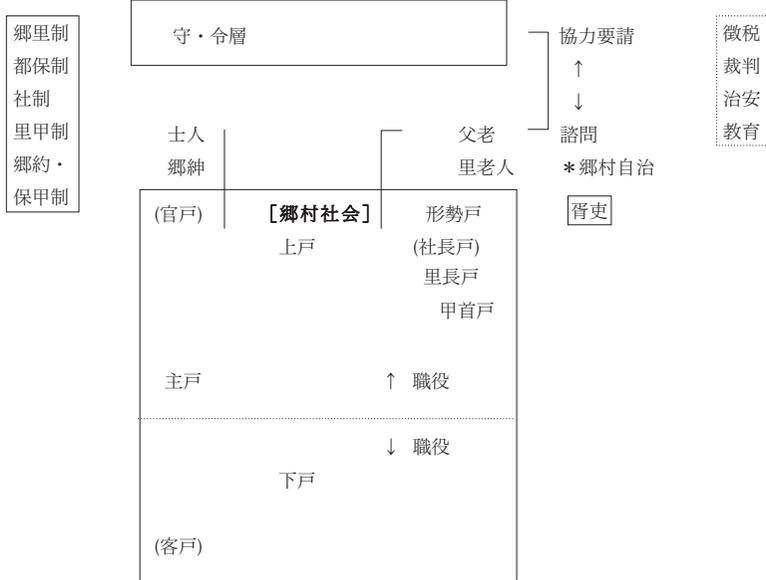
- * 胥吏から起家して士人へと転化する例（宋代）
明州樓氏（樓昇・樓鑰）、汪氏（汪大猷） 温州葉氏（葉適）
- * 胥吏と父老は必ず対立するのか。
- * 士大夫と農民の接点をどの角度から捉えていくか。

10) 主な先行研究として、植松正『元代江南政治社会史研究』（汲古書院、1997年）、及び檀上寛『明朝専制支配の史的構造』（汲古書院、1995年）がある。安部健夫「元代の知識人と科挙」、同「元時代の包銀制の考究」（いずれも『元代史の研究』創文社、1970年に収録）、吉川幸次郎「沈石田——市民的教養人の系譜——」（『吉川幸次郎全集』第15巻、1968年収録）、森正夫『明代土地制度史研究』（同朋舎、1986年）、森田憲司「碑記の撰述から見た宋元交替期の慶元における士大夫」（『奈良史学』17、1999年）、伊藤正彦『宋元郷村社会史論』（汲古書院、2010年）、三木聰「明代里老人制の再検討」（『海南史学』30、1992年）、中島楽章「元代社制の成立と展開」（『九州大学東洋史論集』29、2001年）などを参考にしていきたい。地方官と富民の関係を扱ったものには、植松正「元代浙西の地方官と富民」（『史窓』56、1999年）が示唆に富む。史料面では、正徳『松江府志』や、至順『鎮江志』などをはじめとした地方志、蘇伯衡『蘇平仲文集』や貢師泰『玩齋集』をはじめとした文集の分析が必要となる。特に彼らの人的結合が重要である。例えば、張養浩の著書『牧民忠告』の序文は、貢師泰の筆になる。中国側の研究は、周康燮主編『元史社会経済史論叢』（香港崇文書店、1975年）、陳高華『元代研究論稿』（中華書局、1991年）、同『元史研究新論』（上海社会科学院出版社、2005年）などがあり、元代史の基本的な諸問題を考察している。また、本稿で紹介した蘇力著『元代地方精英与基層社会——以江南地区为中心』（天津古籍出版社、2009年）も重要な研究となる。

13～14世紀中国の郷村社会

[国家の郷村制度]

[地方官の役割]



【附表 中国近世江南での郷村秩序概念図】

清末江南基層社会と包世臣の農政観

大谷敏夫

はじめに

清末嘉慶・道光年間にかけて中国基層社会は変動していく。その契機は嘉慶白蓮教徒の反乱であり、それに続く第一次アヘン戦争という内外の危機である。更に太平天国の乱、第二次アヘン戦争が連続して起り、ここに清朝政権ではこの危機に対応するため曾国藩・李鴻章といった漢人官僚改革派を登用して行政の刷新を図る。これを同治中興というが、これ等漢人官僚は、対外的には和平政策をとりながら近代企業の設定など洋務運動を推進する。その資金調達のためにもあって財政改革を重視するが、その基本をなす財源としての地丁銀・塩課・関税の見直しを図る。特に地丁銀には付加税が増加し、これが大きな弊害となっていたのでその改正を行なう。その一方新たな財源として、捐納・釐金・海関税が登場してくる。ところでこの財政改革が第一次アヘン戦争や太平天国の乱の時期から始まっており、それを推進したのが、陶澍・林則徐とそれをつぐ曾国藩・李鴻章等の経世官僚であった。この陶澍・林則徐には、幕友として包世臣・魏源がいたが、内政改革特に農政に関して改革案を提示したのが包世臣であった¹⁾。

この小論はこの包世臣の農政改革に焦点を併せて論ずる。

(一) 清末江北・江南の農民運動

包世臣は白蓮教徒の乱発生時に成長し、更に第一次アヘン戦争から太平天国の乱発生時まで生存した経世思想家である。安徽省涇県の貧乏士人の家に生まれたが、若年から農村問題に関心をもち、その改善策を研究した。その見聞を拓めるため江南から江北にかけて農村状況を視察する。そこでまず直面したのは、嘉慶十一（一八〇六）年、揚州滞在中目撃した揚州近郊の農民の騒動である。親友の揚州府知府伊秉授に書簡を送り、農民救済を進言する。「下河壩水災を為し、男婦仕抱、揚に來り食を覓むるも、而して当事安集を以て意と為す莫し……中略

1) 包世臣については、拙著『清代政治思想と阿片戦争』（同朋舎出版、1995年2月）所収「第二章 阿片戦争期の経世思想 第三節 包世臣の経世思想」参照。

包世臣は、一八四四（道光二十四）年に「中衢一勺」「芸舟双楫」「管情三義」「齐民四術」をまとめて『安吳四種』として出版したが、その後、「中衢一勺」に付録四下として道光二十六年の書簡「答桂蘇州第一書」他数篇を追加している。一八五一（咸豊紀年）年に道光刊本を加増刊定して再刊する。その後世臣の子の誠が同治十一年に「説儲」並びに文集を加へて刊行したものが定本になっている。尚この小論で取りあげた「中衢一勺」「齐民四術」については『安吳四種』所収のものである。

……其先に入城する者、数^す已に万に盈ち、塩典両商を囲守し、嗚呼填塞、幾んど罷市に至る」（「齊民四術」農二「致伊揚州書」）とあり、食を求める民が揚州に集り、塩商や典商を囲み、やかましくさげびいっばいにみちあふれるので、市が開かれなくなっているとのべている。下河壩水とは、運河にかかる水量を調整する壩のことであり、これが災を為すとは、これは当時黄河は南行して淮水から運河を経由して海に入る流路であったが、これが調節機能を失っており、災害が頻繁に起っていたのである。

しかし運河は、江南の物資を北方の首都圏に運送する所謂河運の流路でもあり、これが水災を起すとなると、その機能をまひさすことになり、その対策が重要な政治課題となっていたのである²⁾。それにこの河運に携わる旗丁や関係官吏の不正も問題になっていた。包世臣はこれ等の状況をつぶさに観察し、漕運関係の行政官の不正追求、そして河運から海運への漕運変更、また黄河・運河の治水対策などを提言する。しかし何よりもその地域に居住する民の生活保障と関することを重視した。ここで世臣があげた民が攻撃の対象とした塩商・典商は、民にとってこれ等両商が不当利益をあげ、民を苦しめている状況をみてのことであろう。揚州には総商といった国家から特権を与えられ、塩の販売を一手に握る専売商人が居住していた。この特権を廃止して、塩の自由販売を保証する票法の実施を進言したのは包世臣であり、その政策を立案したのが、両江総督陶澍であった³⁾。ところでこの嘉慶十一年の騒動に際して、世臣が知府に進言したのは、この騒動を武力で鎮圧するのではなく、仁人の心をもって民を救済することであり、飢民に対して十分な食糧を与えると共に、飢民の生活を保障するための救済策を具体化することにあつた。流民は三万人もおり、饑民は八万人といわれたが、この提言を受け、知府は揚州各地の寺院等に避難している民の寄留地をめぐり、慰安と共に食糧も供給している。その救済資金は塩運使に拠出させている。これ等の策により少なくとも災黎三万二千餘人が一人も市肆（商店）を擾^{みだ}す者はなかったという。民の救済策として、世臣は「救荒総略」「勸捐事略」「採買事略」「平糶事略」「粥賑事略」を作成し、両江総督百齡に進言する。

ここには戸口を分別して平賑する策、巨室に勸諭し賑主と為す策、大麦を兼買して経費を裕かにする策、倉米を先に借り燃眉（事がさしせまっている）を救う策、粥瓢（^{いっくひょう}かゆをいれる容器）を較定して実恵を期す策をあげている。この策を具体的に実施したのが「以工代賑」ということで、その政策として災民に運河等治水工事の仕事をさせること、また難民を救済する食糧供給所等の施設を作る、その為の救済資金を官紳に捐納させる等は実施されている⁴⁾。しかしこの嘉慶十一年の水害対策以後、運河の氾濫はたえまなく起り、そのつど関係官吏の民の城市に入るのを拒

2) 注1)の著、第二章「阿片戦争期の経世思想家」第三節「包世臣の経世思想」三「財政危機と包世臣の財政観」(二)「漕運・河工・塩政論」参照。

3) 注2)と同じ。

4) 注1)の著、第三章「阿片戦争前後の行政官の内政・外交策」第二節「陶澍・林則徐の治政策」二「陶澍・林則徐の理財策」参照。

み駆逐しているのを観察していた包世臣が、この嘉慶十一年の災民救済策が教訓として生かされていないことを、道光十年に付記しており、河運の廃止を提言した根拠の一つはそこにもあったと思われる。世臣は漕運を河運から海運に変更する案を提示していたが、今一つの問題は漕費が江南の農村にかせられる問題であった。特に漕費は地丁銀の付加税であり、これが重税となった蘇州府周辺の農村では騒動が発生した。道光二十六（一八四六）年、蘇州府昭文県、太倉州鎮洋での同時発生⁵⁾の農民運動である。これより先、清朝はアヘン密買に伴う銀の流出と銀貴錢賤^{きせん}状況が進行し、その結果行なわれたアヘン戦争にも敗北し、この傾向は一層進展していた。銀貴錢賤とは銀錢比価において、本来銀一両に対して銅錢千文であるのが三千文以上になることをいう。南京条約締結により上海が開港し、中国が国際市場に組み入れられたこともあって、銀貴錢賤状況は加速していく。その上蘇州周辺の農村地帯にあっては、洋布の流入によって漕糧の負担者である農民の綿作と、それに基づいて行なわれていた綿紡・綿織物業に打撃を与えた。この状況について、世臣は「松太利は綿花梭布に在り。稻田に較して倍蓰、暴横すと雖も、尚お支持すべし。近日洋布大行、價は才に梭布三分の一に当る。吾村専ら紡織を以て業と為す。近ごろ聞くに已に紗の紡ぐ可き無し。松太布市、削減大半なり。」（『齊民四述』卷二十六「答族子孟開書」）とあるが、これは道光二十六年の松江・太倉州の状況をのべたものである。

漕糧が蘇州府・松江府・太倉州の農民の負担になっていたのは、既に開港前の嘉慶年間に始まっている。前述した如く運河による漕運が度重なる水災と関係官吏の汚職による弊害の為、農民を苦しめている点については包世臣等の識者により漕弊として指摘されていた。

世臣は嘉慶十一年の揚州近郊の農民の騒動の後、嘉慶十八年、揚州下河を舟行した際に、下河水利説を著し、開屯により水害を防止する策を提言している（『中衢一勺』卷一「下河水利説」）。続いて道光九年には山東運河を観察し、開河日記を著し、開河東岸開屯説を提示している（『中衢一勺』卷六「開河日記」）。これ等は河運における弊害除去の対策として、その根拠の一つに漕運の負担者となっている蘇松の農民の負担を軽減する為に、下河から開河に至る運河沿いの地区を開屯し、そこで米麦等の食糧を生産することにあつた。世臣は「南漕に至りては、専ら江浙に藉り、尤も蘇松を以て大と為す。近年吳中の民戸、田租入る所、僅に漕に当るに足る。而して條銀必ず須らく賠墊すべし。即ち衿戸・訟戸輸納較輕し、亦復倍し差額征なり。民戸賸削に堪えず。開倉に非らざれば、邀減する能わず。衆志城を成し、謀らずして集る。故に搶斛・拆倉・毆官の案、相望して起る。従前開漕皆な棍徒、近年則ち皆な力農良民、封圻大吏、良民開漕の実、已むを得ざるに出づるを知る也。每事姑容、漸く長ず可からず。」（『中衢一勺』卷七上「畿輔開屯以救漕弊議」）とあり、ここには漕費の負担に堪えられなくなった民戸が、搶

5) 『近代中国農村社会史研究』東京教育大学アジア史研究会（大安、1967年7月）所収。小林一美「太平天国前後の農民闘争——揚子江下流デルタ地帯における」に、この道光二十六年の昭文・鎮洋での農民運動を論じている。

斛（ますを争いとる）、拆倉（倉を開ける）、毆官（官を駆りたてる）の事件が続発し、その首謀者は棍徒でなく力農の良民になっている点を指摘する。当時蘇州の漕額は毎畝約一斗八升だったが、折色により完漕すれば、毎畝米七斗餘になり、これでは蘇州の佃租が畝毎に一石であるので租入は僅に完漕に足るだけだというのである。ここで漕費負担者である民戸についてのべると、世臣が道光二十六年、蘇州府知府桂万超に与えた書の中で、漕費により小民が苦しんでいる背景として、「松太兩属、木棉を以て入優なりて稍蘇属に勝る。近来洋布盛行し、価は梭布三の一に止る。梭布市は必ず減滞し、去年木棉客折閱せざる無く、年復た一年、而して断じて此の腴削に堪え難し」（「中衢一勺」卷七下「答桂蘇州第一書」）とあり、松江府・太倉州は木棉生産で蘇州府よりも裕かであったが、それでも近来洋布が盛行するようになって梭布（織具の布）の価は三分の一になった。そこで棉客は梭布を損しても売ることになり、年一年と減っていくことに堪え難くなったとのべており、これは先に族子孟開が指摘した状況をふまえ、木棉生産地、販売地共洋布の盛行で、土布が打撃をこうむっているというのである。

更に「今年蠶収も亦豊かにして、葉価每石錢五千に至る。木棉梭布は東南杼軸の利にして天下に甲たり。松太錢漕誤まらざるは、全て棉布に仗る。今即ち洋布盛行す。価は梭布に当り、而して寛なれば則ち三倍なり。是を以て布市銷減す。蠶棉豊歳を得て、而して皆な本を償わず、商賈行なわれず、生計路細なるは、其の由を推原するに、皆な銀貴に由る。銀貴きは銀少なきに由る。」（「齊民四術」卷二十六「到前大司馬許太常書」）とあり、世臣は蠶収も豊かであるのに、洋布の盛行で土布の価が下落し、それによって漕費を取っていた農民に打撃を与えている現状に対する策として、開礦と鑄大錢と行鈔を実施することを政府高官に進言している。以上の銀貴錢賤を打開しようとした三策と並行して世臣が当面の漕費の不公平を打開する緊急の課題として提案したのは所謂均賦策である。「漕弊の始めを原ぬるに、官は民を以て魚肉と為す。故に爪牙を寵任し、大戸は魚肉に甘じせず。而して爪牙の能く箝制する所に非ざるに、漕規を輸せざるを得ず。小戸は大戸を欣羨し、大戸に詭寄せざるを得ず。大戸反って爪牙と比するを得て、以て小民を噬す。」（「中衢一勺」卷七下「答桂蘇州第一書」）とあり、官が爪牙（手先に使う者）を任じ、民を食い物にしようとするが、爪牙は大戸に対してはそくぼくすることができないので、それを小民の負担に転じようとする。小民は大戸を羨んで大戸に土地を寄進してそれをのがれようとするが、小民はくわれるだけであるとのべ、小民が益々不利になっていくと指摘する⁶⁾。ところ

6) 王毓銓「清末田賦與農民」『中国近代史論叢 第二輯 第五冊』所収（海風書店、1964年9月）四「大戸與小戸」。大戸は巨産の衿紳土豪地主と規定し、經濟上の支配地位にあるのみならず、州県政事にも関与しているし、刁生劣監の包攬抗交も大戸が行っていること、対するに錢糧の負担者である小戸は、浮収により苦しんでいる点を論じている。その浮収は正額の三四倍から四五倍になっているという。これについては、曾国藩が蘇松常鎮太の錢糧の重きこと天下に甲であると述べた資料に基づきその負担者は小業主であることを指摘している。ここから論者は、この地域の農民暴動は、この浮収に耐えられなくなった小業主が起こしたものであるという。ここでいう浮収の最たるものは、漕規であるが、この論者の指摘は包世臣のそれと一致している。

で世臣は、漕事は数十年來安靜の年がなく尚お大禍に至らなかつたのは、蘇松の田が多く饒戸に属し、小民の自由も幾ばくもなく、饒戸は佃戸の脂膏をもって自由を津貼（補填）していたからであるという。ところが近ごろ銀貴米賤になったことにより、饒戸の脂膏も竭き、必ず租戸を誅求するようになり、その結果業佃共に竭きたので、これが昭文・鎮洋の鬭争の発生した理由であろうという。

「鎮洋・昭文前後官吏紳富の房屋数百千楹を毀搶す。閣下をして募勇帶兵せしめ、出省再に至るは、その病皆な漕に由る。故に漕政平なれば則ち刁悍をして皆な従化し、漕政平ならざれば則ち良懦皆な敵と為る。死を救うことに膽らざれば、奚ぞ礼儀を治むるに暇あらん（孟子・梁惠王篇）。孟子豈に人を欺く者ならん哉。」（「中衢一勺」卷七下「復桂蘇州第二書」）とあり、鎮洋・昭文の案件は、桂超万が、来書で刁民兼悍、習いて性と成り、これが発生したとのべているのに対して世臣はその見解は此の症の癘理（皮膚の間）を診ていないとあり、この事件について表面的な現象だけをみて、事態のすきまにかくされた本質的な原因をみていないとのべ、官吏・紳富の房屋多数が破壊された深刻な事態になったのは、漕政が不公平であったことに起因しているのでこれを是正しない限り、騒動は治まらないという。ここに大戸が包漕により小民を苦累せしめている漕費徴収法を改めることや、漕棍がその間に介入して漕費を不正取得している等を指摘し、漕費の均平化を図る策の検討を要請するのである。ここでいう小民（小戸）とは、どれぐらいの土地所有者であり、その経営実体はどのようであったかについてみておこう。世臣によれば、戸法を定めて每人田六畝を得る者は上戸、四畝を得る者は中戸、二畝を得る者は下戸、人一畝に及ばざる者は貧戸、全て財産なく、又生業なく、老病にして子孫無く、子孫幼弱なる者は窮戸、其家十口を過ぎ、口が十畝以上過ぐる者は饒戸と為し、万金を上る者は富戸であると規定する（「齊民四術」卷四上礼一上「説保甲事宜」）。先述した蘇州の田は多く饒戸に属し、饒戸は十畝以上との小地主であつて自作農であると共に、佃戸にも小作させていたと考えられる。ここでいう上・中・下戸はすべて小戸であるが、蘇州では大多数の饒戸も小戸に含まれていたと思われる。これとは別に蘇州に居をかまえる富戸や紳戸もいたのであり、これ等は大戸と稱していた。世臣が取りあげたのは、主に郷村居住の饒戸に対する不公平な税制であり、漕規の不公平を追及する力作の戸とは、郷村居住の小戸であり、その対象が蘇州城市に居住する大戸である富戸・紳戸に向けられたのは、この不公平さを是正するものであつた。但し世臣がこの騒動の最中に老吏に問うとただ民刁を恨み、巨紳に問うとただ佃頑を恨んだとあるのは、この騒動の主体が佃戸であるとも受けとられる。確かに饒戸が漕規の不足分を佃戸に求めたとあるので、その点は一理あろう。ただこの騒動の原因は、漕規の不公平を是正するところであり、それを負担する自営農民が主体となつていたところからみて、これを抗糧運動とみるのが妥当であろう。その漕政の公平化を図るため提示されたのが均賦案であつた。この点については、道光元年江蘇学政姚文田が「今の所謂抗糧、業戸応に完すべき百石の如きは、彼既に数の如く運倉し、……中略……以て折収に備う。書吏等先に……中略……

多多磨耗，是れ其数^す已^たに敷らず。再び折扣を以て計算す。……中略……業戸既に甘んぜず。必ず争執に至りて肯て再交せず。……中略……州県即ち前二項を以て抗欠と為す。」(道咸同光奏議 姚文田 敬陳漕運情形疏)とある如く、業戸の抗欠の原因は、書吏の中間搾取であり、州県官が不正を訴える業戸の要求を抗欠としていた点にあるという。ここで行なわれる包完は、寡弱の戸が有力者に転交して輸納しているとあるのは先述した包世臣の指摘の通りである。均賦案とは正に田賦を公平にするということで、大戸に有利で小戸に不利な徴税に係わる方式を是正することをめざしており、道光年間に两江総督であった陶澍、江蘇巡撫であった林則徐の漕費是正案より一定進んだものであった⁷⁾。

以上包世臣が嘉慶年間江北・揚州で発生した水災に伴う飢民の騒動、道光年間江南蘇州近辺の農民の騒動の実情と対策を地方官に進言していた点について考察した。世臣が農民対策を重視するのは、「天下の富は農に在る而已^{のみ}、夫れ農無ければ、則ち食無し。工無ければ則ち用無し。商無ければ則ち給せず。三者一を缺けば、則ち人能く生きる莫し。」(「中衢一勺」巻七下「説儲上篇前序」とあり、農こそ天下の富の根本であるという考えがあったからである。しかし工・商の役割も大切であるとしているのは、現実の社会の状況を的確に把握していたからであろう。更に「財を生ずる者は農、之を勤める者は士、器用に備うる者は工、有無を給する者は商、之を通ずる者は士也。然らば則ち、法を修め、以て農を勤め、国をして富ましめ、而して徳をして尊ぶを主とするは、抑も先に士に求める而已。」(上に同じ)とあり、士こそ四民の首として農・工・商を導く存在であるというのである。この士とは、経世済民の立場にたって行動する人々である。

そこで次章では、まず世臣の考える治政と農政観についてのべることにしよう。

(二) 包世臣の治政観と農政観

世臣は治政に当るものは、孔孟と管子の説く恥を大切にすることを重視する。恥について梁啓超は顧炎武の「廉恥」説にある「人の不廉にして、礼に悖り義を犯すに至りては、其れ源は皆恥無きより生ず。故に士大夫の無恥は、之を国恥と謂う。」を取りあげ⁸⁾、これこそ経世済民

7) 「中衢一勺」巻七下「答桂蘇第一書」に「道光七年 陶文毅為四五六之奏、以亦和盤託出、然其意主於尅丁以寬官、又不為丁籌出路、而絶無意及於寬民。是以奏定之後意未举行、少穆繼之。兩次奏與丁争而不勝、大梟反增費、歲以萬計、皆由不知政本在安民之故也。……中略……漕事至今可謂窮矣。」とあり、陶澍が上奏した常州の四錢、蘇州太倉五錢、松江六錢の成案とは、漕運の発費に関するもので、林則徐もそれを継承したものであるがその意図は寛官であって寛民でなかったため、漕事は今になっても窮であるとのべている。尚、均賦案を具体的に論じたのは、一八五三(咸豐三)に、江蘇の郷紳、馮桂芬の「均賦議」『顯志堂集』巻十である。

この問題については、高橋孝助「清末地主制の再編と農民」『講座中国近現代史——中国革命の起点』(東京大学出版会、1978年)に論述がある。

8) 梁啓超『中国近三百年學術史』六「清代經学之建設——顧亭林」。

をモットーとする士大夫の政治道徳としたが、清末この顧炎武の説を学んだ最初の人は包世臣であった。世臣は孔子のとく「行うに己に恥あれば、士と謂うべし。」(論語・子路篇)や「之を道びくに政を以てし、之を斉うるに刑をもてすれば、民免れて恥なし。之を道びくに徳を以てし、之を斉うるに礼を以てすれば、恥有りて且つ格^{いた}る。」(論語・為政篇)をとりあげ、又管子のとく「礼儀廉恥は国の四維。」(管子・牧民篇)と孟子のとく「人は恥なかるべからず。」(孟子・盡心篇)や「人に若^{おと}ばざることを恥じざれば、何ぞ人に若ぶこと有らん。」(孟子・盡心篇)を取りあげ治政の倫理項目とした上で、「凡そ恥を以てする者、人は其れ天に受くる所にして、心に懐けば則ち恥と為り、事に見れば則ち義と為る。人にして而して恥無ければ、惟だ利是れ趨きて至らざる所なし。是故吏恥無ければ、則ち私を営み、而して令を奉ずる能わず。民に恥無ければ、則ち游惰にして而して敢えて法を犯す。然して民は士に化し、士は吏に化し、吏治汙なれば則ち士習懐れ、士習壞るれば則ち民俗漓^{うす}むるは古今の一理なり。」(「齊民四術」礼一上「庚辰稷著一」)とのべ、恥は天から授けられた基本的な倫理であって、恥がなくなると利が先行することになる。これは吏・民・士それぞれにとっていえることである。ここから「利心勝れば、則ち恥心微となる。是故利は義の反にして、恥は義の源なり。廉恥明らかならざれば、則ち礼儀の路塞がる。吏と士此れの如くして、且つ何ぞ齊民を責めん乎。是故游惰多くして而して奸宄出で、大は則ち結会聚衆、抗拒長官し、小は則ち挾詐健訟、良民を魚肉す。甚だしきに至りては、父兄を殺し、鬼魅に托す。惡逆不道、所在に有り。其の來るを推すに、皆恥なきによる。」(「齊民四術」礼一上「庚辰稷著一」)とあるが、ここには恥無きの民が結会して民を集め、行政官に抗議したり、妄りに訴訟して良民を食いものにしたり、中には父兄を殺したり、惡逆不道を行ったりする民の行動は、游惰な民の恥無きによるものであるとのべているが、これを招いたのも吏と士に恥がなく利に走るか、又義を失ったからであるというのである。「商賈貨を出して、以て爵命を得れば、則ち利は其權を操り、農民善を積みて以て爵命を得れば、則ち義は其權を操る。利權有れば、則ち邪慝並びに興り、義權有れば、則ち忠孝踵して至る。数年の間、貴徳の俗成り、官吏士民共に孳孳利を求むるを以て恥と為す。……中略……民為る者共に游惰を戒め、以て地力^{あわ}を尽くし、士為る者共に名節を励み、以て実用を求め、吏為る者共に利弊を究め、以て民隱を卹^{あわ}れめば、吏は虧空を以て恥と為し、民は抗欠を以て恥と為す。」とのべている。

包世臣は「齊民四術」の初めに「農」をおき、農業技術についてのべると共に、農政の重要性を指摘する。その根拠に孔子のとく「民を使うに時を以てせよ。」(論語・学而篇)をあげ、この項目に加えるに、民を富ませるものとして、孟子のとく「民事は緩^{おこた}るべからざる也。」(孟子・滕文公篇)と「其の田疇^{たはた}を易めしめて、其の税の斂^{おさ}を薄くすれば、民は富ましむべし。」(孟子・盡心篇)をあげ、「夫れ民は農に帰せば、則ち穀植繁にして、奸邪息む。上は農を明らかにすれば、則ち力作勤にして、侈靡衰う。倉廩実りて礼節を知るは、先王の本政已。」(「齊民四術」卷一「農一上農政」)とのべ、農業振興こそ国政の基本であるという。ところが現実

には、農民に対して、田輸兩税、復攤丁搖と一田にして三たび征し、内外正供は、農より十の九を取っていると、まず徴税の不公平を指摘する。その上「官吏徴収は、公私加費し、往往倍に及ぶ。」(上に同じ)と、正供(定額田賦)徴収の際に、官吏が付加税をとり、それが定額の二倍になっているとのべ、それでも「紳富の戸は、銀米数多を以て、耗折較輕きも、力作の民は銀米数少にして、耗折倍重。」(上に同じ)とあり、紳富の戸は、耗折が軽く、力作の戸は耗折が重いので、重税に苦しむのは、力作の戸であるという。だから力作の戸は、終歳勤動して、天災に会はないことを願っても、父母妻子に饑塞が迫り、その財を竭し、その身を貪婪に給して、慘酷を怏むことが、毎年のようになっている(上に同じ)とのべ、これにどうして堪へられようかという。包世臣が農政の重要性を認識したのは、彼の生いたちも関係している。「余の居家瘠野にして、且つ食貧なるを以て、幼にして園圃に親しむ。近歲客遊し、頗る吏術を究む。足跡及ぶ所、東西數千里を越ゆ。其風俗を訪ね、其得失を驗し、爰に旧聞を證し、殊に相い遠からず。竊かに謂うに、治平の樞は郡県に在り、而して郡県の治は、農桑を首とす。」(上に同じ)とあるが、世臣は安徽省涇県の貧乏士人の家に生れ、幼少時父が病にかかったことにより、生計が苦しくなり、ここから農に従事し、それが農家の利病を究める動機になったという。それから青年期各地を客遊する中で、郡県こそ治平の根本で、その首は農桑にあると思うようになったとある。世臣は郡県農政について、辨穀・任土・養種・作力・蠶桑・樹植・畜牧の七節目を設けて、詳細に論じている。その作力の項で、「農民其業を治するに……中略……晴事耕耘、雨勤織績、赤背して薅草、跣足して犁冰、出入星を見る。」と、その仕事の苛酷なことをのべている。そして工作常に倍する上農でも、自ら其田を耕して、歳に息錢は十四・五千文に過ぎないので、「而して佃耕と罷弱者は知るべきなり。或は忿迫して吏門に奔呼し、受斷明速なるも、歳計は已に虚にして、畧事遷延し、常に横貸滾塚の困みを継ぎ、累世復せず。」(「齊民四術」卷一「農一上農政」)と、上農、佃農の苦しみについてのべている。困みに横貸滾塚とは徴税に際してきびしく取りたてたり、租税の徴収状(滾單)に依って催徴する際に錢をつみ重ねる(塚錢)を要求されたりすることをいう。

包世臣の農業振興策は、民生の安定を第一義とする農政であった。その場合、孟子のとく郷田同井の制を理想とし、後世これに近い者は保甲であるという。孟子曰く「郷田井を同にし、出入相い友にし、守望相い助け、疾病相い扶持すれば、則ち百姓は親睦す。」(孟子・滕文公篇)を引用し、「郷田同井は礼の制也。百姓親睦は礼の行也。」(「齊民四術」農一上目録叙)とのべ、孟子の井田法は礼の制であると共に礼の行といている。世臣が「齊民四術」で強調したのは、法ではなく礼に基づく行政であった。この理念のもとに、現時の保甲制について「保甲は十家を以て甲と為し、十甲里と為し、十里保と為し、十保郷と為す。郷に郷老を立て定額無し。保は保長一人・保貳一人を立て、里は里正一人を立て、甲は甲首有り、直甲有り。……中略……十家輸直、其の当に輸すべき家を察して直甲と為す。」(「齊民四術」卷四上礼一上「説保甲事宜」)と農政のしくみについてのべている。世臣によれば、保甲は久しく廃している

ので、にわかにその法を挙げて、甲を以て里に属し、里を以て保に属し、保を以て郷に属そうとしても成立しないので、先に、編甲より始め、甲が成るのをまって然後に里を割き、里が成って保を割き、保成って郷を割く。知県はその産糧が較多く、家に儒を業とする者を考察して、そこから甲首を選び、里正・保長・保貳については、該居民が、紳士・耆農の中から公挙させるといのである。ここには保甲制を法によって一方的に制度化するのではなく、編甲から順次、里・保・郷に及ぼしていき、その基本となる甲首には、その地域の資産をもつ納税家、儒教の知識のある士人層を、里正・保長は、紳士・耆農といった層を該居民の公挙によって選任させるということが記されている。但、世々工商を業としたり、現に工商を業としているものは選任しないというのは、これらの層は営利を求め者であるので、それを警戒してのことであつた。かくして甲が既に成ったら窮戸を摘出し、その救済策を講ずることにした。それから甲首・里正・保長それに加えて儒士及び子弟に対しては、公所で郷役を講説することにした。この郷約には郷民を教化する目的で、主に勧善懲悪が記されていた。次に知県は保甲冊内から所轄の生童を摘出し、各々郷保に分けて、士冊を作成した。その目的は、生童の教育に資する為である。その教育とは、「政を為すは正心に在り、以て実効を求め、細心に在って、以て真勢を審にする。」（「齊民四術」卷四上礼一上「説学政事宜」）にあつた。実効を求めるとは、実務に関心のある士人を養成することにある。この場合農政を理解し、民生の安定に貢献する人間である。ところが「士人日に^{てんひつ}估罌・声病を事とし、農事を鄙棄し、研究を加えず。其の出づるに及んで、而して吏となり、牟侵及ぶ所なり。大略農民尤も其害を受け、故に農に勤むる所無く、相率して游惰と為る。」（「齊民四術」農二「庚辰櫟著二」）とあり、士人が日々経義を理解せず、唯文字のみをうかがい読んだり、詩賦の平仄・声律が合うことのみを学習して、農事をいやしいものとしてすてて研究しないのに、吏となると利益をむさぼることに及んでいる。ここに農民がその害を受けて、農に勤めないで游惰に走るのであるという。ここで世臣は国家が官吏の資格を与える科挙について言及する。「国家科目を設立し、服古の士を求め、以て入官の選に備う。而して貢監一途、名は俊秀為りて、本より民の秀異なる者を待し、人をして太学に入りて、以て其の材を造らしむ。故に其の章服（身分を表す衣服）挙人と生員異なる無し。然れども常例報捐の人、未だ必ずしも尽く俊民に係わず、捐職に至る。……中略……人徳を見ずして、但だ貨を見る。其農民力耕して奉公以て上る者、内行は家に於て修し、自好して郷里に聞うと雖も、報捐無力なる若きは、則ち窮老蔽穴、齊民と異なる無し。……中略……若し皇上の風俗至重を俯念せらるるを蒙り、標準関わるころ、常例を停止し、西漢孝弟力田の科に仿い……中略……直省大吏に飭して、州県に転飭し、実力農民中の敦篤力作、数十年公門に入らず、行誼族里の稱する所の者を訪求し、分別して詳請題咨、量りて職銜を給す。……中略……従前報捐の職員貢監、日一日と少く、而して孝弟力田にて挙を得る者日一日と多く、小邑下郷、皆な矜式を知れば、則ち齊民は篤行勤農に非ざれば、榮寵を仰邀すべき莫きを深信す。……中略……若し商賈賞を出して、以て爵命を得れば、則ち利其權を操り、農民積善して以て

爵命を得れば、則ち義其権を操す。利権有れば、則ち邪悪並び興り、義権有れば則ち忠孝踵して至る。数年の間、貴徳の俗成り、官吏士民共に孳孳利を求むるを以て恥と為す。」（「斉民四術」礼一上「庚辰禱著一」）とあり、現在官吏任用において、捐官が増加しているが、彼等は徳を見ないで貨を見る人である。又捐官には商賈が献金して資格を得ているが、彼等は利を追求する人である。だから農村にあっては、西漢孝弟力田の科に習って農民中からふだんの行ないがりっぱで評判のよい人を選んで郷官に任命すればよいという構想である。以上の結果、「民為る者は共に游惰を戒め、以て地力を盡し、士為る者共に各節に励み、以て実用を求め、吏為る者共に利弊を究め、以て民隱を恤む。」（「斉民四術」礼一上「庚辰禱著一」）とあり、民・士・吏はそれぞれの職分をつくすというのである。このようにすれば吏は虧空を恥とし、民も抗欠を恥とするとあるが、虧空とは物の数が足りなかつたりなかつたりする意であるがここでは、官が取り扱う経費の使いこみなどをいい、これと共に陋規（官吏が公務にかこつけて私腹を肥やすこと）が当時慣例化していた。世臣は「猾吏を撃ちて信に至るは、陋規を革むるに如くは莫し。」といい、吏が無恥の心もて陋規を取り、民を苦しめている状況を指摘し、これに伴って民が抗欠によって自らの要求を通そうとしているのも恥とはいったが、本来政を為す者は、必ず先に民生の要を求めるものであって、それに携わる吏が民生をないがしろにするところに問題があり、それを是正することこそ政の基本であるというのである。

以上包世臣は保甲制を郷村に実施して、その制度の責任者である甲首・里正・保長には士人・紳士・耆農を公挙によって選任することと、その該当者には、郷挙里選法に仿って力作の戸（農民層）にすることにした点に注目したい。この世臣の構想が当時の農村基層社会の実状に照して、どのような意味をもっているかについて、次に明らかにしよう。

（三）清代保甲制と農村基層社会⁹⁾

清代基層社会の実体をなすものは、家族・宗族・郷族である。地域社会の代表である郷紳は基層社会にあって宗族を操縦し、社会公益事業を執り行い、地方教化を掌握していた。

宗族は同族の互助のために設けた義荘・義田などの族田・族産をもっていた。また一族の系

9) 本題を論ずるに当り参考すべき研究としてあげておくと、(一)は拙著『清代政治思想史研究』（汲古書院、1991年2月）所収の「第三部 清末政治思想と経世学 第三章 清朝君主権と士大夫」である。これは清朝君主権が確立した雍正朝から、それが崩壊する清末までの時期に焦点を併せて、地方行政に対する君主権と士大夫の治政観についてのべている。次に(二)は拙稿「清末から民国初にかけての地方行政と地方自治——内藤湖南の見解に基づいて」『研究論集』第五集 別刷（河合文化教育研究所、2008年2月）である。これは、清代における経世思想家の地方行政観に焦点をあてて論じているが、特に顧炎武を始めとした清代の経世思想家が地方自治と社会のあり方をどのように考えていたかのべている。次に(三)は拙稿「清末地方行政と州県官——経世思想家の見解に基づいて」『研究論集』第七集 別刷（河合文化教育研究所、2009年12月）である。これは、清代における地方官の任用と職務についてのべたものだが、基層社会における行政に焦点をあてたものである。

譜や伝記・族約・家計を作り、一族の結集を図った。清朝は郷紳を地域社会の代弁者として、行政の一端を担わせていたのである。

そのため国家が整備したのが保甲制である¹⁰⁾。清朝は入関後里甲制を改めて郷村治安機構として保甲制を実施する。康熙四十七年に「凡そ州県郷城、十戸に一牌頭を立て、十牌に一甲頭を立て、十甲に一保長を立つ」という保甲法が公布される。雍正帝は郷村統治の理念として「聖諭広訓」を作成し、郷村における宗族と郷党の役割を重視した。帝は「天下は郷党の積なり」とのべ、郷党こそ国家の基本単位といているが、これは顧炎武が構想する郷党を地盤に地方士大夫の責任によって行なう地方分権ではなく、集権制のもとに中央任命の州県官に地方行政の責任を負わせ、それを補完する機構として郷党を位置づけたのである。つまり顧が意図する郷民代表の郷官の存在は認めなかったのである。ただ郷党の役割を重視したのは、地方行政の確立が清朝国家体制の安定につながる点を認識していたからである。帝は又、「宗族を厚くす」といったが、宗族こそ地方における宗族共同体を構成する基本単位であった。ここにはまず宗族間の孝が設定され、それが宗族・郷党・天下へと拡がっていくものとされた。そしてその過程で四民の首として、四民を知的・道徳的に指導する責務を負わされたのが士大夫であった。その一方では、士大夫は地方の徴税・治安面等の面で、地方官と協力して国家に貢献する存在として位置づけられた。康熙・雍正期に理念的にも制度化された保甲制は、次の乾隆期になってこいれがされた。この時期地方長官を勤めた陳弘謀は、宗族によって作成された宗約の意義をといた。宗約とは族員を管理する法規であるが、そこには財産管理と祖先崇拜に関することがのべられていた。又、宗族の歴史を記した族譜も作成された。更に郷村に慣習的に存在していた郷約法に基づき、各郷村の家族・宗族の共同利益実現のための連合組織である郷党についてもふれられている。陳は宗族こそ人々の団結の起点であり、ここから地方、更に全国に及んでいくといているのは、雍正帝の「広訓」と一致する。次に保甲については、その目的は良民と奸宄を区別することで、戸口人丁を清查し、戸長にその管理の責任を負わせた。そして不法者を地方官に報告して取りしまるというものにしたが、その背景には、この頃から地方治安の乱れがあったからである。乾隆期の後半、人口の激増・土地兼併等の要因によって大量の流民が発生し、社会不安が進行してくる。その一方で行政官の汚転も増加し、社会秩序も乱れてくる。そこには族権を悪用して、土地兼併や悪徳商法によって利権を図る宗族もいた。嘉慶年間に発生した白蓮教徒の乱は、このような社会不安や社会秩序の乱れを背景にして起ったのである。この時期保甲制はその機能を十分に発揮できる状態ではなかったが、多くの識者によるその再建策が提言されていた。その多くは、郷村の乱れに対応するため、保甲制だけでなく団練制を適用する案であった。つまり保甲を実行するためには団練をその中に寓

10) 聞鈞天『中国保甲制度』(台湾商務印書館民国六十年)所収 第七編 第二十一章「清人行保甲之政論與政策」第一節「劉衡等之団保兼行論」

し、民をして自衛させることにあるという進言であった。団練とは郷村中から志願兵を募集して防備に当らせる軍事組織をいうのであるが、白蓮教徒のような外部からの郷村を侵入防止するために設立された。しかし団練の基盤は、あくまで保甲にあるとしていた。この団保兼施論を提唱したのは、巴県知県劉衡であった。劉は「保甲は本地の匪徒を靖じ、団練は則ち外来の宵小を捍ぐ可し」といい、具体策をあげている¹¹⁾。その場合、劉がこの案を推行する為に「各衿者に伝諭して、老成端重、衆所信服する所の人を公挙して、推して保正と為し、甲を按じて之を分つ。……中略……其牌頭甲長は、保正の挙報を聴す。……中略……絶えて書役をして干与せしめず。」とあるのは、各郷村で公挙された衿者によってこの団保法を施行しようとしていた点、先述した包世臣が意図したことと一致する。包世臣の保甲の議の場合は、郷兵設置に特色がある¹²⁾。州県官が各郷の衿者を集めて、盜賊の害を防ぐ為に団結することの利を論じ、素より民の服する所の者を甲長とし、郷兵を募って兵制を整える。そこには教閱を重んじ、保恤を衿むことに特色があるとされる。包の郷兵説は、明の戚繼光に習い、戦略も加味したもので、特に保恤の情を用いて密かに連絡をなすという案は戚の東伍選兵策を学んだといわれている。包と同時期道光朝で地方官を勤めた王鳳生は郷約を重視し、郷紳の中から約正を選出し、郷集長と稱したが¹³⁾、郷集長には地方の安寧に勤めさせると共に、錢糧・詞訟等のことも充弁する権限をもたせるようにした点包と同様な考えを持っていた。以上の過程で明らかなのは、嘉慶以降にあっては、単なる盜賊対策の枠をこえて拮つてきた白蓮教徒の乱のような広域的な反乱対策に備える為に、地方でも郷村間の連合が見られ、それをつなぐ保甲制の再編が進行していた点がみられることである。その中で王鳳生があげた郷集長も出現していたし、また劉衡や包世臣の団練と郷兵の論も具体化するのである。これ等の両論は、やがて曾國藩が太平天国の乱に際し編制した郷勇へと進んでいくのである。

ところでこの嘉慶・道光期、江南北各地域において都市が発達し、そこにおける会館・会所の役割りが都市行政において重要な役割をもつようになった点を考察する。清代江北の揚州は清朝から特権を与えられた塩商の居住地として繁栄したが、その出身地は主に徽州であった。この塩政を担っていた特権商人は総商といわれ、政府から塩の専売権を得て莫大な利益を得ていたが、その反面閭商もひろがっていた。これ等閭商人を私梟と稱していたが、彼等が官引を阻壊すると謂われ、その対策が政治課題となっていた。包世臣はこの私梟を取り締まる策は下策といい、上策とは総商の特権を廃止して塩の販売を民間商人にも認めよというものである。そうすることにより、「民間塩価、必ず今の十の五六を減じ、私塩十一種皆な官課に輸すれば、課入必ず今より数倍、梟徒化して小販と為り、失業して盜賊になり、以て閭閻を擾害するに至

11) 注10)の著に同じ。第七編 第二十章「清人行保甲之政論與政策」第二節 三、「包世臣之保甲議。」

12) 注9)の拙稿 (二)の論文参照。

13) 注9)の拙著 第二部「江南地域社会と學術」第一章「江南の水利と郷董制」(二)「清代江南の水利慣行と郷董制」参照。

らず。」(「中衢一勺」卷三「庚辰襍著五」)とのべている。この包の案は、両江総督陶澍がとりあげ、票法として実施される。この揚州と共に運河沿いの都市として栄えたのが清江(清河)である。「清江彈丸の地 旧声楽無し。近日流倡数千に至る。每人費一金を計れば、則ち合計歳費百万に当る。清江の民人は耕さず織らず、衣食皆な河餉に倚るなり。」(「中衢一勺」卷一「守成総略」)とのべているが、ここには清江周辺の運河の治水に多額の費用がいるが、それに携わる河員は、河江を利用して河費を浪費している点をあげている。また運河を利用して江南の物資を首都圏に輸送する漕運もまた天下の急務であるが、官吏の利藪となっている。貪吏が良民を誅求し、奸民が貪吏を挟制している。貪黷の州県が言語を造作し、上司を愚弄して私服を肥やしているのに、上司は省察を加えず賄賂をもらっていると指摘する(「中衢一勺」卷三「庚辰襍著四」)。この漕運対策として、包が提案したのが、河運に変わる海運である。海運とは江南の物資を海路首都圏に運送する案であった。この策を提言した理由として、包は上海に集結している沙船を観察していたのである。「予曾て上海・崇明に遊び、小洋馬跡の諸山に登り、父老に従いて南北洋事、海運大使に稔ると問う。然れども資籍する所有るに非ず。」(「中衢一勺」卷一「海運南漕議」)とあり、海運の機が熟しているが、江蘇巡撫にその説が達してないという。「康熙廿四年、海禁を開く、関東豆麥毎年上海に至る者千餘万石、而して布茶各南貨、山東・直隸・関東に至る者、亦沙船に由り載せて而して北行す、沙船に会館有り、董事を立てて之を総ぶ。」(上に同じ)とあり、沙船が会館を作り、董事をおいて運営していると指摘する。又「沙船十一幫、俱に該商本貫を以て名と為すは、崇明・通州・海門三幫を以て大と為す。尤も多きは大戸別宅を上海に立て、親ら買売を議す。」(「中衢一勺」卷三「海運十宜」)とあり、沙船は上海に別宅を立て、ここで取引きをしているとある。更に「董事領袖は公議して、每載官漕一石に、銀若干を酌提して、分幫貯館し、以て公費と作す。」(「中衢一勺」卷三「海運十宜」)とあり、会館の運営費も貯えていた。その中には茶飯の類も備辦していた。ところで董事という職種が慣例化するのには、この時期水利等の公共事業のもつ意味が重視されてきたからである。これには水利事業が里甲制の役から行政機構の最末端に組み入れられたことにもよる。このことによって、水利事業における中間搾取者(吏胥・地保)の関与を排除しようとする側面もあった。董事はある面では、明代の里長・塘長の職務を継承しているが、これが徭役でなく、官職の一種として位置づけられていた。董事が会館・公所における運営委員のことを稱するようになったのは、この時代の商業の発達と関連している。蘇州の会館・公所は清中期以降の設置が多いが、これは蘇州手工業と商業の繁盛の結果であった。蘇州以外では、長江沿岸の各口港を控えた府州県の所在地も繁栄した。特に福山塘を控えた常熟県、黄田港を控えた江陰県、黄浦口下港にある上海県が繁栄した。これ等の県は、いずれも交通の要所として、商賈が駢集し、通商が盛んであった。従ってこれらの地区は、水利が緊急の課題になっていたのである。清朝も中期以降、長江沿岸では綿・絹・大豆等の商品作物の市場取引はかなり活発化し、徽商等の他地方の豪商にかわって、土着商人の台頭がみられ、各地に公館・

公所が設置された。これ等の県では、農業、牙行、經紀等の高利貸や、仲買商人等の活動がさかんであった。この長江沿岸における商業取引の隆盛にともなって、船運業も台頭してきた。これについては前述したが、清中期以降商業の中心地として、まず福山塘、黄田港が栄え、開港後は上海がその中心となったのである。ところで開港前蘇州が商工業繁盛の地であったことにより、「自種佃種を論ずる無く、皆な餘力を以て業田し、仰給の需に閑らず、遂に不完の税無し。」（「光緒吳江縣統志」卷八「賦役一蠲兌」）とあるように、周辺の農村にあっても業主・佃戸共に餘力をもって農業生産に従事していたので、税も完納されているという状況であったのが、それがアヘン戦争後の道光末期に、大規模な抗糧運動が発生した点については前述した通りである。

以上筆者は清中期以降、江南の諸都市において、土着商人が設置した公館・公所と、その運営に当る董事が、市の行政の一端を担う存在となってきた点を明らかにした。この董事の活動をいち早く認識したのは、包世臣であったが、それは都市行政においても民生の安定を第一義とすることに由来する。包世臣が農村再興のために描いた保甲制にあつては、農民の代表を郷官として選任することを重視したが、都市にあつては商人の代表である董事の役割に注目しているのであつて、これ等を含めて郷董制のあり方を模索していたものと思われる。郷董制とは、正に嘉慶・道光期以降、江南各地に成立したしくみであつた。

（四） 清末 郷董制と地域社会

江南の郷董制について、稲田清一氏が清末の江南の鎮における実態を検討し、そこに鎮董制が成立していた点をあきらかにした¹⁴⁾。氏によれば、市鎮在住の生員クラスの有力者が鎮董に任じられ、水利、救恤などをはじめとする各種事業を行っていた点を明らかにされているが、この郷董制は嘉慶・道光以降の江南の社会・経済の変化に対応した行政のしくみであつたといえる。包世臣がこの構想について、十分認識していたことは、前述した通りであるが、これを具体的に更におし進めようとしたのが、馮桂芬である¹⁵⁾。馮によると、各省の城市では図が行政区画の単位となり、その責任者として総董・図董が公挙されており、一方各省の郷村では、郷が行政区画の単位となりその責任者として郷長・郷董が公挙されていたが、この図董・郷董に公挙されている紳士・生員は、官ではなくても官に近い存在であり、郷村にあつては里中の行政は郷董が里中の耆老と合議して決断するというのであるが、これを更に郷職として位置づけようとしたのである。更に清末同治以降になると、行政制度とりわけ議會制の研究が開始されるが、陳熾は「各府州県は外洋議院の制に仿つて、百姓より郷官を公募す」とのべ、郷官制

14) 森正夫編『江南デルタ市鎮研究』（名古屋大学出版会、1992年8月）所収 第三章 稲田清一「清末江南の鎮董について——松江府・太倉州を中心として」。

15) 注9)の拙稿（二）の論文参照。

を外洋議院制と同等な組織にすることと、その一方で郷官が設けられたら保甲を實のあるものにするものべている¹⁶⁾。鄭観応も「公挙の法は即ち郷拳里選の遺意」とのべたが、これは包世臣以来、郷官構想を推進しようとしていた経世家の共通の認識であったようである¹⁷⁾。清末戊戌変法を実施した康有為にあつては、古の郷治として周官郷遂の制から漢代郷亭制における三老に注目し、三老が教化・訟獄・盜賊の事を掌っていたが、これは今の欧米の学校・警察・審判官であり、民が自挙して官が之を命じたものである。そこで今こそ古の郷官制を取り入れた議員制を実施することを提言している¹⁷⁾。ここには郷官とは郷民の代表であり、それは民意の反映機関として設立された議會制と同様であると考ええる。清末清朝が新政を開始する中で、全国官制を改定する案が上奏されるが、地方行政の問題点として取りあげられたのが、地方自治のあり方であり、そこには康有為同様、漢代の郷官制が最もよく、これを廃止した隋以降自治の精意はなくなったとのべ、ここから郷は郷会が立法を司り、郷長が行政を司ることと、郷會議員、郷長は人民の公挙とすることが提案されている¹⁸⁾。そして更に城鎮郷地方自治章程及び選挙章程案が提示され、城鎮の自治職に議事会と董事会、郷の自治職に議事会と郷董を設け、城鎮議事會議員は、城鎮郷の民から選び、郷董は郷民の中から議事会が選挙し、地方官が任用する等のことが記される。この規約は、清末各城鎮郷に成立していた城郷董制を利用して作成されたものであり、官指導型の行政改革として位置づけられた。

おわりに

清末、欧米議院世制度にならつて、それを参考にした地方行政を実現することを提案していた鄭観応・陳熾・康有為等よりも一世代早い時期に包世臣が構想した地方行政案の中に、欧米議院制度と同様な見解があつたという指摘は、清末の劉師培、更に民国の錢穆等の思想家にみられるが、それは包世臣が論じた民の中から公挙により郷官を選ぶ構想であつた。これは、民が行政に自らの意見を反映させる議院制と同様なものが郷官制と考えていた点にある。しかもそこに選任されるのは耆農であり、この耆農こそ篤農力作者であるとされたのである。そしてこの耆農が民間の裁判事項や村民の教化等の責任を負う存在であつた。

これは内藤湖南が農村の保甲制度を基礎として、その上を郷官制度とすることが、数千年の積弊を一掃する道であると述べており、必ずしも湖南は欧米議院制度を参考にするとはいへないが、但、湖南が郷官を重視したのは、包世臣の意向にそつた見解であつた。湖南は都市における商人の自治団体である公館も、郷官制度の基盤とすべしであるものべているが、これは清末、公館が都市行政を担う存在になつてきた点をふまえて論じたものである。ところで

16) 注15)に同じ。

17) 注15)に同じ。

18) 注15)に同じ。

この小論で筆者がまず清末江南北におこった災害に伴う農民の生活保護の運動と、漕運に伴う農民への付加税反対の運動を取りあげたのは、これらの農民の要求をいちやく理解し、その対策を関係府州県に提案した包世臣の思想を明らかにしたかったからである。そこではこれ等農民の要求に対して、武力で取り締るのでなく、その要求を取りあげ、公正な行政を実施することを重視した点にある。しかも包は、この時期、農村・都市における基層社会の変動にふまえて、それに見合う地方行政のあり方を提示していた。これが清末この構想の中に、欧米議院制と同様なものを見たと思われる。

清末郷里自治構想は、清朝中央政府も取りあげることになった点については、前述した通りであるが、それは実現にいたらず辛亥革命によって清朝政権も崩壊し、民国以降、地方行政は不安定なまま継続していく。この時期、内藤湖南は郷団自治の必要性をとき、また梁漱溟にも郷村自治論もあったが、これ等はいずれも課題として論じられていたものの、その確立には至らなかった。これ等の問題については、いずれも別稿で論ずるつもりであるが、本論が意図したものは、清末変動期に生存した地方出身の経世家、包世臣の農政論を明らかにすることによって、その中に現代の農民の維権運動の先がけとなるものがあるか検討したかったからである。

中国の農民運動

——前近代から現代へ——

吉 尾 寛

I はじめに

現代中国の維権農民運動に関する代表的研究者、于建嵘氏は、次のような運動の展開過程ならびに将来の見通しを示している¹⁾：1992年以前は、個人の直接的な利益とかかわる日和見主義の抗争である「日常的な弱者の抵抗」の時期。1992～1998年は「依法抗争」の時期。1998年以降、「組織的抗争」あるいは「以法抗争」の段階に入った、と²⁾。

「依法抗争」とは、当該研究者の一人、李連江氏等が「政策を依拠とする抗争 (policy-based resistance)」と規定した段階で、1980年代半ばより、中国農村の政治的危機が進み、特に1987年の『村民委員会組織法』の公布以後、投票やその他の形での農民の政治参加が行われる中で現れた。その特徴は「農民が各種各様の『土政策 (地方独自の政策)』や農村幹部の独断専制と腐敗行為に抵抗する時に、関連の政策あるいは法律の条文を引用し、常に組織的に上級組織に向かって圧力を加え、最後は中央政府まで行って、政府の役人に対して関連する中央政府の政策あるいは法律の遵守を促す点である」と³⁾。

方や、「以法抗争」は、于建嵘氏自身が定義した抗争の段階であり、不法行為者に直接戦いを挑み、問題解決の主体が農民や運動の指導者である新しい動きを指す。基本目標は資源的な権益の争いから政治的権利の争いの方向へと発展し、その目標は公共性や普遍性を持つ。農民の情報収集能力の拡大により、国家の法律と中央の政策をもの差しとして県や郷政府の政策決定や行為をチェックし、受け身ではなく主体的に農民の生活状況に基づいて抗争の目標あるいは要求を提出するという過程をへて、その時々に変化する問題の解決を求めて活動する、と⁴⁾。

1) 以下、この間この運動を日本の中国史学界に紹介してきた谷川道雄氏、中田和宏氏、田村俊郎氏の仕事に全面的に依拠して述べる。谷川道雄「現代中国農民維権活動覚書」(『研究論集』第8集 2011年)、谷川道雄・中田和宏・田村俊郎「共同研究：現代中国農民の維権 (権利擁護) 運動——中国学界の討論をめぐって——」(『研究論集』第9集 2012年)、谷川道雄「(同上) 附録：于建嵘 (Yu Jianrong) 教授簡介」(同上) 等。

2) 注1)、「共同研究：現代中国農民の維権 (権利擁護) 運動」前掲。

3) 「共同研究：現代中国農民の維権 (権利擁護) 運動」II 『依法抗争』から『以法抗争』へ (中田和宏) 前掲。

4) 注2)。

「依法抗争」論と「以法抗争」論の間に、維権農民運動に対する評価・将来の通しに違いはあるが、本運動の契機として「税・費」負担の問題があることについては一致している⁵⁾。

「税・費」とは、(土地)税本体とそれに附帯する諸費を意味し、「費」は郷鎮等地方政府が独自に徴収するものである。田原史起「中国農村政治の構図——農村リーダーからみた中央・地方・農民——」(『現代中国研究』19 2006年)によれば、1950年代以来、「農業税」等予算外収入が各地方政府の財政を大きく支え、80年代後半からその割合は増加していった。「農業税」等は村の学校建設、教師の給与、道路普請、水利施設補修、さらには村幹部や県幹部の給与までを用途として、「税金」の一部として含まれていたものの税金外費用である。また、「郷統籌」等の名目により地方政府が独自に配分することも可能な費目であったが、逆に、省・市級行政庁の地方税と異なり必ずしもその存在は保障されず、それ故——上級機関に対する‘上納’部分の増加への対応の場合も含めて——基層幹部による恣意的な徴収・配分・使用も亦起こり得るものであった⁶⁾。

于建嶸氏は、「以法抗争」の実態として、2006年の「税費改革」(農業税の廃止)に伴い、農民が「田畝量による税の計算」「田畝ごとの生産量・食糧価格」の決定方法等の不公正とともに、「直接には郷鎮政府の管轄に帰属しない」「学校の過剰な費用徴収⁷⁾」をも問題にするようになったと説く。今日の維権農民運動においては、地方政府独自の税の徴収・運用のありかたに止まらず、基層社会の公共性のありかたも追及の範囲に入っていると言い得よう。

かかる維権運動を指導するリーダー「抗争エリート」(抗争精鋭)についても、「依法抗争」論、「以法抗争」論、いずれも詳細な検討を行っている。同じく、于建嶸氏の見解に寄せて言うならば、当該のリーダーには次の3つの特徴が見いだされる。【別表】も参照いただきたい。

5) 「共同研究：現代中国農民の維権(権利擁護)運動」Ⅲ 于建嶸氏の『以法抗争』論をめぐって(田村俊郎)前掲。

6) 「中国農村政治の構図」には次のようにある：各レベルの地方政府には非正規の財政として「予算外」の収入と支出が存在してきた。予算外の収入は、地方政府に帰属する企業や地方住民からの徴収金、また上級に納める税金の附加税を原資とする。租税の徴収と異なり、徴収の名目、徴収額などに弾力性があり、使い道も自由である。予算外収入ははやく1950年代から各地方政府の事実上の財政として存在していたが、1980年代後半から急増した。そしてその主要な財源は、様々な名目で住民や地方公有企業から徴収される分担金(摊派)であった。もしも「予算内」「予算外」という呼び方を日本の地方財政についても用いれば、地方自治体の収入はほとんど全てが「予算内」収入で占められていることになる。それだけ予算外収入は中国の地方財政に特徴的なものである。とりわけ最末端の「政府」つまり村民委員会になると、正規の租税収入を原資とする予算内収入をまったく持たない。村収入の全額が、自力で調達された資金である。つまり、村には事実上の「収入」と「支出」が存在するが、これらは全て国家の財政制度の枠外にあり、公的にはまったく保障のない収支である。にもかかわらず、村は数人から十数人の専属スタッフを抱え、実質的には政府の代行ともいえる仕事、たとえば計画出産の管理を代行し、また公共事業の実施などの経済的活動も行っている。中国農村部の生産・生活基盤の開発は、正規の財政収支を持たないこの村レベルに支えられたところが大きいのである。

7) 中田和宏「『依法抗争』から『以法抗争』へ」(2011年11月26日東アジアの歴史と現代研究会)のレジュメ。

(1) 主体の多くが農民であるとはいえ、リーダーはむしろ農民でない階層に属し、外地より戻って農業に従事するようになった者が多い。例えば、退役軍人、退職職工、小売商、元中学教師、さらには共産党員、人大代表等に及ぶ。(2) 外地での経験をもとに郷里での問題を解決する志向をもち、談判・宣伝の方法、そして法律そのものをも独力で学び精通する、‘在野の達人’といえる。(3) 「明確な政治信条をもった農民の利益代表者」として、「さまざまなやり方で安定したネットワークを作」り、「農民自身が問題解決の主体となり、農民という社会集団の抽象的な『合法権益』あるいは『公民としての権利』を」掲げる⁸⁾。——正に、維権農民運動においては、例えば弁護士等の専門家・知識人が先頭に立って指導するケースは少数派で、寧ろ、一般の農民とは異なるところの民衆、「抗争エリート」（抗争精鋭）が法律面等も含めて終始指導するのが主流であったといえるであろう。

現代の維権農民運動の特徴を以上のように辿ってくると⁹⁾、筆者は、およそ百数十年前に華北を中心に全国に亘って発生した「抗糧運動」のことを改めて想起する。いうまでもなく、抗糧運動は皇帝専制体制のもとに発生した。しかしながら、体制が皇帝専制から共和制、社会主義体制と移り変わり、なおかつ2000年前後より農民は「税・費」の負担をめぐって集団的抗争を起こし、その数は増加した。

即ち、現代中国の維権農民運動——「税・費」負担の軽減を起点に、さらには基層社会の公共性に関する要求に及ぶ——の歴史的な性格を指導者層のありかたに留意して考察していくにあたり、筆者は、その最初の糸口を清末の抗糧運動に関する先行研究の成果の中に求めたい。殊に、上記に対応する論点をそなえる並木頼寿氏の研究成果をふまえたいと思う。抗糧運動の主体が税糧の、いわば地方的構造（額面・項目の設定等に反映される）をどれほどまで見極め、又その事実をふまえていかに抵抗したのかという視点から、並木氏の発掘した史実にも立ち入って研究成果を具体的に再抽出し、それを通して氏の示唆を得ることにしたい。

II 清末・河南省の団練組織「聯荘会」による抗糧運動に関する並木頼寿氏の研究

並木頼寿氏の代表的研究の1つに、1854年（咸豊4）河南省・開封府を中心に起こった団練組織「聯荘会」による抗糧運動に関するものがある¹⁰⁾。氏は、本抗糧運動の概要を次のように記している。

8) 注2)。

9) 維権農民運動自体としては、「土地収用」問題によるものがあるが、この問題に即したアプローチは他日を期したい。ただ、「農業税」廃止（2006年）以降、農民の活動の自主的組織や、所謂農民協会が合法を基本として扱われているとは考えにくいので、先ず、「税・費」減負問題に即して初歩的検討を試みることにした。谷川道雄「現代中国農民維権活動覚書」前掲等参照。

10) 並木頼寿「一八五〇年代、河南聯荘会の抗糧暴動」（『中国近代史研究』第2集、第3集 1982年、83年。後に『捻軍と華北社会』研文出版 2010年に収録）。

1853年（咸豊3）夏，太平天国北伐軍が河南に入ると，各州県は上級からの命令のもと団練の編成に着手し，彰徳府，衛輝府，懷慶府，河南府，鄭州，開封府，歸德府，汝州，許州，陳州府，南陽府，汝寧府においては紳民が聯荘会を組織した。この時，開封府の禹州では，劉化振という人物を総会首として，禹州東郷の聯荘会が成立した。この聯荘会は，1854年（同4）の錢糧開徵の時期に至ると，会の経費をまかなうためには錢糧を減額してもらわなければならないという要求を知州に提起した。これを知州が拒むと，11月9日，百九十余人で州城に押しかけ，知州の動員した官兵と衝突した。官兵に撃退された聯荘会の会員らは，密県・鄭州など禹州に近接する地域を転戦し，団練による抗糧という枠を越える動きさえ見せた，と。

並木氏は，当時の河南学政張之万の上奏文（張之万撰『張文達公遺集』卷二「通查豫省積弊以安民心摺」）を聯荘会による抗糧「暴動発生の背景を比較的早い時期に，最も包括的に把握しようとした」ものととらえ，そこに発生の契機についての最初の手がかりを見出す。張之万の上奏には，本抗糧運動は「制錢法」（並木「一八五三（咸豊三）に制錢二千文を銀一両と公定したことを直接には指すが，広義には，銅大錢・鉄錢・銀票・宝鈔等の公定比価をも含んでいると思われる」）の施行によって「河南の農民」が「納税に際しても制錢二千文で銀一両と計算してよいと理解し，その通り実施するよう州県官に要求して暴動となった」とある。氏は，この認識に依拠して，「折錢代納額」が銀両額に対応して「固定」されていたならば，「銀価の変動によって上下することはなかった」（並木「銀価が刻々と騰貴し，錢価が低落しても，直ちに農民の負担が増大することはなかった」とし，逆に「銀価に按照するといっても，折錢額は地方政府によって，それぞれ決められていた」，つまり清朝政府の「公定」制度が州県において文字通りに実施されていなかった実態をとらえるのである¹¹⁾。

並木氏は，このことを基点にして，民国20年（1931）発刊『禹県志』卷2「大事記」等の記事にもとづいて，聯荘会による抗糧運動の州県レベルにおける「係争点」を浮き彫りにする¹²⁾。いま並木氏の明らかにした事柄を，州県官等官吏の側，抗糧主体の側に整理して掲げると，次のようになる。

先ず，州県官は，事前に既に農民の「折錢代納」のもと——銀票・宝鈔などの紙幣の発行も加わって，銀錢比価によって生じる差額を私的に取得していた。

臣伏して査するに，河南百姓の完糧は多く折錢に係る。而して銀価に按照して折錢す。並びに實在完銀する者亦た復た少なからず。去歲鈔法初めて行なわるるに，漫として区別なく，百姓の完納は仍お銀錢を用い，州県の報解は則ち銀を以て鈔に易う。現時の銀価と鈔価とを以て之を計るに，銀一両を鈔に易う毎に，一両に二三錢を長ずべく，是れ民に益無

11) 「一八五〇年代，河南聯荘会の抗糧暴動」「一 聯荘会による抗糧暴動の展開」「1 河南学政張之万の上奏」前掲。

12) 「一八五〇年代，河南聯荘会の抗糧暴動」「一 聯荘会による抗糧暴動の展開」「2 抗糧暴動の経過と係争点」前掲。

くして国に損有り、而して徒らに私囊を飽かしむ。小民愚なりと雖も、此等の情節、豈能く之をして知らざらしめんや。（「通查豫省積弊以安民心摺」前掲）

実際、州県官は、銀錢比価の差額（利鞘）を追究するために様々な方策を講じた。とくに氏は、銀の価値が高騰した際の税糧錢糧に関する『清実録』（巻136、咸豊4年7月壬子）の記事に注目する。

中州（河南省）兵差絡繹として民力凋敝す。錢糧を交納するに半銀半錢之章程有るに、而るに官の民より取るは、依然として是れ銀なるに自り、民章程を執りて、以て請命す。官即ち以て刁抗と為し、民は甘心する能わざる所以にして、事端を滋くするを致す。州県官に至りては、亦た、錢二千にて銀一兩と作せば、則ち耗銀の出づる無きに因り、錢糧を辦理するに必ず棘手するに至る。応に予め官民両便之方を籌して、患を未萌に消すべし。（傍点は吉尾）

「耗銀」が州県官の利鞘の源となっており、そのことが付加税設置の原因になったとある。しかも、かかる付加税の設置は、一般の税糧に止まらなかった。並木氏は、知州の「加賦」がもとで抗糧運動が発生した禹州（「咸豊」四年秋九月、署知州朱光宇、加賦を以て民変を激し、聯莊会首劉化鎮及び其の衆を殺す（『禹県志』巻2、大事記）について、漕糧に関する以下の実情を明らかにしている。漕糧は、本来本色で徴収されるものであるが、抗糧発生時期、河南省では折錢して徴収されていたと氏はみる¹³⁾。この折錢徴収の過程に地方官の「平余」（銀賤なれば地方官に残る）「中飽」が存在した。州県官は、銀の価値が騰貴すると、「平余」部分を確保するために「兵徭」の名を借りて付加税を設けたのである。

是れより先、禹州の糧漕は、兩銀は二千六百錢を納め、斗米は六百五十錢を納めしむ。平時、銀賤なれば、余錢は尽く官に中飽して、名づけて平余と曰う。軍興より、銀価驟かに貴く、平余遂いて少なれば、知州程估、兵徭に名を藉り、兩銀に三百四十錢を加え、斗米に二百余錢を加えんとす。（『禹県志』「大事記」）

民国『統武陟県志』にも「正賦の外に又、漕米の折色銀兩有り」とあるとし、又民国『統安陽県志』の「漕米減耗」の記事を引いて次のように述べる。

「有漕」の県たる安陽の1819年（嘉慶24）の納漕額は、「原本色漕糧米麦 六千三百八十六石二斗五升八合」、「加辦永城等州県黑豆 二千三百三十石」であり、前者は銀六錢六分、後者は銀八錢という折価がさだめられていた。この折価によって、漕米の総額八千七百十六石二斗五升八合、銀五千九百七十九兩一錢六分七釐に換算され、それを「民田正賦の内に帰し、銀兩に按じて均攤す」という方法で徴収していたという。

並木氏はこのことに関して、「安陽ではすでに漕糧は銀に換算され、田賦の付加税と変わら

13) 「一八五〇年代、河南聯莊会の抗糧暴動」「一 聯莊会による抗糧暴動の展開」「2 抗糧暴動の経過と係争点」「②輝県・新郷・獲高等の聯莊会」前掲。

ぬものとして徴収されていたと考えなければならない」と説く¹⁴⁾。

さらには、「河北地区に顕著な黄河の治水にかかわる河工物料の徴発」についても、同種の付加税の例を示す。「土方加価」（獲嘉県）、「土防加価」（林県）である。例えば、「土方加価」は、「正賦銀一両につき錢数百文という付加税」で、「徴収にあたって、釐の単位の端数は分に切り上げるといやり方が行われ」て「釐捐分」などという「俗称」も具え、「河防工事が終わっても、その負担は撤廃されず、付加税として存続していた」と述べる。本県の聯荘会は、この「土方加価」の停止を求めて官憲の弾圧に抵抗し、県下各地で騒擾が起こった。

因みに、州県官の付加税の設定には2種類あったのではないかと筆者（吉尾）はみる。1つは、田賦とは別の付加税として設定するものであり（武陟「正賦の外に又、漕米の折色銀両有り」、獲嘉「土方加価」、林：「土防加価」）、いま1つは、正規の田賦の中に組み入れられる場合である（安陽「民田正賦の内に帰し、銀両に按じて均攤す」、武陟「漕糧が銀に換算して田賦に付加され、さらに錢に換算される」）。並木氏においては、この実態に対して、後者即ち田賦と付加税部分が一体となった——あるいは農民側に対しては一体の形をとって表示される——「折錢代納」による州県官の中飽が発生していた実態を、より重要視していたと考える。

漕米にせよ、河工に伴う科派にせよ、それらが現実に徴収されるときには、田賦に一体化して徴収されており、それゆえ人民はさらにその折錢納に苦しめられていた。すなわち、さきの張之万の上奏で指摘されていた一般的な要因としての銀錢比価の問題は、田賦およびその付加税いっさいについて、具体的に地方官の中飽というかたちで存在していたのである。聯荘会に結集した人々は、急激に増大した差徭に抗し、また、徴税に伴う不当な過重負担に抗するために、聯荘会という組織を利用したとすることができる。

では、抗糧運動の主体は、かかる状況にどのように対処したのか。結論的に言えば、並木氏は、その「係争点」を——形態の如何（正賦の中に組み入れるか否か）に関わらず、州県官が不正に付加した部分の負担の軽減としてとらえている。例えば、林県については、「大事表」咸豊四年の条に依って、県北の村民の「土防加価」反対の行動を次のように述べている。

四倉区を連合して聯荘会を設立し、……このような県北の動きに合潤倉区の人々も聯荘会を作って呼応し、農具を持ち、大挙して県城に赴いて、知県に負担の軽減を迫った。その結果、林県においては、「土防加価」が豁免されるとともに、田賦徴収に「半銀半錢」の原則が認められた。

注目すべきは、地方官側が抗糧の主体の行為（「浮収」の減免）を文字通りの「抗糧」と偽って上級政府に鎮圧を訴えていたことである。禹州知州の行動については次のように指摘されている。

彼ら（郷民）が浮収の減免を要求したのに対し、知州は交渉の手續を踏むことなく抗糧と

14) 注11)。

断じ、叛逆として弾圧しようとした……。……清朝は事の重大化に驚き、弾圧の強化とならんで、地方官の辦理不善を責め、浮収の禁止を命じなければならなかった。その結果、禹州では、地丁・漕糧の徴収が旧に復したという。

以上に述べた内容を総括する形で、並木氏は、主文前段で「一般的な表現ではあるが」と判った河南学政張之万の一章を、再度次のように掲出する。

伏して思うに、奸民の糾衆するに、皆減価完納を請いて、敢て抗して完納せずとは謂わざる也。皆差徭の求減を請いて、敢て差徭に応ぜずとは謂わざる也。（「通查豫省積弊以安民心摺」前掲 傍点は吉尾）

ただし、並木氏は、本来団練組織であった聯荘会が、州県官の不当な附加税（分）撤廃を要求していった結果、地方官の武力弾圧に抵抗して「暴動と呼べる事態へと展開」した事実についても重視する。しかも、この事実の具体的検証を通して、抗糧を進めた運動の指導者層が必ずしも一様なものでなく、主体の全体も「紳民」一般としてとらえきれない実態を導きだしている。例えば、『禹州志』『大事紀』に依って、

上からの団練編成の呼びかけに応じて紳民の協議によって作られることになった聯荘会は、各里の大戸がその運営を荷うこととされたが、大戸が富人に特別な配慮をする動きを見せたために、会中に不満を生じ、大戸のやり方を追及した中心人物として、劉化振が注目を集めた。……禹州の聯荘会が、その成立の当初から、社会的階層の上下を反映した対立を内包していたことは、推測できるであろう。いうならば、より下層の糧戸が聯荘会に結集したと考えてよいのではなかろうか¹⁵⁾。

という。さらには、1854年（咸豊4）11月以降禹州・聯荘会による抗糧運動が「清朝地方官と武力衝突する段階に至ると、州県境山区の『游民』や『煤窰游民』とも合流し、官側がこれを『会匪』と呼ぶようになる活動を展開した」と述べる¹⁶⁾。

ここに、聯荘会が団練としての活動と同時に抗糧運動を展開した過程に関して、担い手全体が必ずしも郷紳層を中心に一つに纏まらず「郷村の秩序の……崩壊、解体につながっていく」側面、会自体が「決して閉鎖的な郷村の秩序自体によって成立していたのではな^く¹⁷⁾、それ

15) 「一八五〇年代、河南聯荘会の抗糧暴動」「一 聯荘会による抗糧暴動の展開」「2 抗糧暴動の経過と係争点」「①禹州、劉化振らの動き」前掲。

16) 注13)。

17) 「一八五〇年代、河南聯荘会の抗糧暴動」「おわりに」前掲。例えば、「たしかに、聯荘会の指導者には、生員層に属すると思われる人々や、在地の有力者と考えられる人々が含まれているが、彼らは清朝の支配体制により強く結びついている上層の郷紳らとは微妙に利害を異にしていた。そのみにとどまらず、抗糧の動きが武力抗争に拡大していく過程で生じた聯荘会の分裂と、それと同時に生じたそれぞれの地域、さらには州県境を越えた聯荘会成員の連繋した活動には、聯荘会という名の団練組織でさえも、決して閉鎖的な郷村の秩序自体によって成立していたのではなかったことが示されているといえるのではないだろうか。」とある。

故抗糧運動の担い手は本地の土地所有者の範囲を越えて存在していたことが明示される。この点、並木氏の言葉——「聯荘会の動きを地主、豪紳が彼らの在地における支配力を維持するためのものであったと解するのは、必ずしもその全体像を説明するに足りないように思われる」、
「聯荘会においては、郷村秩序の維持をはかろうとするものと、むしろその解体を指向するものとの対立が内包されていた」は、本運動における抗糧農民そのものの存在の重さに対して我々の注意を喚起させ、さらには、彼らの意識の総体を考える上でも示唆的であると考えられる。

III 結びにかえて——清末の抗糧運動に現代の「税・費」減負運動を重ねて見る

総じて、並木頼寿氏の考察から、19世紀半ば河南省で発生した聯荘会の抗糧運動の契機をなした税糧の額面・費目設定の地方的構造とそれをめぐる運動主体の意識のありかたについて、次の5点を把握することができよう。

- ①州県官は、抗糧運動発生以前に農民の「折錢代納」のもと、銀錢比価によって生じる差額を私的に取得していた（「平余」）。
- ②州県官は、銀錢比価の差額（利鞘）を追求するための方策を講じ、とくに、錢糧や漕米の徴収、さらには黄河の治水にかかわる河工物料の徴発において付加税を設けた（「土方加価」、
「土防加価」等）。設置の方法には、田賦と別の付加税として設ける場合（「正賦の外に又、漕米の折色銀両有り」等）、正規の田賦の中に組み入れる場合があった（「民田正賦の内に帰し、銀両に按じて均攤す」等）。
- ③これに対して、抗糧運動の主体は、設置形態の如何に関わらず、付加税を含む税糧全体の軽減でなく、専ら付加税あるいは税糧の中の付加税部分の軽減をめぐって州県官と係争した。逆に、州県官は、抗糧主体の「浮収」の減免を「抗糧」＝税糧そのものの不払いとして上級官庁に報告し、その弾圧を促した。
- ④抗糧運動の指導者層は、郷紳・士大夫等の地域エリートを中心とするが、紳士と下層の納糧戸の間の緊張関係によりその志向は決して一様でなく、運動の担い手全体も、外来の「游民」層等々、本地の土地所有者を越える特徴があった。
- ⑤団練組織たる聯荘会の抗糧運動は、その内実として、郷紳層を中心とする「郷村秩序」の維持と解体の両方を指向していった。

では、現代の「税・費」減負運動の背景に以上の清末の抗糧運動に関することがらを置いて見た場合、減負運動にはいかなる歴史的特徴が見出されるのであろうか。逆に、「税・費」減負運動の実態は、抗糧運動の研究にどのような新たな視点を提供することになるのであろうか。これらについて卑見を記し、結びにかえることにしたい。

「依法抗争」論は、現代の維権農民運動が「土政策」や農村幹部の独断専制と腐敗行為に抵抗するものと述べ、「以法抗争」論は、さらに農民が「田畝量による税の計算」「田畝ごとの生産量・食糧価格」の決定方法等における不公正を厳しく糾弾したと説いている。

振り返れば、並木氏の研究に先立つ1960・70年代の抗糧研究の焦点は、抗糧運動が同時代の抗租運動、あるいは白蓮教徒の反乱の影響を受けつつ、どれほどまでに王朝権力との対立的政治情勢を醸成できたのかに在ったといえる¹⁸⁾。確かに、19世紀の抗糧運動は、王朝打倒に直接結びつくものではなかったであろう。しかしながら、抗糧運動自体の性格はもとより追究されねばならず、その大きな成果が並木頼寿氏の研究であった。並木氏の見解は、聯荘会の抗糧運動の担い手（郷紳層から下層農民）が、「暴動」化を含む過程において、税額・費目に対する州県官の意図を具体的に掌握していったことを想起させる。正に、抗糧運動の担い手は、税糧負担そのものは否定しなかったものの、いわば公的な目的——例えば戦争の後方支援あるいは河川の治水工事のための物料の供出に使われることなく、専ら州県官の私腹に帰する諸々の付加税の存在を見抜いて、その軽減を要求していたと解せられる。

即ち、現代の「税・費」減負運動とは、並木頼寿氏の研究成果を通してみえる、公的目的のために使われない税糧の部分（不正な過重徴収、官吏の私腹を満たすのみの付加税分）の削減を要求する側面において、19世紀の抗糧運動を継承していると考えられるのではなからうか。大きく変わったのは、「税・費」減負運動を指導する主力が、本地の農民、あるいは外地より戻って農民と結びつきを有する民衆——法律の知識等を独力で身につけた民衆であったことである。

18) 例えば、森正夫「民衆反乱史研究の現状と課題——小林一美の所論によせて——」（『講座中国近現代史』第1巻 中国革命の起点 東京大学出版会 1978年）。後に『森正夫明清史論文集（民衆反乱・学术交流）』（第2巻 汲古書院 2006年に収録）は、抗糧運動に関する従前の横山英氏、小島晋治氏の研究（横山「中国に於ける農民運動の一形態——太平天国前の『抗糧』運動について——」『広島大学文学部紀要』7・1955、小島「太平天国」『筑摩世界の歴史』11・1961、同「太平天国革命」『岩波講座世界歴史』21・1971等）を次のように紹介・論評している。「横山は、『郷村居住の中小土地所有者』に対して清朝が賦課する『封建的収奪』としての租税の実質的負担が、銀価の高騰によって増大し、他方彼らを対象として、『寄生的土地所有者』の側から、米価の買いたたきやつりあげ、土地の集積が進み、『清朝支配の矛盾が農村において深刻化した結果』として、……とらえる。」「横山は、〔抗糧のような〕個々の小規模な農民運動においては意識的に政治化されることはなかったけれども、農民層のあらゆる反官憲的、反社会的要求とその運動は、結局は『反清』につながり、同時に反封建的内容をもつものであった。『抗糧』運動は、かかる意味での反封建闘争の中核でもあり、集中的表現でもあって、『反清』と土地改革とを政治的要求として明確化した太平天国革命運動の前奏曲であるのみならず、それを準備した母体であったと思われる」、小島（晋治）によれば、……嘉慶白蓮教の乱およびアヘン戦争以来急増した軍事費・財政費をまかなうため、清朝が、土地所有に対する租税の定額外収奪を激化させたことと、世界資本主義の進出による銀の国外流出にともなう、銀価が高騰し、それによって租税の実質負担が異常に重くなったことを一般的契機としている。第二に、広大な土地を集積し、かつ減免をはじめ、租税納入上のさまざまな身分的な特権をもたない土地所有者——「民」との間の租税負担の不均衡が、租税収奪の激化に比例して甚だしくなることも、多くの場合、抗糧暴動の契機となっている。……一六・一七世紀世紀以来の単純商品生産の発展に対応した再生産構造の特質が、この時期の抗糧暴動の深部の契機となっている。」即ち、横山・小島両氏とも、銀価高騰による農民の過重負担、小農経営への圧迫等に言及するが、抗糧運動の展開がどれほど王朝権力の打倒につながったのかについては消極視していた。この点、森氏は、両論に関する緻密な検討を通して、「革命情勢」（抗租、白蓮教徒の乱と合わせて醸成される）という新たな観点を導きだし、読者の注意を喚起している。

では、「以法抗争」論が指摘する、本運動の主体が基層社会の公共性のありかたを追及している側面については、どうであろうか。冒頭に述べたように、「税・費」負担の軽減を求める農民は、恣に「費」を徴収する学校長をも糾弾したという¹⁹⁾。郷鎮政府の直接の管轄にない学校の運営に関する費用徴収のありかたを追及し、それを通して、「税・費」の問題を超えた地域社会の然るべき公共性のありかたを求めたのである。

この点留意されるのが、清末・河南の抗糧運動において「郷民」が在地「紳士層とも立場を異に」して、税糧問題（付加税負担）にとどまらぬ行動をとったと並木氏が論じていることである。以下の文章において、氏が直訴状「革弊呈詞」（並木：具体的内容は不明）に即して表現しようとした「内容」とは、前掲④・⑤とも相まって、郷村の（郷紳層を軸とした既存の）「秩序」自体に対する「郷民」の直截的な関わり（維持と解体）ではなかったかと筆者は考える²⁰⁾。

河内県の場合、郷民は実力で知県の弾圧に抵抗する姿勢を示すいっぽう、道台に直訴状を出すという動きも見せており、また、単に漕米折価の引き下げにとどまらない内容をもった「革弊呈詞」なるものを提起した。李棠階は河内県に聯荘会があったことを明言していないが、この「革弊呈詞」を提起した張師軒らの人物は、やはり何らかの集団の力を背景に持ち、同時にまた、李棠階をはじめとする紳士層とも立場を異にしていたように思われる²¹⁾。

即ち、抗糧する聯荘会の農民、さらには彼らと結びつく外来の非農業民（游民）は、不当に過重された税糧の負担に対して粘り強く抵抗し、その果てに「郷村秩序」——郷紳層を中心とした「郷村秩序」自体のありかたを追及するにいたった。この過程が、現代の「税・費」減負運動において農民自らが基層社会の然るべき「公共性」のあり方を希求する歴史的背景の一端をなしているのではなかろうか。

そして、上記のことをふまえるならば、逆に清末の抗糧運動に関する研究に対しては、「税・費」減負を主張する現代の農民（抗争精鋭等）のありかたに照らし、農民や外来の游民層による不当な税糧負担の軽減行動をありのままに——何故税糧自体を否定しなかったかについての所以も含めて——考察することが改めて求められよう。と同時に、敢えてくりかえすが、農民や非農業民が郷紳層と異なる立場から「郷村秩序」を追及した過程・内容を具体的に解明する作業が、浮上してこよう。

最後に、現代の維権農民運動全体像ならびに将来のありかたに対して、抗糧運動以外の日本の中国民衆反乱史研究が関わりうる可能性について一言付しておきたい。

19) 【別表】「劉坤山」の項目。

20) 注15)。

21) 「一八五〇年代、河南聯荘会の抗糧暴動」「二 聯荘会における『秩序』と『匪賊』」「2 団練と『聯荘会匪』」前掲。

現在の維権農民運動は、周知のように、「土地収用」問題に対しても進められている²²⁾。「土地収用」を阻止する運動においては、宗族を含めた農民の〈土地の返還〉、土地に関する権限が係争されている。正に、維権農民運動は、その総体として、「税・費」減負問題、基層社会の公共性のありかたとともに、農民が私的土地所有の志向と関わって土地の使用権等を維持しようとする問題をめぐって進行していると考えられる。

顧みるに、河南・聯荘会の抗糧運動が発生する前段階、19世紀前半から半ばにおいては、全国で抗租の暴動化——明末清初の江南、福建、江西地区に限定、18世紀に日常化の動きの後——を軸とした反乱情勢が醸成されていた。これに対する宗教結社の関わりと白蓮教反乱の発生とともに、抗糧運動がまた全国的に展開されたといわれる²³⁾。実際、1970年代までの抗糧運動の研究においては、抗租運動との関連性も亦重要な課題の一つをなしていた。しかも、90年代に入ると、この抗租運動も亦「抗租反乱」の形をとる時、地域の社会秩序を動揺させる重要な契機となることが明らかにされた²⁴⁾。つまり、抗糧運動だけでなく抗租運動も亦基層社会の秩序をその射程に入れていたのである。

果たして、今日土地に対する自らの権利を強く主張する中国の農民の意識には、いかなる歴史的背景があるのであろうか。仮に、その淵源が現政権成立以前にまで遡り得るとすれば、前近代の長期に涉った抗租運動の中で培われていった直接生産者農民の私的土地所有への志向²⁵⁾、それと関わって基層社会の秩序のありかたを追及していった過程——これらについての実証的再検討によっても、中国の維権農民運動の全体像・将来像に迫り得るのではないかと考えるのである。

22) 注9)、王国林著・谷川道雄監訳・中田和宏/田村俊郎共訳『土地を奪われゆく農民たち 中国農村における官民の闘い』(河合文化教育研究所 2010年)、谷川道雄「現代中国農民維権活動覚書」前掲等。

23) 森正夫「民衆反乱史研究の現状と課題——小林一美の所論によせて——」前掲。

24) 森正夫氏の「黄通の抗租反乱」に関する一連の研究。「一七世紀の福建寧化県における黄通の抗租反乱(一)一七世紀の福建寧化県における諸反乱の展開過程」(『名古屋大学文学部研究論集』59号 史学20 1973年)、「一七世紀福建寧化県における黄通の抗租反乱(二)長関及び関連集団の存在形態」(『同上』62号 史学22 1974年)、「一七世紀の福建寧化県における黄通の抗租反乱(三)一七世紀の福建、江西、廣東省境地区江西側における抗租反乱の展開」(『同上』74号 史学25 1978年)、いずれも『森正夫明清史論集』第2巻(汲古書院 2006年)に収録されている。そして、『寇変紀』の世界——李世熊と明末清初福建省寧化県の地域社会(『同上』83号 史学28 1992年)においては、抗租反乱と地域社会の秩序との関連性について明示された。『森正夫明清史論集』第3巻(汲古書院 2006年)に収録されている。

25) 森正夫「『郷族』をめぐって——厦門大学における共同研究会の報告——」(『東洋史研究』第44巻1号 1985年後に『森正夫明清史論集』第2巻前掲書に収録)等

【別表】于建嶸「当代中国維権農民群英譜」

(于建嶸『当代中国農民の維権抗争—湖南衡陽考察』のインタビュー・速記より <http://www.aisixiang.com>*)

*この資料については谷川道雄先生よりご教示を受けた。

氏名	性別	生年	出身階層等	教養レベル	備考
彭榮俊	男	1962	退役軍人 (1979雲南戦線)	高級中学	郷村幹部と直接談判、「政治的智慧」の持主 妻の支援 (1998年上訪活動を開始、村を越える組織の代表)
屈 剛	男	1929	退職職工 (北方某鋼鉄公司)		運動中の精神的象徴(県領導と直接談判、郷鎮幹部・黒社会より監禁殴打の被害、一貫して農民の立場など) (1996年上訪活動を開始)
陳 標	男	1943	農民(務農)	小学4年	農民の実生活に関する詩歌・政論・寓話を多数発表「解放現代農奴」のスローガンを掲示、「農民理論家」の称 (1996年上訪活動を省市各級の党政機関に対して開始)
劉坤山	男	1931	元湘潭市「中学」教師 後に衡陽市内で商売	大学	文革で10年「被判刑」、繰上釈放の後、衡陽へ挙止儒雅、「乱収費の学校校長」と談判、法律・政策に精通、「公平和公正」、「農民領袖」の称 (2003年より上訪活動に参加)
鄧仔生	男	1955	農民(務農)	小学	〈弁護士〉の仕事を自任、妻の支援(×上訪敗家) 「争取敵人的權利」、自己の組織による自己の管理 (1998年上訪活動を省州市及び中央機関に対して開始)
凌学文	男	1957	農民	初級中学	村鎮幹部より貪汚犯として逆訴訟される 冤罪を晴らした後も迫害される 「人権」を抗争の重要な目標とみなす (1996年上訪活動を開始)
廖哲輝	男	1940	打工(広東)後務農	小学	1993年過重負担について村幹部を面責、衝突。拡声器による宣伝を7年堅持 省級執政者への失望の後自身と農民に依拠して「替天行動」に進む (1994年上訪活動を鎮、県、省市機関に対して開始)
凌春偉	男	1947	身障者、鎮内で商売	初級中学	1992年商税問題で上訪、訴訟。農民「律師」、「反革命」 (1994年郷人民政府・県人民政府を市中級法院、省高院に訴え、勝訴)
劉徳法	男	1936	農民、現村委會民兵營長	文盲	「擾乱社会秩序」により7日間拘留(99)後に村民より「幹部」に選出されるが、減負を掲げて上訪することがなくなったため、「叛徒」と呼ばれる (1998年上訪活動を省市機関に対して開始)
周来娥	女	1956	農民(務農)	初級中学	父親の拘留致死を自編「鳴冤詞」で訴える2003年2回上京、内1回は天安門広場で訴冤 (1998年攤派款について村支書より受害、上訪告状)
曾憲斌	男	1952	退役軍人(1979入隊) 中国共産党員(1976入党)	小学	1996年村委會主任、2002年「提留款」取消により主任職解任 自称人大代表→上訪代表 (2002年上訪活動に参加)

現代中国農民維権運動の性格をめぐって

——中国専門家との交流記録——

谷川道雄編

一 前言

谷川道雄

今夏、拙文「現代中国農民維権運動の歴史的位置」に対し、中国政法大学社会学院の応星教授および中国北京大学社会学系の周飛舟教授（拼音順）から懇切な御教示を頂いた。中国の著名な専門家である両教授から未見の私に対し、かくも丁寧な玉稿を賜ったことは、まことに感激の至りであるが、私にはそのことに加えて、ある無量の感激を禁じ得ないものがある。

本稿は、上記拙文とこれに対する両教授の論評を収載してわが国学界の関心ある人びとに紹介することを目的とするが、それに先立って、私が「無量の感激」と述べたことについて、若干の説明をして置きたい。

私は大学卒業以来、長年にわたって、魏晋南北朝・隋唐史の研究に従事してきた。その研究テーマの一つは、魏晋南北朝社会の歴史的性質をどうとらえるかということであった。戦後の学界における一つの傾向は、秦漢の集権国家が解体して豪族勢力が発生する。その豪族層は大土地所有者であり、奴婢・佃客を多数擁して各地に武断するという見方である。しかし、秦漢社会の基本をなしていた自営農民が全面的に奴婢・佃客に転落したのであろうか。もしそうであれば、豪族層は一種封建勢力として集権国家を地方分権の方向に解体してゆくはずであるが、中央の統制力は衰えても依然として集権的官僚制国家が興亡している。そうだとすれば魏晋南北朝時代は、秦漢時代の延續として考えるべきではないか。一方にこうした観点が生れ、さきの豪族重視の見方と分期問題にも関わる学説上の相違ともなったのであった。

そうした学界の討論の中で、私は、たとえ自営農民であっても、当時の酷烈な生活条件の下では、有力な豪族一家に依存せざるを得ない状況ではなかったかと考えた。このような自営農民の豪族依存体制は、保護と被保護の関係を通じて、両者の間に一種精神的、人格的關係を作り出す。それは大土地所有者たる有力豪族が自立性を失なった他の家族を呑みこんでしまうのではなく、農民が自立性を保ったまま豪族の庇護・領導を受けて地域集団を構成する。私はそれを階級制を含んだ一種の共同体と解釈した。以来日本の学界ではこれを豪族共同体論とよんでいる。

私が現代の中国農民運動の意義をとらえるときに用いた自立—依存という農民の矛盾した存在構造の発想は、すでに1960年代に提起したこの豪族共同体論から出発したものである。

周知の通り、豪族共同体論は一部の研究者たちからはげしい批判・非難を受けた。この論が

豪族と民衆との階級協調の観点に立ち、また共同体形成において精神的契機を重視しすぎていて、唯物史観の原則に背反しているというのである。戦後全盛を極めた唯物史観も、この60年代前後には効力を失いつつあったから、彼らは一種の危機感を抱いたのであろう。私自身唯物史観には大きな影響を受けてきたから、豪族共同体論の提起は、一つの転向だと言える。しかしその転向は、他から強制されたものでなく、史書を丹念に読み、そこに表出された当時の時代精神を読み取ることで形造られたものであった。史書を単なる資料集としてしか考えない今日の学界の風潮とはいささか異なる読み方だが、魏晉南北朝時代の人間存在のあり方に触れたという実感をもった。私はその実感をもとに、さまざまな批判を受けたにも拘らず、自説を堅持して現在までやって来た。

しかしながら、魏晉南北朝時代は中国史の一部分にすぎない。中国史の全時代に対するヴィジョンを持たなければ、この時代の研究も密室内での作業に終るだろう。そうなれば、豪族共同体論も、当該時代の特殊な現象でしかなくなる。その内包する普遍的な意味を明らかにするためには、どうしても外の世界へ打って出なければならない。そう思いつつそれが果せないのは、専門研究に従事する人なら大体理解して頂けるだろうが、新しい分野に転じて先行研究を越える研究が可能になるまでには、多大の時間と労力を要するので、仲々決心がつかないのである。

そのような逡巡の中にあつた私を外へ引っ張り出してくれたのは、自分でも意想外のことに現代中国であつた。

戦後日本人、とくに青年層の新中国熱愛の時期が過ぎ去り、人びとは冷静に、あるいは無関心に中国に対するようになった。私自身もこうした情況に影響され、いわば現代中国を柵上げにした形で、千年以上も前の歴史に躊躇していたことを告白しなければならない。

私が現代中国に再び研究対象としての関心を持ち始めたのは、今世紀に入ってからである。よく知られているように、中国は90年代初、本格的な市場経済の段階に入り、政府主導の下目ざましい経済成長をとげた。ちょうどその頃、日本では泡沫経済が崩壊して、その不況からの脱出先を中国市場に求めることになる。経済評論家たちの間では、中国経済の将来性について一時活発に論議が交わされたが、それはいつの間にか終息した。中国経済の急速な進展がそれを乗り越えて行ったのである。

人びとは中国の驚くべき経済発展に目を瞠ったが、私には何となく釈然としないものが感ぜられた。この経済大国への道を驀進しているように見える中国は、一体いかなる歴史段階にあるのか、という疑問がつきまとして離れないからである。中国政府のいうように社会主義の初級段階なのか、それとも政府自身がどっぷりと浸かっている資本主義の一段階なのか。これを開発独裁国家の一つとする見方もあるが、中国が多くの開発独裁国家と異なるのは、その数千年の歴史のなかで、高度に発達した伝統文化を蓄積してきたという事実である。内藤湖南は中国史の総体を、以下のように総括している。「支那文化発展の全体を通観すれば、あたかも一

本の木が根より幹を生じ葉に及ぶごとく、真に一文化の自然発達の系統を形成し、一つの世界史のごときものを構成する。日本も欧州人も、おのおの自国の歴史を標準とするゆえ、支那史の発展を變則とみるが、それはかえって誤っており、支那文化の発展は、文化が真に順当にもっとも自然に発展したものであって、他の文化によって刺激され、他の文化に動かされて発達してきたものとは異なっている」（『支那上古史』緒言）。

湖南が宋代以後を近世（近代）と時代規定していることからすれば、中国はすでに王朝時代に一つの世界史を形成したわけであり、今日の市場経済導入は、グローバル化によって、伝統的世界史の上にもう一つの世界史の枠を冠せたことになり、この二重の世界史の下で中国がいかなるあり方を貫ぬいてゆくか、これは「姓社、姓資」（社会主義か資本主義か）問題よりもさらに大きな問題である。

この重要だが困難な問題の糸口は、どこに見出せるであろうか。中国経済だのみでその動向に一喜一憂するだけの人びとに、こうした問題意識は生まれ得ないだろうが、しかしこれは中国史学の課題であるはずである。

物事を運動の相においてとらえ、その動態の裂け目のところからその物の性質をとらえてゆくのは歴史研究の常套手段であるが、市場中国は、やがてその裂け目を露呈し始めた。それが我が国のマスコミで報道され始めるのは、今世紀に入ってからであろうか。各地における群体性事件の発生が時に報ぜられ官民の間に大きな亀裂が生れていることが、私たちの眼にもとらえられるようになった。

私がこのことを始めて活字にしたのは『戦後日本から現代中国へ——中国史研究は世界の未来を語り得るか——』（河合文化教育研究所、2006年）という小冊子においてであった。ここでは2005年に起った広東省番禺県太石村事件を取り上げているが、この事件を中心に当時の群体性事件がなみなみならぬものであることを述べた。その中で農民たちが法律を勉強して、提訴や上訪の武器にしている例をいくつか挙げている。勿論そこに私は中国農民の現代的な姿を見ていたのであった。後で知ったのだが、ちょうどその頃中国学界では「依法抗争」あるいは「以法抗争」という言葉で議論されていたのである（下掲『共同研究』参照）。

同書から4年を距てて出版した王国林『失地農民調査』（中田和宏・田村俊郎と共訳、訳書名：土地を奪われゆく農民たち——中国農村における官民の闘い——河合文化教育研究所、2010年）の中にも、各農村に維権農民が存在し、彼らが法（法律及び中央の決定）について関心をもち、且つそれを学んでいる例が数多く描かれている。ただこの書の中の維権農民は個人とその協力者という形の運動に限られ、組織化の方へは向っていない。

この訳書を刊行したあと、幾人かの研究者から農民の維権活動について、消極的な意見が出された。中国の農民には体制変革の能力はないのではないかと。たしかに訳書の中の維権活動も多くは敗北に帰している。私としても、この消極意見を正面から否定する根拠をもたない。どう考えるべきか。この問題の解決は今日でもなお私の胸の中にわだかまっている根本問題で

ある。そしてそれは中国の学界の議論にも微妙に関わる問題であるが、当時私に一步を進めてくれたのは、于建嶸氏の湖南省衡陽県農民協会に関する報告である。それは同地の農民活動家たちが当局の迫害を受けながらも郷村間にネットワークを造り、ついに全県の農民協会を結成した事件である。私は早速この論文を抄訳解説して、さきの消極意見に対する一つの回答とした（『中国現代農民維権活動覚書』本誌第8集）。

しかしこの于建嶸氏の見解について中国学界では異論が出されていることを知り、『失地農民調査』の共訳者中田・田村両氏を誘って、その実情を調べることにした。「共同研究：現代中国農民の維権（権利擁護）運動——中国学界の討論をめぐって——」（本誌第9集、2012年）がその成果である。

この討論の中軸は、于氏の農民維権運動観に対する批判と反批判である。しかもその批判者たちの間にも大きな見解の相違がある。その上、それぞれ抛りどころとする運動もまちまちである。それにも拘らず、その全体を見渡してみると、何かぼんやりとした共通項が浮かんでくる。

現地調査のできない我々でも、全く実態把握ができないわけではない。私の印象では、現今の維権運動の特徴はおよそ3点ある。それは、集団抗争であり、法をよりどころにし、直接間接に地方政府を相手とした抗争だという点である。このうち、集団性がどれだけ組織的であるか、法意識がどれだけ普遍性を具えているか、地方政府に対する政治的対決がどれだけ強固であるか、その評価によって維権運動に対する評価が分れるのであろう。しかしいずれにしても、こうした権利擁護の運動は、それがいかに弱体なものであっても、農民自身の理性的運動として生れているのであって、それは前近代には見ることのまれな現象と考えてよいのではなかろうか。

こう考えた私は、現代の維権運動を過去の農民史にさかのぼって意義づける必要があると考えた。その構想は、前掲『共同研究』に概略を述べておいたが、これを各時代の専門家たちの協力の下に具体化したのが、2012年7月22日に行なったシンポジウムである（本誌所載各論文参照）。

以上がここ数年における私の現代中国農民運動研究の経過である。歩みは遅く成果は貧しく、慚愧に堪えないが、しかしこれは私の長年の中国史研究の終点ともいべきものである。過去と現在を結びつけてトータルにとらえる視点として私が用いたのは、前述のように、自立—依存というコンセプトであった。私はこれによってかつての豪族共同体論を今日に生かすことができたという感慨をもつ。まことに細々とながら、過去と現在は、私の内面で結びあったのである。中国の未来は、この現在の動向がそれを決するであろう。

門外漢の私が現代中国をこのようにとらえてきて、それが独善に陥っていないかどうか、確たる自信はない。日本の学界で現代の農民運動を取り上げた研究が管見の限り、殆どないからである。

こういう不安のさなかに、北京の専家の両先生から玉稿を頂いたのであった。そのいきさつは次の通りである。

北京大学社会学系碩士修了の凌鵬氏が、京都大学文学研究科の夫馬教授の許で博士課程に就学されることになった。夫馬教授が凌氏に拙稿を紹介されたところ凌氏はその趣旨に深く共鳴され、会ってお話をする機会があった。その会談の中で、凌氏は、その指導教授である周飛舟先生が中国政法大学の応星先生らと研究会を行なっておられることを話された。その研究会には中国社会科学院の専門家あるいは各大学の社会学系の院生たちも参加しているそうであるが、その中で拙著『中国中世社会と共同体』（恐らく馬彪訳中華書局版であろう）を取り上げて下さったということである。私はこれまで「以法抗争」論争の一方の論客として応星先生のお名前を存じ上げていたので（前記『共同研究』）、この意外な出会いに驚き、且つ大いに喜んだのであった。やがて凌氏が一時帰国するというので、冒味をかえりみず拙文一篇を草して、彼に託し北京の先生方の教示を乞うた。周・応両先生は早速貴重な御意見を寄せて下さった。いずれもその温いお気持ちが文面にあらわれており、私としては感謝の他はない。

この間の文書のやりとりを私信の範囲に止めて置くに忍びず、両先生に公表の可否をお訊ねしたところ、お二人から快諾の御返事を頂いたので、ここに一篇の記録としてまとめ、公刊する次第である。なお両先生の文書の翻訳は凌氏の手になるものであり、その流暢な訳文は来日後1年とは思えぬ程の出来栄である。双方斡旋の労を含め、氏の多大な御尽力に対し、心から感謝したい。

二 現代中国農民維権運動の歴史的位置

谷川道雄

I 前言

中国は最近20年の間に目ざましい経済発展を遂げ、今や世界経済の中心の一つとなっている。今後中国がどのような過程をたどって発展してゆくかは、我々日本人にとっても、最大の関心事である。なぜなら、中国の進路は日本の進むべき道に対して極めて大きな影響を与えるからである。

我々日本の中国史研究者もまた、中国の現在と未来について、強い関心をもっている。過去から現在までの中国の歴史過程を体系的に語り、且つ未来への展望を示唆することが、中国史研究者に与えられた責務だからである。私自身もこうした責務感に基づいて、長年従事してきた魏晋南北朝研究に加えて、近年現代中国に対する考察を行なっている。その成果はまだ微々たるものであるが、この考察で得た若干の知識を基に、中国の歴史と現代を統一的に理解する観点を提示して、先学各位の批正を仰ぎたいとおもう。

II 現代中国農民運動の性格規定をめぐって

中国では上古以来「農は国の本」といわれて、農民（農業）は国家存立の根本とされてきたが、それは今日でも不変の原則である。総人口の半ば、あるいはそれ以上を農民が占めている

という事実だけを取ってみても、そのことは歴然としている。しかし、現代がそれ以前と異なっているのは、社会がひたすら工業化、都市化へ向っている点である。農地は工業化、都市化のための用地として徴用され、農民の労働力は、第二次、三次産業の労働力へ転移している。税费問題に端を発して顕在化した所謂三農問題は、今日なお根本的な解決を見ず、国政の最重要課題となっている。

生活条件の悪化と、基層政府の不法、官僚の汚職等から来る不満が農民の心中に鬱積し、政府に対する抗議行動は年々激化して増加の一途をたどり、社会不安を醸成し、当局者に政治的危機感を抱かせるに至っている。その動向は今後の中国の進路にも大きな影響を与える可能性を包蔵している。

我々中国史研究者は、こうした状況を、公正客観的に、かつ歴史的・論理的に、分析する必要がある。しかし直接に調査研究することが許されない我々日本の中国史研究者は、中国学者の著作に依拠して探索を試みるしかない。本稿はそのような考察の結果である。

現代中国農民の政府に対する抗議行動には、多種多様の形態があるが、その中でとくに注目されるのは、維権の意識に基づいて展開される運動形態である。すなわち、合法的に与えられた権益が権力によって侵奪されるのを防衛するための抗争である。それが一時的な暴動に結果することもあるが、基本的には理性的、非暴力的な手段で、権益の侵奪者たる基層政府と抗争する。

近年、中国の政治学界・社会学界で、この農民維権運動に関する討論が展開された。討論の主題は、農民維権運動の性格をどう理解するかであった。討論は1997年から2008年頃まで10年余りに亘って行なわれた。

最初にこの問題に対して一石を投じたのは、李連江・欧博文 (K. J. O'Brien) 両氏の「依法抗争」論である。「依法抗争」は、従来の個人的な日常的抵抗とは異なり、史上に見られる伝統的な武力抵抗とも異なる。それは中央の政策や国家の法律を武器として、地方幹部の違法行為と「土政策」に抵抗し、自己の合法的権益を維護する。それは地方に対しては政治的抵抗であるが、中央に対しては政治参与という二面性をもつ。

この「依法抗争」論を継承しつつ、さらに独自な見解を表明したのが、于建嵘氏の「以法抗争」論である。「依法抗争」と「以法抗争」の相違は、前者が問題解決の主体を上級機関に置くのに対し(例、上訪)、後者は農民自身が問題解決の主体となる。このような農民の維権意識の高まりは、個々の利益擁護のレベルを越えて、一般的政治権利の争取の方向へ向う。この政治性と相まって、集団の組織化が深まる。于氏によれば、1998年以後「依法抗争」は「以法抗争」の段階へ上昇したという。

応星・呉毅の両氏は、于氏の「以法抗争」論に異議を唱えた。まず応氏は、于氏の見解は感情移入のきらいがあり、現在の農民維権運動における組織性と政治性とを過大評価していると評した。今日の維権運動の実情を見れば、運動の政治的合法性が保証されていないことから来

る困難から、政治性は低く、組織性も強いといえない、その目標とする所は具体的な利益とくに経済的な利益に限定され、他の利益は省みない。行動範囲は狭く、郷村を越えた全県にわたるネットワークの行動は非常に少ない。このように、応氏は、農民維権運動の一般情況に視点を置いて、「以法抗争」論の有効性に対して疑問を提出した。

続いて呉毅氏は、応氏のいうように、于氏の「以法抗争」論は現実の普遍的な情況と合致しないとし、さらに于氏・応氏共に「民主」対「強権」という二項対立の枠組みで論じているのは、妥当ではない、現実には農民運動は「権力—利益構造の網」というような社会資源と社会組織によって張りめぐらされた権力構造の網によって規制を受けると論じた。そこから呉氏は、農民運動を抗争と称することさえ適切ではないと考える。

応・呉両氏の批判に対して于氏は反論を行ない、討論は一応終止した。

以上各氏の所説について我々はどうか考えたらよいのであろうか。誤りを恐れずに言えば、まず呉氏の論は、個々の小さい局面では適用され得るかも知れないが、基層政権による農民の権益の侵害を原因として、官民間の衝突事件の多発している現状は、呉氏の理論では包括できない事態であるように感じられるが、どうであろうか。

問題の核心は、于氏の「以法抗争」論の妥当性にあるだろう。于氏が1998年以後「以法抗争」の段階に入ったと主張するのは、于氏自身も述べているように、恐らく湖南省衡陽県農民協会の結成を指標とするものであろう。応氏もこの事実を高く評価しながら、それは中国中部の特殊事例であって、これを以て一般的情況とするわけにはゆかない、現今の農民維権運動はむしろ「依法抗争」と規定した方が妥当であるという。

于氏が「以法抗争」の段階に入ったとする1998年以後、「以法抗争」の必要条件である農民の組織化は、どのように進展したのであろうか。前世紀末から今世紀初にかけて各地に形成された農民協会等の各種組織がその後も増加し続けているかどうか、域外の我々には知るすべもないが、衡陽県農民協会ですえ公認されないままで艱苦奮闘を迫られていると聞く。そこから類推すれば、農民維権運動の組織化は必ずしも順調とは言えないのではなかろうか。

それでは、于氏が1998年以後「以法抗争」の段階に入ったとするのは、誤りであろうか。もし農民維権運動を運動論として、つまり運動の方向性から見れば、衡陽県農民協会の設立は、画期的な成果といえることができる。その現状は農民協会自体が応氏のいう「合法的困境」の中に陥っているのかも知れないが、組織上一歩踏み出したことは確かである。ちなみに、その会員数は3000人に上るといふ。

要するに、農民維権運動を現在の普遍的な情況において性格づけるか、それとも突出した事例を標識として性格づけるかによって、議論が分れる。それはまた現実に傾くか理想に傾くかの違いであるかも知れない。もし試みに全国の農民維権運動を俯瞰してみるならば、「依法抗争」が全面的に拡がり、その中に一部「以法抗争」が点在しているという風に図形化できないであろうか。

もしこうした理解に大過ないとすれば、現代中国農民運動の一般的性格としては、現時点では「依法抗争」をキーワードとして分析を進めることが妥当であろう。「依法抗争」は、「法」に依拠して自己の対政府抗争を正当化する点に特徴をもつ。しかもそれは組織化の程度は低いかも知れないが、集団の一致した意志による行動である。またその主要な抗争形態としての上訪活動は、上級政府に対して問題の解決を請願するという屈折した方式をとっているけれども、その本質は、基層政府との抗争である。さらに最も重要なことは、今日の「依法抗争」がすべて農民自身の手で主体的に進められ、抗争集団の指導者さえも、応氏が述べられたように、農民の中から出た「草根行動者」である。これら「依法抗争」のいくつかの特徴は、中国農民によって創出された維権闘争の実態を表明するものである。

要約して言えば、「依法抗争」は農民が自主的に集団を形成し、法を武器として政府と抗争する権利維護の闘争である。西方先進諸国と比較すれば、中国における農民の組織運動は未発達で、合法性が十分に保証されない状況の下でつねに困難に直面しているが、しかし、「依法抗争」は明らかに現代特有の社会運動を創出しているのではなかろうか。

ここで我々は、過去の歴史に遡って、現代中国農民維権運動の意義を明らかにする必要性に迫られる。すなわち、過去の中国農民における生存権とその保証の実態を明らかにし、その歴史的展開との比較によって、現代の農民維権運動の特質を考えてみなければならない。

III 中国の農民生活における自立と依存

古代以来、家族労働にもとづく小経営者であった中国（広く言えばアジア）の農民の自立性について、ヨーロッパの思想家たちの多くは否定的見解を抱いてきた。彼ら農民は表面上自立的に見えながら、その頭上には巨大な専制権力がそびえ立っていることから、彼らを「政治的奴隷制」（モンテスキュー）、「総体的奴隷制」（マルクス）などの概念でとらえる見解も提出された。ここには恐らく古典古代のポリス農民との対比があるのであろう。しかし私たちは、このアジアの専制権力と「自立」農民との関係について、もう一度検討してみる必要があるのではないか。

中国史に虚心に相対すれば、国家は基本的に農民の自立性を前提として存在していると考えざるを得ない。たしかに国家は農民から生産物やその代価としての貨幣、あるいは労力を收取するが、この收取の方式は質量共に農民家族の自立経営に見合った形で定められている。

しかもこのように收取した税役は、国防、官吏の俸給、水利灌漑、その他の建設等々に支出されるが、その一部が農民の自立生活を保障する事業でもあることは言うまでもないであろう。

このように、中国の王朝国家は、農民の自立性に依存し、したがってそれを大局的に保障しなければならない。それは農民にとっては、国家の施策によってその自立生活が保障されるという構図となる。国家と農民のこうした相互依存関係が、中国前近代社会の存立してゆく基本原理であった。

しかしこの基本原理は、本質的に矛盾を内包している。農民の側から言えば、国家権力は依存の対象であると同時に収奪者でもある。この両側面のいずれかに傾くかによって、農民生活の自立性は左右される。国家権力の強大化は、農民の自立生活の大きな保障であるが、一方官僚機構や軍隊の膨大化、権力の象徴である宮廷における奢侈の増大等々によって、農民の負担増加を来す。

さらに貨幣経済の発展がこの収奪を強める結果となり、自給自足を原則とする農民が土地を手放す契機を大きくする。佃客や奴婢に転落する農民の増加は、国家の編戸齊民体制を切り崩してゆく結果となり、為政者たちに危機感を抱かせて、農民保護のイデオロギーが鼓吹され、また税役減免や賑恤などの救済事業を含めたさまざまな措置が講ぜられる。しかし、国家と農民の相互依存システムが均衡を失ってしまうならば、農民の側からする暴力の発動、すなわち暴動、反乱は避けられないものとなる。それは易姓革命への道でもある。

自立農民が土地を喪失してゆく過程に生れるもう一つの現象は、大土地所有者（地主階級）の出現である。それは比較的均質であった自立農民社会に大きな変化をもたらした。その特徴は、生活上依存する者とされる者という対立的な関係が、民間社会に生れたことにある。

自立農民に対する国家の管理が、国力の減退、あるいはその他の理由で農村社会に及ばないとき、民間の指導者が、これを補完する役割を果たす。いくつかの具体例を挙げれば、漢代の三老、六朝の豪族名望家、明清の郷紳などがこれに該当するであろう。三老・豪族名望家・郷紳はそれぞれ時代性を異にするが、官僚経験者もしくは官に準ずる地位にあり、また徳望を具えた人物で民衆の立場をも視野に入れて在地政府と地方社会との調和をはかる点では共通しており、農民の自立性を保持するのに一定の役割を果たしたと思われる。

要するに、長期にわたる中国農民の自立生活は、国家と民間指導者の双方からする保障の力によって維持されてきたのであった。換言すれば、中国農民の自立性は他者への依存を通じて確保されるという矛盾をはらんだ構図において実現されて来たと言えよう。すなわち中国農民の自立性は決して虚構ではなく、一定の歴史的条件下での実在であると考えなければならない。

但し以上は未だ仮説の域を脱しないものであって、さまざまな点で検証を必要とする。例えば、農民と国家の間を結ぶ自立＝依存の関係は、各時代の基層行政においていかに構築されていたか、また、民間指導者に対する農民の支持、信頼の実態はどうであったか等々の問題が解明されなければならない。さらに、民間指導者の存在があまり顕著に見られない唐～宋元時代についてどう考えるかという難問も避けて通ることは許されない。

しかしもし農民の自立と他者への依存という生活構造が中国社会の根底をなしていることが立証されるならば、現代の農民運動は際立った特質をもつことになる。それは、農民が他者（支配階級）への依存を脱却して自己自身に依存する、すなわち自己の自立性を自らの力で保障してゆこうとする志向を内包しているとみなすことができるからである。

この場合、「自己自身」とは何かという問題がある。農民個人なのか、それとも農民の共同体なのか。前者ならば、農民の農業資本家への道を必然とするであろう。もし後者であれば、それはいかなる過程において選択されるのであろうか。これらは中国社会そのものがいかなる未来を選択するかという根本問題につながるが、ここではさしあたり、現今の農民維権運動が、今後の農村のあり方を考える上でいかなる可能性を内包しているかを問題にしてみたい。

先述の通り、現代の農民維権運動は、集団性、合法性、政治権力との抗争性という三つの特徴を具えている。まず自主的集団性は農村共同体の活性化の動力である。今日村民自治の業務を担当する村民委員会は、郷鎮政府の下請機関と化すか、もしくは機能停止して有名無実となっている場合が非常に多い。この村委会を、原則通りに村民による、村民のための自治機関とするためには、自覚した農民に指導される集団の力を必須とする。維権農民たちがそのために努力している例も少なくなく、その意義はすでに多くの研究者によって指摘されている。農村が真に農民自治の空間として蘇ってゆくことは、自己の生活環境に対する個々の農民の愛着心を強めてゆくためにも必須の条件である。

つぎに、維権運動の合法性は、農民が法治社会を要求することにつながる。官の不法と民の遵法というコントラストは、民がその地位を高め、国家の公民として政治に参加してゆく必然性を示唆することになる。依法は単に権利要求の正当性を標榜するだけでなく、農民の法治に対する意識を向上させる作用にもなるだろう。

第三に、政府との抗争性についてであるが、長い間官民の間は、上下関係において律せられてきた。しかし今や法を根拠とし、これを武器とする農民集団が地方政府と対等な位置で権利を主張している。言語（話語）における階級差も、抗争の中で縮まってゆくであろう。これらは、基層社会運営における農民の政治参加の基礎を築いてゆくであろう。

いささか楽観的な展望となったが、しかし現代中国の農民はもはや過去の権力依存の境涯を越えつつあると考えてもよいのではなかろうか。自立と依存の二つの極は、自と他の相互関係によってさまざまな社会共同体を構成する。国家共同体、地域共同体等々。伝統的時代には、自と他はそのまま権力関係を形成するため、共同体もまた階級性を払拭できないばかりでなく、むしろ階級性を動力として運営される。そのため農民はこの共同体の成員でありながら、つねに受動的な立場に置かれ、忍讓の精神の中に沈滞して生きてきた。それが限度に達したとき、彼らはいわゆる「農民起義」に立ち上がり、しばしば王朝交替の開端を作るが、しかし新王朝になっても自立と依存の関係は、再生産されて存続する。

現代中国農民は、この再生産の循環の軌道から脱出して、自己自身の共同体形成に向ってゆくように思われる。このような中国農民の精神的成長が、新中国成立以来のさまざまな体験によって培われたことも、否定できない事実である。一方、中央政府は農民対策として新農村建設、農業の企業化など、いわゆる「城郷統籌」政策を打ち出して、農村の都市化、市場化を図っている。それが、農民による農村共同体の建設という問題とどう関わるかは、今後検討し

てゆかなければならない重要問題である。

III 結語

以上、自立と依存という角度から、中国農民の過去を振りかえり、又そこから現在の維権運動の意義を考えてみた。従来、わが国の中国史研究のなかでも、歴代政権の農民管理政策や民間の有力者の農民社会干与については多くの研究成果があり、またそれらをめぐって少からぬ討論が行なわれてきた。さらには、農民暴動、農民反乱などの抵抗運動の研究もおびただしい数に上る。しかしそれらは概して農民という人間存在をいわば外側から観察する傾向が強かったのではないか。私はそれらの研究者に農民に対する同情心が欠けているというのではない、いわんや彼らが農民の支配者・管理者の立場に立っているというでもない。ただ、農民の主体を内在的に把握し、それを起点としながら社会構造のあり方をとらえる姿勢にいささか欠けるところがあったのではないかとおもうのである。

おもうに、自立性とは人が自分自身として生きることを意味する。したがって、農民の自立の歴史は、いわば人間の歴史の具体例なのである。我々をこうした視点に導いてくれるのは、現代の維権農民たちの苦闘であって、現在が過去の歴史の意味を引き出してきたのである。そして逆に過去の考察が現在の事象の発生を、一つの道理として説明してくれる。過去と現在のこうした対話が、さらに未来への道を示唆する。

現代中国の農民運動の研究は、我々にとって一個の新しい歴史学である。

(2012年5月15日記)

三 現代農民維権運動の二重性——谷川先生の評論に対する回答

応 星(凌 鵬 訳)

谷川先生の評論は、自立と依存という視角から、中国農民の過去を回顧し、またこれによって現代中国農民維権運動の意義を考察した。谷川先生の評論は中国農民の伝統と現代を非常に効果的に描き出した上に、さらに我々中国学者の農民維権運動の性格についての討論をすこぶる適切に評価したといえよう。さすがは日本の中国史学の大家であり、私は個人的に谷川先生に敬意を表する。我々が谷川先生から討論に加わるよう手厚いお誘いを受けた以上、中国の諺である、「恭敬不如從命」(仰せに従う方が失礼にならなくて良い)によって、以下でこの問題について卑見を述べよう。

(一) 維権運動中の抗争性の二重性

谷川先生は、現代中国農民運動の特質を、農民が他者(支配階級)への依存から脱却して自己自身に依存すると見なす、すなわち自身の自立性を自らの力で保障してゆこうとする特徴を包括するとみなすことができる。私はほぼこの意見に同意する。伝統農民の生活秩序は、国家や士紳との関係構造の中に定められた。このような関係の中で、農民は基本的に受動的であり、その権利は国家より限定され、賦与され、士紳より後援され、庇護された。しかし、現代

中国の維権運動はこの受動関係を転覆し、農民の自己の権利と自立性を実現しようとする主动性を展開した。

ただ、これは問題の一面だけである。問題の他の一面は、現代中国農民維権運動は権力の基本的な構造を決して改変しなかった。この抗争は往々にして、地方政府の恣意的な都合主義（問題解決の為に、正式規定を秘かに変更して実行する）、あるいは国家政策の歪曲に対する反応から起こるものである。そのため、その最も直接的な影響は政策の執行方面にある。ある特定な状況の下で、この抗争は国家政策自体の廃立に影響をする可能性もある。例えば、農民の負担過重は1990年代に大規模で、持続的な抗争の風潮を引き起した。2006年に農業税が廃除されたということは、ある程度農民維権運動の影響の結果と見なすことができる。ただ、我々が意識しなければならないことは、たとえこの特殊な状況——農民維権の為に、国家政策の中にある程度の改変が起きた——でも、これは農民が既に西洋の意味上での公民社会（civil society）へ向かっていったことを意味するわけでは決しないことである。つまり、農民が自分の力をもって自立性を保障しようとするのは、「法律の前では万人平等」であるという権利の基礎の上に築かれているものでは決していないのである。この自立性は「支配される」地位から抜け出すものでは決してなかった。中国の有名な作家魯迅はかつてこう述べた：中国人は従来二つの状況のなかだけに生きてきた、一つはしばらくの間奴隷に安住している状況であり、もう一つは奴隷でさえもできない状況である。もし農民が平素現状に安住していると述べれば、それは彼らの奴隷地位が一時的な保障を獲得しているためである。そして、彼らがこれ以上耐えることができず、「揚竿而起」（むしろ旗を立てて一揆を起すあるいは奮い立って維権を行う時）、それは彼らが自分を失ってしまった奴隷地位の為に闘争するのである。

（二） 維権運動中の集団性の二重性

農民は維権運動の中に、往々にしてもはや元来の正規組織（例えば村民委員会）を頼ることはなかった。そして「另起炉灶」（別の途を立てる）、自身の組織を建設した。その為に農村共同体の自主集団性が促進された。ただし、この自組織を研究する時、「草根領袖」という役が最も重要である。正にこの点において、我々はその役の複雑性を見抜かなければならない。

一方では、この草根領袖が挺身して出るには、一つの特別な理想精神が必要である。西洋社会においては、集団行動の主な苦境は行動者の捻出しなければならない金銭と時間である。しかし、この二つの問題は、中国社会では大した問題ではない。まず、小農の深い平均意識と集団の圧力は基本的に金銭の苦境を解決することができる。次は、労働力が大量豊富であり、生業のリズムがかなり緩やかな郷土社会において、時間は非常に豊かな資源であるといえよう。ただし、草根領袖が「挺身する」ことは依然として一つの道徳的な「義挙」である。その理由は、草根領袖にとって、経済上の特殊な利益がない（彼らと抗争行動をともにする参加者たちは、行動が成功した後の経済利益を享受する）上に、さらに何らかの政治的利益があるということもできない。名望上の受益を獲得する可能性があるが、かえって「上訪敗家」（陳情した

為に家を潰す)、「槍打出頭鳥」(政府が積極分子だけを懲罰する)という巨大な危険を一人で引き受けなければならない。そのため、一般の人は皆頭角を現すことを願わない。ほぼ全ての草根領袖が表舞台に出る時(運動を指導する時)、その頭の上には、ダモクレスの剣が掛かっている。

もう一方では、草根領袖自身は郷村社会の一員である。郷村の生存境遇の中に、彼らは或いは自身が利益の直接の被害者であり、或いは被害農民の利益となんらかの緊密な関連がある。彼らそのものは民衆の為に発言すると同時に、加えて自身の為に発言する。その次に、集団抗争行動の領袖として、彼らはもとより巨大な危険を引き受けなければならないが、その抗争の過程とその事後、さらに民間に巨大な名望を獲得する可能性がある。彼らそのものは公益の為に奔走すると同時に、私人の利益が一つの動機であるということを否定することができない。この点から見ると、彼らの公心は決して純粋ではなく、かえってその間に私心があるという状況は常にあるのである。

さらに草根領袖は始終安全について焦慮している為に、集団の利益以外に、草根領袖は如何にして最大程度に自身の安全を保障するかということが、行動に介入する後に彼ら自身の特有の利益になった。行動の時、草根領袖はいつも衆人に向って彼らの犠牲を恐れざる決心と勇気を表す。ただ、草根領袖はほぼ皆非常に理知的な人間であり、彼らは単に集団抗争行動の成敗に関心を寄せるだけではなく、さらに必ず自身の安危を考えなければならない。だから、何らかの時に、草根領袖の目的と農民維権行動の目的に分離の生ずる可能性がある。

例えば、大河移民上訪の中で、草根領袖の許先生が地方官吏の「秋後算賬」(事件が終った後、地方政府が事件のリーダーに報復する)という危険に直面した時、彼の後期に組織した維権運動の主要目的は、もはや移民経済利益の最大化ではなく、「告官打虎」(「告官打虎、九死一生」、「告官」と「打虎」との危険性は同じである)によって地方官吏を倒す事を通じて上訪代表の安全を保障することにあった。もちろん、我々がまた見抜かなければならないことは、草根領袖の安全を保つという「私心」と民の代わりに発言する「公心」とは一緒に絡みあっているということである。

だから、我々は草根領袖が農民自主集団の代表であるという一面を見抜くべきであると同時に、さらに見抜くべきことは、ある条件の下で、また「農民領袖が農民に反する」というパラドックスが出てくる可能性があるということである。

(三) 維権運動中の順法性の二重性

維権運動の成敗を問わず、参加者あるいは傍観者に対していえば、みな重要な影響を与えているはずである。成功して抗争運動に参加することによって、たくさんの農民は権利と尊厳は賜与されるものではなく、闘争によって獲得するものだということを認識した。抗争政治の成功は彼らが抗争を習得し、経験教訓を汲み取り、彼らが抗争の信念を強め、彼らが抗争行動の技術を磨き、これによって次の抗争政治に召喚される基本群衆となることを激励する。抗争政

治は区内で拡大効果を生みだし、もっと多くの人びとの政治観念を変え、恐れずに抗争に参加させ、農民の基本権益と尊厳を維護することに対して有利な社会的政治的圧力を形成している。

ただし、維権運動から生み出された影響には他の一面がある、即ちかなりの程度の政治の日和見主義（機会主義）の発展を刺激したということである。その理由は、政府は常に「花銭買平安」（金を払って事件を解決する）という方法を以て運動を安定させようとするが、この方法は実際に何の法律的根拠もないため、実践の中で全て当事官員の個人判断によって行う。この政府行動は明確な原則性と規範性を欠き、多くの場合は「社会運動」の方式を採用して急速に遺留問題を解決する。その「法度之外、情理之中」（法律の範囲外、情理の中）の特殊な案件を処理する時、政府がお金を払う第一に重要な目標はただ矛盾を「擺平」（原則なしに解決する）しようということだけである。これは間違いなく、農民の中に存在する「小開小解決、大開大解決、不開不解決」（農民が少々抗争すれば、政府が少々問題を解決する。農民が激しく抗争すれば、政府がより真面目に問題を解決する。もし農民が抗争しなければ、政府は問題を全然解決しない）という日和見主義（機会主義）的な観測と行動傾向を助長した。だから、体制内の資源支持が欠乏する時、時として農民は故意に特殊時期と敏感地区を選んで、政府に向けて様々な適当なそして不適当な要求を提出し、或いは「纏訪」、「鬧訪」などの不正常な信訪現象によって、政府に逼って、政府を安定維持工作の圧力の下に譲歩させる。このような維穩工作から惹起され、助長された日和見主義（機会主義）は、単に社会矛盾を改善するコストを甚だしく増加するだけではなく、加えて真に社会公平を促進させることもできない。

（四）結論と討論

総じて言えば、若干の学者は中国の維権運動のメカニズムとその結果を分析する時、中国公民社会の成長と、公民権利の拡大と、公民資格の生産に多くの期待を寄せている。但し、正に私は『大河移民上訪的故事』と『氣与抗争政治』の中で表明したように、これらの期待の大半は「一廂情願」（自分の思いをそのまま信じる）ものである。中国農村の抗争政治と国家権威の間には簡単な対抗関係ではない。特に集団上訪について言えば、国家の規定された規則に従って行動しさえすれば、国家は禁止せず、甚だしい場合何らかの状況の下でなお民衆がこの種の行動を採用することを励ます。この点は、たとえ維穩政治学（現在中国の政治原則、全ての政治行動は社会平穩を維持する為の政治学）の高圧の下でさえ決して大きな変動がない。まさに裴宜理（perry）の指摘したように（「中国人的権利概念」、『国外理論動態』、2008年第2期。「中国式的“権利”観念与社会穩定」、『東洋学術』2008年第3期）、西洋学者の好きな「権利意識」という視角は決して当代中国の抗争政治にさほど適当ではない。彼女は、中国の伝統文化と接続する「規則意識」を以って当代中国抗争政治の研究モデルを建立すべきであると提唱した。私が『氣与抗争政治』の中で、「氣」を以って当代中国農村抗争政治を研究するモデルを建立しようとした理由は、また西洋の権利の視角と違いを出すためであった。ただ、これ

から幾つかの問題を検討しなければならない。

まず、当代中国農村の抗争政治と民主転型（モデルチェンジ）との間に、一体どのような関係があるのか？ 多くの西方学者の研究から見れば、社会抗争と民主転型との間には直接の関連がある。私は当代中国郷村の抗争政治と現代意義上の公民政治を等しいとすることに同意しないけれども、ただこうした抗争政治が公民政治やその民主転型との間にある種の複雑な関連があるかないかということはやはり一つの問題である。

その次に、同様に当代中国社会転型の背景の下で、農村の抗争政治と都市の抗争政治の間には、一体どのような重要な違いがあるのか。この両者は抗争の目標と、技術とメカニズムの上で様々の同じかもしくは似ている所がある。ただし都市の抗争政治は、より多くの外来組織の影響と、より多くの知識分子の指導と参与を受けている為に、より公民政治の影響に近づいているのではないか？

四 谷川先生の「現代中国農民維権運動の歴史的位置」について

周 飛 舟（凌 鵬 訳）

谷川先生は「現代中国農民の維権運動」を、伝統的な中国の国家と農民と関係の中に置いて、考察している、これは中国農民維権運動研究の視野を非常に拡大した。特に谷川先生が指摘した農民の「自立性」、及び農民と国家の「自立—依存」という複雑な関係は、「国家—社会」の二元対立の視角から農民運動を見るという単純な研究傾向を正し直すことに役立つ。あたかも谷川先生が指摘したように、伝統社会の農民の「自立性」は、土地の比較的均一的な占有、及び農村社会の宗族（士紳の自治構造、即ち「郷村共同体」）を前提とするものである。このような前提条件が消滅した後に、どのような新しい土台に基づいて現代性を具有する「自立」を形成するのかという問題は、農民維権運動を考察する鍵である。

谷川先生の提出した現代農民維権運動の「三つの特質」という論断、及び農民は「自己の自立性を自らの力で保障する」という見解について、なお更に十分な論証を加える必要がある。その十分な論証を実行する為に、ほかの二つの問題について考察する必要がある。

まず第一に、以前の伝統社会より改革開放の当代までの間に、なお三十年間（1949-1980）の毛沢東時代（或いは「人民公社時代」と称される）が存在し、注意しなければならない。この時代は中国農村に対して未曾有の改造を行った。農民の土地所有権は剥奪され、農村の伝統社会構造は非常に重大な破壊を被り、伝統的な農民の「自立性」の基礎は削除された。農民は完全に国家の計画経済に「依存」し、「沈滞して生きてきた」。谷川先生の説によれば、この時「国家と農民の相互依存システムが均衡を失い」、農民の「自立性」は極めて薄弱な状況となったといえる。但し、都市と農村が分離している二元経済体制の存在の為に、農村の工業化と都市化はいずれも未だ展開していなかった。農民は依然として農村地域に隔離され、農業生産を主業とした。農民は一種自立しない独立状態の中にいた。この時期において、農民は集団性の

精神を欠き、また法律意識も欠如していた。農村の社会生活は閉鎖的、利己的な停滞状態にあった。この種の状態は応星の著作『村庄審判史中的道德与政治：1951-1976年中国西南一個山村的故事』にはっきりと表現されている。この時代の新时期農民維権運動に対する影響に注意を払う必要がある。

次に、谷川先生は鋭敏に、新しい時期の「城郷統籌」（都市と農村の統一的な按配）という政策の重要性に注意し、郷村の都市化と市場化は農民維権に対して重要な影響を生み出したであろうと認識している。この点について私は完全に賛成している。但し、「城郷統籌」の政策とその実践の実質について、もっと十分に検討する必要がある。「新農村建設」でも「城郷一体化」でも、すべて地方政府が「土地財政」と「高速都市化」という政策方針の下で、農民の土地を剥奪するという地方の実践である。この実践の核心は、村落を消滅させ農民を「集中居住区」（高層の建物）に集中させるという方法を通じて、元来の農村の土地指標を都市に移し、都市化の進展を支持しようとする過程である。この過程は大きな社会矛盾を醸成した。村落の全面的な移転は全体村民の利益に影響する為に、そのため農民がこの機会に展開した維権行動は自然に集団性を持った。実に、近年の農民維権運動の主要な根源は、即ち「都市化」に伴う「失地」（農民が土地を失う）と村の移転である。但し、このような「集団性」は相当程度に「受動的」であり、「主動的」ではない。この他、村の移転と農民の「失地」は農村が元来有していた社会関係を破壊し、農民維権運動は何の意義の上に新たな「共同体」を形成しようとしたのかという問題も、慎重な考察が必要である。

五 結語

谷川道雄

応星・周飛舟の両先生は、いずれも私が中国農民の歴史的に一貫した存在様式を自立-依存という図式でとらえたことに対して、全面的な賛意を表明して下さいました。そしてその構想が今日の維権農民運動の意義を考える上にも有効であるとも評価していただいた。私は自分の拙い考えが、このように両先生の支持を受けたことに対し、限らない激励を感じる。それはつまりは、7月のシンポジウムの趣旨に賛同して頂いたことをも意味するものである。

私は現代の農民維権運動が農民の他者依存から自己依存へ転換する推進力であると考えているが、両先生はその原則を認めた上で、しかし実際にはそこへ容易に向い得ない現状があることを教示された。実態に触れることのできない私は、この現状を忠実に受けとめなければならない。私が自己依存というのは、農民が互いに連帯して地方政府の不法から自己の權益を守り、その自立生活を確保してゆく体制、ただそれだけのことであるが、それが如何に困難なことであるか、改めて運動の内面を知らされた思いである。

その問題の困難さを応星先生は運動のリーダーの心性の分析を通じて語られた。また、周飛舟先生は、目下進められている新農村建設が村落を消滅させ、都市化を推し進める政策だと論断された。その対象となった農民たちがその個々の拆遷に反抗したとしても、この政策そのも

のに反対することは不可能であるし、またそうした戦略も持ち合わせないであろう。従来の単純な土地収用にもこうした落差があったが、新農村建設はさらに農村の人と土地とをそっくり都市化してしまおうという政策である。「農民上楼」とよばれる古今未曾有の農村消滅政策には、農民ならずともその過激さに立ちすくまざるを得ないものがある。私はかねてから新農村建設に対して少なからぬ不安を抱いてきたが、周先生はそれが杞憂でないことをはっきりと証明された。

政治権力と農民とのこの力量の差は、今後どのような事態を生んでゆくのであろう。応先生の指摘される草の根のリーダーたちの立場の弱さの問題も、このことと直接に関わるであろう。

ここ数年、自家の拆遷に抗議して焼身自殺するという痛ましい事件が相次いでいるという。中央政府にも頼れず、各級人民代表にも頼れないばかりでなく、同村の人びとの支えも得られなかったのであろう。もし農民協会などの維権組織や本誌別稿で指摘した陝西省戸県蒼游郷の公道協会、あるいは河南省中牟県白沙鎮の聯戸代表組織のような地域共同体が存在して居れば、これらの悲劇は防ぎ得たであろうか。たとい現在は少数例であっても、今後可能な限り、農村内部にこうした自主的な力が生れ、発展強化してゆくことを希求するのである。

民の官の不法に対する闘いは、ひいては民自身の内面における闘いである。応・周両先生のご教導を今後とも心からお願いしたいとおもう。

古代朝鮮半島における仏教と対外関係

—高句麗・百済の仏教銘文を中心に—

赤羽 奈津子

はじめに

5～6世紀の中国は、南北朝の分裂期である。東アジアの中心であった「中華」の分裂は、周辺諸国に対する「中華」の影響力の弱体化を招き、周辺諸国の国家形成を促進した。やがて6世紀後半になると、朝鮮半島は高句麗・百済・新羅による本格的な三国鼎立期に入り、それぞれに自国の利害に基づく巧みな外交を展開していくことになる¹⁾。

当時、中国を中心とする対外関係において「仏教」が重要な意義を有していたことは、すでに河上麻由子氏の指摘するところである。河上氏は東晋から隋唐に至るまで、中国周辺諸国は中国国内における崇仏状況を把握した上で、皇帝や中国を仏教的概念に基づいて賛美し、仏教的文物を献上し、あるいは漢訳経典などの下賜を求めることで、対中国交渉を円滑に進めようとしたと述べている²⁾。

当然、朝鮮半島における仏教受容も当時の国際関係と無関係ではない。高句麗は372年に前秦より、百済は384年に東晋より仏教を受容している。一方、新羅は高句麗を介して仏教を受容し、群臣の反発を受けつつ528年に公認している。中国から直接仏教を受容していない新羅の状況は少々異なるものの、高句麗・百済の仏教は直接的に中国の影響を受けているといえる。

先行研究では、北朝と密接な関係を有した高句麗は北朝仏教（華北仏教）、南朝と密接な関係を有した百済は南朝仏教の影響を受けているとされる。ただし、百済は6世紀中葉に至るまで南朝偏重外交を展開しているものの、高句麗は南北朝に対して両面外交を展開している点には注意が必要である。

また、仏像様式に目を向けてみると、高句麗は南北両朝に対して頻繁に朝貢していたにも関わらず、一貫して北朝様式を維持し、南朝様式の影響は確認できない。また、南朝偏重外交を展開していた百済の仏像様式には、北朝様式の影響が見られる。問題は、なぜ仏像様式の受容

1) 当時、朝鮮半島と中国の交流が活発であったことは、文献史料はもちろん、朝鮮半島で発見される中国系遺物の分布からも窺える。山本孝文「百済遺跡出土の中国系文物と対中交渉」（『専修大学社会知性開発研究センター東アジア世界史研究センター年報』5, 2011）など参照。

2) 河上麻由子『古代アジア世界の対外交渉と仏教』（山川歴史モノグラフ23, 山川出版社, 2011）参照。

と当時の対外関係に差異があるのかという点である。

この問題を考察する上で参考となるのが、武末純一氏が指摘する日本列島における「外交の多重構造」である。武末氏は、弥生後半期には対馬と朝鮮半島南海岸地帯との日常的な交易活動が基礎にあり、その上に日朝両地域の「海村世界」³⁾での交易活動が展開し、更に上層部にツクシ政権の首長層と中国王朝や楽浪・帯方郡との外交活動が位置するという三重構造が形成されていたと指摘している⁴⁾。武末氏の指摘は、国家間の関係の基礎に地域間の交流が存在することを示唆している。

この「外交の多重構造」は、朝鮮半島と中国の関係にも敷衍することができると考えられる。そこで本稿では、朝鮮半島と中国の交流が活発になる5～6世紀、中国から直接仏教を受容した高句麗・百済の状況を中心に、国家間の交流と地域間の交流の関係性について考察していきたい。

Ⅰ 高句麗・百済の仏教受容

従来、高句麗・百済の仏教については、北朝との関係が密接だった高句麗は北朝仏教を、南朝との関係が密接だった百済は南朝仏教を受容したと理解されてきた。そこでまず、高句麗・百済の仏教公伝と、当時の対外関係について概観する。

高句麗への仏教公伝について、『三国史記』高句麗本紀 小獸林王には、

二年(372)夏六月、秦王 苻堅、使及び浮屠 順道を遣し、佛像・經文を送る。王 使を遣して廻謝し、以て方物を貢ず。……中略……四年(374)、僧 阿道 來たる。五年(375)春二月、始めて肖門寺を創り、以て順道を置く。又た伊弗蘭寺を創り、以て阿道を置く。此れ海東佛法の始なり⁵⁾。

とある。ここでは、前秦の苻堅(在位357～385)が高句麗に対して仏像・經典と僧の順道を派遣している。小獸林王(在位371～384)は、順道を肖門寺に、後にやってきた阿道を伊弗蘭寺に置き、これが「海東仏法の始」であるという⁶⁾。

仏教公伝以降、5～6世紀の高句麗は連年のように北朝に遣使し、東夷諸国の中でも最も重

3) 武末氏が規定する「海村」の条件は、漁具の出土数が農具より卓越していること、石包丁の出土数が一般農村の五分の一程度であることである。

4) 武末純一「三韓と倭の交流―海村の視点から―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』151, 2009) 参照。

5) 『三国史記』卷18高句麗本紀6小獸林王2年「夏六月、秦王苻堅遣使及浮屠順道、送佛像經文。王遣使廻謝、以貢方物。……中略……四年、僧阿道來。五年春二月、始創肖門寺、以置順道。又創伊弗蘭寺、以置阿道。此海東佛法之始。」

6) これ以前に高句麗に仏教が伝わっていたことは、『梁高僧伝』卷4義解1支遁に、支遁が高句麗僧に手紙を送ったことが記されていることから分かる。支遁は366年に死去しており、この書はそれ以前に送られたものと考えなければならないからである。小獸林王2年の仏教伝来記事は、国家レベルでの公伝であったと理解できる。

要視される国となった⁷⁾。ただ当時の高句麗が、直接国境を接する北朝との関係を重視したことは確かであるが、同時に南朝への朝貢も維持するという両面外交を展開している点には注意が必要であろう。

一方、百済への仏教公伝について、『三国史記』百済本紀 枕流王には、

(元年・384) 九月、胡僧 摩羅難陀 晋より至る。王 之を迎えて宮内に致らしめ、禮敬す。

佛法 此より始まる。二年 (385) 春二月、佛寺を漢山に創り、僧十人を度す⁸⁾。

とある。この記事から東晋から胡僧の摩羅難陀がやってきて、枕流王 (在位384~385) が彼を宮殿内に迎え、その後漢山 (現在のソウル特別市) に寺を建て、10人の僧を得度させていることが分かる。

百済仏教は、475年の熊津 (現在の忠清南道公州市) 遷都、538年の泗泚 (現在の忠清南道扶余郡) 遷都後に盛んになり、『周書』巻49 異域上 百済には「僧尼寺塔甚多、而無道士」と記されている。こうした百済の仏教興隆に大きく寄与したのが、聖王 (在位523~554) である。聖王時代の百済仏教は、特に南朝梁との関係が強調される⁹⁾。実際、この時期の百済は、472年に一度北魏に朝貢した¹⁰⁾以外、567年10月に北齊に朝貢するまで南朝偏重外交を展開している。また、聖王は倭と密接な関係を構築することに成功し、倭に仏教を伝えた¹¹⁾。

以上、高句麗・百済の仏教公伝と当時の対外関係を整理してみると、高句麗は北朝と密接な関係を有しながら南朝に対する朝貢を維持し、百済は南朝、とりわけ梁と密接な関係を有していた様子が看取できる。また、田村圓澄氏が高句麗の仏教受容は王を中心とする中央貴族の問題であり、民衆と直接関わりを持たなかったと指摘しており¹²⁾、国家間で授受された仏教の担い手は王・王族や貴族層であったと考えられる。

ところが、南北朝に対して両面外交を展開していた高句麗の仏像様式は、一貫して北朝様式を維持しており、南朝様式の影響は確認できない。一方、南朝偏重外交を展開していた百済の仏像様式には、北朝様式の影響が確認できるのである。

このような傾向は、仏像様式のみならず、そこに刻まれた銘文の形式からも窺うことができ

7) 高句麗と北朝の関係については、三崎良章「北魏の対外政策と高句麗」(『朝鮮学報』102, 1982)、井上直樹「高句麗の対北魏外交と朝鮮半島情勢」(『朝鮮史研究会論文集』38, 2000) など参照。

8) 『三国史記』巻24百済本紀2 枕流王「(元年) 九月、胡僧摩羅難陀自晋至。王迎之致宮内、禮敬焉。佛法始於此。二年春二月、創佛寺於漢山、度僧十人。」

9) 蘆田香融「東アジアにおける仏教の伝来と受容—日本仏教の伝来とその史的前提—」(『関西大学東西学術研究所紀要』22, 1989) など参照。

10) 『魏書』巻100百済や『三国史記』巻25百済本紀3 蓋鹵王に見える上表文から、472年の北魏朝貢に際して、百済は北魏に対して高句麗討伐を要請していたことが分かる。しかし、北魏は高句麗との関係が密接であるため、百済の要請を拒否している。

11) 日本の仏教公伝年次は、『上宮聖徳法王帝説』・『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』に依拠する538年説と、『日本書紀』に依拠する552年説があるが、いずれも聖王在位期間に相当する。

12) 田村圓澄『古代朝鮮仏教と日本仏教』(吉川弘文館, 1980), 7~9頁。

る。そこで次に、高句麗・百済の仏教銘文について整理していく。

II 高句麗・百済の仏教銘文の特徴

李裕群氏は、高句麗の仏像様式は、独自の「高句麗様式」を生み出すことがなく、一貫して北朝様式を保持し続けたと指摘している。また、高句麗の仏像様式は北朝都城區（洛陽・鄴）の仏像様式の変遷とほぼ一致し、更に定州や三燕地域の影響も受けている。これは北魏・東魏・北齊との頻繁な往来が、中原と高句麗の仏教文化交流を促進したためであると李裕群氏は述べている¹³⁾。

一方、百済の仏像様式は南朝の影響を強く受けていると考えられてきたが、そもそも南朝の仏像の出土例が少なく、「南朝様式」の実態が判然としないため、本当に南朝の影響を受けていたのか分からない。また百済の仏像様式については、北朝様式の影響が指摘されている。この点について、北朝仏像様式自体が多分に南朝様式の影響を受けたものと理解したり¹⁴⁾、北朝様式の影響を色濃く受けている高句麗を経由して受容したものと理解し¹⁵⁾、百済と南朝の密接な関係を示す文献史料との矛盾を合理的に理解しようとする見解がある。

しかし近年、百済仏像の北朝的要素については、百済が高句麗を経由せずに山東半島などと直接交渉することによって受容した可能性が指摘されている¹⁶⁾。これは、百済が正式に北朝との関係を成立させる前から、山東地域などとの関係を構築していた可能性を示唆している。

このような傾向は仏像様式のみならず、高句麗・百済の仏像などに刻まれた銘文からも窺うことができる。従来、高句麗・百済の仏教銘文については、そこに刻まれた「年号」が重要視されてきた。ほとんどの銘文には年号が刻まれているため、それを分析することで仏像の製作年代を特定することができるからである。しかも、その年号は朝鮮半島独自のものであったため、銘文の分析は主に年代比定を中心に進められてきた¹⁷⁾。

しかし、そもそも銘文の形式自体が多分に中国の影響を受けている点については、これまでほとんど注目されてこなかった。佐藤智水氏が指摘するように、中国における仏教造像銘は南北朝時代、とりわけ北朝において流行し、皇帝から庶民に至るまで幅広い層によって多くの像が作成された¹⁸⁾。そこにはしばしば造像主や供養者名、造像に至った経緯や願文などの銘文が

13) 高句麗の仏像様式における北朝様式の影響については、李裕群「高句麗仏教造像考—兼論北朝仏教造像様式对高句麗の影響」(『4-6世紀の北中国与欧亚大陸』科学出版社、2006) 参照。

14) 王志高・賈維勇「六朝瓦当的發現及初步研究」(『東南文化』2004-4) 参照。

15) 松原三郎『韓国金銅仏研究—古代朝鮮金銅仏の系譜』(吉川弘文館、1985) など参照。

16) 百済仏像における北朝様式の受容については、清水真澄「仏教美術に見る中国北齊と百済—日本への伝播を含めて—」(『博物館学年報』38、2007) に先行研究がまとめられている。

17) 李裕群前掲論文、李楽宮「高句麗仏教礼拝対象辨析」(『中国边疆史地研究』18-2、2008)、주수완「삼국시대 年號銘 金銅佛像의 제작연대에 관한 연구」(『韓國史學報』44、2011) など参照。

18) 佐藤智水「北朝の造像銘」(『北魏仏教史論考』岡山大学文学部研究叢書15、岡山大学文学部、1998)。

刻まれている。朝鮮半島の仏教銘文も、このような中国の状況を加味した上で分析する必要があると考えられる。

そこで、高句麗・百済の仏教銘文を整理すると、【表1】【表2】のようになる¹⁹⁾。この表から、高句麗・百済の仏教銘文の多くは、高さ5～20センチの小型金銅像に刻まれていることが分かる。中国南北朝期の金銅仏像の出土地域は河北・山東に集中しているという指摘があり²⁰⁾、高句麗・百済はこの地域の影響を受けた可能性がある。ただし中国の小型金銅仏像は、その台座に銘文が刻まれていることが多いのに対して、高句麗・百済の仏教銘文は光背に刻まれているという点に多少の差異が見られる。

佐藤智水氏は、北朝では造像供養がまず他界した肉親の追善供養のために行われ、小型金銅像は家庭内で供養礼拝されたものと指摘している²¹⁾。また村田靖子氏は、中国・日本の小型金銅像の多くは、個人的な念持仏であったと述べている²²⁾。高句麗・百済の仏像も多くが個人的な造像であり、奉為もまた「為肉親」という個人的なものが多いため、北朝と同様の状況であったと考えられる。

更に造像主に注目してみると、高句麗の「延嘉七年銘 金銅仏光背」は寺院や比丘を中心とする集団造像であり、「建興五年銘 金銅仏光背」は女性による造像である。これは、北朝における比丘の指導による集団造像の例や、そこにしばしば女性が参加している例と類似している²³⁾。

このように高句麗・百済の仏教銘文は、北朝造像銘の特徴との類似点が多い。南朝でも造像銘は確認できるが、出土例が少なく、また発見された地域も四川省成都市が中心である²⁴⁾。これが建康（現在の江蘇省南京市）を中心とする都城地域や、南朝全体に普遍的に広がっていた様式か否かという点は疑問であり、安易に比較検討することはできない。

初出「北朝造像銘考」『史学雑誌』86-10, 1977) 参照。

19) 銘文に刻まれた年号は、①中国王朝には見られない独自の年号を使用しているもの、②干支年を記すもの、③王の在位年を記すものの三種類に分類できる。③に該当する舍利龕・舍利容器はすでに百済のものであることがはっきりしている。①は、「広開土王碑文」など高句麗の石刻史料に表れており、「永楽」・「延寿」などの年号が確認できる。一方、百済の石刻史料は概ね②のように干支年のみを記している。高句麗・新羅の石刻史料にも干支年のみを記すものが存在するため、なお慎重な検討が必要であるが、本稿では独自の年号使用は高句麗、干支年使用は百済の銘文と分類しておく。

20) 佐藤智水前掲書、92頁、村田靖子『小金銅仏の魅力—中国・韓半島・日本—』(里文出版、2004) 145頁。

21) 佐藤智水前掲書、100頁。

22) 村田靖子前掲書、135～136頁。

23) 北朝においては「邑義」「法義」と呼ばれる在家信者集団が造像の中心となっている例が多く確認できるが、高句麗・百済においてはそのような在家集団が形成され、「維那」「邑主」などの役職設置による組織的な運営が行われていたかどうかは不明である。

24) 羅二虎氏は、成都地区の南朝仏像の源流を、長江下流域の建康を中心とするもので、北朝の石窟寺院とも一定の関連があると指摘しているものの、詳細は不明である。羅二虎「中国南方における仏像の新発見」(河森一浩訳、『東アジアにおける宗教文化の総合的研究—仏教美術・仏教学・考古学・歴史学分野—』佛教大学アジア宗教文化情報研究所、2008) 参照。

【表 1】高句麗の仏教銘文

名称	時代	造像主	尊像	奉為	高さ (cm)	幅 (cm)	出土地	所蔵
大和十三年銘 石仏像	449	不明	釈迦牟尼仏？	七世父母？	39.5	44.5	不明	東亜大学校 博物館
景四年銘 金銅三尊仏光背	511 571	比丘道□・ 那婁賤奴・ 阿王・阿琚	無量寿仏	亡師父母	15.5	9.2	黄北 谷山	国立中央 博物館
永康七年銘 金銅仏光背	491 551	不明	弥勒菩薩	亡母	21	15	平壤 平川	平壤市中央 歴史博物館
延嘉七年銘 金銅仏光背	479 539 599	比丘法類 (高麗國楽良 東寺主敬・ 弟子僧演・ 師徒卅人)	因現義仏	不明	16.2	8.1	慶南 宜寧	国立中央 博物館
建興五年銘 金銅仏光背	476 536 596	兒奄	釈迦牟尼仏 (釈迦文仏)	一切衆生	12.4	8.7	忠北 忠州	国立清州 博物館

【表 2】百済の仏教銘文

名称	時代	造像主	尊像	奉為	高さ (cm)	幅 (cm)	出土地	所蔵
癸未銘 金銅三尊仏光背	563	寶華	釈迦牟尼仏？	亡父 趙□人	17.5	7.8	全羅 (湖南)	漢城潤松美術館
百済昌王銘 石造舍利龕銘	567	妹兄公主	仏舍利	不明	74	50	忠南 扶余	国立扶余博物館
百済王興寺 青銅舍利容器銘	577	威徳王 (百済王昌)	仏舍利	亡王子	10.3	7.9	忠南 扶余	国立扶余博物館
甲寅銘 釈迦像光背	594	王延孫	釈迦牟尼仏	現在父母	31	17.8	不明	東京国立博物館
鄭智遠銘 金銅三尊仏光背	6世紀	鄭智遠	釈迦牟尼仏	亡妻趙思	8.5	3.8	忠南 扶余	国立扶余博物館
甲申銘 金銅釈迦像光背	不明	□□施	釈迦牟尼仏	不明	5.5	3	慶北 大邱	個人蔵

そこで次に、高句麗・百済の仏教銘文の詳細な録文を作成し、銘文自体の形式について北朝造像銘との類似・相違点について検討する。

III 高句麗・百済の仏教銘文録文

現在、写真などで確認できる高句麗の仏教銘文は5点、百済の仏教銘文は6点である²⁵⁾。以下の録文は『韓国古代金石文資料集』（高句麗・百済・楽浪篇、国史編纂委員会、1995）に掲載された各種の録文を参考に、写真で文字の確認を行いながら作成した²⁶⁾。以下、石刻史料に

25) 他に、百済の「甲午銘 金銅一光三尊仏像」の存在も指摘されているが、内容や字面などについて慎重な検討が必要と考えられるので、本稿では検討対象としない。鄭永鎬「百済와 中国南朝의 金銅一光三尊像에 관한 試論—百済 甲午銘 金銅一光三尊佛像의 新出을 계기로—」(『文化史学』35, 2011) 参照。

26) 写真に関しては、中吉功『新羅・高麗の佛像』（二文社、1971）、国立扶余博物館編『백제금동대향로

関しては文字の確認を優先するため、原文と書き下し文の双方を提示する。なお本文中の／は改行、□は欠字・不明文字を示し、句読点は筆者が補った。

1 高句麗の仏教銘文

①大和十三年銘 石仏像

□□大和十三年歳在／己巳，九月壬寅朔十九／日庚申，□□□□□□／□□功德三寶。□□□□除成。凡己□□成行，御古／□心□忍北不□□／□□□□功德，逮及七／世父母，□□□□，□□／衆生²⁷⁾，咸同□□。□□壽。／昔惡途□□之願□□／結地□□感慕□因／縁少佛□□□□□□／□文□佛像一□。□□□／□□□三寶出入口。

欠字が多く、内容の把握が困難であるため、書き下し文は提示しない。「大和十三年」は北魏の太和13年(489)と考えられ、年月日の干支も一致している。

②景四年銘 金銅三尊仏光背

景四年在辛卯，比丘道□²⁸⁾，共諸善知識那婁／賤奴・阿王・阿瑠三²⁹⁾人，／共造無量壽像一區。／願亡師父母，生生心中，常／值諸佛。善知識等，值／遇弥勒。所願如是。／願共生一處，見佛聞法。

【景四年 辛卯に在り，比丘道□，諸々の善知識 那婁賤奴・阿王・阿瑠三人と共に，共に無量壽像一區を造る。願わくは亡師父母，生生心中，常に諸佛に値わんことを。善知識等，弥勒に値遇せんことを。願う所は是の如し。願わくは共に一處に生まれ，佛に見えて法を聞かんことを。】

「景四年」は高句麗独自の年号と考えられ、干支の「辛卯」に該当する511年・571年が候補として挙げられている。1行目から順に縦書きで記されているが、最後の1行は上記の銘文の下に左から右へ記されている。

③永康七年銘 金銅仏光背

永康七年歳次甲……，／爲亡母，造弥勒尊像□／福³⁰⁾。願令亡者，神昇興³¹⁾□／慈氏三會

와 창왕명석조사리감』(통천문화사, 2000), 『고구려!—특별기획전』(특별기획전 고구려! 추진위원회, 2002), 文明大『관불과고졸미—三國時代佛教彫刻史研究』(예경, 2003), 鈴木靖民編『古代東アジアの仏教と王権—王興寺から飛鳥寺へ』(勉誠出版, 2010), 卞수완前掲論文, 鄭永鎬前掲論文に掲載されたものを参照した。

27) 北朝造像碑銘の例から「七世父母，因縁眷属，一切衆生」と復元できる。

28) □部分にははっきりした文字が確認できるものの，判読できない。

29) 従来，「五人」と判読され，比丘道□・那婁・賤奴・阿王・阿瑠の五人による造像と考えられてきた。しかし，写真を見ると「五」の縦画はほとんど確認できないため，「三」に改め，比丘道□と那婁賤奴・阿王・阿瑠という三人の善知識による造像と理解した。

30) 字画は「福」にしか見えないが，恐らく「弥勒尊像一區」を造ったことを意味していると推測される。

31) 従来，「覺」や「興」などと読まれていたが，「興」の異体字が最も近く，あるいは「兜」の異体字かもしれない。「兜」であれば，亡者が「兜率」に生まれ変わることを願ったものと理解することができる。

／之初，悟无生念³²⁾竟，必³³⁾提。若有罪，右願一時消滅。／隨喜者，等同此願。

【永康七年歲次甲……，亡母の爲に，彌勒尊像口福を造る。願わくは亡者をして，興口に神昇せしめんことを。慈氏三會の初，无生を悟りて究竟を念じ，必ず口提を早かにせん。若し罪有らば，右の願 一時に消滅せん。隨喜する者は，等しく此の願を同うせん。】

「永康七年」は西秦の年号としても確認できるが，高句麗が西秦をはじめ五胡十六国の年号を使用した例が確認できないため，高句麗独自の年号と考えられる。干支がはっきりしないため年代比定は困難であるが，491年・551年に比定される。

④延嘉七年銘 金銅仏光背

延嘉七年歲在己未，高麗國樂良／東寺主敬，弟子僧演，師徒卅人，共／造賢劫千佛流布。第廿九回現義／佛³⁴⁾，比丘法類³⁵⁾所供養。

【延嘉七年歲在己未，高麗國 樂良東寺主 敬，弟子僧演，師徒卅人，共に賢劫千佛を造り流布せしむ。第廿九回現義佛，比丘 法類の供養する所なり。】

「延嘉七年」は高句麗独自の年号と考えられ，干支から479年・539年・599年のいずれかに該当すると考えられるが，539年に比定されることが多い³⁶⁾。この像は，現在の慶尚南道宜寧郡という当時の高句麗の領域より南方で発見されているが，「高麗國樂良東寺」という語から平壤周辺で作成された可能性が高い。

⑤建興五年銘 金銅仏光背

建興五年歲在丙辰，／佛弟子清信女上部／兒奄，造釋迦文像。／願生生世世，值佛聞／法。一切衆生，同此願。

【建興五年歲在丙辰，佛弟子 清信女 上部 兒奄，釋迦文像を造る。願わくは生生世世，佛に値いて法を聞かんことを。一切衆生，此の願を同うせん。】

「建興五年」は高句麗独自の年号と考えられ，干支から536年・596年に比定される。ただし，これを536年に比定すると，先述の「延嘉七年銘 金銅仏光背」の年代と齟齬が生じるため，注意が必要である。この像は，現在の忠清北道忠州郡老隱洞で発見されたため，長らく百済の

32) 字画は「宥」に見えるが，最上の悟りを意味する「究竟」を指すと考えられる。

33) 『韓国古代金石文資料集』に掲載された録文では，「菩」と判読されている。意味としては「菩提」で正しいと考えられるが，写真を確認する限り，欠落していて文字は確認できない。

34) 「第廿九回現歳佛」と読まれることもあるが，字形から見ても「因現義佛」と読む方がよい。これは，竺法護訳『賢劫経』巻6八等品第19 (T14, 46a)によると，賢劫千仏第二十九位仏の名号である。

35) 「法」は「擡」，「類」は「穎」と読まれることもある。

36) なお，本稿では韓国国立中央博物館が所蔵する，韓国国宝119号の「延嘉七年銘金銅仏」を参照した。2002年12月から2003年3月までソウルで開催された「特別企画展 高句麗！—平壤から来た古墳壁画と遺物」で展示された「延嘉七年銘金銅仏」は，図録『고구려！—특별기획전』(前掲書)の写真を確認する限り，国立中央博物館所蔵のものとは全く別物である。光背の銘文は同文であるが，筆跡が異なり，後者の銘文では「第廿九回現歳佛」「比丘法穎」とははっきり刻まれていることを指摘しておく。

仏像と考えられてきた。しかし、「中原高句麗碑」の発見によって、この地が高句麗領であったことが明らかになってからは、高句麗の仏像と考えられるようになった。

2 百済の仏教銘文

①癸未銘 金銅三尊仏光背

癸未年十一月一／日、寶華爲亡／父趙□³⁷⁾人造。

【癸未の年十一月一日、寶華 亡父趙□人の爲に造る。】

「癸未年」は、威徳王10年（536）に比定される。

②百済昌王銘 石造舍利龕銘

百済昌王十三年太歳在／丁亥、妹兄公主、供養舍利。

【百済昌王十三年太歳在丁亥、妹兄公主、舍利を供養す。】

「百済昌王十三年」とは、威徳王13年（566）と考えられるが干支が1年ずれている。また造像主の「妹兄公主」については、威徳王の長男王子・威徳王の一番上の姉など諸説あり判然としない。

③百済王興寺 青銅舍利容器銘

丁酉年二月／十五日、百済／王昌、爲亡³⁸⁾王／子立刹。本舎／刹二枚、葬時／神化爲三。

【丁酉の年二月十五日、百済王 昌、亡王子の爲に刹を立つ。本と舍利は二枚なるも、葬時に神化し三と爲る。】

「丁酉年」は威徳王24年（577）のことと考えられる。「二月十五日」は涅槃經に見られる仏陀の入滅日（涅槃会）である。王興寺（現在の忠清南道扶余郡窺岩面新里）木塔址の心礎部分で発見されたことから、銘文中の「刹」とは「塔」を指すと考えられる。

④甲寅銘 釈迦像光背

甲寅年三月廿六日、弟子／王延孫、奉爲現在父母、／敬造金銅釋迦像一軀。／願父母乘此功德、現／身安隱、生生世世、不經／三塗、遠離八難、速生／浄土、見仏聞法。

【甲寅の年三月廿六日、弟子王延孫、奉じて現在父母の爲に、金銅釋迦像一軀を敬造す。

願わくは父母 此の功德に乗り、現身は安隱、生生世世、三塗を経ず、遠く八難を離れ、速かに浄土に生まれ、仏に見えて法を聞かんことを。】

東京国立博物館に所蔵される法隆寺献納宝物の中の一つで、所謂「四十八仏」に付随するものと考えられるが完全に一致する仏像はない。故に、製作地については日本・朝鮮半島など諸説ある。これを百済のものと考えれば、銘文中の「甲寅年」は威徳王41年（594）に比定される。

37) □部分には、はっきりとした文字が確認できるものの、判読できない。

38) 李道学氏は「三王子」と読んでいるが、やはり「亡」の異体字と考える方が適切である。李道学氏「〈王興寺址 舍利器 銘文〉分析을 통해 본 百济 威徳王代의 政治와 仏教」(『韓史研究』142, 2008) 参照。

⑤鄭智遠銘 金銅三尊仏光背

鄭智遠、爲亡妻／趙思、敬造金像。／早離三塗。

【鄭智遠 亡妻趙思の爲に金像を敬造す。早かに三塗を離れんことを。】

年代がはっきりしないものの、仏像様式から概ね6世紀のものと推定される。

⑥甲申銘 金銅釈迦像光背

甲申年……／□施、造釋迦像。／正遇諸佛、永／離苦利。

【甲申の年……□施、釋迦像を造る。正に諸佛に遇い、永く苦利を離れんことを。】

昭和初期に大邱において藤谷宗順氏が骨董商から購入したものとされ、現在の所蔵先は不明である³⁹⁾。現在、参照可能な写真は不鮮明であり、「甲申」についてもはっきり判読することができず、出土地も不明であることから年代比定は困難である。

IV 高句麗・百済の仏教銘文と北朝造像銘

先に示した高句麗・百済の仏教銘文の形式を概観してみると、概ね「年号」「月日」「造像主」「奉為」「尊像」「願目」の順に記述されており、佐藤智水氏が分類するところの北朝銘文のA型に類似している⁴⁰⁾。例えば、「北魏孝昌四年銘 金銅菩薩像」⁴¹⁾には、

孝昌四年三月十九日、佛弟子宗明、爲亡父母・師僧・一切衆生、造觀世□像一區。願離苦難、俱時成佛。

【孝昌四年（528）三月十九日、佛弟子 宗明、亡父母・師僧・一切衆生の爲に、觀世□像一區を造る。願わくは苦難を離れ、俱時成佛せんことを。】

とあり、また「東魏元象元年銘 石造交脚菩薩五尊像」⁴²⁾には、

元象元年四月八日、佛弟子 安東將軍 青光祿大夫 前熒陽太守 薛安顥、爲亡女魏氏、造玉像一區。願亡者、三途莫逕、八難勿歷、生〃之處、值佛聞法、一切衆生、咸同斯福。

【元象元年（538）四月八日、佛弟子 安東將軍 青光祿大夫 前熒陽太守 薛安顥、亡女魏氏の爲に、玉像一區を造る。願わくは亡者、三途 逕ること莫かれ、八難 歷ること勿かれ、生〃の處、佛に値いて法を聞き、一切衆生、咸な斯の福を同うせんことを。】

とある。これらの北朝造像銘と比較すると、高句麗・百済ともに北朝の銘文形式を受容していることが分かる。ただし百済の造像銘は干支年のみを記し、年号を使用していない点に特徴がある。

39) 中吉功前掲書、41頁。

40) 佐藤氏の提示する銘文形式A型は、①紀年・月日、②身分、③出自、④造像主、⑤発願の動機・経過、⑥奉為、⑦尊像、⑧願目の順に記されるものである。佐藤智水前掲書、80～81頁。

41) 松原三郎『中国仏教彫刻史研究一特に金銅仏及び石窟造像以外の石仏についての論考』（増訂版、吉川弘文館、1966）、249～250頁。

42) 松原三郎前掲書『中国仏教彫刻史研究』、253頁。

また、銘文中に使用されている語も、北朝造像銘との類似性が指摘できる。「常値諸佛」・「値佛聞法」・「早離三塗」⁴³⁾・「不經三塗」・「正遇諸佛」などの語は、先述の「北魏孝昌四年銘 金銅菩薩像」や「東魏元象元年銘 石造交脚菩薩五尊像」はもちろん、北魏から北齊時代の造像銘に多く確認できる。

更に、高句麗の「永康七年銘 金銅仏光背」には「慈氏三會之初」の語が確認できる。これは弥勒菩薩による「龍華三會」を指す。「北魏太和廿二年銘 金銅仏立像」⁴⁴⁾には、

大魏太和廿二年五月……肥如縣比丘僧……普貴。為父母，造弥勒尊像一軀。使父亡者生天，口語諸佛，口生西方妙洛國土，龍華化生，樹下三會說法。

【大魏太和廿二年（498）五月……肥如縣 比丘僧……普貴。父母の為に，弥勒尊像一軀を造る。父 亡者をして天に生まれしめ，諸佛と口語し，西方妙洛國土に口生し，龍華化生，樹下三會の說法にあらんことを。】

とある。また、「北魏正始三年銘 石像三尊像」⁴⁵⁾には、

北魏正始三年七月十三日，造石像一軀。願七世父母，所生父母，現在眷属，常与善俱。龍華三會，願在初首。所願如是。

【北魏正始三年（506）七月十三日，石像一軀を造る。願わくは七世父母，所生父母，現在眷属，常に善俱を与にせん。龍華三會，願わくは初首に在らん。願う所 是くの如し。】

とある。このような類似点から、高句麗・百済では北朝同様に輪廻転生思想を受容し、『弥勒下生経』に基づく弥勒信仰が浸透していたと理解されることがある⁴⁶⁾。

一方、北朝造像銘には「為皇帝陛下」「为国家」などの語が確認され、皇帝崇拝・鎮護国家意識が多分に表れている。佐藤智水氏は、北魏における仏教教団は民衆教化の方針として邑義なる信仰組織を結成し造像等の奉仏行事を奨励するなかで、皇帝に奉仕する仏教信仰を培養したと述べている。そして、北魏仏教は上からのおしつけの思想としてではなく、下から権力者を讃える思想として成立し、支配構造を支えるイデオロギーとして機能したという⁴⁷⁾。

翻って、高句麗・百済の仏教銘文を確認してみると、国王崇拝や鎮護国家に関する語句は確認できない⁴⁸⁾。その要因として小型の金銅仏が多く、刻むことができる文字数が限られている

43) 「三塗」とは、六道輪廻のうちの三悪趣（地獄・餓鬼・畜生）を指す。「早離三塗」などの表現は、六道輪廻自体から解脱するのではなく、三善趣（修羅・人間・天上）に生まれ変わることを願ったものと考えられる。

44) 松原三郎前掲書『中国仏教彫刻史研究』，238頁。

45) 松原三郎前掲書『中国仏教彫刻史研究』，239頁。

46) 文明大前掲書など参照。

47) 佐藤智水前掲書，119頁。

48) ただし、新羅文武王13年（673）に百済遺民によって作成されたと考えられる「癸酉銘 全氏石造阿弥陀三尊仏像」には、奉為と推定される箇所「国王大臣」の語が確認できる。

ことが影響している可能性もある。ただし、「東魏永安三年銘 金銅菩薩像」⁴⁹⁾には、

北魏永安三年四月八日，比丘道思，造觀音像一區。上為国主檀主，復為七世父母，所生父母。邊地衆生，一時成佛。

【北魏永安三年（542）四月八日，比丘道思，觀音像一區を造る。上は国主檀主の為に，復た七世父母，所生父母の為に。邊地衆生，一時成佛せんことを。】

とある。この像は高さ17.9センチの小型金銅仏であるが、銘文中に「国主」の語が確認できる。高句麗・百済の金銅仏もほぼ同程度の大きさでありながら、北朝のように皇帝崇拜・鎮護国家を意識した語が確認できない点は注意が必要であろう。これは、王や王族の造像である百済の「百済昌王銘 石造舍利龕銘」や「百済王興寺 青銅舍利容器銘」も同様で、鎮護国家を祈念するような語は確認できず、あくまで王・王族の個人的な願によって作成されていることが分かる。

以上、高句麗・百済の仏教銘文と北朝造像銘の類似・相違点について考察してきた。南北朝に両面外交を展開した高句麗，南朝偏重外交を展開した百済ともに、仏教銘文については形式から使用されている語句に至るまで、北朝の影響を強く受けている様子が看取できる。これは、当時の国家間の関係とは異なるルートによって朝鮮半島に入ってきた「仏教」が存在した可能性を示唆している。

南北朝期における金銅仏の出土地域の傾向や、高句麗・百済の仏像様式に対する北朝の影響を考慮すると、このような「仏教」は河北・山東地域との交流によって受容したものと理解できよう。

おわりに

高句麗・百済の仏教は、多分に中国の影響を受けている。従来、高句麗・百済の仏教受容については、仏教公伝時の状況から、高句麗は北朝仏教，百済は南朝仏教の影響を受けていると考えられてきた。

ところが、南北朝に対する両面外交を展開していた高句麗の仏像様式は、一貫して北朝様式を維持し、南朝の影響は確認できない。一方、南朝偏重外交を展開した百済の仏像様式には、北朝の影響が確認できる。仏像様式のみならず、こうした傾向は高句麗・百済の仏教銘文からも窺うことができる。高句麗・百済の仏教銘文は、形式から使用されている語句に至るまで、北朝造像銘との類似点が指摘できる。

一方、北朝造像銘には皇帝崇拜・鎮護国家を意識した語句がしばしば確認される。これは、支配構造を支えるイデオロギーとしての仏教のあり方を示したものと考えられる。北魏の場合、庶人をも包括する仏教の浸透には邑義と呼ばれる在家信徒組織が大きな役割を果たした。

49) 松原三郎前掲書『中国仏教彫刻史研究』、250頁。

しかし高句麗・百済では、在家信徒組織が形成されておらず、銘文中にも国王崇拝・鎮護国家を意識した語が確認できない。

このような高句麗・百済と北朝の差異を考察する時、国家間の交流によって伝わった「仏教」とは異なるルートで受容された「仏教」の存在が浮かび上がってくる。南北朝期における金銅仏の出土地の傾向や、高句麗・百済の仏像様式から考察するに、河北・山東地域との関係が示唆される。つまり、国家間の交流によって伝わった「仏教」の他に、地域間の交流によって伝わった「仏教」が存在したといえよう。

このような地域間の交流によって、高句麗・百済は仏像様式や銘文形式などを個別的に受容したと考えられる。銘文中に、国王崇拝・鎮護国家意識が表れていないのも、高句麗・百済では北朝における国家と仏教の関係をそのまま移植したのではなく、地域間の交流によって「様式・形式」という表面的な部分のみを受容した可能性がある。朝鮮半島において、仏教が国家を支えるイデオロギーとなるのは、あるいは高麗時代以降のことかもしれない。

当然、国家間の交流は王や王族・貴族を中心に展開したものと考えられるが、問題は地域間の交流の担い手がどのような人々だったのかという点である。

高句麗の場合、先述した金銅仏の造像主のうち、特権階級たる五部⁵⁰⁾の出身者は「建興五年銘 金銅仏光背」の造像主である上部出身の兒奄だけである。その他の造像主は官職名を帯びていないことから、民間の人々である可能性がある。百済の状況は判然としないものの、高句麗は、仏像様式・銘文様式について一貫して北朝様式を保持していることから、北朝からの流民がその担い手の候補となろう。高句麗は北朝と直接国境を接しているため、4世紀以降、北朝からの亡命者や流民を受け入れている⁵¹⁾。『北史』高句麗には、

天保三年(552)、文宣 營州に至るや、博陵の崔柳をして高麗に使し、魏末の流人を求めしむ。柳に敕して曰く、「若し従わざれば、以て便宜從事せよ」と。至るに及び、許されず。柳 張目して之を叱り、拳もて成(陽原王)を撃ち牀下に墜とす。成の左右 雀息して敢えて動かさず、乃ち謝服す。柳 五千戸を以て反命す⁵²⁾。

とあり、北魏末の混乱期に高句麗に流入した人々が存在したことが確認できる。このような

50) 高句麗五部については、那珂通世「朝鮮古史考一句麗の五族」(『史学雑誌』5-10, 1894)、池内宏「高句麗の五族及び五部」(『東洋学報』16-1, 1926)、三品彰英「高句麗の五族について」(『朝鮮学報』6, 1954)、今西竜「高句麗五族五部考」(『朝鮮古史の研究』国書刊行会, 1988。初版1937年。初出『史林』6-3, 1921)、白鳥庫吉「丸都城及国内城考」(『白鳥庫吉全集』3, 岩波書店, 1970。初出『史学雑誌』25-4・5, 1914)、川本芳昭「高句麗の五部と中国の「部」についての一考察」(『九州大学東洋史論集』24, 1996)など参照。

51) 五胡十六国時代、336年に前燕から佟壽(冬寿)・郭充、338年に後趙から封抽・宋晃・游泓、370年に前燕の慕容評、436年に北燕から馮弘が高句麗に亡命している。

52) 『北史』卷94高句麗「天保三年、文宣至營州、使博陵崔柳使于高麗、求魏末流人。敕柳曰、若不従者、以便宜從事。及至、不見許。柳張目叱之、拳擊成墜於牀下。成左右雀息不敢動、乃謝服。柳以五千戸反命。」

人々が高句麗における仏像・銘文作成の主体となったと推測することができよう。

このような状況から、朝鮮半島と中国の関係においても「外交の多重構造」が存在した様子が看取できる。国家間の交流の基盤にある地域間の交流とその担い手に関しては、当然、商業・交易活動や経済活動なども視野に入れて考察する必要がある。彼らの活動を明らかにすることで、国家の枠にとらわれない人口移動・人的交流の様相を知ることができると考えられるが、こうした点に関しては今後の課題としたい。

著者紹介（本誌掲載順）

〔特集〕 シンポジウム「現代中国農民運動の意義—前近代史からの考察—」
「内藤湖南研究会」「東アジアの歴史と現代研究会」《共同企画》

〔特別寄稿〕

〔研究ノート〕

●著者

- | | |
|-------|----------------------------|
| 谷川道雄 | 河合文化教育研究所主任研究員，京都大学名誉教授 |
| 高木智見 | 河合文化教育研究所研究員，山口大学教授 |
| 馬彪 | 河合文化教育研究所研究員，山口大学教授 |
| 葭森健介 | 河合文化教育研究所研究員，徳島大学教授 |
| 小林義廣 | 河合文化教育研究所研究員，東海大学文学部教授 |
| 小野泰 | 河合文化教育研究所研究員，京都府立北嵯峨高等学校教諭 |
| 大谷敏夫 | 河合文化教育研究所研究員，鹿児島大学名誉教授 |
| 吉尾寛 | 河合文化教育研究所研究員，高知大学人文学部教授 |
| 谷川道雄 | 前出 |
| 応星 | 中国政法大学社会学系教授 |
| 周飛舟 | 北京大学社会学系教授 |
| 赤羽奈津子 | 河合文化教育研究所研究員，龍谷大学研究生 |

河合文化教育研究所の研究スタッフ

◆主任研究員・特別研究員（50音順）

木村 敏〈精神病理学〉 谷川道雄〈東洋史〉 中川久定〈仏文学史・思想史〉
長野 敬〈生物学〉 丹羽健夫〈教育学〉 渡辺京二〈日本近代思想史〉

◆研究会

映画研究会（石原 開）
学習デザイン研究会（成田秀夫）
カブリ・ジオメトリ研究会（小林一路）
漢文訓読研究会（藤堂光順）
教育方法研究会（岡 文子）
経済研究会（公文宏和）
現代史研究会（里中哲彦）
現代社会と教育研究会（八木暉雄）
現代思想（立花 涼）
高等教育研究会（丹羽健夫）
国語教育の再構築（結城敦司）
差別問題研究会（菅 孝行）
女性論・男性論研究会（青木和子）
心身論研究会（木村 敏）
身体表現教育研究会（原田伸雄）
初等教育（熊崎智子）
生物学セミナー（榎原隆人）
世界史研究会（金 貞義）
大学基礎準備教育研究会（大竹真一）
地域言語（小森清久）
ドストエフスキー研究会（芦川進一）
内藤湖南研究会（谷川道雄）
20世紀国際政治史研究会（加藤正男）
日韓文化交流研究会（新井勝憲）
日本近代・思想史研究会（茅嶋洋一）
認知と記号研究会（柳原慎也）
東アジアの歴史と現代研究会（八箇亮仁）
廣松渉研究会（森永和英）
フロイト研究会（高橋義人）
メディアクロスサイエンス研究会（広川 徹）
エンターテイメント・メディア（小林貞弘）

* 敬称略（ ）内は各研究会の主宰者

編集後記

我々の『研究論集』はほとんど毎年特集記事を組んでいるが、この第10集では、去る7月に本研究所の主催で行われたシンポジウム「現代中国農民運動の意義—前近代史からの考察—」における報告を特集として刊行することにした。この企画の経緯や趣旨については、八箇亮仁氏の「はしがき」や谷川道雄氏の「趣旨説明を兼ねて」の中で縷々述べられているので、ここにくり返す必要はないだろう。ともあれ、個別の時代・地域・事象に引きこもりがちな当今の研究傾向からジャンプして、中国二千数百年の歴史を縦断し、現在進行中の農民運動の意味を考えようというわけである。個々の面では不備のそしりは免れないかも知れないが、読者におかれては、どうかこの微志をお汲み取りいただき、ご教示を賜りたいとおもう。

特に特集とは銘打っていないが、併載した「現代中国農民維権運動の性格をめぐって—中国専門家との交流記録—」は、このきわめてアクチュアルな問題について、中国学界との対話が実現した得がたい資料として自負するものである。しかもコメントをつけて下さった応・周両先生は、自立と依存という農民分析の方法的概念についても、賛意を表明して下さい。歴史理解の上で、事実そのものではなく、その方法について共通の認識が得られたのは、日中学術交流史上余りなかったこととは言えないだろうか。

河合文化教育研究所は、予備校の河合塾の附属機関だが、受験関係の業務から全く自由な研究機関である。それだけに何を研究するかは全て所属する研究者の人たちの志にかかっている。その複数の志が一つに凝集して、今回のシンポジウムを実現させた。3月以来の連続討論会、シンポジウム実施、そしてこの編集と、緊張の連続だったが、いまようやくその一連の作業が終って緊張が解け始め、新春に向けて本誌を学界に送りとどけることのできる喜びを感じる次第である。

(木下貞夫)

研究論集 第10集

2012年12月20日 第1刷発行

編集・発行 河合文化教育研究所

〒464-8610 名古屋市千種区今池 2-1-10
TEL (052)735-1706(代) FAX (052)735-4032

印刷・製本 (株)あるむ
